

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

第3期アクションプラン [政策編]
平成27年度(2015年度)～平成30年度(2018年度)

岩 手 県

目次

はじめに

1	プランの策定趣旨	1
2	プランの期間と位置付け	1
3	プランの構成	2
4	プランの推進	3

政策編

政策推進目標

～ 東日本大震災津波からの復興をゴールに向かって進めるとともに、ふるさと復興を軌道に乗せ、県民一人ひとりが希望を持てる「希望郷いわて」への道筋を確かなものとする。～

1	第2期アクションプランの成果と課題（政策推進目標の評価）	7
2	政策推進目標	11
3	岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方	14
4	政策編の構成	15
	－ 各政策項目の記載イメージ（様式）	16

I 産業・雇用 ～「産業創造県いわて」の実現～

◆	これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	20
◆	今後の方向性	21
1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	22
2	食産業の振興	26
3	観光産業の振興	29
4	地場産業の振興	34
5	次代につながる新たな産業の育成	37
5-2	科学技術によるイノベーションの創出	41
6	商業・サービス業の振興	44
6-2	中小企業の経営力の向上	47
7	海外市場への展開	52
8	雇用・労働環境の整備	55

II 農林水産業 ～「食と緑の創造県いわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	60
◆今後の方向性	61
9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成	62
10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	68
11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	79
12 いわての魅力あふれる農山漁村の確立	85
13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	91

III 医療・子育て・福祉 ～「共に生きるいわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	96
◆今後の方向性	97
14 地域の保健医療体制の確立	98
15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	107
16 福祉コミュニティの確立	115

IV 安全・安心 ～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	124
◆今後の方向性	125
17 地域防災力の強化	126
18 安全・安心なまちづくりの推進	130
19 食の安全・安心の確保	134
20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	137
21 多様な市民活動の促進	141
22 青少年の健全育成と若者の活躍支援	143
23 男女共同参画の推進と女性の活躍支援	146

V 教育・文化 ～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

◆これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	152
◆今後の方向性	153
24 児童生徒の学力向上	154

25	豊かな心を育む教育の推進	159
26	健やかな体を育む教育の推進	164
27	特別支援教育の充実	168
28	家庭・地域との協働による学校経営の推進	172
29	生涯を通じた学びの環境づくり	177
30	高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	180
31	文化芸術の振興	185
32	多様な文化の理解と国際交流	190
33	豊かなスポーツライフの振興	194

VI 環境 ～「環境王国いわて」の実現～

◆	これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	202
◆	今後の方向性	203
34	地球温暖化対策の推進	204
35	循環型地域社会の形成	209
36	多様で豊かな環境の保全	213

VII 社会資本・公共交通・情報基盤 ～「いわてを支える基盤」の実現～

◆	これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）	220
◆	今後の方向性	221
37	産業を支える社会資本の整備	222
38	安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	227
39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	233
40	社会資本の維持管理と担い手の育成・確保	239
41	公共交通の維持・確保と利用促進	243
42	情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進	247

— 資料編 —

1	目指す姿指標一覧表	253
2	復興関連施策一覧表	257
3	ふるさと振興関連施策一覧	260
4	「岩手の未来を切り拓く6つの構想」関連施策一覧表	265



はじめに

1 プランの策定趣旨

県では、これまで、いわて県民計画に掲げた「希望郷いわて」の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した第1期アクションプラン及び第2期アクションプランを定め、プランに基づいた施策の着実な実施を図ってきました。

第3期アクションプランは、第2期アクションプランの取組の成果を検証し、そこで明らかになった課題や、本県を取り巻く社会・経済情勢の変化などに的確に対応するため策定したものです。政策評価において十分な成果に結び付いていない施策等については、その要因や課題の分析を行うとともに、第3期アクションプランにおいて県民みんなの目指す姿や目標値を明確にししながら、「その実現のために何をすべきか」という課題解決型の政策体系を構築して、今後4年間に行うべき施策等を選択・集中して推進します。

また、東日本大震災津波からの復興に向け、平成23年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定したところですが、第2期アクションプラン同様、第3期アクションプランも、この復興計画と軌を一にししながら推進することにより、歴史や文化、伝統などに育まれた地域社会に根ざした復興、多様な主体の参画による開かれた復興を進めていくものです。

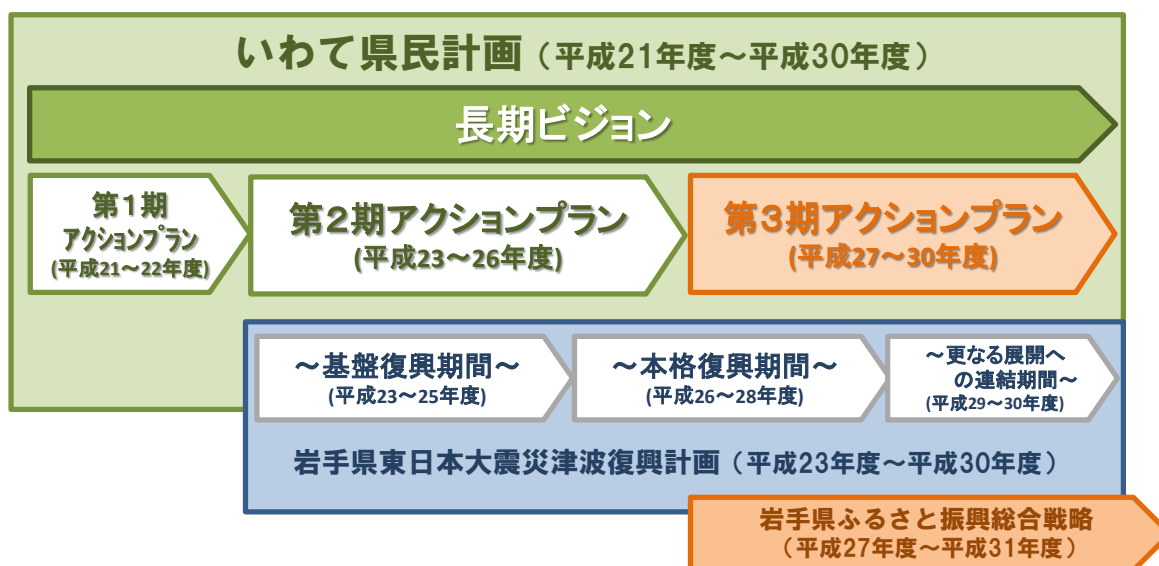
さらに、人口減少に歯止めをかけることを目的として平成27年10月に策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」（以下「総合戦略」という。）は、県政全般を対象とした「いわて県民計画」における関係する分野を展開するための計画と位置付けられ、第3期アクションプランに包含されるものであり、復興計画と同様にアクションプランと連動して一体的に推進していくものです。

いわて県民計画は、長期的な視点に立ち、地域の資源を活用した岩手のあるべき姿を示しているものであり、東日本大震災津波からの復興とふるさと振興を進め、その先にある「希望郷いわて」の実現に向けて、3つの計画を着実に推進していくものです。

2 プランの期間と位置付け

いわて県民計画第3期アクションプランの対象期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）の4年間です。

なお、復興計画は、この期間中、第2期（平成26年度～平成28年度）から、第3期（平成29年度～平成30年度）に移行することから、アクションプランにおける復興関連施策についても、復興計画の進捗を見据えるとともに、総合戦略の取組とも整合性を図りながら、復興とふるさと振興を着実に進めていきます。



第3期アクションプランは、いわて県民計画における最終期間の4年間を計画期間とすることから、これまでの成果と課題を踏まえ、長期ビジョンに掲げた「希望郷いわて」の実現に向けた取組の総仕上げを行うプランと位置付けられます。

このことから、まず、東日本大震災津波からの「本格復興」を、復興計画の総仕上げにつなげていくとともに、総合戦略とプランを一体的に推進し、人口減少に立ち向かうことで、復興とふるさと振興を進め、「希望郷いわて」の実現を目指していきます。

また、今後の4年間は、次の長期計画期間につながる期間でもあり、いわて県民計画の先を見据え、プランを推進していくことが必要です。

これまで、地域の活力を維持・向上させていくため、暮らしの基本となる持続的で安定的な経済基盤を構築する中であって、まず、経済的・物質的な「ゆたかさ」が求められてきましたが、これに加え、経済的な尺度では測ることのできない岩手ならではの「ゆたかさ」を育ていくことが大切です。

このため、第3期アクションプランでは、いわて県民計画の先を見据え、こうした観点による取組も取り入れながら、これまでの総仕上げを行います。

3 プランの構成

第3期アクションプランは、東日本大震災津波からの復興とふるさと振興を進め、さらには、その先にある「希望郷いわて」の実現に向けて、次の3編により具体的取組等を示します。

政策編	<p>長期ビジョンに示した7つの政策に基づき、優先的・重点的に取り組む42の政策項目について、地域社会の構成主体が一体となって取り組む「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」のほか、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」により示します。</p> <p>政策項目には、復興計画の「復興に向けた具体的取組」と、総合戦略の「ふるさと振興の具体的な取組」を盛り込んでおり、復興とふるさと振興の取組を一体的に推進していきます。</p>
地域編	<p>4広域振興圏の目指す将来像の実現に向けて取り組む重点施策について、地域社会の構成主体が一体となって取り組む「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」のほか、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」により示します。</p>
行政経営編	<p>長期ビジョンに示した「希望郷いわて」を支える県政運営の基本姿勢について、4つの基本方針ごとに「具体的な推進項目（取組内容、工程表）」により示します。</p> <p>なお、第3期アクションプランにおいては、政策編及び地域編を含めた「いわて県民計画」全体の目標達成を意識して、経営感覚をもって重要な課題に財源や人的資源を配分し、効果的・効率的に取り組む成果を挙げる「行政経営」の視点を重視し、「行政経営編」という名称で取組を推進していきます。</p>

4 プランの推進

(1) 県民をはじめ多様な主体と一体となった取組の推進

第3期アクションプランの推進に当たっては、県はもとより、「いわて県民計画」に掲げた「地域経営」の考え方を踏まえ、県民、企業、NPO、市町村など、地域社会を構成する多様な主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくことが重要です。

このため、県においては、東日本大震災津波からの復興におけるNPOやボランティア等が果たした重要な役割や、復興の過程で得られた新たな「つながりの力」などを踏まえ、多様な主体の動機付けや活動の促進を図る「プロモーション」を積極的に展開することにより、県と民間の協働を拡大する取組や民間力、地域力が発揮できる取組を一層推進していきます。

このような取組を通じて、多様な主体の参画によるプランの推進を図り、復興とふるさと振興を進め、「希望郷いわて」の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 第3期アクションプランの進行管理と弾力的な見直し

厳しい財政状況の中で、財源の確保に努めるとともに、計画の実効性を高めていくためには、立案した計画に基づき、施策を着実に実施し、その評価を通じて、次に実施する施

策を見直していくことが重要です。

このため、プランの進行管理に当たっては、別図に示した政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

県民みんなが一緒に行動し、実現させていく計画とするため、具体的な取組、事業の企画・立案に当たって、県民の皆さんからアイデアを募集するなど、県民の皆さんの政策づくりへの参画を進めていきます。

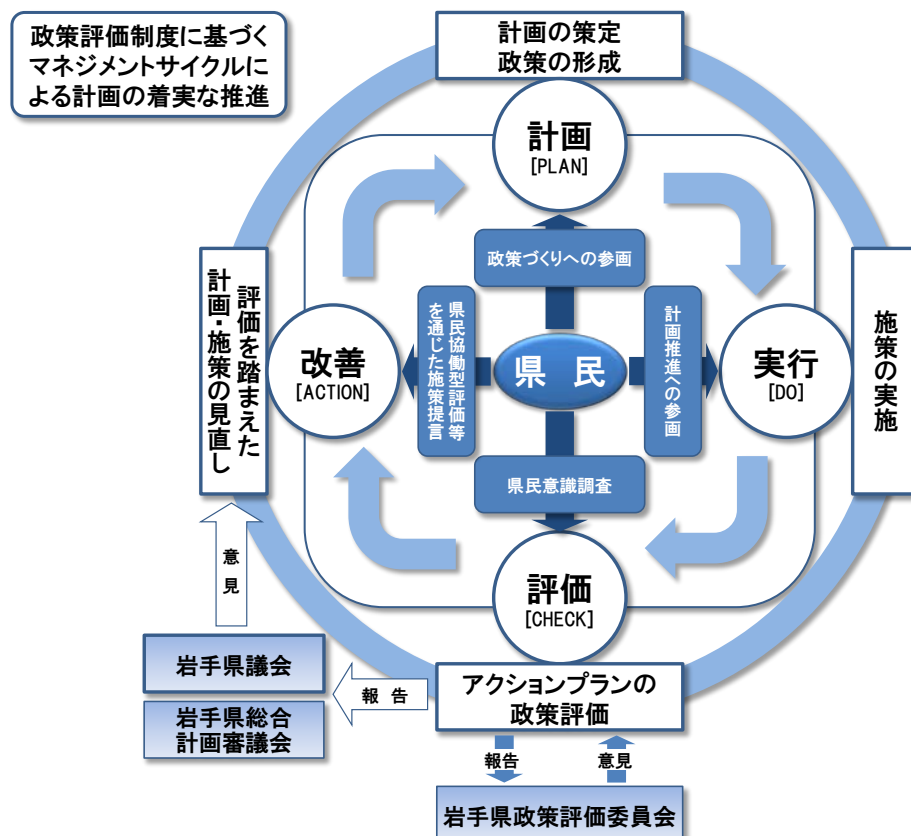
また、県民視点に立った計画の進行管理とするため、毎年度実施する「県の施策に関する県民意識調査」を活用し、計画に掲げる政策項目ごとに県民の皆さんが考える「重要度」、「満足度」及び「ニーズ度」を把握し、その結果を施策の見直しに反映させます。

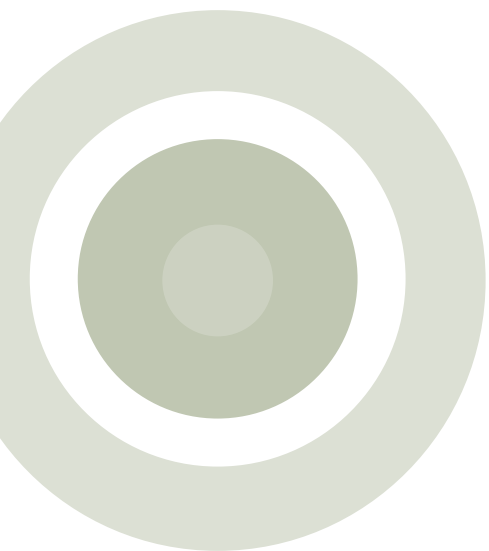
さらに、県が自ら行う内部評価とは異なる視点と仕組みで、NPO等の民間の方々が、より県民の実感に近い視点で県施策の評価、政策提言を行う「県民協働型評価」を進めていきます。

こうした取組に加え、「希望郷いわて」の実現をより確かなものとするため、県民の幸福を追求する自治体として、岩手ならではの「ゆたかさ」に着目し、これまでの政策評価に新たな視点として「幸福に関する指標」を導入していくための研究・試行にも取り組んでいきます。

政策評価の結果については、外部の有識者で構成する岩手県政策評価委員会の意見を伺うとともに、県議会や岩手県総合計画審議会に報告し、政策評価等を踏まえた課題やその解決方向などについて、幅広く意見を伺います。

プランについては、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していきます。





政 策 編





政策推進目標

1 第2期アクションプランの成果と課題（政策推進目標の評価）

第2期アクションプランでは、東日本大震災津波からの復興を進め、第1期アクションプランにおいて緊急かつ重要な課題と位置付けた「雇用の維持・創出」、「地域経済の活性化」、「地域医療の確保」に引き続き注力しながら、県民の「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」を守り、復興の取組を地域の振興につなげていく期間と位置付け、特に重点的に取り組む政策推進目標とそれを具体的に示す6つの目標を掲げ、「希望郷いわて」の実現に向けた政策等を推進してきたところです。

（政策推進目標）

**東日本大震災津波からの復興を進め、本県の地域資源を生かし、
県民の「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」を守る**

- **人 口**：地域活力の低下をもたらす人口の社会減を減らす。
- **県民所得**：国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小する。
- **雇用環境**：求人不足数を改善する。
- **地域医療**：病院勤務医師数を増加させるとともに、医療機関の診療時間外において適正な受診行動を実践する県民が増えるようにする。
- **再生可能エネルギー**：県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合を増やす。
- **防 災**：安全・安心な社会基盤の整備を進め、地域の防災力を高めるとともに、防災文化を醸成する。

また、県では、政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第8条の規定に基づき、いわて県民計画アクションプラン（政策編）を対象として、政策評価を実施しています。

平成27年11月に実施した政策推進目標に係る評価の結果は、次のとおりです。

6つの目標のうち「人口」については、平成24年以降、人口の社会減が2千人台で推移したものの、平成27年は4千人台となりました。県では「岩手県ふるさと総合戦略」を策定したところであり、県民、企業、NPO、市町村など、県民総参加で必要な施策を推進していく必要があります。

「県民所得」については、4年連続のプラス成長となりました。また、県民所得と国民所得の乖離は縮小しており、比較可能な平成13年以降で最も乖離が縮小していますが、依然として乖離があることから、引き続き、本県の特性を生かした産業振興等に取り組む必要があります。

「雇用環境」については、求人不足数は大幅に改善したものの、正規雇用の拡大、沿岸地域の建設業、水産加工業を含む食品製造業などにおける人材確保や若年者・障がい者など特に支援が必要となっている者への支援が課題となっていることから、引き続き、雇用・労働環境の整備のため、「長期的な雇用の創出・拡大」、「被災地における人材の確保・就業支援」、「特に支援が必要な者に対する支援」の3つを柱とした雇用の創出と就業支援に取り組む必要があります。

「地域医療」については、医師養成・招聘等による取組により、人口10万人当たりの病院勤務医師数は増加していますが、医療を担う人材は依然として不足している状況にあることから、引き続き、人材確保に向けた取組を進めるとともに、地域の医師の確保と適正配置、被災地域の新たなまちづくりに連動した医療機関の整備支援などを進めていく必要があります。また、関係機関と連携しながら、県民に対し、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を促していく必要があります。

「再生可能エネルギー」については、県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合が上昇しています。引き続き、風力発電導入構想の具体化に向け、事業者や市町村等と連携して取り組むとともに、地域に根ざした取組が増加するよう、「いわて再生可能エネルギーポータルサイト」を活用した情報発信や、セミナー等の開催による普及啓発、機運醸成に取り組む必要があります。また、災害にも強い自立・分散型エネルギー供給体制の構築も進めていく必要があります。

「防災」については、復興支援道路や県立学校の耐震化等が着実に進展しています。引き続き、復興道路等、津波防災施設、災害防止施設等の早期整備を図り、住宅・学校施設等の耐震化を進めていく必要があります。また、県民が自らの身を自ら守る意識の醸成や地域の安全を地域が守る体制の整備及び実効的な防災体制の整備について、関係者が連携・協力して取り組んでいくことにより地域防災力の強化に努めていく必要があります。

(参考：岩手県東日本大震災津波復興計画)

県では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とする「岩手県東日本大震災津波復興計画」を平成23年8月に策定し、これまで、その具体的な施策や事業等を定めた「復興実施計画」に基づき、復興に向け取り組んできました。

(復興の目指す姿)

いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

■「安全」の確保

津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全を確保する。

■「暮らし」の再建

住宅の供給や仕事の確保など、地域住民それぞれの生活の再建を図る。

医療・福祉・介護体制など、生命と心身の健康を守るシステムの再構築や、地域コミュニティ活動への支援などにより、地域の再建を図る。

■「なりわい」の再生

生産者が意欲と希望を持って生産活動を行うとともに、生産体制の構築、基盤整備、金融面や制度面の支援などを行うことにより、地域産業の再生を図る。

地域の特色を生かした商品やサービスの創出や高付加価値化などの取組を支援することにより、地域経済の活性化を図る。

復興実施計画については、毎年度、取組状況等を「いわて復興レポート」として取りまとめており、平成27年7月に取りまとめた取組状況等は、次のとおりです。

「安全の確保」については、災害廃棄物の処理が終了し、被災した防潮堤など海岸保全施設の復旧・整備は、134箇所のうち、平成26年度末までに25箇所の整備を完了しました。復興まちづくり（面整備）では、市町村の復興まちづくり計画に基づき事業を予定するほぼ全ての地区で事業認可や大臣同意が得られ、宅地供給予定8,237区画のうち、1,012区画が完成しています。交通ネットワークは、平成26年4月に三陸鉄道が全線運行再開し、JR山田線（宮古―釜石間）は復旧工事に着手、完成後に三陸鉄道への運営引き受けが決定しています。また、災害に強い幹線道路ネットワークとしての復興道路が全線事業化され、順次供用を開始しています。引き続き、関係機関と連携を図りながら、海岸保全施設の復旧・整備、復興まちづくり（面整備）や災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築などを促進していく必要があります。

「暮らしの再建」については、応急仮設住宅を平成23年8月中旬までに整備するとともに、災害公営住宅の整備に取り組み、県と市町村を合わせた整備予定のうち、平成26年度末までに約6割で着工し、約3割の1,525戸が完成しています。また、被災した医療提供施設の移転・新築を支援し、12施設が恒久的医療施設に移行したほか、県立大槌病院と山田病院の移転整備工事に着手しています。被災した県立学校は全てが復旧し、休止中の1校を除く私立学校の全てが復旧しています。引き続き、災害公営住宅の整備、被災した3県立病院の移転整備や市町村立学校等の早期復旧、新たなまちづくりを踏まえた地域コミュニティの形成などを推進していく必要があります。

「なりわいの再生」については、水産業分野では、県内全ての魚市場が再開し、水揚量は回復傾向にあります。農林業分野では、県産牛乳・牛肉の安全性確保のための牧草地除染は全て完了し、木材合板工場等の復旧・整備は全て完了しています。商工業分野においては、仮設店舗を整備するとともに、事業者の二重債務の解消やグループ補助、制度融資等による支援に取り組み、一部再開を含めると被災事業所の約8割が事業を再開しています。観光分野では、沿岸観光の再生支援、震災学習を中心とした教育旅行誘致などに取り組みました。引き続き、県産農林水産物等の安全・安心のアピール、知名度向上や消費拡大対策、グループ補助金等の活用による本設への円滑な移行、二重債務対策や融資制度の活用、市町村のまちづくりの進捗に合わせた地域商店街の再生、三陸ジオパーク等の地域資源を組み合わせた旅行商品の造成などを推進していく必要があります。

2 政策推進目標

岩手県は、東日本大震災津波からの復興に当たり、「一人ひとりの幸福追求権を保障すること」、「犠牲者の故郷への思いを継承すること」を2つの原則とし、被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を目指してきました。

復興は、今、基盤復興の成果を土台に、本格復興のステージに移行しており、ピークを迎える社会資本の復旧・復興を迅速に進め復興の量を確保していくとともに、心と体の健康の問題や、地域に根差したコミュニティの再生、まちのにぎわい創出など、復興の質の向上に努めながら、復興計画の総仕上げにつなげていく必要があります。

また、岩手の復興と並ぶ喫緊の課題が、ふるさと振興です。

岩手県は、全国的な人口減少の背景にある「働きにくさ」「結婚しにくさ」「子育てのしにくさ」などのあらゆる「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、岩手への新しい人の流れを生み出す「ふるさと振興」を展開するため、平成27年10月、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を策定しました。

ふるさと振興は、中小企業を中心とした地域の経済構造や、農山漁村に見られる域内経済循環の仕組みなどの岩手の地域特性を踏まえた商工業、農林水産業の振興などを図るとともに、就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援を展開することにより、岩手で住みたい、働きたい、帰りたいという人々の希望に応え、子供からお年寄りまで、あらゆる世代が生き生きと暮らす岩手を実現するための取組です。

このように、復興とふるさと振興の取組は、今を生きる県民の切実な要望に応え、県として、今、目の前にある課題を解決する取組に他なりません。

こうした考えに基づいて、第3期アクションプランにおいては、『東日本大震災津波からの復興をゴールに向かって進めるとともに、ふるさと振興を軌道に乗せ、県民一人ひとりが希望を持てる「希望郷いわて」への道筋を確かなものとする』ことを政策推進目標に掲げます。

そして、この政策推進目標を具体的に示すものとして、政策評価結果から導き出されたこれまでの成果と課題を踏まえ、次の7つの目標掲げます。

まず、「人口」については、総合戦略に掲げた「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」の3つの柱に基づく取組を総合的に推進し、「人口の社会減を減らすとともに、出生率を向上させる」ことを目指します。

また、全国的に男性の有配偶率が、年収が高いほど高く、正社員に比べて非正規雇用の場合に低いことなどが指摘されており、岩手においても、子育て世代の所得の低迷や、雇用形態別の有配偶率で正規職員・従業員の割合が高くなるなどの傾向がみられます。

さらに、求人不足から人手不足へと雇用に関する課題が転換する中、今後は労働環境の改善をはじめとした雇用の質の向上を図っていくことがより重要であり、県内企業の労働生産性を上げ、「県民所得」の向上を図ることや、正社員の有効求人倍率を高めていくなど「雇用環境」の向上を目指します。

加えて、県民の健康的な暮らしを支える「地域医療」の充実や「こころと体の健康」づくり、岩手が持続可能な地域であり続けることができるよう、「再生可能エネルギー」の導入促進や、

「防災」に関し安全・安心な社会基盤の整備と地域防災力の強化、防災文化の醸成を目指すものとし、これらの目標については、関連する個別の政策の推進はもとより、アクションプラン全体を推進していくことにより達成を目指します。

(政策推進目標)

東日本大震災津波からの復興をゴールに向かって進めるとともに、ふるさと振興を軌道に乗せ、県民一人ひとりが希望を持てる「希望郷いわて」への道筋を確かなものとする

■人口：人口の社会減を減らすとともに、出生率を向上させる。

本県における人口の社会増減（県外からの転入者数と県外への転出者数の差）は、平成19年から平成25年まで6年連続で減少幅が縮小してきましたが、平成26年は再び拡大に転じ、平成27年は△4,096人と更に拡大しています。また、本県の自然増減（出生数と死亡数の差）は、出生数の減少と死亡数の増加により平成11年に減少に転じて以降、その減少幅が拡大しており、平成26年度は△7,273人となっています。

人口の減少は、地域の経済やコミュニティなどに大きな影響を与えることから、総合戦略に掲げる目標（平成32年に社会減ゼロ、平成31年に合計特殊出生率を1.45以上）を踏まえ、社会減の縮小と出生率の向上を目指します。

■県民所得：国民所得に対する県民所得水準の乖離を縮小する。

本県の一人当たり県民所得の水準は、一人当たり国民所得に対し、平成25年度には94.8%となっており、平成23年度の86.6%、平成24年度の92.6%と比較して、乖離は縮小しています。こうした景気の回復の傾向を確かなものとするため、総合戦略に掲げる目標（平成31年に93.4%以上）を踏まえ、引き続き、産業振興をはじめ、一人当たりの労働生産性を上げ、所得の向上を促進する取組などを強化することにより、国民所得に対する県民所得水準の乖離の縮小を目指します。

※ 一人当たり県民所得

雇用人報酬と企業所得等を合計し、県の総人口で割って算出するものであり、地域全体の経済力を示す指標として広く使われています。

■雇用環境：正社員の有効求人倍率を高める。

本県全体の有効求人倍率は、震災復興関連需要や景気の回復などに伴い、平成22年以降改善傾向にあり、平成25年から平成26年にかけては2年連続で1倍を超え、求人不足から人手不足の状況に課題が転換しています。こうした状況を踏まえ、今後は、長期・安定的な雇用の創出、拡大など雇用の量の確保だけでなく、労働環境の改善をはじめとした雇用の質の向上を図っていくことが重要です。

このため、所得の向上に加え、正規雇用の拡大や、勤務時間をはじめとした処遇の改善など、安心して働き続けることのできる労働環境の整備を進める必要があり、代表する一つの指標として、正社員の有効求人倍率を掲げ、その向上を目指します。

■地域医療：病院勤務医師数を増加させるとともに、医療機関の診療時間外において適正な受診行動を実践する県民が増えるようにする。

平成 26 年の人口 10 万人当たりの医師数は 204.2 人、同じく人口 10 万人当たりの病院勤務医師数は 127.3 人と、いずれも平成 24 年に比較して増加しています。しかし、医師の地域偏在や診療科偏在など、依然として地域医療は深刻な状況にあることから、引き続き、医師の確保や病院勤務医の定着を目指します。

平成 25 年度の県内の二次救急医療機関（内陸部）における時間外に受け入れた患者総数は 111,721 人、そのうち当日帰宅患者の割合は 82.6%で前年度に比較してわずかに減少しているものの、近年はほぼ横ばいとなっていることから、病院勤務医師の負担軽減を図るため、地域医療を支える県民運動の取組などにより、引き続き、医療機関の診療時間外において適正な受診行動を実践する県民の増加を目指します。

■こころと体の健康：県民のこころと体の健康づくりを進め、全国的にも高位にある自殺死亡率と脳血管疾患など三大生活習慣病の死亡率を減少させる。

本県の自殺者数は、平成 15 年をピークに長期的には減少傾向にあります。人口 10 万人当たりの自殺者数（自殺死亡率）は、平成 26 年は全国の 19.5 に対し 26.6 であり、全国ワースト 1 となっていることから、今後も総合的な自殺対策を展開し、自殺死亡率の減少を目指します。

本県の三大生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患）の年齢調整死亡率は、年々減少傾向にあります。全国との差は大きく、特に脳血管疾患については、平成 22 年時点で男性が全国の 49.5 に対し 70.1、女性が全国の 26.9 に対し 37.1 と、男女とも全国ワースト 1 となっています。がんや心疾患についても総じて全国高位にあることから、県民の健康な生活を確保するため、特定健康診査・がん検診の受診促進や県民運動の展開等により、脳血管疾患など三大生活習慣病の年齢調整死亡率の更なる減少を目指します。

※ 年齢調整死亡率

高齢者が多い地域では死亡者数も増える傾向にあることから、人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するため、死亡率を一定の基準人口（昭和60年モデル人口）に当てはめて算出した指標であり、厚生労働省では、都道府県別・死因別の年齢調整死亡率を 5 年ごとに算出、公表しています。

■再生可能エネルギー：再生可能エネルギーの導入を促進し、再生可能エネルギーによる電力自給率を高める。

再生可能エネルギーの導入は、エネルギー使用割合の最も大きい電力を中心に進み、県内消費電力量に対する再生可能エネルギーの発電電力量は、気候による影響は受けるものの、平成26年度は18.9%と、平成25年度に比較して増加しています。低炭素社会や循環

型地域社会の形成、さらには災害等の非常時にも対応できる地域づくりに向けて、地域における省エネルギー活動や節電の取組を進めるとともに、地域が一定のエネルギーを賄えるような自立・分散型の電力供給の仕組みを構築していく必要があります。

そのため、本県に豊富に賦存する地域資源を活用し、住宅・事業所等への太陽光発電の導入や、風力や地熱などの大規模発電施設の立地促進など、県民や事業者、行政等が一体となって導入を進め、再生可能エネルギーによる電力自給率の増加を目指します。

■防 災：復興を進め、災害に強く、速やかに回復する安全・安心な社会基盤の整備や地域防災力の強化を推進するとともに、防災文化を醸成する。

東日本大震災津波からの復興を進めるとともに、県民の生命・財産を守る施設等のハード整備と避難体制の整備や地域防災力の強化等のソフト施策を効果的に組み合わせ、災害に強く、速やかに回復する安全・安心な県土づくりを全県的に進めることが重要です。このため、防潮堤等の復旧・整備や信頼性の高い道路ネットワークの構築、治水施設や土砂災害対策施設の整備、住宅・学校施設等の耐震化などを進めるとともに、洪水浸水想定区域等の公表を通じた避難体制の構築や、県民が自らの身を自ら守る意識の醸成、自主防災組織の組織率向上・活性化を目指します。

また、災害が発生した際のこころのケア対策や、安心して学べる環境づくりを進めます。さらに、学校教育において、東日本大震災津波を教訓とした「いわての復興教育」の定着を図るとともに、実践的な防災教育を実施することにより、防災意識の向上や避難行動を促す取組を防災文化として醸成することを目指します。

3 岩手の未来をつくる7つの政策の基本的考え方（長期ビジョンからの再掲）

I 産業・雇用

岩手の多彩な資源と知恵を生かした産業、地域や分野を越えた産業が展開されるとともに、一人ひとりの能力や、やる気を生かした雇用が確保されるなど「産業創造県いわて」の実現を目指します。

II 農林水産業

本県の地域経済社会を支え、持続的に発展できる農林水産業と、いきいきとした農山漁村を確立し、生産者や消費者がその豊かさ・恵みを実感できる「食と緑の創造県いわて」の実現を目指します。

III 医療・子育て・福祉

子どもから高齢者まで、また、病気や障がい等の有無に関わらず、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指します。

IV 安全・安心

多発する自然災害に対する防災力の強化や犯罪のないまちづくりの推進、食の安全の確保などに取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や市民活動の促進、次代を担う青少年の育成、男女共同参画の推進など、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現を目指します。

V 教育・文化

学校教育の充実、社会教育、生涯学習、スポーツの振興や国際交流の推進などにより、将来の岩手を担う人材を育成するとともに、多彩な本県の文化芸術をはぐくみ、創造・継承することで、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現を目指します。

VI 環境

全国有数の森林資源を有するなど、岩手の地域特性を踏まえた低炭素社会や、3Rを基調とした循環型地域社会が形成されるとともに、良好な環境の保全や自然との共生の取組が活発に行われ、将来にわたって豊かさを実感できるよう、「環境王国いわて」の実現を目指します。

VII 社会資本・公共交通・情報基盤

人口減少・少子高齢化が進行し、投資余力も限られる中で、社会資本の整備、利活用を効果的に進めるとともに、持続可能な公共交通体系の構築や、県民だれもがその恩恵を同じように享受できる情報通信基盤の整備など、「いわてを支える基盤」の実現を目指します。

4 政策編の構成

長期ビジョンに示した「希望郷いわて」の実現を目指し、岩手の未来をつくる7つの政策のもとに、42の政策項目を設定しています。

また、各政策項目の内容は、県民はもとより、NPOや企業、市町村、県など地域社会のあらゆる構成主体が一体となって実現する「みんなで目指す姿」や、その姿を表す「目標数値」を掲げた上で、その実現に向けて構成主体が取り組む「目指す姿を実現するための取組」と「役割分担」とともに、県が中心となって行う取組を「県の具体的な推進方策(工程表)」により示します。(16ページの様式(イメージ)を参照。)

各政策項目の記載イメージ（様式）

■政策項目 No.

■政策項目の名称

■ビジョンにおける7つの分野

5

I 産業・雇用

次代につながる新たな産業の育成

1 みんなで目指す姿

■目指す姿指標

平成30年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

新たなものとして研究開発や新技術導入に戦略的に取り組み、その成長産業が展開されています。

■みんなで目指す姿

ビジョンの「政策推進の基本方向」を踏まえ、平成30年度までの当該政策項目の目指す姿を記載しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎製造業の従業員一人当たり付加価値額	㉕758万円	㉖789万円	㉗821万円	㉘853万円	㉙885万円

【目標値の伸び率】製造業の従業員一人当たり付加価値額を伸ばすことを目指しています。

目指す姿をより体現する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。

年まで

現状値(H26)の欄の「㉕」等の標記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

現状

- 平成27年度から増加していること
- 平成28年度から増加していること
- 平成29年度から増加していること

■現状

当該政策項目を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなども用いながら具体的に記載しています。

工場や事業所ができ、地域経済が活性化してきており、69.1%となっており、高い付加価値や雇用の創出が期待されています。また、岩手大学等1,073校中27位であることをはじめ、独自の・先進的な研究開発の推進が期待されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

・岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と関連がある取組については「◆」を付しています。
 ・なお、「政策編」の巻末には、それぞれ「復興関連施策一覧表」「ふるさと振興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

主な取組内容

- ① 研究シーズの創出と育成 ☆ ◆ 海 次世代
 - ・大学等と連携し、次世代産業創出や震災復興に取り組めます。
- ② 新たな産業の「芽」の育成 ☆ ◆ 海 次世代
 - ・新・科学技術による地域イノベーション指針によるロードマップを作成します。
 - ・次世代自動車、海洋エネルギー産業などの次世代産業や震災復興への取り組みについて

・長期ビジョンの「岩手の未来を切り拓く6つの構想」と関連がある取組については、構想の頭文字「海 次世代 環境 元気 安心 ソフト」を付しています。

・なお、「構想」に示した「展開の方向」と、アクションプラン「政策編」に掲げた「主な取組内容」の対応を整理した一覧表を、「政策編」の巻末に記載しています。

【岩手の未来を切り拓く6つの構想】

1. 海の産業創造いわて構想…海
2. 次世代技術創造いわて構想…次世代
3. 環境共生いわて構想…環境
4. 元気になれるいわて構想…元気
5. 安心のネットワークいわて構想…安心
6. ソフトパワーいわて構想…ソフト

3 取組に当たっての協働と役割分担

次世代産業の創出のためには、産学官金が目標機関、県内企業等が、それぞれの強みを最大限に発揮する必要があります。

企業、大学等は、多様な技術シーズの創出や実用化とともに、技術レベルの向上や研究開発人材の育成に取り組みます。

■取組に当たっての協働と役割分担

「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

県以外の主体	(企業、大学等)	(産業支援機関)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用化・製品化へ向けた研究開発 ・ 多様なシーズの創出へ向けて研究開発 ・ 技術レベル向上への取組 ・ 研究開発人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官金連携のコーディネート活動の推進 ・ 国等の研究開発資金獲得支援 ・ 研究開発や事業化に向けた取組支援 ・ 知的財産の管理や活用の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業の支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官金の連携推進 ・ 研究開発及び事業の支援 ・ 研究開発基盤の整備 ・ 科学技術研究拠点化の促進 ・ 知的財産の創造・保護・活用の促進 		(公設試験研究機関) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤技術の研究開発の推進 ・ 産と学との橋渡し

■県の具体的な推進方策

県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 研究シーズの創出と育成 目標 ◎シーズ育成件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>57</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	57	41	42	43	44	有望な研究シーズの創出・育成														
H26	H27	H28	H29	H30																					
57	41	42	43	44																					
② 新たな産業の「芽」の育成 目標 ◎国等の競争的研究資金への応募件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>249</td><td>185</td><td>190</td><td>195</td><td>200</td></tr> </table> ◎加速器関連産業*（社）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>45</td><td>50</td><td>55</td><td>60</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	249	185	190	195	200	H26	H27	H28	H29	H30	-	45	50	55	60	7重点技術分野の協働によるロードマップ作成				
H26	H27	H28	H29	H30																					
249	185	190	195	200																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	45	50	55	60																					
	有力技術シーズの研究開発支援																								
	への参入支援																								
③ 次世代産業創出プロジェクトの推進 目標 ◎産学官連携研究件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>159</td><td>118</td><td>120</td><td>122</td><td>125</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	159	118	120	122	125	コバルト合金事業化支援														
H26	H27	H28	H29	H30																					
159	118	120	122	125																					
	県内企業の海洋エネルギー産業等への参入支援																								
	新たなプロジェクトの創出																								

具体的な推進方策の目指す姿をより体现する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

具体的な推進方策に関連する県の分野別、部門別の計画を記載しています。

関連する計画

- ・ 新・科学技術による地域イノベーション指針（計画期間 平成27年～平成30年）

※1 産学官金

従来の産学官による連携に金融機関（金）との連携を付加したもの。金融機関の果たす役割としては、研究開発を支えるためファンドを通じた資金提供や、特に製品・事業化に向けた企業等の資金需要に応えるための融資体制の構築が期待されている。

※2 加速器関連産業

加速器に関連する技術を利用した産業。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

産業・雇用

～「産業創造県いわて」の実現～

- | | |
|------------|--------------------|
| 政策項目No.1 | 国際競争力の高いものづくり産業の振興 |
| 政策項目No.2 | 食産業の振興 |
| 政策項目No.3 | 観光産業の振興 |
| 政策項目No.4 | 地場産業の振興 |
| 政策項目No.5 | 次代につながる新たな産業の育成 |
| 政策項目No.5-2 | 科学技術によるイノベーションの創出 |
| 政策項目No.6 | 商業・サービス業の振興 |
| 政策項目No.6-2 | 中小企業の経営力の向上 |
| 政策項目No.7 | 海外市場への展開 |
| 政策項目No.8 | 雇用・労働環境の整備 |



これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成27年11月に実施した「7つの政策」の「産業・雇用」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 国際競争力の高いものづくり産業の振興については、自動車関連を中心に産業の集積が進みましたが、今後は、県内各地域の産業・雇用基盤の強化や新産業創出の取組を推進するとともに、ものづくり人材の育成と定着を促進する必要があります。
- 食産業の振興については、食料品製造出荷額は回復基調にありますが、特に水産加工業において業績の悪化や顧客・取引の減少等を課題とする事業者が多いことから、商品開発から販売促進までの支援を強化するとともに、カイゼン等の生産性向上の取組を支援する必要があります。
- 観光産業の振興については、本県への観光入込客数は、県全体としては、大震災津波前の水準に回復しているところですが、沿岸地域への入込及び外国人観光客の入込の回復が遅れているため、対策が必要となっています。
- 地場産業の振興については、物産展等の開催やアンテナショップによる販売機会の提供、消費者ニーズの把握、情報発信を行うとともに、新商品開発支援を進めた結果、伝統産業に係る製造品出荷額は増加しましたが、担い手不足等の課題に対応するため、引き続き売上確保や販路拡大を支援する取組が求められています。
- 次代につながる新たな産業の育成については、産学官連携コーディネート活動を強化し、新たな産業創出につながる有望な研究シーズの育成や外部資金等を活用した事業化に向けた研究開発の促進が必要となっています。
- 商業・サービス業の振興については、経営力向上のための専門家派遣やいわて希望ファンドの活用を促進したほか、まちづくりプランの作成支援により、新たな商店街の構築に向けた取組が進んでおり、今後は、消費者ニーズに対応した商品・サービスの提供や、被災地における本設店舗での事業再開への支援が引き続き求められています。
- 中小企業の経営力の向上については、新たな事業活動など経営革新の取組や、被災事業者の事業再開が進んでおり、今後は、経営人材の育成や創業支援など中小企業施策を総合的・計画的に推進するとともに、被災事業者の事業再開を引き続き支援する必要があります。
- 海外市場の展開については、「いわて海外展開支援コンソーシアム」による支援や現地商談会の開催などの取組により県内企業の取引が拡大し、県産品輸出額が順調に伸びていることから、今後はさらに「いわて」ブランドを普及し販路拡大につなげる必要があります。
- 雇用・労働環境の整備については、震災関連復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、有効求人倍率は連続して1倍台となるなど着実に改善していますが、雇用機会の拡大、職業訓練等の就業支援、長時間労働の抑制や仕事と生活の調和に向けた働き方の見直しの推進、正規雇用の拡大や処遇の改善等を進めていくことが求められています。

今後の方向性

「産業・雇用」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「産業創造県いわて」の実現を目指していきます。

- 国際競争力の高いものづくり産業の振興については、自動車・半導体関連産業の一層の集積促進と競争力強化、県内各地域のものづくり企業の成長支援、新産業の創出等を推進するとともに、優れたものづくり人材の育成と地元定着の促進に取り組みます。
- 食産業の振興については、産学官金連携の協働体制である「フード・コミュニケーション・プロジェクト岩手ランチ」を活用した事業者間連携等を促進するとともに、売れる商品づくりや販路開拓をはじめ、水産加工業の復興に向けて、カイゼンなど生産性向上の支援強化に取り組みます。
- 観光産業の振興については、新たに世界遺産登録された「橋野鉄鉱山」をはじめ「あまちゃんレガシー」やみちのく潮風トレイルなどの地域資源を生かし、滞在型観光の確立を図るとともに、無料公衆無線LANや多言語表記など受入態勢の充実などにより、外国人観光客の誘致拡大を図ります。
- 地場産業の振興については、本県伝統的工芸品をはじめとする県産品が国内外の消費者に選ばれるよう、アンテナショップや物産展等を通じて情報発信していくとともに、多様なニーズを持つ消費者に向けて、県産品の新たな魅力づくりと、その魅力を生かしたライフスタイルを提案し、新たな購買層の開拓につなげていくための取組を進めます。
- 次代につながる新たな産業の育成については、新たなものづくり産業や地域資源を活用した産業創出に向け、産学官金の関係機関が連携し、多様な技術シーズの創出による新たな産業の「芽」の育成や次代のニーズを捉えた次世代産業創造プロジェクトの推進、国際的な研究拠点の構築に取り組みます。また、新・科学技術による地域イノベーション指針に掲げる7つの「重点的に推進する技術分野」を基本としながら、関係機関が総力を挙げ、地域資源を活用した新たな価値創造や次代の科学技術を担う人材の育成を進めるとともに、国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた環境整備や新たな産業振興への取組を進めるなど、科学技術による岩手発のイノベーション創出に取り組みます。
- 商業・サービス業の振興については、市町村や商工団体等と連携を図りながら、商業・サービス業者及び商店街の課題解決に向けたモデル的な取組への支援や、本設店舗への円滑な移行による被災地域商店街の再構築とその持続的な発展の支援を進めます。
- 中小企業の経営力の向上については、関係機関と緊密に連携しながら、経営の革新や円滑な資金繰りの支援、経営改善のサポート等に継続して取り組みます。また、平成27年4月に施行した「中小企業振興条例」に基づき、中小企業振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。
- 海外市場の展開については、経済発展により購買力の高まる東アジア地域を重点地域として、地方政府や事業パートナー等との関係を強化、活用しながら、県産品輸出等事業者の海外ビジネス展開に関する支援を進めるとともに、広域観光周遊ルートの構築や受入態勢の整備などにより外国人観光客の誘客を図ります。
- 雇用・労働環境の整備については、一人ひとりが能力を生かして希望する職に就き、健康で安心して働き続けることができるよう、各分野における雇用機会の拡大、職業訓練等の就業支援、長時間労働の抑制や仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し、正規雇用の拡大や処遇の改善等に係る企業の雇用・労働環境の整備の促進を図ります。

1

国際競争力の高いものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

高度な技術と優れた人材を強みとして、自動車・半導体関連産業の一層の集積と高度化に加え、県内各地の企業群による活発な事業活動が地域の産業・雇用に好循環をもたらすとともに、復興後の次なる展開にもつながる新産業・新事業が着実に成長するなど、国際競争力の高いものづくり産業が地域経済をけん引しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※ ¹ 等）の製造品出荷額	㊸15,362億円	㊹15,440億円	㊺15,650億円	㊻15,980億円	㊼16,300億円
【目標値の考え方】 自動車・半導体関連など、ものづくり関連分野の製造品出荷額について、4年間で約1,000億円の増加を目指すもの。					

現状

- 平成25年のものづくり関連分野の製造品出荷額は15,362億円と、主に自動車・半導体関連産業がけん引し、2年連続で大震災津波前年（平成22年）の水準を上回りました。今後も両分野を強固な柱としながら、これらに続く成長分野や地域の中核産業が発展し、ものづくり産業全体が県経済をより一層力強くけん引していくことが期待されます。
- 広域振興圏別の製造品出荷額（製造業全体）を平成22年と平成25年との比較で見ると、県南が11.8%と大きく伸長しているほか、東日本大震災津波の影響で一時大きく出荷額が落ち込んだ沿岸も、3.4%の伸びとなりました。一方、県央は2.7%、県北は0.6%とそれぞれ減少しました。県内各地での生産の回復・拡大に向け、ものづくり企業の活発な事業展開と、その効果の波及が求められています。
- 平成25年の本県製造業全体の従業者一人当たり製造品出荷額及び付加価値額は、全都道府県の中でそれぞれ32位と43位に留まりました。また、技術革新や情報化社会の進展により、今後、IoT^{※2}など製品やものづくりのプロセスにも大きな変化が生じることが予想されます。人口減少社会の進展も踏まえ、企業の生産性や付加価値の向上につながる取組を一層強化していくことが重要です。
- 本県では、従来から県内各地の地域ものづくりネットワーク^{※3}が中心となり、小学生から企業人までの各段階におけるものづくり人材育成を進めていますが、育成した人材の県外流出や、企業が求める高度技術者の不足等が課題となっています。今後、人材の育成から地元定着までの一貫した取組や、企業ニーズに対応した高度技術者の育成等の取組をより一層充実していくことが必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

自動車・半導体関連の一層の集積・高度化を図るとともに、県内各地域の中核的企業を中心とした「地域クラスター^{※4}」の形成及び新産業の創出に向けた取組を推進し、ものづくり産業全体の成長を促進します。

また、県内企業の「ものづくり革新」への対応を支援し、その生産性・付加価値の向上を促

政策項目 No. 1 国際競争力の高いものづくり産業の振興

進するとともに、「いわてものづくり産業人材育成指針」に基づき、企業ニーズに対応した優れたものづくり人材の育成と地元定着を推進します。

さらに、県内経済・雇用への高い波及効果をもたらす企業の一層の集積と県内企業の国内拠点化を推進し、地域産業の高度化に向けた戦略的な企業誘致に取り組みます。

主な取組内容

① 自動車・半導体関連産業の集積促進 ☆ ◆ **次世代**

- 自動車関連産業については、展示商談会の開催、設備投資への支援等を通じて、地場企業の新規参入や取引拡大を促進するとともに、次世代モビリティ開発に向けた研究開発や事業化等に対する支援を行い、一層の集積促進を図ります。
- 半導体関連産業については、中核企業のニーズと地場企業・大学等のシーズとのマッチングを進めるなど、県内の取引・協業等の一層の拡大を図るとともに、成長分野における事業連携や新事業創出に向けたコーディネートを強化し、中核産業としての成長力を高めます。

② 地域クラスターの形成促進 ◆

- 地場企業の技術高度化や新技術開発等の取組を支援し、国内外に一定のシェアを持つ県内各地の中核的企業と地場企業群とのサプライチェーン^{※5}構築につなげることにより、その成長拡大が地域経済に好循環をもたらす「地域クラスター」の形成を促進します。
- クラスター相互の技術・人材・情報の交流や事業連携等を促進することにより、新技術・新事業の連鎖的創出及び新たなクラスターの芽の育成を推進し、持続的な地域経済の発展を目指します。

③ 新産業の創出 ◆ **次世代**

- 医療機器関連産業の創出を加速するため、医工連携を促進するとともに、ニーズ・シーズの発掘から事業化に至るまでのコーディネート機能を強化し、関連機器開発や部材・加工技術提供を含めた関連分野への県内企業の参入と取引の拡大を促進します。
- ロボット、航空機、加速器関連など新たな産業分野への県内企業の参入を促進するため、企業間連携や産学官連携による関連技術開発、販路開拓等の取組を支援します。

④ 「ものづくり革新」への対応 ◆

- 三次元デジタル技術やIT^{※6}などを活用し、プロダクト（製品）とプロセス（生産技術）を高度化する「ものづくり革新」への県内企業の対応を促進するため、関連技術の導入、設計・開発、試作・評価など、試験研究機関等における各種支援機能を強化します。
- 企業の生産性や付加価値の向上に向けて、生産現場におけるカイゼン^{※7}、3S^{※8}、カラクリ^{※9}等の取組の全県的な普及浸透を促進します。
- 企業や個人などがより身近にものづくりに接し、アイデアの具体化や新たな価値の創造とともに、独創的な製品開発や起業にも結び付く、多様なものづくり風土の醸成を進めます。

⑤ ものづくり産業人材の育成 ☆ ◆ **ソフト**

- 小学生から高校生までの各段階に応じたものづくり教育や、地域ものづくりネットワークと連携した人材育成・キャリア教育を進めるとともに、人材の地元定着に向けた取組を推進します。
- 企業のニーズや成長分野の動向を踏まえ、金型、鋳造、三次元設計開発、IT・組込みソフトウェア^{※10}等の高度技術人材の育成を、高等教育機関等と連携して進めます。

⑥ 企業誘致の推進 ☆ ◆

- 製造業やIT関連産業などの製造・技術部門に加え、物流などの関連部門、さらには本社機能も視野に入れた総合的な移転や関連企業の誘致を推進するほか、企業間連携による事業拡大に向けた支援を通じて、県内企業の一層の拠点化を推進し、競争力の高い産業の集積を図ります。
- 企業が求める高度なスキルを有する人材と、県内の大学等高等教育機関の学生の求職ニーズとのマッチングを通じて、学生の県内定着を推進することにより、県内企業の持続的な発展を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

国際競争力の高いものづくり産業の振興に当たっては、産学官金の連携をこれまで以上に強化し、オール岩手で取組を進める必要があります。

このため、企業においては、技術力や生産性の向上、取引の拡大、企業内人材の育成、地元学生の新規雇用拡大等に取り組むとともに、県においては、教育研究機関や産業支援機関、市町村等と連携しながら、企業の競争力強化に向けた取組に対する積極的な支援、企業誘致、人材育成とその地元定着の取組など、ものづくり産業全体の成長を促す環境整備を行います。

	(企業等)	(教育研究機関・産業支援機関等)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 技術力や生産性の向上 取引拡大 企業内人材育成 地元学生の新規雇用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 技術力、経営力の向上支援 技術開発・取引拡大支援 産学官連携による人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の産業振興施策の企画・調整 企業誘致
県	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な産業振興施策の企画・調整 産学官金ネットワークの構築 企業の競争力強化に向けた取組への支援 企業誘致 人材育成と地元定着の取組 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
① 自動車・半導体関連産業の集積促進 目標 ◎地場企業の自動車関連取引成約件数(件)[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>165</td><td>190</td><td>215</td><td>240</td><td>265</td></tr> </table> ◎地場企業の半導体関連取引成約件数(件)[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>40</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	165	190	215	240	265	H26	H27	H28	H29	H30	40	50	60	70	80	技術商談会等の開催による参入・取引拡大の支援 研究開発、設備投資、人材開発への支援 専門アドバイザーによる改善指導 次世代自動車研究開発 取引あっせん、マッチング交流会など取引拡大の支援 半導体関連企業による成長分野との連携・協業促進
H26	H27	H28	H29	H30																	
165	190	215	240	265																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
40	50	60	70	80																	
② 地域クラスターの形成促進 目標 ◎重点支援するクラスター数(クラスター)[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>5</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	—	—	2	5	推進体制構築、支援機能の強化 サプライチェーンの構築支援 地場企業の技術高度化支援等の実施										
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	—	—	2	5																	
③ 新産業の創出 目標 ◎医療機器関連取引成約件数(件)[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>17</td><td>21</td><td>25</td><td>29</td><td>33</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	17	21	25	29	33	医療機器関連製品等の開発支援、事業化コーディネート等の推進 加速器関連分野へのものづくり企業の参入促進 ロボット・航空機関連研究の推進										
H26	H27	H28	H29	H30																	
17	21	25	29	33																	
④ 「ものづくり革新」への対応 目標 ◎創意工夫功労者賞応募企業数(社) <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	12	14	16	18	20	生産性・付加価値向上に向けた全県的な取組の推進 工業技術センター等における「次世代ものづくり支援機能」の強化 多様なものづくり風土醸成に向けた取組推進										
H26	H27	H28	H29	H30																	
12	14	16	18	20																	
⑤ ものづくり産業人材の育成 目標 ◎地域ものづくりネットワーク等と連携した工場見学への参加高校生数(人)[延べ] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,159</td><td>1,159</td><td>1,180</td><td>1,200</td><td>1,240</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,159	1,159	1,180	1,200	1,240	地域ものづくりネットワークによる人材育成の推進 普通高校を対象としたモデル事業の実施 専攻科(黒工、産技短)・高専・大学における高度技術者育成の推進 三次元デジタル技術等の高度技術者育成の推進										
H26	H27	H28	H29	H30																	
1,159	1,159	1,180	1,200	1,240																	

政策項目 No. 1 国際競争力の高いものづくり産業の振興

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
⑥ 企業誘致の推進															
目標	● 企業ネットワークの開催による新規折衝企業の掘り起こし →														
◎新規立地・増設件数（件）〔累計〕	● 関係機関との連携による新規立地企業への折衝 →														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>223</td> <td>243</td> <td>263</td> <td>283</td> <td>303</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	223	243	263	283	303	● 地域の中核的企業の拠点化に向けた支援 →				
H26	H27	H28	H29	H30											
223	243	263	283	303											
	● 立地企業のフォローアップによる増設等支援 →														

- ※1 デバイス
I C（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、特定の機能を持った電子部品。
- 2 I o T
「Internet of Things」の略語で、あらゆるモノがインターネットにつながり情報のやりとりをすることを指す。
- 3 地域ものづくりネットワーク
ものづくり人材育成の推進を目的に設立された産学官によるネットワーク組織。県内の5地域（北上川流域、宮古、釜石、気仙、県北）で組織されている。
- 4 クラスタ
英語で「房」「集団」「群れ」のこと。ここでは、様々な企業群や支援機関等の連携・協業が活発化し、生産拡大や付加価値の創造が進む状態を指す。
- 5 サプライチェーン
製品供給に至る一連の流れ（原材料・部品の調達から、製造、販売、配送まで）、又はそれらに関わる企業群。
- 6 I T (Information Technology)
「情報通信技術」の略であり、I C T（Information and Communication Technology）とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術をI T、コンピューター技術の活用に着目する場合をI C Tと、区別して用いる。
- 7 カイゼン
作業効率向上や安全性確保などを目的に、主に製造業の生産現場で行われる問題解決の取組。
- 8 3 S
整理・整頓・清掃の頭文字のSをとったもの。製造現場の環境整備や作業効率向上のための実践活動。
- 9 カラクリ
カイゼン活動のうち、自然の動力等を活用し、多額のコストをかけずに問題解決を行う取組。
- 10 組込みソフトウェア
携帯電話や家電製品などに内蔵されるマイクロコンピュータを制御するソフトウェアの総称。

2

食産業の振興

1 みんなで目指す姿

地域の経済と雇用を支える重要な産業の一つである食産業は、東日本大震災津波や人口減少の進行など、厳しい経営環境のもと、本県ならではの地域資源を活用し「食の安全・安心」を基本としながら、新たな事業活動や業務改善に活発に取り組み、第1次産業分野から2次・3次産業分野に至る緊密な連携により、付加価値と生産性の高い総合産業として成長しています。

特に、沿岸地域においては、被災した水産加工業を中心に、商品開発や販路開拓、カイゼン活動を担う人材の育成を通じ、高い競争力を身に付けるとともに、働きやすかつ働きがいのある職場環境が整備され、沿岸地域の経済活動を支えています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①食料品製造出荷額	②5,208億円	②6,280億円	②7,353億円	②8,428億円	②9,505億円
②水産加工品製造出荷額	②567億円	②598億円	②629億円	②660億円	②691億円
【目標値の考え方】					
① 食料品製造出荷額については、本県食料品製造業の生産性の向上を目標として、従業員一人当たりの食料品製造出荷額における全国との差を縮め、平成30年に3,583億円を目指すこととし、平成29年（平成30年目標値）を3,505億円とするもの。					
② 水産加工品製造出荷額については、平成30年に震災前の水準まで回復することを目指すこととし、平成29年（平成30年目標値）を691億円とするもの。					

現状

- 平成25年の食料品製造出荷額は3,208億円であり、東日本大震災津波により大幅に減少した畜産加工品や水産加工品の回復などにより前年比5.1%の増加となり、大震災津波以前（平成22年）の96.8%まで回復しました。
- 平成27年に実施した県民意識調査では、「地域の農林水産資源や技術を生かした加工食品や木製品が開発され、販売されていること」に、7割弱が重要（「重要」＋「やや重要」）と回答しています。
- 本県は、多彩で豊富な農林水産物に恵まれており、これらの資源を活用していますが、マーケットイン^{※1}重視の取組やブランドの確立、地域内で付加価値を高める活動が十分とはいえない状況にあります。
- 平成27年第2回「被災事業所復興状況調査」では、水産加工業の「現在抱えている課題（3つ選択）」として、「雇用・労働力の確保が困難」や「原材料価格の高騰や調達困難」をはじめ、「業績の悪化」や「顧客・取引先の減少又は販路の喪失」を挙げる事業者が多くありました。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県内の事業者や生産者に加え産業支援、金融、行政の各機関による協働体制である「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）^{※2}岩手ランチ」等を活用して、「食の安全・安心」を基本とした食産業を振興するとともに、農商工連携や事業者間連携等による新たな事

業展開や人材育成に向けた取組を強化します。

また、環境の変化に柔軟に対応し、起業や新商品・新サービスの開発など新たな事業活動に取り組む事業者等を総合的に支援し、ビジネスモデルの創出や県産食品の販売拡大を図ります。

さらに、水産加工業の復興に向けて、売れる商品づくりから販売促進までの支援を強化するとともに、カイゼン等の生産性向上の取組を支援し、働きやすかつ働きがいのある職場づくりを強化します。

主な取組内容

① FCP等による総合協働体制の構築 ◆ **元気**

- ・ 本県の食産業振興の協働体制である「FCP岩手ランチ」などにおいて、「食の安全・安心」を基本とし事業活動の“見える化”を強化するとともに、農商工連携や事業者間連携を促進します。
- ・ 食産業の現場で活躍する地域のキーパーソンを岩手県食産業地域連携・食産業復興推進コーディネーターとして委嘱し、県とコーディネーター及びコーディネーター相互による情報・意見交換等を通じて、事業連携によるビジネスモデルの創出や必要となる支援施策に反映していきます。
- ・ 食産業が厳しい産地間競争を克服し、持続的に発展するため、マーケティングや商品開発、営業等の研修を行い、取引先の高い要求に応えられる人材を育成します。

② 新たな事業活動に取り組む事業者等の支援 ◆ **元気**

- ・ 起業や新商品・新サービスの開発など新たな事業活動に取り組む事業者等に対し、岩手県産業創造アドバイザー等の専門家による助言・指導をはじめ、県内外での商談会や物産展、大手量販店等でのフェアの開催などを通じて、売れる商品づくりから販売促進まで総合的な支援を行います。

③ 水産加工業の復興支援 ☆ ◆ **海**

- ・ 水産加工業の復興と持続的な発展を図るため、生産設備に加え、商品開発や販路開拓、カイゼンなどの生産性向上の取組に対する支援を行います。
- ・ 県産水産物の高付加価値化を推進するため、漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生品質管理体制の構築に取り組みます。
- ・ 産業支援機関等との連携を強化しながら、財務面を含めた経営基盤の強化に向けた支援を行います。
- ・ 事業者の安定的な労働力を確保するため、事業復興型雇用創出事業等の活用をはじめ、職業訓練等の就業支援や労働条件の改善など雇用・労働環境の整備を促進します。また、経営者の右腕となる中核的人材の獲得に向けて、U・Iターンに関する相談対応や職業紹介を行うとともに、就職情報サイトの活用や就職面接会等において、事業者の採用活動を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

食産業が付加価値と生産性の高い総合産業として成長するとともに、東日本大震災津波から復興するためには、事業者においては、消費者ニーズを捉えた新商品開発や販路開拓等の取組を強化するとともに、県においては、市町村や産業支援機関等と密接に連携し、事業者の取組を総合的に支援することが重要です。

	(事業者)	(産業支援機関等)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ FCPの協働の取組への積極的な参画 ・ 消費者ニーズを捉えた新商品や新サービスの開発、販路の開拓、カイゼン等生産性向上の取組 ・ 他の生産者、事業者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FCPの協働の取組への積極的な参画 ・ 商品開発、加工技術開発、販路開拓等の支援 ・ 経営力向上の支援 ・ セミナー等による人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の振興施策の企画調整 ・ FCPの協働の取組への積極的な参画 ・ 県及び産業支援機関等と連携した支援

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な振興施策の企画調整 ・ F C P岩手ランチを中核とした事業支援、連携促進及び人材育成 ・ 岩手県産業創造アドバイザー等専門家の活用による助言、指導 ・ 各種支援制度の活用による商品開発等の支援 ・ 県内外での商談会や物産展、大手量販店等でのフェアの開催 ・ 水産加工業に対する商品開発や販路開拓、生産性向上の取組支援
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① F C P等による総合協働体制の構築 目標 ◎農商工連携・事業者間連携支援件数（件）[累計]	F C P岩手ランチ参画者の拡大														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>34</td> <td>52</td> <td>66</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	19	34	52	66	80	事業活動の“見える化”シートの普及				
H26	H27	H28	H29	H30											
19	34	52	66	80											
	農商工連携や事業者間連携の促進														
	岩手県食産業地域連携コーディネーター・食産業復興推進コーディネーターとの意見交換等														
	セミナー開催等による人材育成														
	いわて農商工連携ファンド等による支援														
② 新たな事業活動に取り組む事業者等の支援 目標 ◎経営革新計画（食産業関連）の承認件数（件）[累計]	岩手県産業創造アドバイザーによる事業者等支援														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>15</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	8	15	22	29	36	商談会や物産展、量販店等でのフェアの開催による販路開拓支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
8	15	22	29	36											
	いわて希望ファンド等による支援														
③ 水産加工業の復興支援 目標 ◎水産加工品粗付加価値額（億円）	巡回相談等による支援														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤148</td> <td>⑥160</td> <td>⑦170</td> <td>⑧180</td> <td>⑨190</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	⑤148	⑥160	⑦170	⑧180	⑨190	専門家を活用した総合的支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
⑤148	⑥160	⑦170	⑧180	⑨190											
	自動車関連企業ノウハウの活用によるカイゼン活動の普及														
・高度衛生品質管理地域認定数（市町村）[累計]	地域計画策定														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	1	2	3	地域認定				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	1	2	3											
	地域計画の実行														
・就業支援員による企業訪問件数（沿岸地域）（件）	企業訪問による職場定着支援、求人開拓														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,854</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,854	1,400	1,400	1,400	1,400					
H26	H27	H28	H29	H30											
1,854	1,400	1,400	1,400	1,400											

※1 マーケットイン
 消費者、ユーザーの視点でマーケティング戦略を立て、消費者のニーズや動向に応える商品開発・販売をしようとする経営姿勢、またはそれを実践すること。

2 フード・コミュニケーション・プロジェクト（F C P）
 農林水産省が提唱しているもので、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や、企業業績の向上につなげようとする取組。

観光産業の振興

1 みんなで目指す姿

本県の豊かな自然、歴史、文化などの観光資源を地域自らが磨き上げるとともに、受入態勢の向上を図ることにより、多くのリピーターを生み出す満足度の高い滞在型観光が展開されています。

また、東日本大震災津波で被災した沿岸地域において、被災した観光関連事業者が新たな地域資源などを生かした観光振興に取り組むことにより、国内外からの誘客が図られ、交流人口が拡大しています。

さらに、高い観光消費が期待できる外国人観光客が県内各地域に数多く訪れ、復興及び地域経済の活性化に寄与しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①観光入込客数（延べ人数）	2,886.1万人回	2,888.0万人回	2,889.9万人回	2,891.8万人回	2,893.7万人回
②観光宿泊者数（延べ人数） （従業員数10人以上かつ観光目的の宿泊者が50%以上の施設）	249.8万人泊	252.4万人泊	256.1万人泊	256.7万人泊	258.8万人泊
③外国人宿泊者数（延べ人数） （従業員数10人以上の施設）	7.3万人泊	7.5万人泊	7.7万人泊	7.9万人泊	8.1万人泊

【目標値の考え方】

- ① 平成26年を基準年（2,886.1万人回）として、国内人口が減少傾向にあつて、国内観光客の増は困難なため、観光入込客数においては、国内観光客は現状の維持を目指し、外国人観光客は平成27年以降、平成25年から平成26年の増加傾向を維持し、年1.9万人回ずつの増加を目指すもの。
- ② 平成26年を基準年（249.8万人泊）として、延べ宿泊者数は減少傾向（平成22～26年平均3.1万人泊の減）にあるが、基準年の実宿泊者数（213.9万人泊）を維持しながら、一人当りの宿泊数について、過去5年間の伸び（平成22年：1.14泊→平成H26年：1.17泊）を継続し、平成27年以降0.01泊ずつ増加を目指すもの。ただし、平成27年は、平成26年からの減少分を見越した宿泊者数に平成27年に実施する割引旅行券の発行による効果の増加分を加えた目標値とし、平成28年についても、同様の効果増加分を加えた数を目標値とする。
- ③ 平成26年を基準年（7.3万人泊）として、各市場によって大震災津波後の傾向が異なるため、これを考慮したものとし、台湾市場については、基準年の実績が過去最高であった平成20年（4.6万人泊）と同じ程度であることから、平成27年以降も基準年の宿泊者数を維持すること、韓国、中国、香港市場については、大震災津波前の年平均ベースの実績値に回復すること、その他市場については、過去5年の（平成22～26年）増加率を維持することとし、平成27年以降0.2万人泊ずつ増加を目指すもの。

注）指標数値は、全て暦年集計。

①観光入込客数（延べ人数）は、国が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく延べ人数。

現状

- 平成26年の観光入込客数は2,886.1万人回（延べ人数）となっています。
- 平成26年の観光宿泊者数は249.8万人泊（延べ人数・従業員数10人以上かつ観光目的の宿泊者が50%以上の施設）、外国人宿泊者数は7.3万人泊（延べ人数・従業員数10人以上の施設）となっています。

- 東日本大震災津波や原子力発電所事故による風評等により落ち込んだ本県への観光入込客数は、県全体としては、大震災津波前に回復しているところですが、沿岸地域への入込の回復が遅れている状況にあります。
- 台湾からの宿泊者数は、大震災津波前（H22）の水準を上回っているところですが、韓国、中国及び香港からの宿泊者数が大震災津波前の水準に戻っていないことから、全体として8割程度の回復状況にとどまっています。
- 県の施策に関する県民意識調査（平成27年）において、「魅力ある観光地づくりに、地域で取り組まれていることが重要」及び「やや重要である」と考えている人は、66.4%である一方、その取組に対し、「不満」及び「やや不満」（33.4%）が、「満足」及び「やや満足」（16.8%）を上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域の特色や資源のブラッシュアップ、人材育成、二次交通の充実など魅力的な観光地づくりに向けた受入態勢の整備、効果的な情報発信により、滞在型観光を推進します。

また、沿岸地域の観光客受入態勢等の充実強化を支援することにより、いまだ大震災津波前の水準に回復していない観光客入込の拡大に取り組みます。

さらに、海外からの誘客を促進するため、東アジアを中心とした各国・地域の市場ニーズを踏まえたプロモーションを展開するとともに、広域観光周遊ルートの構築など県境を越えた広域での連携を進めるほか、無料公衆無線LANや多言語表記化などの外国人受入環境の整備を推進します。

主な取組内容

① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ☆ ◆

- ・ 県、市町村、関係団体等で構成する観光キャンペーン推進組織を中心に観光客の多様なニーズを把握し、これに応じた受入態勢整備やプロモーションを展開することで、個人旅行にシフトしつつある国内外からの観光客の満足度を向上させ、リピーターの確保を図ります。
- ・ 「平泉」、「橋野鉄鉱山」という二つの世界遺産を有する優位性を生かし、地域の自然、歴史、文化、地域固有の習わし、食、地場産品、芸術、偉人、イベントなどを活用し、新たな旅行商品づくりを促進します。
- ・ 農林水産業や地場産業との連携を図りながら、農山漁村の食文化や祭り、暮らしなど魅力ある地域資源を生かし、体験型観光を推進します。
- ・ 被災地の観光客受入態勢等の充実に取り組むとともに、三陸鉄道をはじめとした「あまちゃんレガシー」や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなどの新たな魅力を生かした観光周遊ルート、宮古・室蘭間のフェリー就航や客船クルーズ誘致などの船旅による観光周遊ルートの構築を促進します。
- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、さらにはラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、市町村等との連携のもとでサイクリングなどをはじめとしたスポーツツーリズムの誘致拡大に取り組みます。

② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ☆ ◆

- ・ 地域の観光施策の企画・実施を担う観光リーダーなど、観光産業を支える人材育成に取り組みます。
- ・ 観光施設・宿泊施設等の従業員を対象とした講習会の開催等により、旅行者がまた訪れたいと思うホスピタリティ（おもてなしの心、接客スキルなど）を身に付けた人材を育成します。
- ・ 一人ひとりの県民が、日本一のおもてなしの心で観光客を迎え入れる機運の醸成を図ります。
- ・ 観光客が快適に移動・滞在ができるよう、二次交通確保など交通ネットワークの整備のほか、ハード・ソフト両面でのユニバーサルデザイン化の取組を促進します。
- ・ 観光客が必要とする観光情報を現地において入手できるよう、ICT^{*1}を利用したアプリケ

ーション等のソフト整備や無料公衆無線LAN等の受入態勢の整備を支援します。

- ・ 三陸地域を含む各地で展開されている観光地域づくりプラットフォームの機能を強化・拡充し、地域の多様な取組を総合的にマネジメントする「岩手版DMO^{※2}」の整備を進めます。

③ 効果的な情報発信と誘客活動 ☆ ◆

- ・ リピーターを確保拡大していく観点から、観光客の属性に基づくニーズ・満足度把握などを踏まえたマーケティング活動を進めるとともに、県外旅行会社と県内観光関係事業者とのマッチングの場を設けることなどにより、旅行商品の造成を促進します。
- ・ 国、市町村、観光事業者、関係機関と連携した大型観光キャンペーンなどによる情報発信や誘客活動に取り組みます。
- ・ 三陸地域が有する個別ブランドを包括した三陸地域全体のブランド力の向上に向け、沿岸市町村が連携した広域的な取組を支援します。
- ・ 「平泉」、「橋野鉄鉦山」という二つの世界遺産や「あまちゃん」を核とし、「食」や「物産」などと観光を組み合わせた「いわてまるごと売込み」の情報発信に取り組みます。
- ・ 国内外で情報入手手段としてニーズの高いSNS^{※3}を含め、ICTを活用した情報発信に取り組みます。
- ・ 産学官が連携し、大型コンベンション等や、これに伴う沿岸地域へのエクスカージョンの誘致に取り組みます。
- ・ 本県での震災学習の意義や、震災遺構や語り部など沿岸地域の固有のコンテンツを効果的に情報発信するとともに、宮古・室蘭間のフェリー航路の開設を見据え、教育旅行や企業研修旅行の誘致拡大に取り組みます。
- ・ 北東北三県をはじめ、東北広域での連携を更に強めながら、スケールメリットを生かした観光情報・旅行商品情報の提供や広域旅行商品の造成促進などにより、国内外からの誘客を推進します。

④ 国際観光の振興 ☆ ◆

- ・ いわて花巻空港への国際定期便就航を目指す台湾について、フルシーズンでの誘客を図るほか、その他の市場についても市場ニーズ（中国：スキー、韓国：ゴルフ、香港：レンタカードライブ、タイ・マレーシア：団体旅行など）に合わせたプロモーションを展開し、誘客の拡大を図ります。
- ・ 平成31年のラグビーワールドカップ2019や翌32年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、日本を訪れる多くの外国人観光客を本県に誘引することを目指し、外国人観光客を積極的に受け入れる店舗や施設を拡大するとともに、本県ならではのサービスを発信していきます。
- ・ 増加する外国人個人旅行者をも見据え、無料公衆無線LANや多言語表記化などの受入態勢整備を促進するとともに、本県の認知度を高めるような情報発信に取り組みます。
- ・ 東北観光推進機構^{※4}を中心として東北広域で連携して、「東北ブランド」の確立に向けた広域観光周遊ルートを構築し、外国人観光客の誘致を推進します。
- ・ 空路、鉄道に加え、海外クルーズ船を含む航路も活用した旅行商品造成を促進し、誘客拡大を図ります。
- ・ 海外市場（特に台湾、中国等）の顧客ニーズ・満足度やトレンドを把握するため、これらの情報を持つ人材を活用して、情報収集力を強化し、旅行商品造成の促進や誘客の拡大を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

国内外からの誘客を促進するため、観光に携わる企業・団体・市町村・観光協会が連携し、魅力ある観光地づくり等を進めるとともに、県はこれらの取組を支援するほか、積極的な宣伝誘客・情報発信に取り組みます。

県以外の主体	<p>(企業・団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源の掘り起こし、磨き上げによる旅行商品造成と情報発信 旅行者が快適に過ごせる受入環境の整備 旅行者に満足してもらう「おもてなし」の実践 	<p>(市町村・観光協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の観光施策の企画・コーディネート・実施 地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと情報発信 地域内の民間事業者との連絡調整・取引支援 地域内の二次交通の整備促進
県	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な観光施策の企画・コーディネート・実施 市町村・民間事業者・地域のリーダーへの協力・支援 国内外への全県的な情報発信 広域二次交通の充実やICTを活用した広域周遊の促進 海外誘客拡大のための受入態勢の整備促進と海外プロモーションの実施 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり</p> <p>目標</p> <p>◎地域と連携して形成した観光地のモデル数（事例）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10	11	12	13	14	<p>2つの世界遺産を核とし、地域ならではの「食」や「暮らし」などの資源を活かした旅行商品造成の推進</p> <p>農山漁村の食や祭り、暮らしなどを生かした体験型観光の推進</p> <p>三鉄、「あまちゃん」、三陸ジオパークなどを生かした周遊ルート構築、寄港地を核とした周遊ルートの構築</p> <p>スポーツツーリズムの誘致</p> <p>確立された観光周遊ルートを中心とした様々な体験型・滞在型観光の一層の推進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
10	11	12	13	14											
<p>② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備</p> <p>目標</p> <p>◎観光人材の育成に向けた研修会参加者数（人）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>1,139</td> <td>1,239</td> <td>1,339</td> <td>1,439</td> <td>1,539</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,139	1,239	1,339	1,439	1,539	<p>観光人材の育成</p> <p>三陸観光応援バスツアーの運行支援</p> <p>国の広域観光周遊ルートと連結した二次交通の充実支援</p> <p>無料公衆無線LAN整備等や観光におけるユニバーサルデザイン化等の受入環境整備の推進</p> <p>観光プラットフォームの強化・拡充</p> <p>岩手版DMOの整備</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,139	1,239	1,339	1,439	1,539											
<p>③ 効果的な情報発信と誘客活動</p> <p>目標</p> <p>◎観光ホームページアクセス件数(万件)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>256</td> <td>258</td> <td>260</td> <td>262</td> <td>264</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	256	258	260	262	264	<p>観光客の属性によるニーズを踏まえたマーケティング活動と旅行商品造成の促進</p> <p>大型観光キャンペーン、官民連携した観光PRの展開</p> <p>ICTを活用した国内外への情報発信</p> <p>「食」や「物産」などと観光を組み合わせた「いわてまるごと売込み」の情報発信、「三陸ブランド」の確立</p> <p>コンベンションやエクスカーションの誘致</p> <p>震災遺構、語り部による震災学習による誘客</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
256	258	260	262	264											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
④ 国際観光の振興 目標 ◎外国人観光客受入態勢整備施設数 （施設）〔累計〕 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>65</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	15	35	50	65	80	台湾からのフルシーズンでの誘客拡大				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	15	35	50	65	80										
	各国市場のニーズに合わせた誘客拡大														
	外国人受入環境整備（無料公衆無線LAN、多言語表記等）の推進														
	本県の認知度を高める情報発信														
	ラグビーワールドカップ大会、東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向けて訪日外国人の本県への誘引のための情報発信、受入施設の充実等														
東北広域による広域観光周遊ルート構築、航路も活用した誘客拡大															
海外市場のニーズやトレンドなどの情報収集・分析による戦略づくりと実践															

- ※1 ICT（Information and Communication Technology）
 「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる。
- 2 DMO（Destination Management/Marketing Organization）
 様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、情報発信、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。
- 3 SNS（Social Networking Service）
 インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
- 4 東北観光推進機構
 東北の観光の認知度向上と、国内外の観光客等の誘致を推進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与することを目的に、平成19年6月に設立された組織。

地場産業の振興

1 みんなで目指す姿

本県の地域資源と文化に育まれた地場産業^{※1}がしっかりと地域に根ざし、その産業や製品の魅力が県内を始め国内外の多くの人々に受け入れられ、力強く発展しています。

また、伝統と時代のニーズが融合した新たな製品や、その製品を生かした新たなライフスタイルが様々な場面に取り入れられ、広く次世代に引き継がれていくとともに、海外からも高く評価されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎伝統産業 ^{※2} に係る製造品出荷額	㉕27.6億円	㉖27.9億円	㉗28.2億円	㉘28.5億円	㉙28.8億円
【目標値の考え方】 伝統産業の製造品出荷額は、平成9年の66億3千万円をピークに毎年減少し、平成23年には17億9千万円まで減少していたが、震災後は、復興支援の機運の高まりや海外での需要増により増加傾向に転じた。このような中、厳しい国内需要を回復させるとともに、海外への更なる展開を図ることにより上昇傾向を維持させていくことを目標とし、年3千万円の増加を目指すもの。					

現状

- 経済産業大臣指定の伝統的工芸品4品目（南部鉄器、岩谷堂箆笥、秀衡塗、浄法寺塗）をはじめとする本県の伝統産業は、地域の伝統と文化に育まれた貴重な財産ですが、ライフスタイルの変化等により需要が低迷している状況にあります。
- 事業者においては、売上低迷により人件費及び従事者の採用を抑制してきた結果、従事者の高齢化や担い手不足等の問題を抱えています。
- このような問題は、伝統産業のみならず、県内の多くの地場産業に共通するものとなっており、この解決に向けた売上の確保や販路の拡大による持続的な事業維持及び成長が重要な課題となっています。
- 一方、南部鉄器は、平成22年度の上海万博への出展を契機として中国における知名度が向上し、東アジア地域に向けた輸出量が増加しています。
- 本県が産出する生漆は、高品質で評価が高く、全国一の生産量を誇っています。本県の伝統的工芸品等での利用に加え、最近は国宝級の建造物等の修理・修復にも欠かせないものとなっています。
- 震災復興支援等により新たに生まれた販売チャネルを今後の販路拡大に生かしていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

鉄器や漆器など、本県の伝統的工芸品をはじめとした県産品ならではの魅力を理解してもらうとともに、国内外の消費者に選ばれるよう、アンテナショップや展示販売会等を通じて情報発信に努めていきます。

また、多様なニーズを持つ消費者に向けて、県産品の新たな魅力づくりを行うとともに、その魅力を生かしたライフスタイルを提案し、新たな購買層の開拓につなげていくために、産業

支援機関と一体となって、デザイン開発や新商品開発の支援、首都圏における物産展の開催等を行います。

主な取組内容

① 県産品の販売拡大に向けた支援 ☆ ◆

- ・ アンテナショップをはじめ、首都圏等における物産展や展示販売会、復興支援のつながりから生まれた催事等の販売機会確保に努め、消費者ニーズの把握や効果的な情報発信による販売拡大を図ります。
- ・ 大手百貨店のバイヤー等を県産品の工房など、いわゆる産地に招聘し、商品開発や販売戦略の構築への支援を行うことにより、販売拡大や新たな販路の開拓につなげる取組を進めます。

② 地場産業事業者の新規需要開拓への支援 ◆ **ソフト**

- ・ 暮らしを彩る県産品や、その魅力を生かした新たなライフスタイルについて、物産展等を通じ、幅広い世代の消費者やバイヤー等に対して情報発信し、新たな購買層の開拓を図ります。
- ・ 東アジア地域を中心に販路拡大を進めてきた南部鉄器が形成する様々な販売チャンネルを有効に活用し、県産品の情報発信や輸出拡大に向けた取組を支援します。

③ 新商品の企画・開発等に対する支援 ◆ **ソフト**

- ・ 中小企業地域資源活用プログラム^{※3}等の支援制度を活用し、ライフスタイルの変化や多様な消費者ニーズに対応したデザイン開発や新商品開発等を支援します。
- ・ 他の事業者や異業種との交流・連携の機会の確保に努め、それぞれが持つ強みを生かしたデザインや新商品の共同開発を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

事業者は、他の事業者や異業種と連携し、ライフスタイルの提案も含めたデザイン開発や新商品開発、販路開拓等に取り組むとともに、新たな担い手を育成します。また、県は、市町村及び産業支援機関と連携し、これらの取組の支援を行うとともに、国内外に向けての総合的な情報発信や販売機会の創出等に取り組めます。

<p>県以外の主体</p>	<p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者ニーズ、ライフスタイルに適合したデザイン開発や新商品開発 ・ 他の事業者、異業種との連携 ・ 販路の開拓 ・ 新たな担い手の育成など 	<p>(産業支援機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の派遣等によるデザイン開発、新商品開発、経営力向上等に関する支援 ・ 他の事業者、異業種との連携支援 ・ 地域団体商標^{※4}等の活用支援など 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売機会の創出、販路開拓の支援、情報発信 ・ 支援制度を活用した販路開拓、新商品開発等の促進 ・ 後継者の確保、育成等の担い手対策
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な振興施策の企画調整、連携支援 ・ 首都圏等での物産展の開催や展示販売会等への出展支援 ・ アンテナショップを活用した販売機会の提供、情報発信 ・ 支援制度を活用した販路開拓、新商品開発等の促進 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 県産品の販売拡大に向けた支援</p> <p>目標</p> <p>◎アンテナショップにおける県産品販売額（東京、大阪、福岡）（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">658</td> <td style="text-align: center;">690</td> <td style="text-align: center;">690</td> <td style="text-align: center;">690</td> <td style="text-align: center;">690</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	658	690	690	690	690	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">アンテナショップや物産展等における情報発信と販売促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いわての物産展実行委員会・岩手県産物の物産展等開催支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">バイヤー等の産地招聘</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大阪アンテナショップの移転、移転後の認知度向上・誘客促進</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
658	690	690	690	690											
<p>② 地場産業事業者の新規需要開拓への支援</p> <p>目標</p> <p>◎岩手県主催物産展・展示販売会等への地場産業事業者の延べ出展者数（者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">144</td> <td style="text-align: center;">146</td> <td style="text-align: center;">148</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	142	144	146	148	150	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">物産展や展示販売会等の販売機会創出と出展促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">物産展やアンテナショップ等を活用した新たな購買層への情報発信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">海外への市場開拓の支援</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
142	144	146	148	150											
<p>③ 新商品の企画・開発等に対する支援</p> <p>目標</p> <p>◎地場産業事業者の新商品開発支援件数（件）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	17	20	23	26	29	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">中小企業地域資源活用プログラムによる支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">いわて希望ファンド・農商工連携ファンド等による支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">産業支援機関による専門家の派遣</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">他事業者や異業種との連携強化</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
17	20	23	26	29											

- ※1 地場産業
 本来、地場産業とは、主に本県の資本、資源、技術、労働力を活用する産業のうち、食料品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、鋳鉄鋳物製造業、繊維工業・その他繊維製品製造業、その他の製造業を対象（「いわてブランド確立基本方針」（平成8年））に用いているが、本プランにおいては、食料品製造業及び木材・木製品製造業が他の政策項目で対象になっていることから、それらを除いた産業の総称。
- 2 伝統産業
 長年にわたり受け継がれている技術や技が用いられた民芸品を製造する産業をいう。その中でも「伝統的工芸品産業の振興に基づく法律」の指定を受けている品目を「伝統的工芸品」といい、本県では、南部鉄器、岩谷堂箆笥、秀衡塗、浄法寺塗の4品目が指定。
- 3 中小企業地域資源活用プログラム
 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく事業計画が認定されることにより、各地域の「強み」である地域資源を活用した中小企業等による新商品・新サービスの開発・市場化やブランド化の取組に対して、法律に基づく各種支援制度により総合的に支援するもの。
- 4 地域団体商標
 地域名と商品名からなる文字商標。従来、こうした商標は、図形と組み合わせられた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き商標登録を受けることができなかったが、地域ブランド化の取組において他人の便乗使用を適切に排除できるようにするため、平成17年の商標法改正により商標登録を受けられるようになったもの。これまで県内では、「南部鉄器」「江刺りんご」等が登録されている。

次代につながる新たな産業の育成

1 みんなで目指す姿

自動車・半導体関連産業などに続く新たなものづくり産業や地域資源活用型産業などの創出に向け、産学官金^{※1}が目標を共有して研究開発や新技術導入に戦略的に取り組み、その成果に基づく時代のニーズを捉えた新たな産業が展開されています。

また、海洋・エネルギーなど研究基盤の整備が進められ、地域の特性を生かした研究拠点が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎製造業の従業員一人当たり付加価値額	㉕758 万円	㉖789 万円	㉗821 万円	㉘853 万円	㉙885 万円
【目標値の考え方】 製造業の従業員一人当たり付加価値額を、平成30年までに平成25年の東北平均値（885万円）まで伸ばすことを目指すもの。					

現状

- 平成27年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」を「重要」及び「やや重要」と回答した割合は、69.1%となっており、高い付加価値や雇用を生み出す新たな産業の創出が期待されています。
- 平成26年度における岩手大学の共同研究数が全国公私立大学等1,073校中27位であることをはじめとして、多様な産学官連携が強みとなっています。これを生かし、独創的・先端的な研究開発の推進やベンチャー企業の創出・育成、産業人材の育成などが進められています。
- 平成8年度からの国の「地域研究開発促進拠点支援事業（RSP）」により、5名の産学官連携コーディネータ（以下「コーディネータ」という。）が配置されたことを契機に、平成26年度は大学や産業支援機関等合わせて43名のコーディネータが、研究シーズ育成や企業ニーズとのマッチング等に取り組んでいます。
- 平成27年4月には、波力、浮体式洋上風力の海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして釜石市沖が選定されるとともに、同海域を活用した波力発電研究開発プロジェクトが動き出しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

研究シーズの創出と育成に加えて、出口を見据えたプロジェクトを推進するために次代の産業のニーズを産学官金で共有しながら、新たな産業の「芽」を育み、産業を創出する研究開発に取り組むとともに、研究開発機能の充実や人材育成、知的財産支援の強化等、研究開発推進の基盤となる体制の整備に取り組めます。

また、東日本大震災津波からの復興へ向け、地域特性を生かした科学技術や学術研究の推進により、地域産業の再生支援や国際的な研究拠点の形成に取り組めます。

主な取組内容

- ① 研究シーズの創出と育成 ☆ ◆ 海 次世代 環境 元気
 - ・ 大学等と連携し、次世代産業創出や震災復興に向けた有望な研究シーズの創出、育成に取り組みます。
- ② 新たな産業の「芽」の育成 ☆ ◆ 海 次世代 環境 元気
 - ・ 新・科学技術による地域イノベーション指針に掲げる「重点的に推進する技術分野」の協働によるロードマップを作成します。
 - ・ 次世代自動車、海洋エネルギー産業などの次世代産業や震災復興に向けたニーズについて、産学官が方向性を共有しながら、それぞれの強みを生かした有力研究シーズの応用化の研究開発を推進します。
 - ・ 地域資源の有効活用や研究シーズと企業ニーズとのマッチングを促進します。
 - ・ 県内企業の加速器関連産業^{※2}への参入支援に向けて、加速器関係の研究会や研究開発の支援に取り組みます。
- ③ 次世代産業創出プロジェクトの推進 ☆ ◆ 海 次世代 環境 元気
 - ・ 海洋資源を生かした洋上ウインドファームの導入などの事業化に向けた研究開発を促進し、県内企業の海洋エネルギー産業等への参入を支援するとともに、関連企業などの誘致活動に取り組みます。
 - ・ ロードマップを踏まえ、新たなプロジェクト創出に取り組みます。
- ④ 研究基盤の整備 ☆ ◆ 海 次世代
 - ・ コーディネータの育成や配置など、産学官金連携体制の更なる強化に取り組みます。
 - ・ 大学等における企業人材の受入れなど、研究開発人材の育成を推進します。
 - ・ 岩手県知財総合支援窓口を中心として、知的財産の創造・保護・活用に係る取組を支援します。
 - ・ 公設試験研究機関等において計画的な設備整備を進めるなど、研究開発機能の拡充を図ります。
- ⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成 ☆ ◆ 海 次世代 環境
 - ・ 東日本大震災津波からの復興に向け、いわて海洋研究コンソーシアムをはじめ、県内外、あるいは海外の研究機関との連携強化や新しい研究機能の誘致活動等を推進し、海洋等の国際研究拠点の形成に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

次世代産業の創出のためには、産学官金が目標や戦略を共有しながら、大学、公設試験研究機関、県内企業等が、それぞれの強みを最大限に生かしながら技術開発等を進めていくことが必要です。

企業、大学等は、多様な技術シーズの創出や実用化、製品化へ向けた研究開発を推進するとともに、技術レベルの向上や研究開発人材の育成に取り組みます。

公設試験研究機関は、基盤技術の研究開発を推進するとともに、施設・設備の計画的な整備を進めながら、県内外のネットワークを活用し、企業への技術支援に取り組みます。

産業支援機関は、企業のニーズと大学等が持つ研究開発支援機能とのコーディネートや国等の研究開発資金獲得を支援します。

市町村は、産業支援機関等と連携して、地域企業の支援に取り組みます。

県は、大学、市町村、産業支援機関等と連携し、研究シーズの育成や事業化開発の支援、知的財産に係る取組支援体制を始めとした研究基盤の整備に取り組むとともに、新たな科学技術研究の拠点化促進に取り組みます。

県以外の主体	（企業、大学等） ・ 実用化・製品化へ向けた研究開発 ・ 多様なシーズの創出へ向けた研究開発 ・ 技術レベル向上への取組 ・ 研究開発人材の育成	（産業支援機関） ・ 産学官金連携のコーディネート活動の推進 ・ 国等の研究開発資金獲得支援 ・ 研究開発や事業化に向けた取組支援 ・ 知的財産の管理や活用の支援	（市町村） ・ 地域企業の支援
	県 ・ 産学官金の連携推進 ・ 研究開発及び事業の支援 ・ 研究開発基盤の整備 ・ 科学技術研究拠点化の促進 ・ 知的財産の創造・保護・活用の促進	（公設試験研究機関） ・ 基盤技術の研究開発の推進 ・ 産と学との橋渡し ・ 人材育成の支援 ・ 企業に対する技術支援	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 研究シーズの創出と育成 目標 ◎シーズ育成件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>57</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	57	41	42	43	44	有望な研究シーズの創出・育成														
H26	H27	H28	H29	H30																					
57	41	42	43	44																					
② 新たな産業の「芽」の育成 目標 ◎国等の競争的研究資金への応募件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>249</td><td>185</td><td>189</td><td>193</td><td>196</td></tr> </table> ◎加速器関連産業研究会参加企業数（社）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>45</td><td>50</td><td>55</td><td>60</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	249	185	189	193	196	H26	H27	H28	H29	H30	-	45	50	55	60	7つの重点技術分野の協働によるロードマップ作成 有力技術シーズの研究開発支援 県内企業の加速器関連産業への参入支援				
H26	H27	H28	H29	H30																					
249	185	189	193	196																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	45	50	55	60																					
③ 次世代産業創出プロジェクトの推進 目標 ◎産学官連携研究件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>159</td><td>118</td><td>120</td><td>122</td><td>125</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	159	118	120	122	125	コバルト合金事業化支援 県内企業の海洋エネルギー産業等への参入支援 新たなプロジェクトの創出														
H26	H27	H28	H29	H30																					
159	118	120	122	125																					
④ 研究基盤の整備 目標 ◎工業技術センターの技術相談顧客満足度（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td></tr> </table> ・特許出願等支援件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>90</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	80	80	80	80	80	H26	H27	H28	H29	H30	90	100	100	100	100	コーディネータ人材育成・ネットワーク化 大学、公設試験研究機関等における企業人材の育成支援 知的財産の創造・保護・活用に係る取組の支援 ものづくり・ソフトウェア融合分野における技術人材育成、研究開発等の推進 試験研究機関等の設備等研究機能の計画的な整備				
H26	H27	H28	H29	H30																					
80	80	80	80	80																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
90	100	100	100	100																					
⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成 目標 ◎研究会・講演会等の開催回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	16	17	18	19	20	いわて海洋研究コンソーシアム等による海洋関連分野の産学官連携の推進 海洋分野における研究拠点化の推進 新たな分野における研究拠点系への取組推進														
H26	H27	H28	H29	H30																					
16	17	18	19	20																					

関連する計画

- ・新・科学技術による地域イノベーション指針（計画期間 平成 27 年～平成 30 年）

※1 産学官金

従来の産学官による連携に金融機関（金）との連携を付加したもの。金融機関の果たす役割としては、研究開発を支えるためファンドを通じた資金提供や、特に製品・事業化に向けた企業等の資金需要に応えるための融資体制の構築が期待されている。

2 加速器関連産業

加速器に関連する技術を利用した材料、部品、中間製品、最終製品の製造等に関連する産業。

5-2

科学技術によるイノベーションの創出

1 みんなで目指す姿

本県の多様な資源と技術が生かされ、地域や分野の垣根を越えた連携等によって、科学技術による持続的なイノベーションが創出されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎大学等共同研究数	296 件	220 件	225 件	230 件	234 件
【目標値の考え方】 東日本大震災津波後、平成 23 年度から平成 26 年度までの間、復興支援の制度により、研究開発事業が大きく増加しました。このため、平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間の平均値である 216 件/年を基準として、この間の最高件数 234 件/年を平成 30 年度の計画目標値とするもの。					

現状

- 本県では、トリアジンチオールによる分子接合技術や超電導、高機能鋳鉄、コバルト生体合金など、積極的に産学官金連携による研究開発プロジェクトを推進し、岩手発ベンチャー企業の立上げや事業化などの成果が得られています。
- 平成 25 年度末における県内の大学、公設試験研究機関等の研究者数は 2,004 名であり、工学系をはじめとして、生命科学系、情報系、農学系などの幅広い分野で研究開発が進められています。
- 平成 28 年度、岩手大学工学部が理工学部へ改組され、同大学農学部へ水産システム学コースが新設されるなど、学術研究の更なる環境が構築されます。
- 平成 26 年度における海洋調査船等の一般公開への参加者数は 722 名で、盛岡市子ども科学館における年間入場者数は約 12,000 名となりました。また、県内で県や関係機関等が主催した国際リニアコライダー（ILC）※¹ 関係講演会・勉強会は 169 回で、科学技術への関心が高まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

平成 28 年度から始まる国の第 5 期科学技術基本計画の目指す方向や新・科学技術による地域イノベーション指針に掲げる 7 つの「重点的に推進する技術分野」を基本としながら、産学官金が総力を挙げ、地域資源を活用した新たな価値創造や次代の科学技術を担う人材の育成を推進します。

また、世界に一つだけ建設される国際リニアコライダー（ILC）は、外国人を含め約 1 万人の研究者等が居住する最先端の研究施設とされており、その候補地に本県が選定されていることから、環境整備や新たな産業振興への取組を着実に進めるなど、科学技術による岩手発のイノベーション創出に取り組みます。

主な取組内容

① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出 ☆ ◆ 海 次世代 環境 元気

- ・ 県内の組織や技術分野の壁を越えた連携体を構築し、岩手発のイノベーションに取り組みます。

政策項目 No. 5-2 科学技術によるイノベーションの創出

- ・ 科学技術に関連する学会等の誘致に取り組み、第一線の研究者との関係を構築し、最先端情報を入手するとともに、大型研究開発プロジェクトの本県への導入に取り組みます。
- ・ 国や企業等の研究所・研究部門の誘致に取り組み、特色のある研究開発拠点の形成など、イノベーションの基盤作りを推進します。
- ・ 研究開発を積極的に行っている企業経営者等を講師にして、セミナーやワークショップなどを開催し、地域企業のイノベーション意欲を喚起していきます。

② 地域資源を活用した新たな価値創造 ☆ ◆ 海 次世代 環境 元気

- ・ 大学や公設試験研究機関等が連携し、農林水産資源を生かした機能性食品を開発するなど、地域資源を活用した新たな価値創造に取り組みます。

③ 国際リニアコライダー（ILC）の実現によるイノベーションの創出 ☆ ◆ 次世代 環境 元気

- ・ ILCを推進する協議会などと連携して、国への要望活動や情報発信等を行います。
- ・ 関係機関等と連携して、外国人研究者の受入環境整備等に取り組みます。
- ・ ILCに関する講演会や出前授業などを開催し、広く県民の理解増進に取り組みます。

④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成 ☆ ◆ 海 次世代 環境 元気

- ・ 中高生や地域の住民を対象に、素粒子物理や海洋エネルギー、バイオテクノロジー等のシンポジウム、講演会などを開催し、科学技術に関する興味や関心を高める取組を進めます。
- ・ 海洋調査船の誘致や科学体験イベントの開催により、最先端の科学技術に触れる機会をつくります。
- ・ 大学や研究機関等の研究成果を地域住民にわかりやすく伝えるとともに、地域のニーズを踏まえた課題の解決に取り組みます。
- ・ 岩手大学や岩手県立大学等の連携を支援し、科学技術による地域の課題解決や持続的発展を支える人材の育成に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地方からイノベーションを創出し続けていくためには、地域内外の組織や分野の壁を越えた連携による協創とともに、次世代を担う人材の育成を進めていくことが必要です。

企業や大学等は、広く研究資源を活用した新たな価値創造や研究人材の育成により、イノベーション創出に取り組みます。

公設試験研究機関は、企業の研究人材育成を支援するとともに、研究成果をわかりやすく地域住民に伝える活動に取り組みます。

産業支援機関は、関係機関との連携や大型研究プロジェクト導入の支援、県民に対する理解増進等に取り組みます。

市町村は、科学技術の普及啓発や理解増進に取り組みます。

県は、イノベーション創出へ向けた総合的な調整機関として、産学官金の連携を推進するとともに、ILC実現に向けた国への働きかけなどを行いながら、イノベーション創出へ向けた施策に取り組みます。

県以外の主体	（企業、大学等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな価値創造 ・ 研究人材の育成 	（産業支援機関） <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携支援、大型プロジェクト導入支援 ・ 講演会開催等 	（市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術の普及啓発活動
県	（公設試験研究機関） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の支援 ・ 研究成果の周知 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出</p> <p>目標</p> <p>◎調査研究等プロジェクト導入件数（件）〔累計〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">H26</th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	2	2	3	4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">産学官イノベーション創出推進会議※²の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県内外の組織や技術の壁を越えた連携体の構築</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">科学技術関連学会の誘致</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">研究所や企業の研究部門の誘致</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">研究開発型大手企業経営者セミナー等の開催</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
1	2	2	3	4											
<p>② 地域資源を活用した新たな価値創造</p> <p>目標</p> <p>◎地域課題型研究開発事業への応募件数（件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">H26</th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">79</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	79	79	79	79	79	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域資源活用などによる大学・公設試連携研究開発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">大型研究開発プロジェクトの獲得</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
79	79	79	79	79											
<p>③ 国際リニアコライダー（ILC）の実現によるイノベーションの創出</p> <p>目標</p> <p>◎講演会等の開催回数（回）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">H26</th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">84</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	84	90	95	100	100	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国等への要望及び情報発信の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">外国人研究者等の受け入れに向けた環境整備等の取組の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ILCに関する講演会等の開催</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
84	90	95	100	100											
<p>④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成</p> <p>目標</p> <p>◎県民向けセミナー等参加者数（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">H26</th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12,722</td> <td style="text-align: center;">13,000</td> <td style="text-align: center;">13,500</td> <td style="text-align: center;">14,000</td> <td style="text-align: center;">14,500</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	12,722	13,000	13,500	14,000	14,500	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">海洋調査船等の一般公開</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">先端科学シンポジウム・講演会等の開催 海洋調査船の一般公開等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大学や研究機関の研究成果の発表等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">科学・地域を支える人材の育成 (岩手大・県立大等の連携支援)</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
12,722	13,000	13,500	14,000	14,500											

※1 国際リニアコライダー（ILC）
全長 31～50Km の地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模研究施設。

2 産学官イノベーション創出推進会議
新・科学技術による地域イノベーション指針に基づく取組実績や成果を評価、検証し、その結果を取組に反映させるため、協議を行う会議。

商業・サービス業の振興

1 みんなで目指す姿

商業・サービス業者が、日々刻々変化する消費者ニーズに的確に対応した商品やサービスを提供するとともに、そうした商品やサービスが地域の住民に利用されることにより、その事業が持続的に発展しています。

また、商業機能の担い手であり、地域住民の暮らしを支える重要な役割を担っている商店街が、にぎわい創出や魅力創造などに取り組むことにより、商業・サービス業が活性化しています。

東日本大震災津波で大きな被害を受けた沿岸部において、地域の商業機能が回復し、新たな商店街が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①卸売・小売業における就業者一人当たりの県内総生産	②54,626千円	②64,672千円	②74,718千円	②84,764千円	②94,810千円
②沿岸部の市町村における営業再開した商業・サービス業者の本設移行率	55.6%	56.0%	57.0%	61.0%	70.0%
【目標値の考え方】					
① 卸売・小売業における就業者一人当たりの県内総生産額について、現状値の1%を、毎年度増加させることを目指すもの。					
② 被災市町村における営業再開した商業・サービス業者の本設移行率を、平成31年度までに100%を目指すもの。ただし、土地区画整理事業の完了時期等の影響も考慮し、平成30年度において70%まで向上させることを目指すもの。					

現状

- 卸売・小売業における就業者一人当たりの県内総生産は、平成25年度には4,626千円となっており、5年前の平成20年度の4,424千円に比べて202千円、4.6%の増となっています。
- 平成27年に実施した県民意識調査によると、「商店街のにぎわい」は「重要」及び「やや重要」と回答した割合が75.7%である一方、現状に対して「満足」及び「やや満足」と回答した割合は14.0%であり、満足度は全調査項目46のうち44位と低くなっています。このことから、県民の関心は高いものの、商店街が消費者のニーズに的確に対応した商品やサービスの提供ができていない現状にあると考えられます。
- 東日本大震災津波により、大きな被害を受けた沿岸部においては、土地区画整理事業等の進捗に伴い、新たな商店街の形成による地域の商業機能の回復に向けて、商業・サービス業者の本設店舗での事業再開への取組が本格化しつつあります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

商業・サービス業者が行う経営力向上等の取組に対し、市町村や商工団体等と連携・協力して支援します。

また、市町村、商工団体及び商店街組織等が行う商店街の活性化等を目指した取組に対し、にぎわい創出や創業チャレンジの場の提供等への支援や各種助成制度の活用促進を行います。

さらに、東日本大震災津波で被災した商業・サービス業者の本設店舗での事業再開に向けた取組等に対し、市町村や商工団体等と連携・協力して支援します。

主な取組内容

① 経営力向上の取組や人材育成の支援 ☆ ◆

- ・ 経営力の向上や魅力ある店舗づくりに取り組む事業者を、地域の商工団体や市町村と連携して、継続的な専門家派遣などによりモデルケースとして支援するとともに、その取組事例の他店舗等への普及を図ります。
- ・ 新しい商品やサービスの提供等の新事業展開を目指す卸・小売業者やサービス業者を掘り起こし、「経営革新計画^{*1}」の策定段階から計画に基づく事業実施、目標達成までを一貫して支援します。
- ・ 多様なシーズを有する商業・サービス業において、若者や女性をはじめとする人材を育成するため、セミナーの実施やビジネスプラン作成の支援、創業体験機会の提供など、創業や円滑な事業承継を支援する市町村等の取組に対し支援します。

② 商店街活性化やまちづくりの支援 ☆ ◆

- ・ 商店街のにぎわい創出や魅力創造をはじめとする商店街活性化に向けて取り組む市町村、商工団体及び商店街組織等を、国・県等の各種支援制度の活用を促すことなどにより支援します。
- ・ 社会経済環境の変化に伴う住民ニーズへの対応やソーシャルビジネス^{*2}等につながる取組などに意欲的に取り組む商店街や商工団体を市町村等と連携して支援します。
- ・ 特定大規模集客施設立地誘導条例や大規模小売店舗立地法の運用により、大規模な商業施設の適正な立地を促し、持続可能なまちづくりや小売業の健全な発展に必要な環境づくりを進めます。

③ 市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築 ☆ ◆

- ・ 将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す復興の取組を推進するため、まちづくりの進捗に合わせて進める新たな商店街の整備に向けた商業・サービス業者などによる事業計画策定の取組を、市町村と連携し、専門家派遣などを通じて支援します。
- ・ 新たな商店街の整備に向けた市町村や商工団体等の取組について、国・県等の各種支援制度の活用を促すことなどにより支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

商業・サービス業の振興に向けては、主体である商業・サービス業者が経営力を向上させ、個店の魅力を高めるとともに、商店街全体としての魅力を高めていくことが重要です。

また、沿岸部の商業機能の回復、新たな商店街の構築については、まちづくりの主体である市町村を中心に、商業・サービス業者など関係者が商工団体等と一体となって本設店舗での事業再開への取組を進めることが重要です。

このため、県においては、市町村や産業支援機関などと連携・協力し、事業者による経営力向上、魅力ある店づくりなどの取組や商店街の活性化、被災地における新たな商店街の構築など商業機能の回復に向けた取組を総合的に支援します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(商業・サービス業者・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営力向上等を図るための取組 ・ 顧客のニーズにきめ細かく応じた事業活動 ・ 商店街活性化に向けた取組 ・ 被災地における本設店舗での事業再開に向けた取組など 	<p>(産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街や事業者の経営力向上等を図るための取組への支援 ・ 被災地における事業者の本設店舗での事業再開に向けた取組への支援など 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに関するビジョンの明確化 ・ 地域内の商業、サービス業の振興施策の企画調整 ・ 被災地における地域内の商業、サービス業の機能回復やにぎわいのあるまちづくり施策の企画調整
---------------	---	--	--

県	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な支援施策の立案・実施 市町村等による事業者の経営力向上や魅力ある商品、サービス及び店舗づくりなどの取組への支援 市町村等による商業、サービス業での創業を目指す若者や女性に対する創業体験機会の提供などの取組への支援 支援事業によるモデル的取組の創出と成果の全県への波及 市町村等による商店街活性化に向けた先駆的な取組への支援 被災地における事業者の本設店舗での事業再開に向けた取組への市町村及び産業支援機関等と連携した支援 国、市町村等と連携した新たな商店街の構築に向けた整備等への支援
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）										
	～H26	H27	H28	H29	H30						
<p>① 経営力向上の取組や人材育成の支援</p> <p>目標</p> <p>◎経営力向上等の指導支援実施店舗数（店舗）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	19	22	25	28	31	<p>商店街の個店の経営力向上や魅力ある店舗づくりに取り組む商業・サービス業者を市町村等と連携して支援</p> <p>新しい商品やサービスの提供に取り組む卸・小売業者やサービス業者の事業計画策定支援、創業体験の場の提供支援、創業後の助言指導支援</p> <p>若者や女性の商店街における創業チャレンジを市町村等と連携して支援</p> <p>マネジメント人材育成・事業継承等に関する研修会・セミナーの開催</p>
H26	H27	H28	H29	H30							
19	22	25	28	31							
<p>② 商店街活性化やまちづくりの支援</p> <p>目標</p> <p>◎商店街等助成制度の採択件数（件）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>51</td> <td>57</td> <td>63</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	45	51	57	63	69	<p>中心市街地・商店街の活性化を目指す商店街組織等の取組を支援</p> <p>若者や女性の商店街における創業チャレンジの場の提供等による商店街活性化を目指す市町村等の取組を支援</p> <p>大規模小売店舗立地法の運用による大規模店出店の適正化</p> <p>特定大規模集客施設立地誘導条例の運用による同施設の適切な地域への立地を誘導</p>
H26	H27	H28	H29	H30							
45	51	57	63	69							
<p>③ 市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築</p> <p>目標</p> <p>◎専門家派遣数（人日）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61</td> <td>71</td> <td>81</td> <td>91</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	61	71	81	91	101	<p>新たな商店街の構築に向けた商業・サービス業者などによる事業計画策定の取組を専門家派遣などにより支援</p> <p>新たな商店街の構築に向けた取組を国・県等の各種支援制度の活用促進などにより支援</p> <p>専門家派遣による仮設商店街の個店支援</p> <p>商店街の個店の経営力向上や魅力ある店舗づくりに取り組む商業・サービス業者を市町村等と連携して支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30							
61	71	81	91	101							

※1 経営革新計画
 「中小企業新事業活動促進法」に基づき、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることを目的として作成する計画。この計画の承認を受けることにより、いわて希望ファンド（経営革新枠）による助成や県の融資制度等による支援措置を受けることが可能となる。

2 ソーシャルビジネス
 住民、NPO、企業などの様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して行う、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、観光などの地域社会の課題解決に向けた取組。

中小企業の経営力の向上

1 みんなで目指す姿

地域経済の担い手として重要な役割を果たしている中小企業が、社会経済環境の変化に的確に対応するため経営基盤の一層の強化を図り、新たな事業分野の開拓など経営力の向上に取り組むとともに、創業や円滑な事業承継が促進され、持続可能で活力ある地域経済の振興が図られています。

また、東日本大震災津波により被災した事業者の事業再生が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎産業分野（農林水産業を除く。）における就業者一人当たりの県内総生産	⑤7,282千円	⑥7,355千円	⑦7,428千円	⑧7,501千円	⑨7,574千円
【目標値の考え方】 産業分野（農林水産業を除く。）における就業者一人当たりの県内総生産について、現状値の1%を、毎年度増加させることを目指すもの。					

現状

- 本県の中小企業は、県内の全事業所のうち企業数で99.8%、常用雇用者数で84.9%、製造品出荷額で56.0%を占め、全国と比較した場合、その割合は高くなっており、本県の経済活動や地域経済を支える重要な役割を担っています。
- 県内の中小企業数は、平成21年の44,388社から平成24年の38,711社に、常用雇用者数は平成21年の228,889人から平成24年の216,030人に、それぞれ減少しています。
- 一方で、県内中小企業の製造品出荷額は、平成22年の12,384億円から平成25年には12,688億円に増加し、法人県民税における法人税納付事業者（黒字法人）の割合も、平成22年度の30%から平成26年度には40%に増加するなど、経済活動に回復の動きも出ています。
- 県が平成26年7～10月に県内中小企業及び中小企業関係団体等に行ったアンケートによると、県内中小企業者が現在抱えている課題としては、回答の多かった順に「人材の確保・育成」、「営業力・販売力の維持強化」、「後継者の育成・決定」、「新規顧客・販路の開拓」、「商品・サービスの高付加価値化」などが挙げられています。
- 今般、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中小企業振興条例」（平成27年4月1日施行）を定めたとおりであり、本条例に基づき中小企業振興施策を推進していくこととしています。
- 東日本大震災津波により、沿岸商工会議所・商工会会員事業所7,701のうち、4,341の事業所が被災しています（被災率56.4%）。このうち、平成27年9月1日現在で、3,151の事業所が事業再開（再開率72.6%）しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

「中小企業振興条例」に基づき、関係機関と密接に連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的・計画的に推進します。

また、新たな事業活動等の経営革新の取組に対する支援、事業活動を担う人材の育成、創業支援、資金の円滑な供給などを行います。

さらに、東日本大震災津波による被災事業者への再建支援を引き続き推進します。

主な取組内容

① 新たな事業活動等の経営革新の取組に対する支援 ◆

- ・ 中小企業者が、社会経済環境の変化に的確に対応し、新分野への進出、新商品の開発など新たな事業活動に取り組めるよう、「経営革新計画」の策定段階から、事業実施、目標達成までを一貫して支援します。
- ・ なお、計画に基づく事業実施の段階においては、資金面、技術面、販路開拓など企業ニーズに応じた重層的な支援を行います。

② 人材の育成支援、事業の円滑な承継支援 ◆

- ・ 中小企業の持続的な事業展開を支援するため、後継者や事業活動の中核を担うマネジメント人材育成のための施策を積極的に展開します。
- ・ 岩手県事業引継ぎ支援センター^{*1}等の関係機関と連携し、専門家によるアドバイスや事業引受希望者に関する情報提供などを行い、円滑な事業承継を支援します。
- ・ 小学生から高校生までの各段階に応じたものづくり教育や、ものづくりネットワークと連携した人材育成・キャリア教育を進めるとともに、人材の地元定着を図ります。
- ・ 企業のニーズや成長分野の動向を踏まえ、金型、鋳造、三次元設計開発、組込みソフトウェア等の高度技術人材の育成を、高等教育機関等と連携して進めます。

③ 創業の支援 ◆

- ・ 創業を目指す若者や女性などに対し、創業セミナーの開催や事業計画の策定支援、創業体験の場の提供を行うとともに、個人での創業に加えてグループでの創業を支援します。
- ・ 創業支援の一層の強化を図るため、創業者が取り組む新たな商品・サービスの開発等に対し、資金面での支援、専門家を派遣しての助言など継続的に創業後まで密着した支援を行います。
- ・ 創業支援に係る「産業競争力強化法^{*2}」に基づく市町村の取組を支援するとともに、産業支援機関等で組織するいわて起業家サポーターネットワーク^{*3}会議の活動等を通じて、各機関が連携して創業支援を行います。

④ 資金の円滑な供給 ◆

- ・ 社会経済環境の変化に伴い、経営の安定に支障を来している中小企業者について、きめ細かい効果的な資金供給を行います。
- ・ 中小企業者の円滑な資金繰りを確保するため、事業活動に応じて、制度融資・設備貸与等の各種金融支援を行います。

⑤ 産業支援機関による伴走型支援の推進 ◆

- ・ 中小企業の持続的発展を図るため、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業関係団体や、(公財)いわて産業振興センターなどの産業支援機関が連携して、企業の経営課題解決に向け継続的にサポートする、いわゆる伴走型の支援を行えるよう体制を強化します。
- ・ 中小企業者相互の連携により、地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業が共同して行う事業活動を支援します。

⑥ 被災事業者の再建支援 ☆ ◆

- ・ 将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す復興の取組を推進するため、東日本大震災津波による被災事業者について、引き続き本設の事業所への移転等を支援し早期の事業再開を図るとともに、販路拡大等による収益性の回復を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

中小企業者が今後とも持続的に経営力の向上を図っていくためには、自らが、人材や技術力、商品、サービスなどの持てる力を最大限に発揮する努力をし、商工団体等の産業支援機関は、事

業者それぞれが有する個性や可能性を存分に伸ばして力を発揮できるよう、主体的に支援することが重要です。

このため、県では、産業支援機関と連携し、事業者の行う経営革新など、経営力向上に向けた取組や創業等を支援していきます。また、金融機関等と連携して、事業者への資金の円滑な供給を図ります。市町村は、県、産業支援機関と連携した経営・金融支援や創業支援を行います。

県以外の主体	（企業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 新事業、経営革新への取組 ・ 従業員の人材育成 ・ 財務基盤の強化 ・ 自らが持つ人材、技術力、商品、サービスなどの強みを高めるための取組 	（市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援施策の立案、調整、実施 ・ 県、産業支援機関と連携した経営・金融支援 ・ 創業支援事業計画策定等による創業支援
	（産業支援機関） 【商工団体、産業振興センター】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者の経営力向上に向けた自主的な努力を促進するための支援 ・ 県、市町村等と連携した経営支援・金融支援 【産業復興相談センター、岩手産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二重債務を抱える被災事業者への相談対応、事業再生計画の策定支援、債権買取支援等 【金融機関、信用保証協会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、商工団体等と連携した融資、信用保証、経営指導 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の振興に関する施策を立案、調整し、総合的かつ計画的に推進 ・ 市町村、産業支援機関と連携した経営・金融支援 ・ 産業支援機関が中小企業者の経営改善努力を促進できるよう支援 ・ 中小企業の経営革新計画策定への支援 ・ 産業支援機関と連携した専門家派遣による支援 ・ グループ補助金等助成金を通じた被災事業所の再生支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 新たな事業活動等の経営革新の取組に対する支援 目標 経営革新計画承認件数（件）[累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>424</td> <td>450</td> <td>475</td> <td>500</td> <td>525</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	424	450	475	500	525	産業支援機関との連携による 経営革新計画の策定から事業実施、目標達成までの一貫した支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
424	450	475	500	525											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>② 人材の育成支援、事業の円滑な承継支援</p> <p>目標</p> <p>◎マネジメント人材育成等に関する研修会・セミナー参加者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域ものづくりネットワーク等と連携した工場見学への参加高校生数（人）[延べ][再掲]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,159</td> <td>1,159</td> <td>1,180</td> <td>1,200</td> <td>1,240</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	50	100	150	200	H26	H27	H28	H29	H30	1,159	1,159	1,180	1,200	1,240	<p>産業支援機関との連携による後継者やマネジメント人材育成、事業承継等に関する研修会・セミナーの開催</p> <p>岩手県事業引継ぎ支援センター等と連携した専門家によるアドバイスや情報提供</p> <p>地域ものづくりネットワークによる人材育成の推進</p> <p>普通高校を対象としたモデル事業の実施</p> <p>専攻科（黒工、産技短）・高専・大学における高度技術者育成の推進</p> <p>三次元デジタル技術等の高度技術者育成の推進</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
-	50	100	150	200																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
1,159	1,159	1,180	1,200	1,240																	
<p>③ 創業の支援</p> <p>目標</p> <p>◎グループ創業支援及び若者創業活動支援による支援件数（件）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>・県制度による創業資金の融資額（億円）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.2</td> <td>15.1</td> <td>22.0</td> <td>28.9</td> <td>35.8</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	15	30	45	60	H26	H27	H28	H29	H30	8.2	15.1	22.0	28.9	35.8	<p>事業計画策定支援、創業体験の場の提供支援</p> <p>グループ創業に関する研修・セミナー開催支援</p> <p>創業後の資金繰り支援、専門家派遣による助言</p> <p>市町村が行う創業支援事業計画策定支援</p> <p>いわて起業家サポーターネットワーク会議等による関係機関の創業支援活動の調整</p> <p>県単融資制度による創業者向け融資</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
-	15	30	45	60																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
8.2	15.1	22.0	28.9	35.8																	
<p>④ 資金の円滑な供給</p> <p>目標</p> <p>◎県制度による設備資金の融資額（億円）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66</td> <td>134</td> <td>203</td> <td>274</td> <td>346</td> </tr> </tbody> </table> <p>・県制度による運転資金の融資額（億円）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>629</td> <td>1,271</td> <td>1,926</td> <td>2,594</td> <td>3,275</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	66	134	203	274	346	H26	H27	H28	H29	H30	629	1,271	1,926	2,594	3,275	<p>金融機関、県信用保証協会、商工団体等と連携した県単融資制度による資金繰り支援</p> <p>いわて産業振興センターと連携した設備貸与制度による設備導入支援</p> <p>中小企業組合等に対する高度化資金貸付</p> <p>中小企業への融資制度の利用促進と相談対応</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
66	134	203	274	346																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
629	1,271	1,926	2,594	3,275																	
<p>⑤ 産業支援機関による伴走型支援の推進</p> <p>目標</p> <p>◎商工会、商工会議所経営指導員、中小企業団体中央会指導員による巡回指導等実施企業・組合数（企業・組合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,749</td> <td>13,700</td> <td>13,800</td> <td>13,900</td> <td>14,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	13,749	13,700	13,800	13,900	14,000	<p>商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、いわて産業振興センターへの補助による活動支援</p> <p>産業支援機関との連携による販路開拓・取引あっせん支援</p> <p>産業支援機関との連携による専門家派遣</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
13,749	13,700	13,800	13,900	14,000																	

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
⑥ 被災事業者の再建支援 目標 ◎中小企業東日本大震災復興資金貸付金による融資額（億円）[累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>548</td> <td>1,048</td> <td>1,498</td> <td>1,903</td> <td>2,268</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	548	1,048	1,498	1,903	2,268	グループ補助金、制度融資等を通じた被災事業者の事業再生支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
548	1,048	1,498	1,903	2,268											
・被災事業者の経営力向上に向けた支援件数（件）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350</td> <td>350</td> <td>360</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	350	350	360	360	360	産業復興相談センター等による二重債務問題解決に向けた相談対応、債権買取等の支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
350	350	360	360	360											
	被災事業者における事業再開後の経営安定化に向けたモニタリング														
	産業支援機関と連携した専門家派遣等による販路開拓、生産性向上等の支援														
	巡回相談等による支援		専門家を活用した総合的支援												
	自動車関連企業ノウハウの活用による水産加工業等へのカイゼン活動の普及														
	加工機能の集積や企業連携等による高生産性、高付加価値化のための体制構築支援														

- ※1 岩手県事業引継ぎ支援センター
後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業者の相談等に対応し、助言、情報提供及び事業引受希望者とのマッチング支援等を行うため、東北経済産業局が盛岡商工会議所に設置。
- 2 産業競争力強化法
産業競争力を強化することを目的として平成26年1月20日に施行された法律。この法律に基づき、市町村が地域で連携する創業支援事業者と「創業支援事業計画」を策定し、国が認定する制度となっている。
- 3 いわて起業家サポーターネットワーク会議
県内の起業を目指す者に対し、総合的かつ効率的な起業支援を行うことを目的として、創業支援を行っている産業支援機関等相互の情報共有を図るとともに、支援事業の連携を図るため、県が平成17年度から開催している連絡会議。

海外市場への展開

1 みんなで目指す姿

東アジア地域をはじめとする海外市場において、県内事業者が活発にビジネスを展開し、海外への県産品の輸出などが拡大しているとともに、高い観光消費が期待できる外国人観光客が県内各地域に数多く訪れ、復興及び地域経済の活性化に寄与しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①東アジア地域への県産品輸出額	22.5 億円	24.8 億円	27.3 億円	30.0 億円	33.0 億円
②外国人宿泊者数（延べ人数） （従業員数 10 人以上の施設）〔再掲〕	7.3 万人泊	7.5 万人泊	7.7 万人泊	7.9 万人泊	8.1 万人泊
【目標値の考え方】					
① 東アジア地域への県産品（農林水産物、加工食品及び工芸品等を指す。以下、同じ。）の輸出額は、震災等の影響により平成 23 年は 8 億円まで減少したが、その後順調に増加していることから、今後も販路開拓に積極的に取り組み、年率 10% の輸出増を目指すもの。					
② 平成 26 年を基準年（7.3 万人）として、各市場によって震災後の傾向が異なるため、これを考慮したものとし、台湾市場については、基準年の実績が、過去最高であった平成 20 年（4.6 万人）と同じ程度であり、平成 27 年以降もこの客数を維持すること、韓国、中国、香港市場については、震災前の平成 21 年の水準に戻すこと、その他市場については、過去 5 年の（平成 22 年～26 年）増加率を維持することを目指し、平成 27 年以降 0.2 万人ずつ増加を目指すもの。					

現状

- 本県から東アジア地域への県産品の輸出額は、震災等の影響により平成 23 年に 8 億円まで減少しましたが、その後増加傾向が続き、平成 26 年の輸出額は 22.5 億円となっています。
- 南部鉄器や加工食品、日本酒等で東アジア地域を中心に拡大しているいわてブランドを様々なチャネルを通じて更に広げ、他の県産品の販路開拓に活用する必要があります。
- 外国人観光客数については、平成 26 年の外国人宿泊客数は 7.3 万人（延べ人数・従業員数 10 名以上の施設）となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

経済活動のグローバル化がますます進展する中、多くの人口を有し、経済発展により購買力の高まる東アジア地域を、本県海外展開における重点地域と捉え、地方政府や事業パートナー等との関係を強化・活用しながら、県産品輸出の一層の促進をはじめ、事業者の海外ビジネス展開に対する支援を進めます。

また、国内外からの外国人の誘客を促進するため、いわて花巻空港への定期便の就航や広域観光周遊ルートの構築、無料公衆無線 LAN の整備や多言語表記化など受入態勢の整備を推進します。

主な取組内容

① 事業者の海外ビジネス展開への支援 ◆ **ソフト**

- ・ 「いわて海外展開支援コンソーシアム※¹」や海外事務所を活用しながら、海外ビジネス展開に取り組む事業者の計画、商談、貿易実務等の各段階を一貫して支援し、事業者数の拡大を図るとともに、専門家による個別相談、セミナー等の開催などの支援を展開します。

② いわてからの輸出の拡大 ◆ **ソフト**

- ・ 優れたいわての製品、加工原料、サービス等を幅広く輸出するため、「いわて海外展開支援コンソーシアム」を通じ、県内企業等の取組を促進するほか、海外事務所等の有効活用や、商談会・展示会への出展、輸出体制の整備等により、安全安心な県産品をバイヤーや消費者にPRし、県産品の海外輸出促進を図ります。
- ・ 県産品の販路拡大のため、これまで構築した海外大手商社や国内大手流通事業者等ビジネスパートナーとのネットワークを活用した商品取引を継続・拡大するとともに、現地ニーズに対応した商品づくり等を推進します。
- ・ 東アジア地域を中心に拡大している南部鉄器等のいわてブランドを、販路拡大の取組や様々なチャネルを通じ更に広げ、本県の商品等の販路開拓に広く活用します。

③ 外国人観光客の誘客の推進 ☆ ◆ **ソフト**

- ・ いわて花巻空港への国際定期便就航や、市場のニーズに合わせた旅行商品造成の促進などによる誘客の拡大を図ります。
- ・ 増加する外国人個人旅行者をターゲットとし、ニーズの高い無料公衆無線LAN整備をはじめとした受入態勢の充実や、インターネット等での情報発信を強化します。
- ・ 東北観光推進機構を中心として東北広域で連携して「東北ブランド」の確立に向けた広域観光周遊ルートを構築し、外国人観光客の誘致を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

グローバル化の進展は、地方が世界に直結していく大きな好機とも言えます。地方の発意により、本県と東アジア各地域との経済的な連携を強化することが、県内企業のビジネス展開や県産品の輸出増加、さらには大震災津波からの早期復興にもつながっていくと考えられます。

このような認識に立って、生産者・団体・企業等は、貿易・誘客ノウハウの習得・実践や海外向け製品の研究・開発、観光客受入態勢の整備・改善・充実に取り組みます。また、県は、市町村や各産業支援機関等と連携し、海外事務所を有効に活用しながら多面的に支援します。

	(生産者・団体・企業等)	(産業支援機関)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場進出、海外客誘致への積極的対応 ・ 貿易・誘客ノウハウの習得・実践 ・ 海外向け製品の研究・開発 ・ いわて海外展開支援コンソーシアムやいわて農林水産物輸出促進協議会などを通じた取組 ・ 海外客受入態勢の整備・改善・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大連経済事務所の運営及び企業支援 ・ 貿易相談への対応、貿易情報の提供など ・ 海外との学術・技術交流 <p>【いわて海外展開支援コンソーシアム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関相互の情報共有 ・ 海外展開支援施策の調整、PR、斡旋 ・ 海外展開支援施策の協働実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の海外展開等意欲の喚起 ・ 特産品、観光資源の発掘と磨き上げ ・ 海外客受入態勢の整備・改善・充実 ・ 住民等に対する啓発活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわて海外展開支援コンソーシアムによる事業者の計画、商談、貿易実務等の各段階に応じた海外ビジネス支援 ・ 物産展、商談会開催など販路開拓に係る事業の企画・実施 ・ 事業者の海外見本市出展等への支援 ・ 県産品、観光資源の海外へのPR活動 ・ 海外誘客拡大のための受入態勢の整備促進と海外プロモーションの実施 ・ 互恵的かつ多面的な連携に向けた人的交流や学術・技術交流の実施・支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）										
	～H26	H27	H28	H29	H30						
<p>① 事業者の海外ビジネス展開への支援</p> <p>目標</p> <p>◎海外展開企業支援件数（件）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64</td> <td>84</td> <td>104</td> <td>124</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	64	84	104	124	144	<p>セミナーの開催などによる海外ビジネス展開に向けた機運醸成</p> <p>いわて海外展開支援コンソーシアムや海外事務所等による海外ビジネス展開支援</p> <p>海外見本市出展等への支援</p> <p>海外向け商品開発への支援</p> <p>ビジネスマッチング※²支援（個別相談、セミナー等）</p>
H26	H27	H28	H29	H30							
64	84	104	124	144							
<p>② いわてからの輸出の拡大</p> <p>目標</p> <p>◎海外商談成約件数（件）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>110</td> <td>120</td> <td>130</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	110	120	130	140	<p>東アジア地域での物産展等による市場の継続的把握・定番化への取組</p> <p>輸出コーディネーターによるマッチング支援</p> <p>現地実需者との関係強化による販路開拓</p> <p>海外向け商品開発への支援</p> <p>海外事務所等を通じたPR、輸出促進</p> <p>放射能風評払拭PR、生産地証明発行等</p> <p>知的財産の保護（商標監視、冒認出願の阻止）</p>
H26	H27	H28	H29	H30							
100	110	120	130	140							
<p>③ 外国人観光客の誘客の推進</p> <p>目標</p> <p>◎外国人観光客受入態勢整備施設数（施設）[累計][再掲]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>65</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	15	35	50	65	80	<p>各国市場のニーズに合わせた誘客拡大</p> <p>外国人受入環境整備（無料公衆無線LAN、多言語表記等）の推進</p> <p>東北広域による広域観光周遊ルートの構築、航路も活用した誘客拡大</p> <p>外国人観光客への県産品紹介、販売促進</p>
H26	H27	H28	H29	H30							
15	35	50	65	80							

※1 いわて海外展開支援コンソーシアム
 県内企業の海外展開を支援する関係機関（ジェトロ盛岡、いわて産業振興センター、商工団体、金融機関、岩手県産など）により構成されるプラットフォーム組織。

2 ビジネスマッチング
 企業の事業展開を支援する目的で企業同士の「出会いの場」を提供すること。

雇用・労働環境の整備

1 みんなで目指す姿

一人ひとりが能力を生かして希望する職に就き、働くことができる環境の整備が進み、多様な雇用の場が数多く生まれています。また、地域経済の進展や、仕事と生活の調和のための働き方の見直しによって、やりがいのある、かつ安定して働くことができる労働条件の良い仕事が増え、「働きたい」と思える岩手になっています。

沿岸被災地域における産業の復興とともに雇用が創出され、若年者・女性・障がい者等の求職者が希望する仕事に就き、地域の産業を支える人材として活躍しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①高卒者の県内就職率	63.4%	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%
②離職者等の職業訓練受講者の就職率	㉔73.8%	㉔75.0%	㉔75.0%	㉔75.0%	㉔75.0%
【目標値の考え方】					
① 高卒者の就職率は、平成27年6月現在で99.9%（前年同月99.9%）と平成8年度以降過去最高の水準となっているものの、県内就職率は63.4%（前年同月64.3%）となっていることから、県内就職率を過去10年間の最高値67.6%に近付けることを目指すもの。					
② 離職者等再就職訓練事業、日本版デュアルシステム訓練 ^{※1} 事業、母子家庭の母等の職業的自立促進事業及び女性就業援助事業の合計就職率の現状値は、全国的にみて高い水準（離職者等再就職訓練事業の就職率の全国平均：69.6%）にあり、目標値は現状を上回る75.0%とし、平成27年度以降、目標値の維持を目指すもの。					

現状

- 平成27年に実施した県民意識調査では、「安定した就職環境」に関する項目の満足度が一番低く、ニーズ度が第1位となっています。
- 雇用情勢は、震災関連復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、平成27年11月の有効求人倍率は1.22倍と31か月連続の1倍台となるなど着実に改善しています。今後も、雇用力のある企業等の復興を支援し、より安定的な雇用創出を図ることが求められています。
- 離職者等を対象とした職業訓練については、離職者等の状況や産業施策の方向、企業ニーズを踏まえて実施し、人手不足の解消を図ることが必要となっています。
- 平成27年3月新規高等学校卒業者については、求人数が県全体で4,731人、前年同月（平成26年6月）比で16.8%増加し、県内就職率は63.4%、前年同月（平成26年6月）比で1.0ポイント低下しています。
- 平成27年度男女が共に支える社会に関する意識調査では、仕事と家庭・社会生活の両立を可能とするためには、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境整備」が必要との回答が最も多くなっています。
- 本県の一人平均総実労働時間は、1,892時間（平成26年）であり、全国平均（1,788時間）を104時間上回り、全国で2番目に長くなっています。また、年次有給休暇取得率は46.8%（平成26年）であり、全国平均（49.4%）を下回っています。
- 県契約業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保等が求められており、平成27年3月に制定した「県が締結する契約に関する条例」に基づく取組を推進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

一人ひとりが能力を生かして希望する職に就き、健康で安心して働き続けることができるよう、各分野における雇用機会の拡大、職業訓練等の就業支援、長時間労働の抑制や仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し、正規雇用の拡大や処遇の改善等に係る企業の雇用・労働環境の整備を促進します。

また、将来の岩手を担う若年者等の県内就職を促進するため、関係団体（機関）と連携した高校生の早期内定・定着と大学生の県内就職の支援を行うとともに、既卒若年者等に対する就業支援サービス等の提供を行います。

主な取組内容

① 安定雇用の拡充 ☆ ◆

- ・ 企業誘致や、農林水産業への新規参入の促進、医療・福祉分野における人材確保など、各分野での取組を推進するとともに、岩手労働局と連携した産業関係団体への要請等により、正規雇用の拡大や安心して働ける雇用機会の拡充を図ります。
- ・ 東日本大震災津波により離職した被災求職者の雇用については、緊急雇用創出事業臨時特例基金^{*2}を活用した事業のうち、震災等対応雇用支援事業等による一時的な短期雇用から、事業復興型雇用創出事業等の活用による安定的な雇用への移行を図ります。また、安定雇用に係る国の各種助成制度の導入を促進します。

② 女性・離職者等への就業支援 ☆ ◆

- ・ 離職者に対して、その状況や産業政策の方向、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。特に、東日本大震災津波からの復興を前進させるため、建設分野の人材を育成する職業訓練を実施するとともに、本県における雇用情勢や人材ニーズの変動に柔軟に対応した職業訓練を機動的に実施します。
- ・ 就業経験がない、又は就業の機会に恵まれない女性や障がい者に対し、職業意識の醸成から就職までを支援するための一連の職業訓練及び就職支援を実施し、女性や障がい者の経済的・社会的自立を支援します。

③ 人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発 ◆

- ・ 若年者等の県内就職を一層促進させるため、県や岩手労働局、経済団体、教育機関等関係団体が連携した推進組織である「いわてで働こう推進協議会」（仮称）を設立し、県内就職の拡大に取り組みます。
- ・ 学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員による学校や企業訪問を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後もしっかりと定着できるよう支援します。
- ・ 県内企業の深刻な人手不足の対応として、県内外からの人材確保や、企業の採用力強化を図るため、U・Iターンに関する相談対応や職業紹介を行うとともに、県内企業の情報発信や就職情報サイト活用支援を行います。また、（公財）ふるさといわて定住財団の行う就職面接会やU・Iターンフェアと連携しながら、県内企業の採用活動を支援します。
- ・ ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若年者の就職活動や職場定着を支援します。
- ・ 県立職業能力開発施設においては、時代の変化や地域社会のニーズに対応した職業能力開発を推進し、産業人材を育成するとともに、訓練の成果の情報発信や就職面接会等を活用して、就職を希望する学生の県内就職を支援します。

④ 企業における雇用・労働環境整備の促進 ◆

- ・ 雇用の維持、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や、賃金などの労働条件の改善等について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要請活動や国の各種助成制度等の情報提供を行います。
- ・ 年齢、性別、障がいの有無を問わず、全ての人が働きやすい職場づくりを促進するため、セミナーの開催等を通じ、労働関係法令に関する知識の普及を図るとともに、優良事例等に関する情報提供を行います。

政策項目 No. 8 雇用・労働環境の整備

- ・ 県が発注する工事請負契約、業務委託契約等について、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、受注者の法令遵守や適正な労働条件の確保を図るための取組を推進します。
- ・ 企業における職業能力開発を支援し、在職者の技能向上を促進するため、企業ニーズに応じた在職者訓練を実施するとともに、職業能力開発に関する情報提供、相談・援助を行います。
- ・ 高度な技能を継承する技能者を育成するため、全国レベルの競技大会への参加促進やものづくりマイスター制度^{※3}の活用促進を図るとともに、技能検定制度等の職業能力評価制度の普及を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

企業等は雇用の維持・確保や良好な労働環境の確保、企業内の人材の育成に努めていきます。県は、国や市町村、関係機関等と緊密に連携し、企業誘致をはじめ産業振興施策等による雇用機会の拡大や、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を促進するとともに、若年者等へのきめ細かな就業支援を行います。

県以外の主体	(企業・労働団体等)	(国)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の維持、拡大 ・ 良好な労働環境の確保 ・ 人材の育成、確保 ・ 採用力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度の整備、監督指導 ・ 助成制度等による支援 ・ 人材の育成、確保と若年者の就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野における雇用創出 ・ 企業への要請、意識啓発 ・ 離職者等への就業、生活支援 ・ 人材の確保と若年者の就業支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野における雇用創出 ・ 雇用創出事業等の実施 ・ 企業への要請、意識啓発、採用力強化の支援 ・ 離職者等への就業、生活支援 ・ 人材の育成、確保と若年者の就業支援 ・ 「県が締結する契約に関する条例」に基づく良好な労働環境の確保に向けた取組 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
① 安定雇用の拡充 目標 ◎産業振興施策による雇用創出数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,223</td><td>1,590</td><td>1,300</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による新規雇用創出可能数^{※4}（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,342</td><td>1,340</td><td>250</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> ・ 事業復興型雇用創出事業による新規雇用創出可能数（3か年継続雇用）（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4,270</td><td>2,000</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> 	H26	H27	H28	H29	H30	1,223	1,590	1,300	1,300	1,300	H26	H27	H28	H29	H30	2,342	1,340	250	—	—	H26	H27	H28	H29	H30	4,270	2,000	—	—	—	<div style="text-align: center;"> </div>
H26	H27	H28	H29	H30																											
1,223	1,590	1,300	1,300	1,300																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
2,342	1,340	250	—	—																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
4,270	2,000	—	—	—																											
② 女性・離職者等への就業支援 目標 ◎離職者等を対象とした職業訓練における女性の受講者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>991</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者委託訓練受講者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>23</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr> </table> 	H26	H27	H28	H29	H30	991	1,100	1,100	1,100	1,100	H26	H27	H28	H29	H30	23	37	37	37	37	<div style="text-align: center;"> </div>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
991	1,100	1,100	1,100	1,100																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
23	37	37	37	37																											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																																														
③ 人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発 目標 ◎企業訪問件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3,432</td><td>3,500</td><td>3,500</td><td>3,500</td><td>3,500</td></tr> </table> ・学校訪問件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,316</td><td>2,500</td><td>2,500</td><td>2,500</td><td>2,500</td></tr> </table> ・U・Iターン就職支援件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>558</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td></tr> </table> ・ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,204</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> </table> ・県立職業能力開発施設における県内企業への就職率（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>67.0</td><td>67.0</td><td>67.0</td><td>67.0</td><td>67.0</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3,432	3,500	3,500	3,500	3,500	H26	H27	H28	H29	H30	2,316	2,500	2,500	2,500	2,500	H26	H27	H28	H29	H30	558	700	700	700	700	H26	H27	H28	H29	H30	2,204	2,000	2,000	2,000	2,000	H26	H27	H28	H29	H30	67.0	67.0	67.0	67.0	67.0	企業訪問による職場定着支援、求人開拓 学校訪問による就職相談、面接指導等 U・Iターン相談窓口（東京、大阪、名古屋）での相談対応 U・Iターン相談窓口（岩手）での相談対応、情報発信 企業の求人情報発信支援 いわてで働こう推進協議会（仮称）設立 いわてで働こう推進協議会（仮称）運営 ジョブカフェ等での就職相談、職場定着支援 県内企業の求人開拓や訓練成果の広報（魅力の発信）など
H26	H27	H28	H29	H30																																															
3,432	3,500	3,500	3,500	3,500																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
2,316	2,500	2,500	2,500	2,500																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
558	700	700	700	700																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
2,204	2,000	2,000	2,000	2,000																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
67.0	67.0	67.0	67.0	67.0																																															
④ 企業における雇用・労働環境整備の促進 目標 ◎セミナー等参加者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>187</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td></tr> </table> ・技能検定受検者数 ^{※5} （人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,901</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	187	200	200	200	200	H26	H27	H28	H29	H30	1,901	2,000	2,000	2,000	2,000	企業及び労働者を対象としたセミナーの開催 在職者訓練の実施、企業への情報提供 技能検定の実施・立会、職業能力開発協会への指導																														
H26	H27	H28	H29	H30																																															
187	200	200	200	200																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
1,901	2,000	2,000	2,000	2,000																																															

※1 日本版デュアルシステム訓練
 求職者を対象に、座学訓練と企業等における実習を一貫して行う、4か月間の職業訓練。

2 緊急雇用創出事業臨時特例基金
 国の交付金を活用し、県が造成した基金。

3 ものづくりマイスター制度
 ものづくりに関して優れた技能、経験を有する者を「ものづくりマイスター」として認定・登録する国の制度で、登録された「ものづくりマイスター」が中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、技能の継承や後継者の育成を行うもの。

4 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による新規雇用創出可能数
 事業復興型雇用創出事業を除いた緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による新規雇用創出可能数。

5 技能検定受検者数
 技能検定は、都道府県知事が実施する職種と指定試験機関が実施する職種がある。
 機械保全職種は、平成26年度まで都道府県知事の実施する職種であったが、平成27年度から指定試験機関（公益社団法人日本プラントメンテナンス協会）が行うこととされたことから、技能検定受検者数は機械保全職種を除いた数字としている。



II 農林水産業

～「食と緑の創造県いわて」の実現～


政策項目No.9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成

政策項目No.10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

政策項目No.11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

政策項目No.12 いわての魅力あふれる農山漁村の確立

政策項目No.13 環境保全対策と環境ビジネスの推進





これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成27年11月に実施した「7つの政策」の「農林水産業」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 農林水産業の未来を拓く経営体の育成については、地域農業の核となる経営体、地域の森林経営を担う経営体、地域の漁業の再生を担う経営体の育成に取り組み、新規就農者数、法人化した集落営農組織数、地域けん引型林業経営体による経営面積等が増加し、おおむね順調に進んでいます。

農業及び漁業においては、高齢化等により就業人口が減少していることから、地域の中心となる経営体への生産基盤の集積等により規模拡大を促進していくとともに、就業者の確保・育成を進める必要があります。林業では、木材生産量が増加傾向にあり、就業者の確保と林業作業士等技術者の養成が求められています。

- 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立については、県オリジナル新品種を核とした米の主産地としての地位を確立するため、「いわての美味しいお米生産・販売戦略」を策定したほか、園芸産地自らが生産拡大や販売方法の改善に向けて策定した計画に基づく取組等への支援により、生産性・市場性の高い産地づくりが着実に進んでいます。また、震災により被災した漁船や養殖施設、木材加工施設等の復旧・整備により、漁業と林業の生産活動の再開・回復が順調に進んでいます。

一方で、高齢化や担い手の減少等により、農林水産物の生産力が低下していることから、地域特性やニーズに応じた品目を中心に生産拡大を図りながら、引き続き、産地が主体となった生産力強化の取組を進めていくことが必要です。

また、ニホンジカ等による農作物の鳥獣被害が拡大していることから、地域ぐるみや広域的な連携による被害防止対策に取り組む必要があります。

- 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大については、商品開発等のアドバイスや実需者とのマッチング等の支援、フェア等を通じた情報発信やプロモーションの展開により、生産者の6次産業化の取組や農林水産物の輸出は着実に拡大しているほか、被災した水産加工場の復旧・整備や事業の再開が進んでいます。

今後は、生産者や関係団体等による地域が一体となった6次産業化の推進、輸出国や品目を明確にした海外市場の開拓等による輸出拡大を図っていくことが必要です。

- いわての魅力あふれる農山漁村の確立については、多彩な農林水産物や食文化等を活用した農山漁村ビジネス、地域が主体となった都市との交流、地域協働による環境保全活動、快適な生活環境の整備、防災対策の推進等が着実に進んでいます。

また、農山漁村における人口の社会減を食い止めるため、雇用機会の確保や移住・定住の促進に向けた取組を進めていく必要があります。

- 環境保全対策と環境ビジネスの推進については、木質バイオマス発電をはじめとした、再生可能エネルギーの利活用など、環境ビジネスの取組が着実に進んでいます。

今後は、バイオマス発電施設での木質燃料の需要増加が見込まれることから、未利用間伐材等の安定供給体制の整備に取り組む必要があります。



今後の方向性

「農林水産業」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「食と緑の創造県いわて」の実現を目指していきます。

- 農林水産業の未来を拓く経営体の育成については、農林漁業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体の育成に重点的に取り組むとともに、担い手の確保・育成に向けた相談活動や生産技術、経営ノウハウ等の習得支援などに取り組みます。

また、東日本大震災津波で被災した農林漁業の再生を担う生産者の確保・育成のため、市町村等と連携した漁業就業希望者の受入体制の整備や漁業生産基盤の整備、農地の復旧と一体となったほ場整備による農地の利用集積等に取り組みます。

- 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立については、安全・安心で高品質な農林水産物の生産を拡大していくため、生産性・市場性の高い産地づくりの推進や、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及、生産基盤の整備等に重点的に取り組めます。

また、鳥獣被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊や侵入防止策の設置、市町村連携による捕獲など広域的な被害防止対策に取り組みます。

さらに、東日本大震災津波で被災した産地の再生を進めるため、ワカメ等養殖業の生産性向上やサケ・アワビ等の資源回復に取り組むとともに、原木しいたけの生産回復や地域特性を生かした園芸産地の形成に取り組みます。

- 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大については、地域の多彩な農林水産物を活用した6次産業化を推進するとともに、品質やおいしさ等にこだわった県産農林水産物を積極的にPRし、ブランド化と国内外への販路拡大に取り組みます。

また、東日本大震災津波からの復興に向け、県産農林水産物の安全・安心の発信による風評被害の防止や販路の回復・拡大に取り組みます。

- いわたの魅力あふれる農山漁村の確立については、高齢化や人口減少が進行している農山漁村の活性化を図るため、生産者をはじめとする地域住民による地域コミュニティの構築と、地域協働による農地や伝統文化などの地域資源の維持・継承に取り組みます。

また、多彩な農林水産物や食文化等を活用した農山漁村ビジネスや地域が主体となった都市との交流活動に取り組みます。

さらに、海岸保全施設等の復旧・整備に加え、農道や集落排水施設の整備等による生活環境の向上、自然災害等への防災・減災対策に取り組みます。

- 環境保全対策と環境ビジネスの推進については、生物多様性の保全や地球温暖化防止を図るため、環境への負荷を低減する生産技術の導入や再生可能エネルギーを活用した生産施設等の整備、森林の強度間伐（混交林誘導伐）の実施による森林の再生などに取り組みます。

また、農林水産業を基点とした環境ビジネスやエネルギー供給を積極的に展開するため、木質バイオマスや農業用水など本県の農山漁村に豊富に賦存する未利用資源を活用した再生可能エネルギーの利活用の促進に取り組みます。

農林水産業の未来を拓く経営体の育成

1 みんなで目指す姿

意欲と能力のある経営体が、優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定した経営を展開し、本県農林漁業生産の大宗を担うとともに、新規就業者などの新たな担い手が参入・定着できる環境が整備されています。

また、東日本大震災津波の被災地では、農林水産物の生産が回復・拡大し、次の世代を担う多様な担い手の確保・育成が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①認定農業者等への農地集積面積	82,026ha	84,000ha	87,600ha	91,200ha	95,000ha
◎②森林経営計画策定面積	163,492ha	195,000ha	209,000ha	223,000ha	237,000ha
◎③中核的漁業経営体数 ^{※1}	283 経営体	335 経営体	390 経営体	445 経営体	500 経営体
【目標値の考え方】					
① 平成30年度に本県耕地面積152,600haの62%、平成35年に80%以上を認定農業者や集落営農組織等の担い手に集約することを目指すもの。					
② 平成30年度に本県民有林面積784千haの約30%である237千haにおいて、地域けん引型林業経営体等による森林経営計画の作成を目指すもの。					
③ 東日本大震災津波の影響により、中核的漁業経営体の数が大きく減少しているため、震災前直近の最高値である平成19年度(例外となる平成20年度を除く)の水準まで回復させることを目指すもの。					

現状

- 農林漁業従事者の減少、高齢化が進んでいることから、農林水産業の次代を担う若年層の新規就業を促進するとともに、企業の農業参入など、多様な担い手を確保していく必要があります。
- 基幹的農業従事者数^{※2}(平成25年)は、55,200人と平成15年と比べ約29%減少し、高齢化も進んでいることから、認定農業者等の農地集積による経営規模の拡大や経営管理能力の向上など、経営の質的向上を図る必要があります。
- 林業就業者数^{※3}(平成25年)は、2,098人と平成15年と比べ約10%減少する中、合板等の原料や木質バイオマス燃料として木材需要の増加が見込まれていることから、県産材の安定的な生産供給体制を確保するため、林業技能者^{※4}の養成や地域けん引型林業経営体の経営能力の向上に取り組む必要があります。
- 漁業就業者数^{※5}(平成25年)は、6,289人と平成15年と比べ約40%減少する中、東日本大震災津波により減少した漁業・養殖業生産の回復を図るため、中核的漁業経営体の育成などに取り組む必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

農林漁業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体の育成に重点的に取り組むとともに、担い手の確保・育成に向けた相談活動や生産技術、経営ノウハウ等の習得支援などに取り組めます。

また、東日本大震災津波で被災した農林漁業の再生を担う生産者を確保・育成するため、市町村等と連携した漁業就業希望者の受入体制の整備や漁業生産基盤の整備、農地の復旧と一体となったほ場整備による農地の利用集積等に取り組みます。

主な取組内容

① 地域農業の核となる経営体の育成 ◆

(7) 認定農業者、集落営農組織の経営力向上

- ・ 地域農業の在り方を明確にした「地域農業マスタープラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体（中心経営体）について、認定農業者への誘導を図りながら、複式簿記や単年度経営計画の作成等による経営の自己点検、経営改善の取組を促進します。
- ・ 集落営農組織について、経営計画の作成や、組織運営のノウハウ習得など、法人化に向けた取組を進めるとともに、マーケティング能力の向上と販売チャネルの拡大等による経営の高度化を図る取組を支援します。
- ・ 経営規模の拡大や多角化に意欲的な経営体について、地域農業をけん引するリーディング経営体^{※6}として育成するため、岩手大学等と連携し、最先端の生産技術の習得やマーケティングなどのビジネス感覚を養うための講座（いわてアグリフロンティアスクール）を開設します。

(4) 認定農業者、集落営農組織の経営基盤の強化

- ・ 農地中間管理事業やほ場整備事業により農地集積を促進するとともに、機械・施設の整備を支援し、経営の規模拡大や効率化、多角化を促進します。
- ・ 法人化した集落営農組織について、組織間連携による機械・施設の共有や労力調整などの経営効率化に向けた取組を促進します。
- ・ 農地や農業施設などの経営資源が円滑に継承されるよう、資源のマッチングを行う仕組みづくりや、税制、資金対策等に関する助言・指導を行う支援体制の構築を進めます。

(5) 新規就農者等の担い手の確保・育成

- ・ 新規就農者の確保目標数や就農受入から定着までの支援内容を明確にした「新規就農者確保・育成アクションプラン」を地域ごとに作成し、その実践を通じて地域が主体となった新規就農者の確保・育成対策の取組を支援します。
- ・ 若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・Iターン者など県内外から多様な新規就農者を確保するため、ポータルサイト等を通じて、就農や暮らしに関する情報の発信を強化するとともに、農業法人等における農業体験や雇用就農の受け皿づくりを支援します。
- ・ 研修段階から就農初期段階の所得を確保するため、国の青年就農給付金制度を活用するとともに、就農から経営自立までの発展段階に応じ、生産技術・経営ノウハウの習得や機械・施設等の整備、青年農業者企業家塾等による新規就農者の経営力向上等の取組を支援します。
- ・ 農業への新規就農や企業の農業参入を促進するため、青年農業者等育成センターや広域振興局等に設置している参入相談窓口を通じて、農地の利用調整や地域の加工事業者とのマッチング、生産技術の向上に向けた指導を行うとともに、機械・施設等の整備を支援します。

(6) 農業生産基盤の有効かつ効率的な活用

- ・ 生産性の向上や水管理の省力化・効率化を図るため、水田の大区画化や排水対策、農業水利施設の老朽化対策など、農業生産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 被災した沿岸地域において、農地の復旧と一体となったほ場整備を推進します。

② 地域の森林経営を担う経営体の育成 ◆

(7) 地域けん引型林業経営体による森林施業の集約化の促進

- ・ 新たな地域けん引型林業経営体を育成するため、意欲と実行力のある経営体を対象に、「地域森林経営プラン」の作成指導などを行います。
- ・ 地域けん引型林業経営体の能力向上を図るため、集合研修や個別指導等を実施し、森林施業の集約化や計画的な森林経営の実践に向けた森林経営計画の作成などを支援します。

(イ) 林業就業者の確保・育成

- ・ 林業への新規就業を促進するため、林業事業体における就労条件の改善や就業前のトライアル研修等により、円滑な就業を支援するとともに、実践的な技術を身に付けた人材を確保・育成するため、養成機関の設置に取り組みます。
- ・ 新規就業者を林業作業士（フォレストワーカー）として育成するほか、技術や経験に応じたキャリアアップ研修により作業現場の核となる現場管理責任者（フォレストマネージャー）を育成します。

(ウ) 効率的な林業生産基盤の構築

- ・ 森林経営計画の作成支援を通じて、効率的な路網整備の計画を指導するなど、計画的な林業生産基盤の整備を促進します。

③ 地域の漁業の再生を担う経営体の育成 ☆ ◆

(ア) 漁業担い手の確保・育成

- ・ 漁業担い手を確保・育成するための指針となる新たな「岩手県漁業担い手育成ビジョン」を策定し、「人づくり」における目指す姿や課題等を漁協や市町村等と共有した上で、「地域再生営漁計画」に基づく各地域の主体的な取組を促進します。
- ・ 中核的漁業経営体の育成に向けて、養殖漁場の効率的利用や省力化機器の導入等により、専業漁家の経営規模拡大を促進します。
- ・ 新規漁業就業者を確保するため、就業マッチングを強化するとともに、研修・雇用機会の創出や住居確保など受入体制の整備を進め、就業から定着まで切れ目のない支援に取り組みます。
- ・ 養殖業の漁協自営や協業化など雇用の受け皿となる新たな生産体制の構築に取り組み、新規就業を促進します。

(イ) 漁業生産基盤の整備

- ・ 漁業作業の効率化・就労環境の向上を図るため、浮棧橋など、漁業生産基盤の計画的な整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域の生産者・団体等は、地域の農林漁業経営の方向性や生産基盤等の有効活用などに向けた話し合いを通じ、地域の担い手育成対策や新規就業者確保対策などに取り組みます。

市町村は、地域の生産者・団体等と連携しながら、地域の核となる担い手の確保・育成や生産基盤等の有効活用に向けた調整、新規就業者確保対策への支援などに取り組みます。

県においては、市町村等と連携しながら、地域の農林漁業経営の方向性などを定める計画等の策定や経営の規模拡大・多角化に向けた支援、経営管理・生産技術の向上に向けた指導などに取り組みむとともに、生産基盤の有効活用に向けた広域的な利用調整や基盤整備に取り組みます。

(農業)

県以外 の主体	(生産者・団体等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践 ・ 担い手等の相談窓口の設置 ・ 認定農業者、集落営農組織等への経営・生産技術指導、法人化支援 ・ 農地中間管理機構の運営 ・ 耕作放棄地等の仲介 ・ 小規模な農業生産基盤の整備、農業水利施設等の維持・管理・更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践 ・ 担い手等の相談窓口の設置 ・ 農業経営改善計画等の作成支援、認定 ・ 先導的な経営体の育成 ・ 農地中間管理機構の運営支援 ・ 耕作放棄地の調査・解消計画の策定 ・ 農業生産基盤の整備、農業水利施設等の維持・管理・更新

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業マスタープランの実践支援 ・ 農地中間管理事業の推進 ・ 市町村域を越えた広域的な農地の利用調整 ・ 担い手の確保・育成対策の総合企画・調整 ・ 新規就農者、企業の農業参入支援 ・ 耕作放棄地解消の支援 ・ 農業生産基盤の整備、農業水利施設等の補修・更新
---	---

(林業)

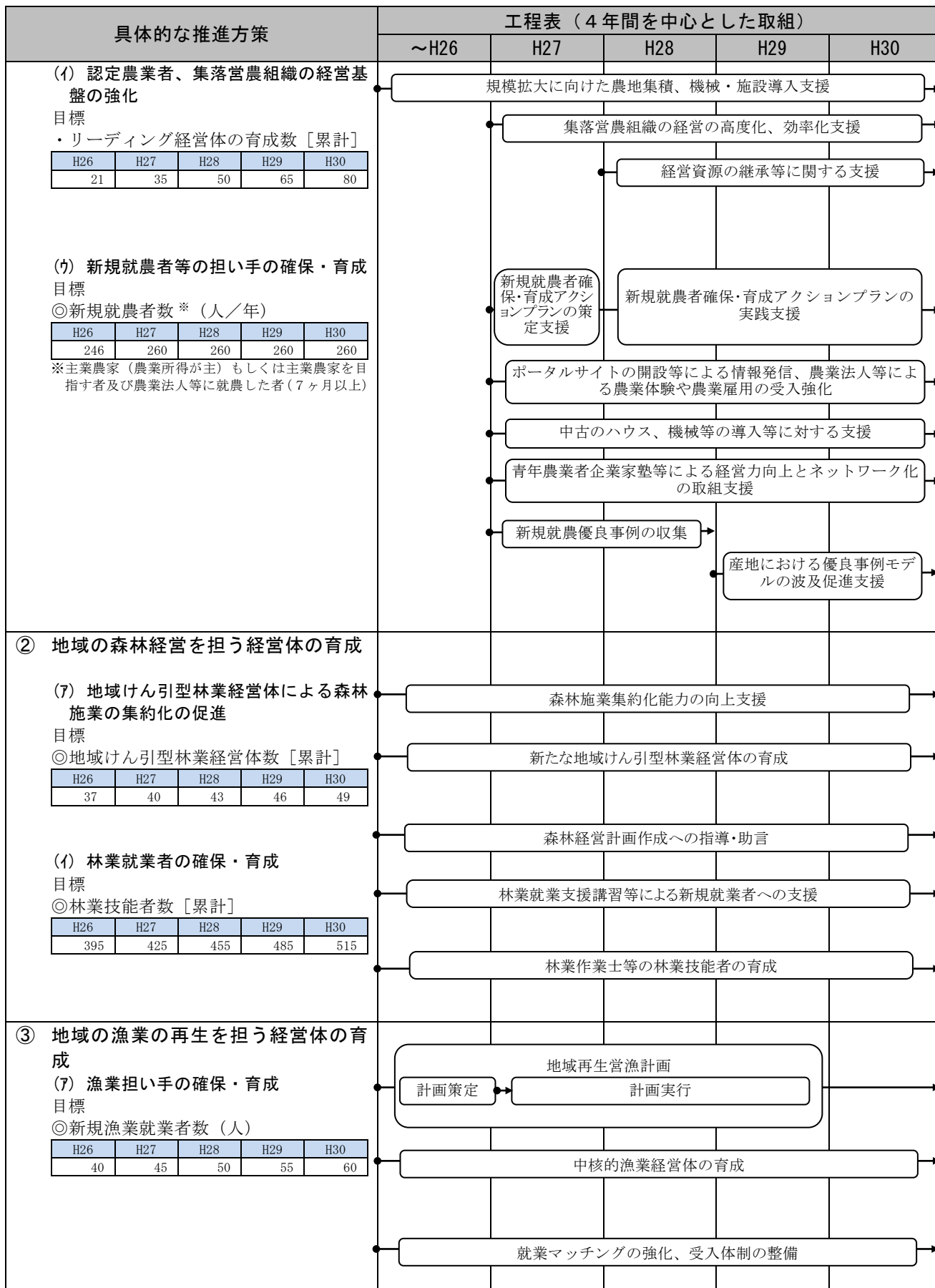
県以外の主体	<p>(林業事業者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化と森林経営計画の作成 ・ 造林や間伐等の森林整備の実施 ・ 林業作業士など経験や技術レベルに応じた林業技能者の育成 ・ 新規就業者等の受入体制整備、待遇改善 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 ・ 造林や間伐等の補助制度の周知 ・ 市町村森林整備計画の策定 ・ 担い手の育成支援 ・ 森林経営計画の認定
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域けん引型林業経営体を核とした森林施業の集約化の支援 ・ 造林や間伐等の補助制度の周知 ・ 市町村森林整備計画・森林経営計画の作成支援 ・ フォレスター及び林業技能者の確保・育成 	

(水産業)

県以外の主体	<p>(生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生営漁計画の実行 ・ 漁業・養殖業経営の規模拡大 ・ 後継者の育成、新規就業者の受入れ ・ 養殖業の漁協自営、協業化 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生営漁計画の実行支援 ・ 中核的漁業経営体の育成 ・ 新規就業者受入環境の整備 ・ 漁業生産基盤の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生営漁計画の実行支援 ・ 中核的漁業経営体の育成 ・ 就業希望者とのマッチング、研修・雇用機会の創出など新規就業者の確保対策の推進 ・ 養殖業の漁協自営や協業化など雇用の受け皿となる新たな生産体制の構築 ・ 養殖作業省力化技術の開発・普及 ・ 養殖漁場等の有効かつ効率的な活用の促進 ・ 漁業生産基盤の整備 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 地域農業の核となる経営体の育成</p> <p>(7) 認定農業者、集落営農組織の経営力向上</p> <p>目標</p> <p>◎基本構想水準^{※7}到達者の割合（%）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>23</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>・法人化した集落営農組織の割合（%）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>30</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>55</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	23	24	26	28	30	H26	H27	H28	H29	H30	30	40	45	50	55	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <p>地域農業マスタープランの実践支援</p> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <p>単年度経営計画の作成等による経営の自己点検、経営改善の取組促進</p> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <p>いわてアグリフロンティアスクールの開設</p> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <p>法人化に係る知識習得、経営計画の作成支援</p> </div> <div style="width: 100%; text-align: center;"> <p>法人化等に係る支援体制の構築・運営</p> </div> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
23	24	26	28	30																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
30	40	45	50	55																					



関連する計画

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（計画期間 平成 22 年度～平成 32 年度）
- ・ 希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・ 岩手県林業労働力確保基本計画（計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度）

- ※ 1 中核的漁業経営体
年間販売額 1 千万円以上の経営体。
- 2 基幹的農業従事者数
農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前 1 年間の普通の主な状態が「仕事に従事していた者」。
- 3 林業就業者数
造林・保育、木材生産等の森林施業に年間 60 日以上従事した者。
- 4 林業技能者
林業に必要な知識と技術を身に付けた者（林業作業士研修修了者など）。
- 5 漁業就業者数
満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者。
- 6 リーディング経営体
年間販売額おおむね 3 千万円又は年間農業所得おおむね 1 千万円以上を確保する先導的な経営体（1 戸 1 法人を含む）。
- 7 基本構想水準
「農業経営基盤強化促進法」に基づき策定する市町村基本構想において、効率的かつ安定的な経営体を目指すべき年間農業所得。

消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立

1 みんなで目指す姿

消費者や市場のニーズに的確に対応した、安全・安心で高品質な農林水産物の生産が拡大し、消費者から信頼・支持される全国トップレベルのブランド産地が形成されています。

また、東日本大震災津波の被災地では、農林水産物の生産が回復・拡大し、安定的かつ持続的な生産体制が確立されるなど、農林水産業の再生が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①農業産出額	㉕2,433 億円	㉖2,300 億円	㉗2,380 億円	㉘2,420 億円	㉙2,440 億円
◎②林業産出額	㉕ 212 億円	㉖ 218 億円	㉗ 219 億円	㉘ 219 億円	㉙ 220 億円
◎③漁業生産額	㉕ 314 億円	㉖ 320 億円	㉗ 330 億円	㉘ 350 億円	㉙ 370 億円

【目標値の考え方】

- ① 主食用米の飼料用米等への移行により産出額は減少するものの、園芸及び畜産の生産力を高めることにより、平成 25 年の水準を維持することを目指すもの。
- ② 合板工場等の復旧による素材需要の回復と復興住宅や公共施設等への県産材の利用を促進することにより増加を目指すもの。
- ③ 東日本大震災津波の影響により減少した漁業・養殖業生産額について、サケ漁獲量や養殖ワカメ生産量の回復などを進めることにより、平成 30 年度までにおおむね震災前の水準（390 億円）まで増加させることを目指すもの。

現状

- 平成 25 年の本県の農業産出額は、米価低迷等により前年を下回っているものの、林業産出額及び漁業生産額については、素材需要の増や漁業生産の回復等により前年を上回っています。引き続き、安全・安心で高品質な農林水産物の生産・供給体制の構築や需要に即した産地づくりを進めていく必要があります。
- 農業については、麦、大豆、園芸作物等の単収が低く、年次変動が大きいことから、単収の向上・安定化、生産コストの低減など、地域課題に対応した技術開発と迅速な普及、生産基盤の整備などにより生産性の向上に取り組んでいく必要があります。
- 畜産については、酪農及び肉用牛経営の収益性を高めるため、引き続き生産基盤の強化などにより経営規模の拡大や生産性の向上に取り組んでいく必要があります。
- 林業については、豊富な森林資源を背景に、多様な木材加工施設が立地するとともに、木質バイオマス発電施設の整備が進められているほか、様々な特用林産物の生産が行われており、木材需要の拡大に対応した県産材の安定供給体制の強化と、特用林産物の生産振興を図っていく必要があります。
また、放射性物質の影響を受けている原木しいたけについては、生産量が早期に回復するよう継続して支援する必要があります。
- 漁業については、東日本大震災津波により減少した生産の回復を図るため、サケ・アワビ等の資源回復やワカメ等養殖業の生産性向上など、「つくり育てる漁業^{※1}」の再生を進める必要があります。
- E P A（経済連携協定）や T P P（環太平洋連携協定）等、農林水産分野のグローバル化の流れが一段と加速し、本県の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

経済のグローバル化が進展する中、農林水産業の持続的な発展に向けて、安全・安心で高品質な農林水産物の生産を拡大していくため、生産性・市場性の高い産地づくりや、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及、生産基盤の整備等に重点的に取り組めます。

また、東日本大震災津波で被災した産地の再生を進めるため、ワカメ等の養殖業の生産性向上やサケ・アワビ等の資源回復に取り組むとともに、原木しいたけの生産回復や地域特性を生かした園芸産地の形成に取り組めます。

主な取組内容

① 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成 ☆ ◆

- ・ 安全・安心等の消費者ニーズに対応した農産物の供給に向け、たい肥等の有機物を活用した土づくり、補給型施肥などの施肥技術の導入、天敵や生物資材等を活用した総合的防除技術の普及など、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する生産技術の導入を促進します。
- ・ G A P^{※2} 指導員の現地指導等により、県内主要産地における県版G A P^{※2}（県版農業生産工程管理）の普及・定着を推進するとともに、J G A P^{※2}等の高度なG A P認証取得を支援します。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の侵入防止のため、全農場に対する巡回指導により、家畜飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図ります。
- ・ 漁船や魚市場での鮮度管理や水産加工場における品質管理の向上など、漁獲から流通、加工まで一貫した水産物の高度衛生品質管理体制の構築を推進するとともに、貝毒等の監視体制の強化に取り組めます。
- ・ 原子力発電所事故による放射性物質の影響を踏まえ、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査を計画的に実施し、その結果を速やかに公表するとともに、原木しいたけへの放射性物質の影響を低減するための栽培管理の取組を推進します。

② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

(7) 農産物の戦略的な産地形成と生産性向上の推進 ☆ ◆

消費者や実需者ニーズを踏まえながら、本県の地域特性等に合った品目の作付けや新品目の導入など、戦略的な産地形成を推進するとともに、生産コストの低減やICT技術の活用による生産性向上の取組を支援します。

(米・水田農業)

- ・ 「いわての美味しいお米生産・販売戦略」に基づき、県産米の食味向上、生産コストの低減などに取り組むとともに、県オリジナル新品種について、栽培基準等の徹底や計画的な作付拡大等により早期ブランド化を図ります。
- ・ 集落営農組織や大規模経営体については、機械化体系の導入等により、米から加工・業務用野菜などの園芸品目、大豆、麦、飼料用米への転換を支援します。
- ・ 大豆、麦については、排水対策や多収品種の普及拡大などにより、生産性の向上を図るとともに、集落営農組織等を中心に大豆の作付拡大を促進します。
- ・ 飼料用米については、直播栽培等省力技術や多収性専用品種の導入拡大などにより、生産コストの低減や単収向上を図るとともに、保管施設の再編利用を促進します。

(園芸)

- ・ 園芸産地力の強化を図るため、生産者団体等が自ら策定する「園芸産地拡大実践プラン」等の実現に向け、重点品目の生産拡大につながる取組を集中的に支援します。
- ・ 野菜については、機械化等による生産の省力化と雇用労力の確保等による経営規模の拡大、高規格ハウス等の団地的な整備、長期出荷型の導入による単収や生産性向上の取組を支援します。
- ・ 果樹については、新植・改植による優良品種の導入や移動改植に合わせた園地の利用集積による団地化、組織づくり等を支援します。

- ・ 花きについては、りんどうの盆彼岸需要期向け品種の作付けの拡大や、県オリジナル優良品種の開発を進めるとともに、小ぎくの需要期出荷に向けた技術導入や、ゆり類、輪ぎくなどの新品目・品種の試作・普及などにより生産拡大を図ります。

(畜産)

- ・ 生産者、団体、畜産関係企業等が一体となって、生産コストの低減や生産物の高付加価値化等、地域全体の畜産の収益性向上を図る「畜産クラスター」の取組を推進します。
- ・ 飼養規模の拡大に向け、優良素牛の導入や畜舎・草地等の生産基盤の整備を支援するとともに、関係機関・団体で構成する「地域サポートチーム」の濃密指導により、子牛事故率の低減、産乳能力の向上など、生産性の向上を図ります。
- ・ 飼料生産の省力化を図るため、コントラクター^{※3}等の外部支援組織を育成するとともに、これらの組織を核とした粗飼料の広域流通体制の構築に取り組みます。
- ・ 肉用牛については、飼養管理の省力化を図るため、キャトルセンター^{※4}や公共牧場等の利用に加え、水田や遊休農地の放牧利用を促進します。
また、5年に一度の全国和牛能力共進会ででの総合優勝に向け、生産者や関係団体と一体となった出品牛の育成や共進会への機運の醸成等に取り組み、肉用牛産地としての評価の向上を図ります。
- ・ 酪農については、TMRセンター^{※5}等の省力化体系を取り入れたメガファームの育成を支援します。
- ・ 養豚や養鶏については、価格下落時の粗収益と生産費の差額を補填する畜産経営安定対策の継続や、家畜衛生対策の励行と家畜伝染病発生時の初動防疫体制の構築に取り組みます。

(イ) 豊富な森林資源を生かした全国屈指の木材産地等の形成 ☆ ◆

- ・ 需要の増加が見込まれる県産材の安定的な供給体制の構築に向けて、森林施業の集約化と林道等の整備を進め、路網と高性能林業機械の組合せによる木材生産の低コスト化を促進します。
- ・ 建材商社やハウスメーカー等が求める高品質な木材製品を安定的に供給するため、製材工場等に対する木材乾燥等の技術指導を行うとともに、製材機械等の導入支援など木材加工流通体制の整備を進めます。
- ・ 本県の豊富な広葉樹資源を製紙用パルプやしいたけ、木炭の原木に活用していくため、素材生産業者による安定供給体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 原木しいたけの単収向上に向け、関係機関・団体と連携して栽培技術研修会等を開催するとともに、放射性物質被害への対策として、出荷制限解除に向けた支援やホダ木等の放射性物質濃度検査を行い、生産回復に取り組みます。
- ・ 県外からの木炭需要に応えるため、製炭技術の継承と担い手育成を進めるとともに、生産者や関係団体と一体となって品質の維持を図ります。
- ・ 国宝や重要文化財などの修理のため需要の増加が見込まれる漆の生産量拡大に向けて、漆林の管理育成や漆掻き後継者の養成等を支援します。

(ウ) 水産資源の回復と持続的利用 ☆ ◆ **海洋**

- ・ 地域漁業の再生に必要な水産業共同利用施設の復旧・整備を引き続き支援します。
- ・ 漁業生産の回復を図るため、基幹魚種であるサケの資源回復やアワビ等種苗放流体制の再構築など安定した資源造成に取り組みます。
- ・ 養殖業生産の回復を図るため、養殖漁場の効率的利用、協業化など新たな生産体制の構築や省力化機器の導入等による経営規模拡大、生産技術の改良や生産物の価格安定化などに取り組みます。
- ・ 販路の回復・拡大に向けて、漁協等を主体とした新たな生産・販売体制の確立や多様な販売チャネルの確保など、生産・販売事業者等が連携した取組を推進します。
- ・ 水産資源の持続的利用に向けて、関係団体等と連携して適正な資源管理やアワビ等密漁対策、サクラマス等内水面漁業資源の保護培養などに取り組みます。

③ 生産性・市場性の高い産地づくりのための生産基盤整備の推進

(7) 農業生産基盤の整備 ☆ ◆

- ・ 生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図るため、水田の大区画化や排水対策など、生産基盤の計画的な整備を推進します。
また、農業の生産条件が不利な中山間地域においては、畦畔除去による区画拡大や高収益作物の導入に向けた暗渠排水、客土など、地域のニーズに合わせたきめ細かな生産基盤の整備を推進します。
- ・ 農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設の機能診断に基づく適時適切な補修・更新など、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を推進します。
- ・ 農業水利施設の保全管理の充実・強化を図るため、地理情報システムを活用し施設諸元や補修履歴等の施設情報を蓄積するとともに、市町村、土地改良区との共有化を推進します。
また、施設管理を担う土地改良区の運営基盤の強化を図るため、中長期財政計画の策定や土地改良区の統合などを支援します。
- ・ 被災した沿岸地域において、農地の復旧と一体となったほ場整備を推進します。
- ・ 農業者等が行う荒廃農地の再生利用、農業委員会と農地中間管理機構が連携して行う農地の利用調整等を支援します。

(イ) 林業生産基盤の整備 ◆

- ・ 森林整備や木材生産の低コスト化を図るため、林道などの路網の計画的な整備を推進します。
- ・ 森林整備事業等を活用して伐採跡地への造林や間伐等の森林整備を進め、持続的な森林経営を促進します。

(ウ) 漁業生産基盤の整備 ☆ ◆

- ・ 漁業生産コストの低減や就労環境の向上を図るため、水産物の陸揚げ作業等の効率化に向けた浮棧橋などの整備を推進します。
- ・ 持続的な漁業生産を可能とするため、地震・津波発生後においても漁港施設の機能を維持できるよう防波堤・岸壁の耐震・耐津波強化等を推進します。
- ・ 老朽化が進行している漁港施設の補修・更新コストの低減を図るため、老朽化調査に基づく機能保全計画を策定し、当該計画に基づいた適正な維持管理の実施など、計画的な漁港施設の長寿命化を推進します。
- ・ 地域漁業の再生に必要な水産業共同利用施設の整備を引き続き支援するとともに、養殖漁場等の有効かつ効率的な利用を促進します。

④ 鳥獣被害防止対策の推進 ◆

- ・ 農林水産物に対する鳥獣被害を防止するため、市町村の鳥獣被害対策実施隊の設置、侵入防止柵の設置や地域ぐるみの被害防止対策などの取組を支援するほか、被害が拡大しているシカ、ハクビシン等については、市町村間の連携による捕獲など広域的な被害防止の取組を支援します。

⑤ 高度な技術の開発と普及 ☆ ◆

- ・ (公財)岩手生物工学研究センターや県内外の大学、試験研究機関、民間企業等との共同研究を通じ、安全・安心、高品質な農林水産物を効率的・安定的に生産するための技術や優れた品種の開発とその普及に取り組みます。
- ・ 多様で豊かな森林資源の保全を図りながら、林業の成長産業化に結び付けるため、効果的かつ実効性のある技術や優良種苗等の開発に取り組みます。
- ・ 水産物の生産回復や高付加価値化を図るため、大学や民間企業等と連携して開発した技術を漁業・養殖業、水産加工業の生産現場に普及するとともに、引き続き、海洋研究機関や地域水産関係者とのネットワークを強化しながら、水産資源の新たな利活用に向けた取組を推進します。

(主な技術開発・普及の例)

- ・ DNAマーカーを活用した県オリジナル品種（水稻良食味多収品種、花色等新たな形質を持つりんどう品種）の開発

- ・ DNAマーカーを活用した黒毛和種雄牛（肉質や発育に優れた牛）の造成
- ・ スギ花粉等多様な形質の家系評価と検定技術の開発
- ・ マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発
- ・ 植栽密度を変えた省保育による低コスト育林技術の開発・普及
- ・ アカマツの用途拡大のための活用技術の開発
- ・ ワカメ養殖の大規模・省力化システムの開発・普及
- ・ 二枚貝の安全な出荷体制を構築するための麻痺性貝毒減衰時期予測技術の開発
- ・ サケ稚魚の生残率向上へ向けた種苗生産技術の開発・普及
- ・ 再成熟制御等による効率的なアワビ種苗生産技術の開発・普及
- ・ 通電加熱技術を用いた嚙下困難者用食品等の高付加価値食品開発

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者・団体等は、気象などの地域特性を生かした農林水産物の生産や地域に即した技術の導入などに取り組むほか、団体等においては、生産性・収益性の向上に向けた指導などにも取り組みます。

市町村は、地域特性を生かした産地形成や生産基盤整備に向けた地域内調整、地域に即した技術導入の支援などに取り組めます。

県においては、市町村等と連携しながら、産地づくり戦略等の策定や地域課題に即した技術・新品種等の開発・普及に取り組むとともに、生産性向上などを目指した技術指導や生産基盤の整備などに取り組めます。

また、県は、東日本大震災津波からの復興に向けて、市町村等と連携し、共同利用施設や高度衛生管理型産地魚市場等の整備支援、生産基盤等の復旧・整備に取り組むほか、原子力発電所事故による放射性物質の影響を踏まえ、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査の実施などに取り組めます。

（農業）

県以外 の主体	<p>（生産者・団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心・高品質な農産物の生産 ・ 生産性、収益性の向上に向けた指導の実施 ・ 農業生産基盤整備の合意形成支援、地元調整 ・ 小規模な農業生産基盤の整備、農業水利施設等の維持・管理・更新 ・ 鳥獣被害防止対策の実施 ・ 害獣の捕獲、侵入防止施設等の整備 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案 ・ 農業施設の整備等への支援 ・ 農業生産基盤整備の合意形成及び事業化の支援 ・ 農業生産基盤の整備、農業水利施設等の維持・管理・更新 ・ 鳥獣被害防止計画に基づく意識啓発・被害防止対策の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域及び地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案、団体等の技術指導者の育成 ・ 生産性、収益性の向上に向けた技術や新品種等の開発と普及 ・ 農業生産基盤の整備、農業水利施設等の補修・更新 ・ 農業施設の整備等への支援 ・ 広域的な鳥獣被害防止の施策の企画・調整 ・ 鳥獣被害防止対策の支援 ・ 高度技術や新品種等の開発・普及、調査研究を通じた復興支援 ・ 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査の実施等 	

（林業）

県以外 の主体	<p>（林業事業体・団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材の安定供給体制の構築 ・ 原木しいたけ生産技術の指導 ・ 造林や間伐等の森林整備の実施 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造林や間伐等の補助制度の周知 ・ 原木しいたけ生産技術指導等への支援 ・ 森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 ・ 造林や間伐等の森林整備の支援 ・ 林道の整備、維持管理
--------------------	--	--

県	<ul style="list-style-type: none"> 県産材の安定供給体制の構築支援 県産材の安定供給に向けた情報共有会議の開催 間伐等の技術の普及、補助制度の周知 県有林での間伐の実行 原木しいたけ生産技術の指導 造林や間伐等の森林整備の支援 林道の整備
---	---

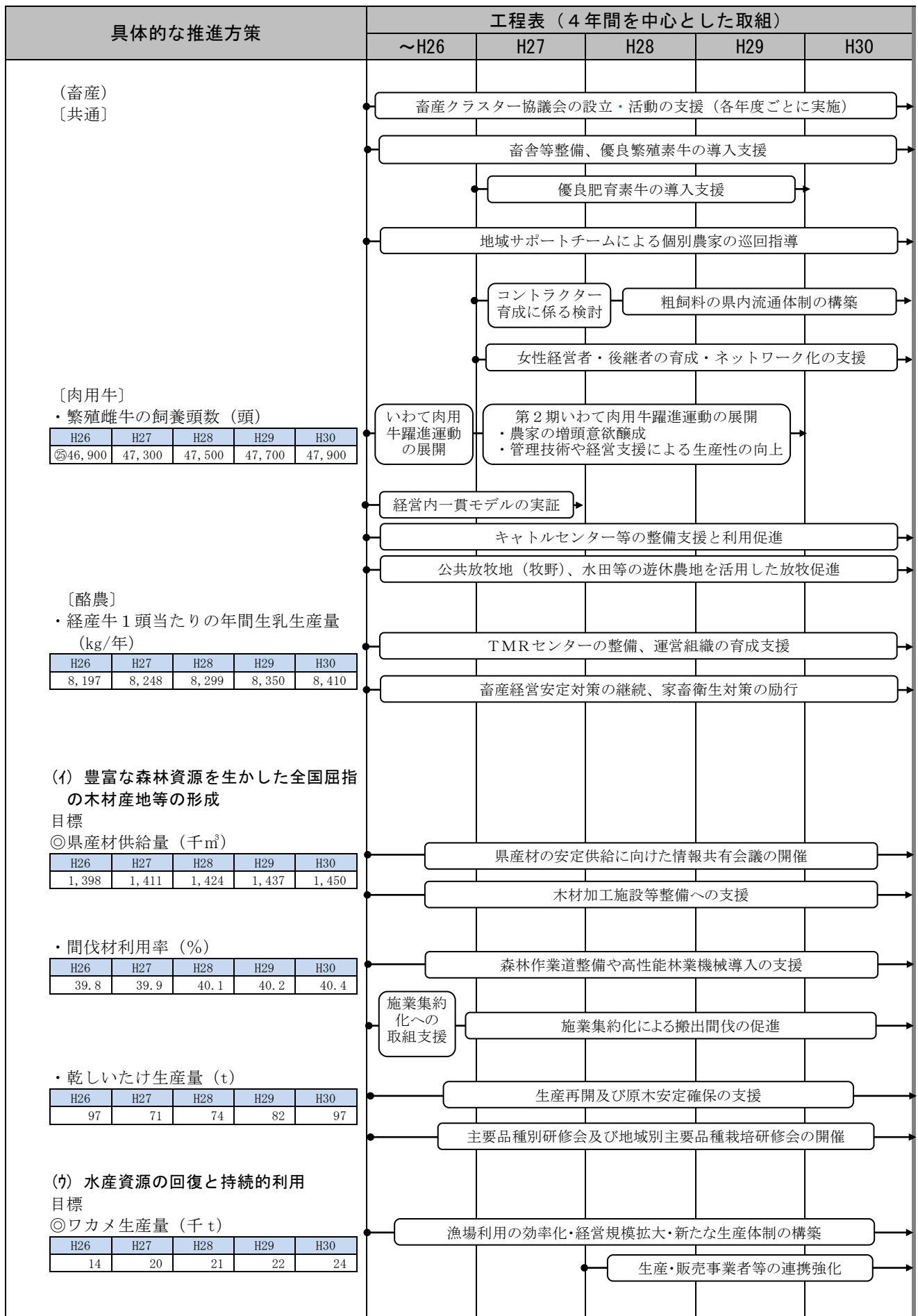
(水産業)

県以外の主体	<p>(生産者・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同利用施設等の復旧・整備 衛生品質管理の高度化 つくり育てる漁業の実践 加工・販売事業者との連携 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同利用施設等の復旧・整備の支援 高度衛生品質管理体制の構築 つくり育てる漁業の推進 生産者と加工・販売事業者が連携した取組の推進 漁港施設の復旧・整備工事の実施 漁港施設の長寿命化の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> 共同利用施設等の復旧・整備の支援 高度衛生品質管理体制の構築支援 つくり育てる漁業の推進 生産者と加工・販売事業者が連携した取組の推進 水産資源の適正な管理、保護培養 漁港施設の復旧工事の実施 浮桟橋等の整備 防波堤・岸壁の耐震・耐津波強化等の推進 漁港施設の長寿命化の推進 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成</p> <p>目標</p> <p>◎GAP導入産地の割合（％）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>69</td><td>75</td><td>80</td><td>85</td><td>90</td></tr> </table> <p>・JGAP導入経営体数[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td></tr> </table> <p>◎衛生管理基準適合認定市場数[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	69	75	80	85	90	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	2	4	H26	H27	H28	H29	H30	4	5	6	7	8	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> GAP指導員・JGAP産地リーダーの育成 産地点検や優良事例研修会等の開催による普及啓発 GAPの高度化支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> シンポジウム開催等による実需者・消費者の理解増進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 産地魚市場の衛生指導、適合認定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 高度衛生管理地域認定 </div>				
H26	H27	H28	H29	H30																															
69	75	80	85	90																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
2	2	2	2	4																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
4	5	6	7	8																															

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																																																																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																																																																																
<p>② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進</p> <p>(7) 農産物の戦略的な産地形成と生産性向上の推進</p> <p>目標 (米・水田農業)</p> <p>◎水稲オリジナル新品種の作付面積 (ha) (岩手 118 号)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>100</td><td>600</td></tr> </table> <p>(銀河のしずく)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>100</td><td>600</td><td>1,000</td></tr> </table> <p>・大規模経営体 ※での直播栽培等低コスト技術の導入割合 (%)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>20</td><td>50</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> <p>※水稲の作付面積 15ha 以上の経営体</p> <p>・飼料用米の収量 (kg/10a)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>539</td><td>555</td><td>570</td><td>585</td><td>600</td></tr> </table> <p>・重点指導経営体(集落営農組織等)の大豆の収量 (kg/10a)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>166</td><td>180</td><td>195</td><td>210</td><td>220</td></tr> </table> <p>(園芸)</p> <p>・園芸販売額 1,000 万円以上の規模の園芸経営体数 (経営体)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>364</td><td>368</td><td>372</td><td>378</td><td>385</td></tr> </table> <p>・主要 4 果菜類の生産における施設化率の向上 (%)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>39.0</td><td>40.0</td><td>42.0</td><td>44.0</td><td>45.0</td></tr> </table> <p>・盆彼岸需要期向けりんどう出荷本数 (千本)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>37,720</td><td>38,773</td><td>40,099</td><td>41,905</td><td>44,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	0	100	600	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	100	600	1,000	H26	H27	H28	H29	H30	-	20	50	100	100	H26	H27	H28	H29	H30	539	555	570	585	600	H26	H27	H28	H29	H30	166	180	195	210	220	H26	H27	H28	H29	H30	364	368	372	378	385	H26	H27	H28	H29	H30	39.0	40.0	42.0	44.0	45.0	H26	H27	H28	H29	H30	37,720	38,773	40,099	41,905	44,000	<p>生産・販売戦略の策定</p> <p>現地試験の実施</p> <p>モデルほ場の設置</p> <p>支援対象の絞り込み</p> <p>産地交付金の県枠の設定</p> <p>多収技術の実証</p> <p>各産地の重点品目生産拡大の取組計画策定支援</p> <p>果樹・花き：優良品種や需要期向け品種の導入支援</p> <p>園芸施設団地の整備支援</p> <p>需要期出荷を実現する品種開発、鮮度保持技術の開発等への支援</p>	<p>計画的な作付拡大</p> <p>計画的な作付拡大</p> <p>実証ほの設置・研修会の開催等による技術の普及</p> <p>産地交付金の県枠の設定</p> <p>多収品種の開発・多収生産技術の普及</p> <p>チェックリストを活用した多収生産技術の実践支援</p> <p>機械化体系や環境制御施設（装置）の導入等支援</p> <p>果樹：新・改植による優良品種の導入や園地利用集積（団地化）支援</p> <p>花き：需要期向け品種の生産拡大、開花調節技術の導入等への支援</p> <p>雇用労力の確保支援、高規格ハウス等の団地的整備促進等</p>	<p>計画的な作付拡大</p> <p>実証ほの設置・研修会の開催等による技術の普及</p> <p>産地交付金の県枠の設定</p> <p>多収品種の開発・多収生産技術の普及</p> <p>チェックリストを活用した多収生産技術の実践支援</p> <p>機械化体系や環境制御施設（装置）の導入等支援</p> <p>果樹：新・改植による優良品種の導入や園地利用集積（団地化）支援</p> <p>花き：需要期向け品種の生産拡大、開花調節技術の導入等への支援</p> <p>雇用労力の確保支援、高規格ハウス等の団地的整備促進等</p> <p>需要期出荷を実現する品種開発、鮮度保持技術の開発等への支援</p>	<p>計画的な作付拡大</p> <p>実証ほの設置・研修会の開催等による技術の普及</p> <p>産地交付金の県枠の設定</p> <p>多収品種の開発・多収生産技術の普及</p> <p>チェックリストを活用した多収生産技術の実践支援</p> <p>機械化体系や環境制御施設（装置）の導入等支援</p> <p>果樹：新・改植による優良品種の導入や園地利用集積（団地化）支援</p> <p>花き：需要期向け品種の生産拡大、開花調節技術の導入等への支援</p> <p>雇用労力の確保支援、高規格ハウス等の団地的整備促進等</p> <p>需要期出荷を実現する品種開発、鮮度保持技術の開発等への支援</p>	<p>計画的な作付拡大</p> <p>実証ほの設置・研修会の開催等による技術の普及</p> <p>産地交付金の県枠の設定</p> <p>多収品種の開発・多収生産技術の普及</p> <p>チェックリストを活用した多収生産技術の実践支援</p> <p>機械化体系や環境制御施設（装置）の導入等支援</p> <p>果樹：新・改植による優良品種の導入や園地利用集積（団地化）支援</p> <p>花き：需要期向け品種の生産拡大、開花調節技術の導入等への支援</p> <p>雇用労力の確保支援、高規格ハウス等の団地的整備促進等</p> <p>需要期出荷を実現する品種開発、鮮度保持技術の開発等への支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
0	0	0	100	600																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
0	0	100	600	1,000																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
-	20	50	100	100																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
539	555	570	585	600																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
166	180	195	210	220																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
364	368	372	378	385																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
39.0	40.0	42.0	44.0	45.0																																																																																	
H26	H27	H28	H29	H30																																																																																	
37,720	38,773	40,099	41,905	44,000																																																																																	



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>◎サケ漁獲量（千t）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>17</td><td>17</td><td>22</td><td>27</td><td>30</td></tr> </table> <p>・アワビ種苗放流数（万個）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>194</td><td>890</td><td>890</td><td>890</td><td>890</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	17	17	22	27	30	H26	H27	H28	H29	H30	194	890	890	890	890	<p>適正な飼育管理による健苗な稚魚の安定放流</p> <p>自立的な種苗生産・放流体制の再構築</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
17	17	22	27	30																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
194	890	890	890	890																											
<p>③ 生産性・市場性の高い産地づくりのための生産基盤整備の推進</p> <p>(7) 農業生産基盤の整備</p> <p>目標</p> <p>◎水田整備率（30a区画程度以上）（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>㉔51.1</td><td>㉕51.4</td><td>㉖51.6</td><td>㉗51.8</td><td>㉘52.0</td></tr> </table> <p>・排水条件が良好な水田※面積（ha）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>㉙33,793</td><td>㉚34,155</td><td>㉛34,465</td><td>㉜34,765</td><td>㉝35,065</td></tr> </table> <p>※地下水位が低い（70cm以深）など排水が良好な水田</p> <p>・農業水利施設の長寿命化対策施設数（施設）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>82</td><td>90</td><td>100</td><td>110</td><td>120</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	㉔51.1	㉕51.4	㉖51.6	㉗51.8	㉘52.0	H26	H27	H28	H29	H30	㉙33,793	㉚34,155	㉛34,465	㉜34,765	㉝35,065	H26	H27	H28	H29	H30	82	90	100	110	120	<p>ほ場整備、畑地かんがい施設整備の推進</p> <p>調査計画 → 土地改良事業計画の策定・法手続 → 実施設計 → 基盤整備の実施</p> <p>地域のニーズに合わせた暗渠排水などきめ細かな整備の推進</p> <p>機能診断に基づく基幹的農業水利施設の予防保全対策</p> <p>機能保全計画策定 → 機能保全対策</p> <p>基幹的農業水利施設の保全管理体制の充実・強化</p> <p>土地改良区運営基盤強化計画策定 → 土地改良区の運営基盤強化の取組を支援</p> <p>農業委員会等による利用状況意向調査・利用意向調査の徹底に向けた支援</p> <p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用促進、優良事例紹介</p> <p>農業委員会と農地中間管理機構等との連携による農地の利用調整活動への支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
㉔51.1	㉕51.4	㉖51.6	㉗51.8	㉘52.0																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
㉙33,793	㉚34,155	㉛34,465	㉜34,765	㉝35,065																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
82	90	100	110	120																											
<p>(4) 林業生産基盤の整備</p> <p>目標</p> <p>◎造林面積（ha）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>733</td><td>800</td><td>880</td><td>970</td><td>1,070</td></tr> </table> <p>◎林道整備延長（km）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4,491</td><td>4,499</td><td>4,509</td><td>4,519</td><td>4,530</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	733	800	880	970	1,070	H26	H27	H28	H29	H30	4,491	4,499	4,509	4,519	4,530	<p>低密度植栽の要件緩和 → 低密度植栽の普及・啓発</p> <p>コンテナ苗木の情報収集・実証 → コンテナ苗木の普及・啓発</p> <p>林道の整備</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
733	800	880	970	1,070																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
4,491	4,499	4,509	4,519	4,530																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>(ウ) 漁業生産基盤の整備</p> <p>目標</p> <p>◎防波堤・岸壁の耐震・耐津波対策着手率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.1</td> <td>16.7</td> <td>38.9</td> <td>77.8</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>・養殖作業支援（浮棧橋等）の漁港整備数（漁港）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>・漁港施設の長寿命化対策着手率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5</td> <td>6.3</td> <td>23.8</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	11.1	16.7	38.9	77.8	100	H26	H27	H28	H29	H30	0	1	2	4	6	H26	H27	H28	H29	H30	2.5	6.3	23.8	100	100	<p>計画策定</p> <p>調査・機能診断の実施</p> <p>耐震・耐津波対策（実施設計・工事）の実施</p> <p>漁業作業の効率化等に資する漁港の整備</p> <p>計画策定 → 実施設計 → 施設整備等の実施</p> <p>老朽化調査に基づく機能保全計画の策定</p> <p>適正な維持管理の実施</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																																					
11.1	16.7	38.9	77.8	100																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
0	1	2	4	6																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
2.5	6.3	23.8	100	100																																					
<p>④ 鳥獣被害防止対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎鳥獣被害対策実施隊設置市町村数（市町村）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	24	29	33	33	33	<p>被害対策連絡会の開催（地域連絡会を含む）</p> <p>広域的な被害防止対策の実施</p> <p>地域ぐるみの被害防止対策の促進（技術支援、地域リーダーの育成）</p>																														
H26	H27	H28	H29	H30																																					
24	29	33	33	33																																					
<p>⑤ 高度な技術の開発と普及</p> <p>目標</p> <p>◎県オリジナル品種開発数(品種)[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>49</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>・肉用牛種雄牛造成頭数（頭）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>57</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>・スギ少花粉品種の開発（品種）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・水産業の復興を支援する開発技術の実用化件数（件）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	43	45	48	49	51	H26	H27	H28	H29	H30	55	57	59	61	63	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	3	3	H26	H27	H28	H29	H30	-	3	5	7	9	<p>県オリジナル品種の開発（水稻、りんどう他）</p> <p>遺伝子情報を活用した効率的な種雄牛造成</p> <p>試験地造成用苗の育成 → 試験地造成準備 → 試験地造成 → 成長調査 → 優良品種の選抜</p> <p>技術開発 → 開発技術の実用化</p> <p>海洋研究機関や水産関係者とのネットワーク強化</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
43	45	48	49	51																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
55	57	59	61	63																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
2	2	2	3	3																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
-	3	5	7	9																																					

関連する計画

- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略（計画期間 平成27年度～平成29年度）
- ・岩手県野菜産地化成長ビジョン（計画期間 平成26年度～平成30年度）
- ・岩手県花き振興計画（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・岩手県果樹農業振興計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成21年度～平成30年度）
- ・森林資源循環利用推進ビジョン（計画期間 平成27年度～平成31年度）
- ・林道整備事業中期実施計画（第3期）（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・岩手県第7次栽培漁業基本計画（計画期間 平成27年度～平成33年度）
- ・「農林水産技術立県いわて」技術開発基本方針（計画期間 平成21年度～平成30年度）
- ・財団法人岩手生物工学研究センター等におけるバイオテクノロジー研究推進に係る基本方針
(計画期間 平成21年度～30年度)
- ・特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（計画期間 平成25年度～平成32年度）

※1 つくり育てる漁業

魚介類の種苗生産・放流等の栽培漁業、一定の区画の中で水産動植物を養成する養殖業、増養殖場の造成・魚礁の設置等沿岸漁場の整備開発事業等を取り込んだ漁業の在り方。

2 県版GAP（県版農業生産工程管理）、JGAP

GAPとは、農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録・点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。県版GAPでは、生産者の負担感が少なく、より多くの生産者が取り組める内容となっているもの。JGAPは、日本の気候等の条件に合わせて策定した国際的なレベルを満たしているGAPで、県版GAPより更に高度なもの。

3 コントラクター

労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

4 キャトルセンター

子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

5 TMRセンター

粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料（TMR: Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。

農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

1 みんなで目指す姿

生産者の加工・販売分野への進出や他産業との連携等が活発化するとともに、消費者から信頼される高品質な農林水産物がブランドとして定着し、海外を含めた販路が拡大しています。

また、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた水産業では、生産及び販路の回復が進み、高い付加価値を持つ水産物が生産され、広く国内外に流通しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①6次産業化※ ¹ による販売額	②5239億円	②6251億円	②7263億円	②8275億円	②9287億円
◎②農林水産物の輸出額	19億円	21億円	23億円	25億円	27億円
③水産加工品製造出荷額	②5567億円	②6598億円	②7629億円	②8660億円	②9691億円

【目標値の考え方】

- ① 加工・販売分野へ進出する6次産業化の支援により、過去の全国的な伸び率12%（H22：1.6兆円→H25：1.8兆円（農業分野））を上回る約20%の販売額の増加を目指すもの。
- ② 国の輸出目標（H26：6,117億円→平成32年：1兆円、約1.6倍）と同等の伸び率により輸出額の増加を目指すもの。
- ③ 東日本大震災津波の影響により大きく減少した水産加工品製造出荷額を平成30年までに震災前の水準（722億円）まで回復させることを目指すもの。

現状

- 6次産業化の推進は、国の重要政策でもあり、全国的にその販売額は拡大傾向にあります。県としても、生産者の所得向上と雇用創出等を通じた地域の活性化を図るため、6次産業化の取組を更に拡大していく必要があります。
- 県内の6次産業化による販売額は、加工分野が伸びているものの、全体の約6割を占める産直の販売額は、近年、横ばい傾向にあることから、食の流通拠点である産直の販売力等を強化する必要があります。
- 農林水産物の輸出額は、東日本大震災津波で落ち込んだものの、水産物の水揚量の回復や、米国向け牛肉輸出が開始されたことなどにより回復傾向（H22：17億円→H26：19億円）にあり、また、諸外国における日本食ブームや、今後の人口減少による国内市場の縮小を踏まえた海外市場の取り込みを念頭に、戦略的に輸出を促進していく必要があります。
- 公共施設をはじめ、商業施設や住宅等への県産材利用を促進するため、品質・性能の確かな県産製材品の安定供給体制の整備、県産材を活用した優良施設のPR、木造建築に携わる技術者の育成等を進める必要があります。
- 水産加工業は、東日本大震災津波により失われた販路の回復・拡大を図るため、衛生品質管理の高度化や生産・流通事業者が連携した商品開発など、産地としての競争力・販売力強化に取り組む必要があります。
- 県産農林水産物は、東京中央卸売市場での取扱量が上位に位置する品目が多数あり、市場関係者から高い評価を受けていますが、消費者の認知度は低い状況にあることから、取引先の販売店や飲食店

等と連携した販売促進活動や、生産から加工、流通、消費にわたる最適なサプライチェーンづくりを積極的に進めていく必要があります。

- 地域で育まれた農林水産物の付加価値を高めるため、地理的表示保護制度の活用等により、地域の農林水産物等のブランド化を進めていく必要があります。
- 地域の食文化の継承や食育を意識した地産地消の取組が浸透している中で、地産地消を一層推進していくためには、生産者と消費者の結び付きを更に強化していく必要があります。
- 放射性物質への不安など、風評被害は完全に払拭されていないことから、消費者等に対し県産農林水産物の安全性を正しく理解してもらうため、的確な情報発信に取り組む必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域の多彩な農林水産物を活用した6次産業化を推進するとともに、品質やおいしさ等にこだわった県産農林水産物を積極的にPRし、ブランド化と国内外への販路拡大に取り組みます。

また、東日本大震災津波からの復興に向け、県産農林水産物の安全・安心の発信による風評被害の防止や販路の回復・拡大に取り組みます。

主な取組内容

- ① 県産農林水産物の高付加価値化の推進 ☆ ◆ **海洋** **元気**
 - ・ 県・市町村・関係団体の協働により、地域ぐるみで6次産業化を推進するため、地域の生産者や商工業者等の一体的な動きを興し、農林水産物を活用した発信力のある特産品開発や料理メニューの提供を行うなど、多様な取組を支援します。
 - ・ 食の流通拠点である産直等の誘客力と販売力の強化に向けて、宿泊施設や飲食店等への食材供給、通信販売・宅配サービス、レストランや体験農園等の多角的な取組を支援します。
 - ・ 若手グループなど、意欲ある生産者による6次産業化の取組拡大に向けて、生産者と商工・観光業者等の交流・商談機会を提供しながら、商品開発や販路開拓等を支援します。
 - ・ いわて6次産業化支援センター^{*2}のアドバイザー等を活用しながら、担い手の掘り起こしや育成を進め、6次産業化の裾野の拡大を図ります。
 - ・ 漁獲から流通、加工まで一貫した高度衛生品質管理体制の構築や生産者と加工・販売事業者が連携した商品開発・販路開拓など、水産加工業の振興を通じた県産水産物の高付加価値化を推進します。
- ② 県産農林水産物のブランド化等の推進 ☆ ◆ **海洋** **ソフト**
 - ・ 県産農林水産物の取引拡大に向け、首都圏等において、市場関係者へのトップセールス等を実施するとともに、量販店、飲食店等での販売促進活動を展開します。米については、県オリジナル新品種を中心に、各種広報や広告媒体等を活用したプロモーション活動等を積極的に展開し、県産米のブランド化を推進します。
 - ・ 首都圏等でのフェアの開催や発信力のある大手企業との連携、県のポータルサイト「いわて食財倶楽部」やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信、パブリシティの活用などを通じて、県産農林水産物の認知度向上を図ります。
 - ・ 地域団体商標や地理的表示保護制度等を活用しながら、地域で生まれ、品質やおいしさ等にこだわった県産農林水産物のブランド化を推進します。
 - ・ 民間業者と連携し、食品加工業者のニーズに対応した業務用野菜等の供給や、産地と消費地を結ぶ最適な物流システムの整備等を支援し、生産から流通に至るサプライチェーンの構築に取り組みます。
 - ・ 県産材を用いた商品性の高い住宅の建設に取り組む工務店等を対象に、デザインや設計に携わる技術者や大工職人等の育成を支援します。
 - ・ 県産材を住宅や店舗等にふんだんに活用した優良な事例を広くPRし、県内で建設される住宅や商業施設等における県産材利用を促進します。
 - ・ 水産物の「三陸ブランド」の確立や産地市場価格の向上に向け、衛生品質管理の高度化や魚市場間で統一した規格・選別化など産地としての競争力・販売力を強化するとともに、水産加

工品コンクールの開催等を通じて、県産水産物やその加工品の魅力、産地の復興状況などの情報発信に取り組みます。

- ・ 県産農林水産物の放射性物質による風評被害を払拭し消費者の信頼を確保するため、安全・安心の情報発信に取り組みます。

③ 県産農林水産物の輸出促進 ◆ 海洋 ソフト

- ・ 高い経済成長や日本食レストランが増加しているアジア、北米等をターゲットに、米、りんご、牛肉、水産物を重点品目として、現地のバイヤー招聘やフェア、商談会等の開催を通じ、海外市場への販路を開拓します。
- ・ 輸出コーディネーター等の人的ネットワークを活用し、優良なビジネスパートナーを確保するなど、県産農林水産物の取引先の拡大に取り組みます。
- ・ 輸出に取り組む事業者を拡大するため、研修会・情報交換会等を開催するとともに、輸出商社機能を担う地場企業の育成や、小ロットの取引にも対応可能な輸出ルートの開発などを通じ、県内事業者の輸出の取組を支援します。
- ・ 日本産木材を輸入している中国や台湾における木材ニーズを把握し、県内企業等との情報共有を図りながら県産木材製品の輸出を促進します。
- ・ 輸出先国の植物検疫基準やHACCP基準等に対応できるよう、生産技術・管理の指導の徹底や処理施設の衛生管理体制の整備を支援します。

④ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消の推進 ◆ 元気

- ・ 市町村の地産地消促進計画の策定を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給を進めるなど、地元食材の積極的な活用を図ります。
- ・ 消費者に県産農林水産物の品質の高さやおいしさ等を発信しながら、いわて地産地消給食実施事業所の認定、「いわて食財の日」等の取組を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等での県産食材の利用拡大を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者は、企業や関係団体と連携しながら、6次産業化による高付加価値化、交流・商談会等への参加による販路開拓などに取り組みます。また、県民は、生産者の取組への理解や連携を深め、県産食材、県産材の積極的な消費や利用を図ります。

市町村は、地域の生産者による6次産業化への取組促進、交流・商談会等への参加支援、地域で生産される県産農林水産物の販路開拓の支援、県産食材等の利用拡大に向けた普及啓発などに取り組みます。

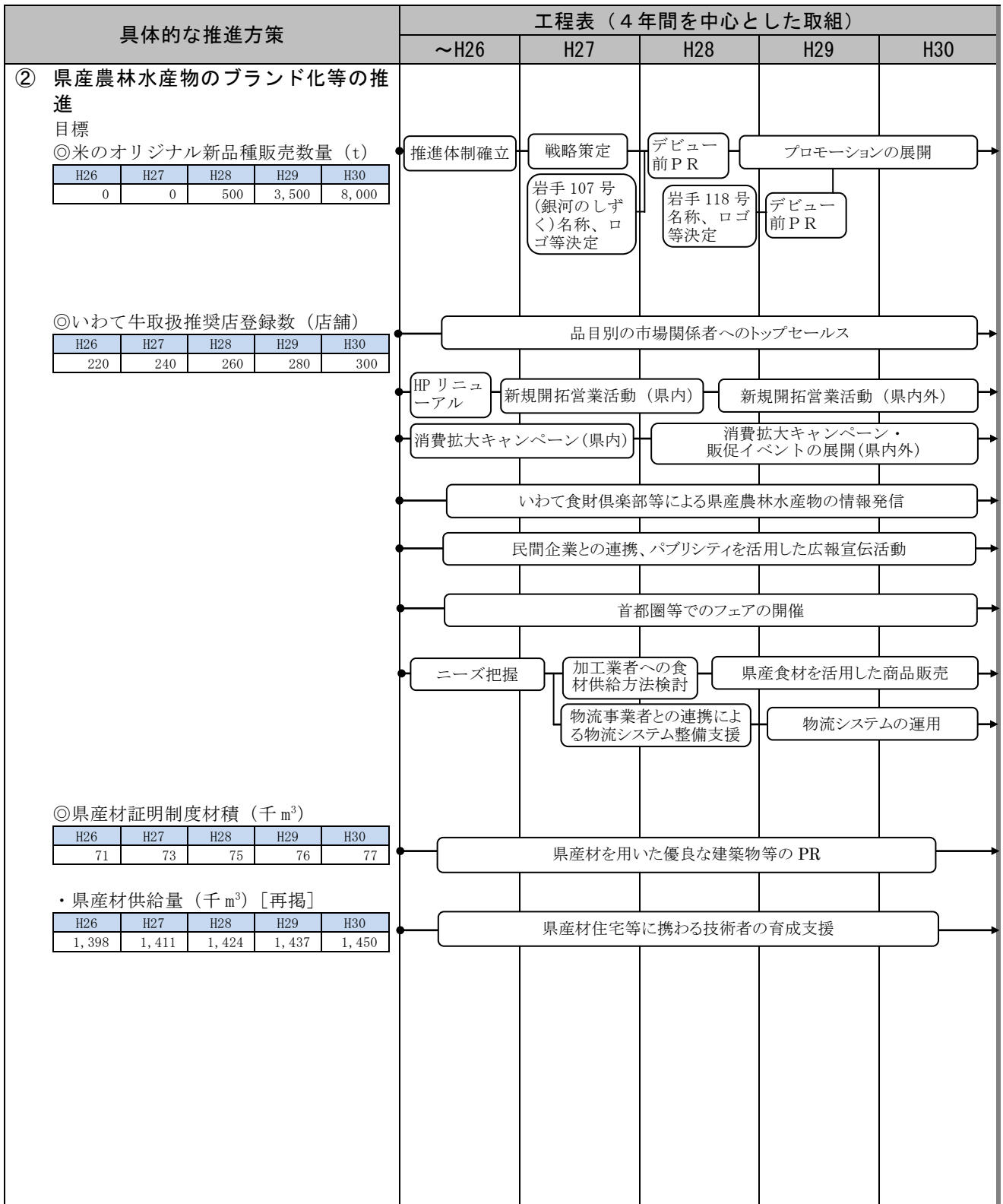
県においては、市町村等と連携しながら、県内の6次産業化の推進、生産者等への交流・商談機会の提供及び拡充、県産農林水産物のブランド化等による国内外への販路拡大、地産地消の推進などに取り組みます。

また、県は、東日本大震災津波からの復興状況等を積極的に発信し、国内外の様々な主体と連携しながら、県産農林水産物の販路の回復・拡大に取り組むとともに、水産業における衛生品質管理の高度化や新たな商品開発など生産者と加工・販売事業者が連携した取組を推進します。

県以外の主体	<p>(生産者・団体・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の実践・連携・協力、交流・商談会等への参加 県産農林水産物の販路開拓等 地産地消の推進 住宅や商業施設等への県産材の利用推進 水産物の衛生品質管理の高度化 水産加工品の販路の回復・拡大 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の実践支援、交流・商談会等への参加支援 生産者等との協働による地域ぐるみでの6次産業化の推進 県産農林水産物の販路開拓等の支援 地産地消の推進・普及啓発 公共施設の木造化 復興住宅や公営住宅への県産材利用促進 水産物の流通・加工体制の再構築に向けたまちづくり 水産物の高度衛生品質管理地域づくり 水産加工品の販路の回復・拡大支援
県	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の取組拡大に向けた支援、交流・商談機会の提供及び拡充 市町村等との協働による地域ぐるみでの6次産業化の推進 県産農林水産物の国内外への販路開拓等の支援 地産地消の推進・普及啓発 県産材を用いた優良建築物等のPR 木造建築の設計や施工に携わる技術者の育成支援 水産物の高度衛生品質管理体制の構築 水産加工品の販路の回復・拡大支援 県産農林水産物の安全・安心の情報発信 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																															
	～H26	H27	H28	H29	H30																											
<p>① 県産農林水産物の高付加価値化の推進</p> <p>目標</p> <p>◎年間売上高1億円以上の産直数(施設)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>33</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>40</td></tr> </table> <p>◎商品開発等の支援による6次産業化件数(件)[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>12</td><td>24</td><td>36</td><td>48</td><td>60</td></tr> </table> <p>◎高度衛生品質管理地域認定数(市町村)[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	33	36	37	38	40	H26	H27	H28	H29	H30	12	24	36	48	60	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	1	2	3	<p>6次産業化のモデルづくり、産直支援</p> <p>地域ぐるみによる6次産業化の推進</p> <p>産直等の販売力強化</p> <p>産地見学会・商談会の開催</p> <p>交流・商談機会の拡充、生産者等の連携・取引の拡大</p> <p>生産者等の新たな取組の支援、掘り起こし</p> <p>若手グループ等の育成、取組支援</p> <p>食のプロフェッショナルチーム等による商品開発・販路開拓の支援</p> <p>いわて6次産業化支援センターによる6次産業化計画策定・取組の支援</p> <p>地域計画策定</p> <p>地域認定</p> <p>地域計画の実行</p>	<p>地域モデルの全県展開</p>
H26	H27	H28	H29	H30																												
33	36	37	38	40																												
H26	H27	H28	H29	H30																												
12	24	36	48	60																												
H26	H27	H28	H29	H30																												
0	0	1	2	3																												



具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
③ 県産農林水産物の輸出促進 目標 ◎県産農林水産物取扱海外事業者数(社)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	29	33	37	41	45					
H26	H27	H28	H29	H30											
29	33	37	41	45											
④ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消の推進 目標 ◎地産地消促進計画策定市町村数 (市町村)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	13	14	16	18	20					
H26	H27	H28	H29	H30											
13	14	16	18	20											

関連する計画

- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県野菜産地成長ビジョン（計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・岩手県花き振興計画（計画期間 平成 27 年度～平成 30 年度）
- ・岩手県果樹農業振興計画（計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度）
- ・岩手県雑穀基本方針（計画期間 平成 27 年度～平成 30 年度）
- ・いわて農林水産物ブランド輸出促進戦略（計画期間 平成 23 年度～平成 27 年度）
- ・岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画（第 4 期）（計画期間 平成 26 年度～平成 28 年度）

※1 6次産業化

農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結び付いた形態）。

2 いわて6次産業化支援センター

県と岩手県中小企業団体中央会が、生産者等の6次産業化の取組を総合的に支援する目的で共同で設置し、計画・創業・経営までのサービスを提供するもの。

いわての魅力あふれる農山漁村の確立

1 みんなで目指す姿

生産者をはじめとする地域住民によるコミュニティ機能の発揮等により、農林水産業の生産活動を通じた農地等の多彩な地域資源が維持・継承されています。

また、地域資源を活用した農山漁村ビジネスや都市住民との交流等が県内各地で展開され、にぎわいにあふれた快適で安全な農山漁村の暮らしが確立しています。

東日本大震災津波の被災地では、安全性の確保と快適な生活環境の構築に向けて、海岸保全施設^{※1}や生活環境基盤の復旧・整備が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①農山漁村の環境保全活動への参加人数	106,543人	109,000人	111,000人	112,000人	114,000人
②グリーン・ツーリズム ^{※2} 交流人口	1,112千人回	1,123千人回	1,134千人回	1,145千人回	1,157千人回
【目標値の考え方】					
① 地域住民との協働による、農山漁村の農地、森林、漁場等の保全活動を促進し、活動への参加人数の増加を目指すもの。(農山漁村の農地、森林、漁場等の保全活動の参加人数は、①多面的機能支払、②中山間等直接支払、③環境保全型農業直接支払、④水産多面的機能発揮対策の活動組織等構成員数及び⑤県民参加の森林づくり参加人数の合計)					
② グリーン・ツーリズム交流人口(農林漁家民宿、観光農園、農林漁家レストランの利用者数、体験型教育旅行者数)を毎年1%ずつ増加させることを目指すもの。					

現状

- 地域協働による農地、森林、漁場等の保全活動への参加者数は、106,543人(平成26年度)となっています。今後、担い手の減少や高齢化が進行する中、地域住民等との協働による農地、森林、漁場等の保全活動の取組を更に進めていく必要があります。
- 農地等の多彩な地域資源の維持・継承に向けた農業者と地域住民等による共同活動等の取組面積は、平成25年度に68%(約60,000ha)まで増加しました。今後も、生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮を図るため、共同活動等の取組を拡大していく必要があります。
- 農林漁家民宿・農家レストラン等利用者数は、東日本大震災津波の影響により減少したものの、平成26年度は1,112千人回(平成22年度比115%)となり、震災前の水準を上回っています。グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大のために、交流推進体制の強化や積極的な情報発信に取り組んでいく必要があります。
- 「いわての森林づくり県民税」(平成18年度創設)を活用した地域住民等の森林づくり活動への参加者数は、平成18年度から平成26年度までの累計で42,416人となっており、東日本大震災津波後に減少したものの、その後回復傾向にあります。今後も、県民が森林の持つ役割について理解を深めるためには、「いわての森林づくり県民税」を活用した森林づくり活動への参加を進める必要があります。
- 東日本大震災津波により、農山漁村の安全と生活環境を保全する施設等に壊滅的な被害が生じたことから、海岸保全施設や集落排水施設等の復旧・整備を早急に進めていく必要があります。
また、農山漁村における人口の社会減を食い止めるため、所得・雇用機会の確保や移住・定住の促進に向けた取組を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

高齢化や人口減少が進行している農山漁村の活性化を図るため、生産者をはじめとする地域住民による地域コミュニティの構築と、地域協働による農地や伝統文化などの地域資源の維持・継承、生産条件が不利な中山間地域における生産活動の継続に取り組みます。

また、多彩な農林水産物や食文化等を活用した農山漁村ビジネスや地域が主体となった都市との交流活動に取り組みます。

快適・安全な農山漁村集落を創造するため、農道や集落排水施設の整備等による生活環境の向上、自然災害等への防災・減災対策に取り組みます。

東日本大震災津波により、壊滅的な被害が生じた海岸保全施設等の復旧・整備に取り組みます。

主な取組内容

① 地域協働による地域資源の維持・継承と生産活動の継続 ◆ 海洋

- ・ 地域コミュニティの活性化を図るため、地域のリーダーとなる人材の育成や、生産者、若者・女性をはじめとした地域住民等、多様な主体の参画による連携・協働体制の構築を支援します。
- ・ 農山漁村が有する緑豊かな自然環境や多様な生態系、国土保全等の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域協働による農地・農業用水、森林、漁場や藻場・干潟等の地域資源の保全活動を支援するとともに、地域資源を活用した特産品の開発など、地域活性化の取組を支援します。
- ・ 生産条件が不利な中山間地域の生産活動の継続に向け、兼業農家等の多様な農業者が参画した集落営農の取組を支援するとともに、複数集落が連携した広域的な農業生産活動の体制づくりを推進します。

② 農山漁村ビジネスの振興と交流人口の拡大 ◆ 元気

(7) 農山漁村ビジネス等に取り組む経営体の育成

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた食文化の伝承や発信、都市・地域住民との交流活動を通じた地域活性化の取組を支援します。
- ・ 商品開発や経営管理等に関する講座の開設や個別相談等を行うとともに、新たに起業する経営体の掘り起こしと育成に取り組みます。
- ・ 若者や女性の感性・能力を生かした農山漁村ビジネスの新たな取組に向け、各地域の活動を支援するとともに、情報共有と相互研鑽のため全県的なネットワークづくりを進めます。
- ・ 東日本大震災津波により被害を受けた漁村地域コミュニティの再生に重要な漁家女性の活動を支援し、浜のにぎわいの再生や復興状況等の情報発信に取り組みます。

(4) 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進

- ・ グリーン・ツーリズム等による交流人口の拡大に向け、交流や受入れに関わる多様な人材、団体等が行う地域の交流活動をコーディネートする組織を育成するとともに、誘客対象や推進方向を明確化した地域交流推進方針^{※3}の作成とその実現に向けた活動を支援します。
- ・ 地域が取り組む体験型教育旅行や企業の農村研修等の受入拡大に向けて、観光と連携した情報発信に取り組みます。
- ・ 農林水産業の魅力や就職等の情報を発信するとともに、地域住民とのネットワークづくりなどを支援し、半農半X（兼業就業）等、農山漁村への移住・定住を促進します。

③ 農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の推進 ☆

- ・ 農山漁村の快適な生活環境を確保するため、農道や集落排水施設などの整備等を促進します。
- ・ 農山漁村の安全・安心な暮らしを確保するため、農地・農業用施設や治山施設の整備等を行うとともに、市町村、地域住民との連携によるハザードマップの作成など、地域の防災意識を高める活動を一体的に推進します。
また、災害発生時における被災箇所の迅速かつ円滑な復旧に備え、正確な土地境界の復元を可能にする地籍調査を促進します。

- ・ 被災した沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた海岸保全施設等の復旧・整備や、集落排水施設など農山漁村の生活環境基盤の整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者をはじめとする地域住民等は、地域協働による農地・森林等の地域資源の保全活動や生産活動の維持・継続、地域の食文化の伝承や都市住民との交流活動、農林漁業体験の受入れなどに取り組みます。

市町村は、地域リーダーの育成や地域住民による協働体制の構築の支援、農林漁業体験の受入れなどに取り組む人材の育成や情報発信、集落排水施設の整備や機能保全対策、防災・減災対策の実施などに取り組みます。

県においては、市町村等と連携し、地域協働による地域資源の保全活動の普及啓発、地域の交流活動をコーディネートする組織の育成や交流人口拡大に向けた農林漁業体験の受入れなどの情報発信等に取り組みます。

また、農林漁業生産基盤と生活環境基盤の整備を通じた農山漁村の維持、農地・農業用施設や治山施設などの整備等による農山漁村の防災・減災対策に取り組みます。

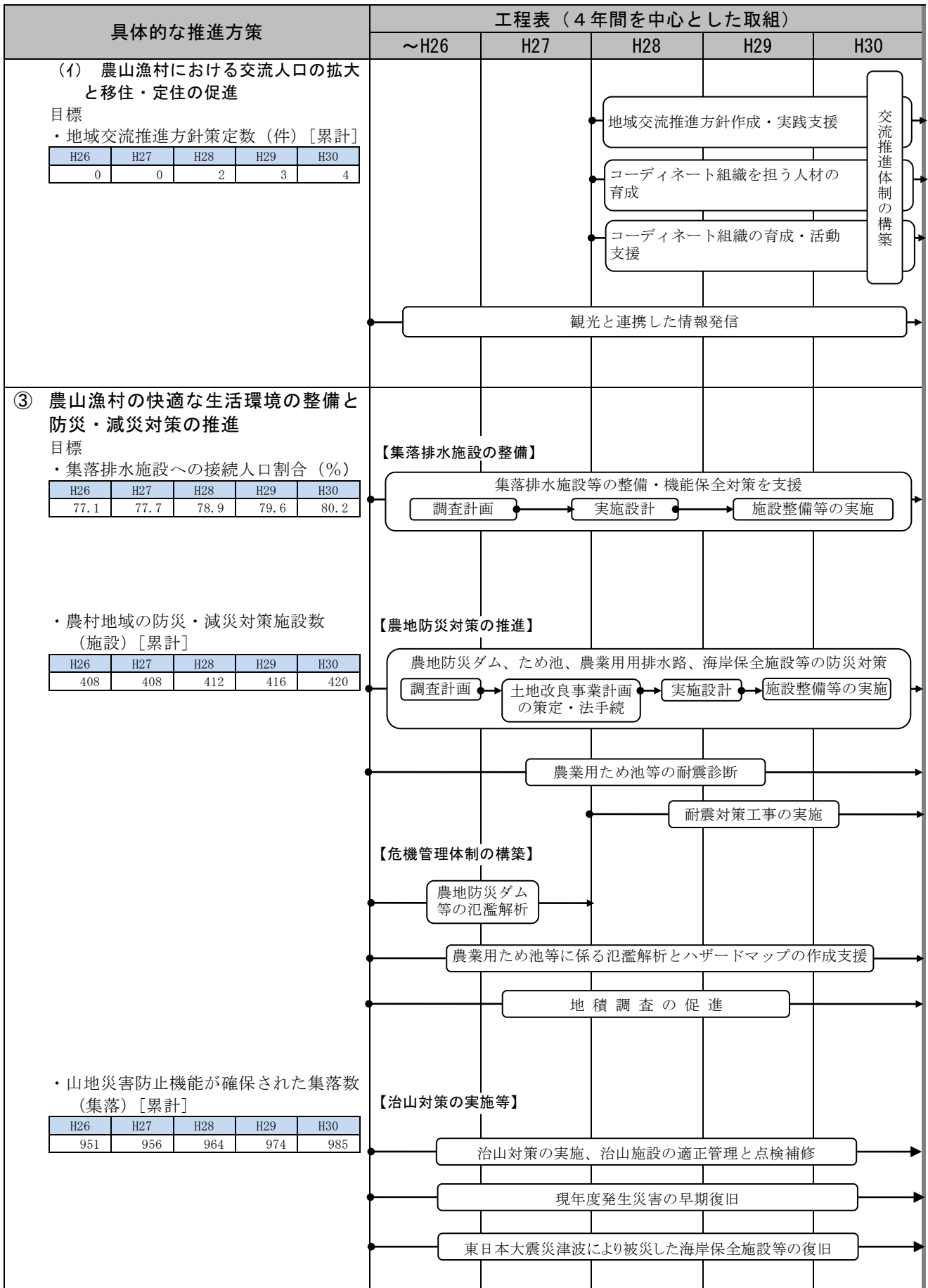
東日本大震災津波により被災した地域の安全性確保と快適な生活環境の確保に向けて、市町村と連携しながら、被災した海岸保全施設等の復旧・整備に取り組みます。

<p style="text-align: center;">県以外の 主体</p>	<p>（生産者を含めた地域住民・団体・NPO等）</p> <p>【地域資源の維持・生産活動の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協働体制の構築 ・ 地域協働による農地等の保安全管理活動 ・ 農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備に向けた合意形成 ・ 多様な農業者が参画した集落営農の実践 ・ 地域資源を活用した地域特産品の開発 <p>【農山漁村ビジネス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を生かした農山漁村ビジネスの実践 ・ 地域交流推進方針の作成 ・ 体験プログラム開発、受入技術の向上 ・ グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 <p>【快適な生活環境の整備と防災・減災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化の実施 ・ 防災対策の実施 ・ 農地・農業用施設の点検及びハザードマップ作成への参画 ・ 保安林制度の理解と遵守 	<p>（市町村）</p> <p>【地域資源の維持・生産活動の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リーダーの育成や地域協働体制の構築支援 ・ 地域協働による農地等の保安全管理活動の普及啓発と実践支援 ・ 農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備に向けた合意形成支援 ・ 多様な農業者が参画した集落営農への支援 ・ 地域資源を活用した地域特産品の開発等を支援 <p>【農山漁村ビジネス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売促進、商談機会の提供 ・ グリーン・ツーリズム等の施策の企画 ・ 地域の交流活動をコーディネートする組織の育成支援 ・ 地域交流推進方針の作成・実践活動を支援 ・ グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 <p>【快適な生活環境の整備と防災・減災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落排水施設等の整備や機能保全対策の実施 ・ 集落機能の維持に向けた交通網の整備 ・ 防災意識の向上対策と危機管理体制の構築 ・ 農地・農業用施設の点検への参画及びハザードマップの作成 ・ 地籍調査の実施 ・ 治山対策の実施に向けた地域合意形成支援 ・ 治山対策や保安林制度の普及啓発 ・ 海岸保全施設や農山漁村生活環境整備の復旧・整備
<p style="text-align: center;">県</p>	<p>【地域資源の維持・生産活動の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リーダーの育成や地域協働体制の構築を支援 ・ 地域協働による農地等の保安全管理活動の普及啓発、活動団体等への支援 ・ 農業生産基盤、農村生活環境基盤の総合的な整備 ・ 多様な農業者が参画した集落営農への支援 ・ 地域資源を活用した地域特産品の開発等の支援 	

<p>【農山漁村ビジネス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品開発や経営管理等に関する講座や個別相談等の実施 農山漁村ビジネスによる地域活性化に向けた県内ネットワークづくりの支援 地域の交流活動をコーディネートする組織の育成支援 地域交流推進方針の作成・実践活動を支援 グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 <p>【快適な生活環境の整備と防災・減災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落排水施設等の整備や機能保全対策の実施支援、水洗化人口割合の向上に関する啓発・普及 集落機能の維持に向けた交通網の整備 ハザードマップ作成等、防災意識向上に向けた取組の支援 農地・農業用施設、治山施設等の整備 地籍調査の促進 海岸保全施設の復旧整備

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 地域協働による地域資源の維持・継承と生産活動の継続</p> <p>目標</p> <p>◎水田における地域協働等の取組面積割合（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>◎68</td><td>76</td><td>77</td><td>78</td><td>79</td></tr> </table> <p>・「いわての森林づくり県民税」による森林整備保全活動等の参加人数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>5,616</td><td>7,000</td><td>7,000</td><td>7,000</td><td>7,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	◎68	76	77	78	79	H26	H27	H28	H29	H30	5,616	7,000	7,000	7,000	7,000	<p>【日本型直接支払制度の推進】</p> <p>日本型直接支払制度の創設</p> <p>地域リーダーの育成、協働体制の構築、地域資源の活用等を支援</p> <p>食の匠地方組織の体制強化</p> <p>制度の普及・啓発など取組拡大の推進 多面的機能の維持・発揮に向けた地域共同活動を支援</p> <p>活動事例の情報発信による新たな活動団体の掘り起こし</p> <p>地域住民等による森林の整備保全活動等への支援</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
◎68	76	77	78	79																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
5,616	7,000	7,000	7,000	7,000																					
<p>② 農山漁村ビジネスの振興と交流人口の拡大</p> <p>(7) 農山漁村ビジネス等に取り組む経営体の育成</p> <p>目標</p> <p>◎農産物の加工等に取り組む個人や組織の数（経営体）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>480</td><td>490</td><td>500</td><td>510</td><td>520</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	480	490	500	510	520	<p>事業計画実践支援（個別重点指導）</p> <p>起業講座開催による課題解決（集合指導）</p> <p>農林漁家民宿、農林漁家レストラン等の開業支援</p> <p>若手女性農業者研修会</p>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
480	490	500	510	520																					



関連する計画

- ・希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・いわて汚水処理ビジョン 2010（計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度）
- ・治山事業 4 箇年実施計画（計画期間 平成 27 年度～平成 30 年度）

- ※1 海岸保全施設
津波、高潮等から県民の生命・財産を守るため、海岸沿いに築造される防潮堤、水門などの施設。
- 2 グリーン・ツーリズム
農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海岸などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他の地域資源を介して行われる多様な交流活動。
- 3 地域交流推進方針
地域のグリーン・ツーリズム推進組織が策定する交流人口を拡大するための推進方向を明確化した推進方針。

環境保全対策と環境ビジネスの推進

1 みんなで目指す姿

環境と調和した農林水産業の生産活動が拡大するとともに、木質バイオマス^{※1}などの地域資源を活用した環境ビジネスの展開や再生可能エネルギー^{※2}の積極的な利活用が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①自然環境の保全に資する農業の生産方式 ^{※3} を導入した農地面積	2,428ha	3,500ha	4,000ha	4,500ha	5,000ha
◎②産業分野の木質バイオマス導入事業者数	28事業者	30事業者	32事業者	34事業者	36事業者
【目標値の考え方】 ① 化学肥料・化学合成農薬の使用低減、地球温暖化防止や生物多様性保全の取組を促進し、環境保全型農業 ^{※4} の導入面積の増加を目標とするもの。 ② 産業分野への木質バイオマス利用機器の着実な導入促進により、平成30年度までに8事業者の増加を目標とするもの。					

現状

- 環境保全型農業に取り組む産地の割合が着実に増加（平成22年：44%→平成26年：86%）し、自然循環機能の維持・増進を図る取組として定着しています。今後は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動など、環境と調和した農業生産の取組を促進していく必要があります。
- 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）^{※5}により、平成26年度までの9年間で約12,900haの荒廃人工林の整備を進めましたが、依然として整備の必要な荒廃人工林が約10,000ha存在すると見込まれ、これらの早期解消に取り組む必要があります。
- 本県のペレットストーブ、チップボイラー等の台数（平成26年度までの累計：ストーブ1,827台、ボイラー100台）は、家庭や事業所へのペレットストーブの普及、公共施設等への木質燃料ボイラーの率先導入により、全国トップクラスとなっていますが、今後は、産業分野等への導入を促進するとともに、近年整備が進むバイオマス発電等の大口需要に対応するため、木質燃料の安定供給体制を早急に構築していく必要があります。
- 本県の豊富な水資源や高低差に富む地形のほか、基幹的な農業用水路約1,400kmを有することから、これらの資源を活用した小水力発電^{※6}などによるエネルギー供給を促進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

生物多様性の保全や地球温暖化防止を図るため、環境への負荷を低減する生産技術の導入や再生可能エネルギーを活用した生産施設等の整備、森林の強度間伐（混交林誘導伐）の実施による森林の再生などに取り組めます。

また、農林水産業を基点とした環境ビジネスやエネルギー供給を積極的に展開するため、木質バイオマスや農業用水など本県の農山漁村に豊富に存在する未利用資源を活用した再生可能エネルギーの利活用を促進します。

主な取組内容

① 環境と調和した農林水産業の推進 ☆ ◆ **環境**

- ・ 土壌への炭素蓄積量を高めるカバークロープ ※7の作付けや有機農業など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動の取組を推進します。
- ・ 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）の実施など、県民の支援や参画による森林の再生を推進します。
- ・ 市町村との連携により、松くい虫被害やナラ枯れなど森林病虫害防除対策を推進します。

② 環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促進 ☆ **環境**

- ・ 公共施設や産業分野における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進します。
- ・ 木質バイオマス発電施設等の大口需要に対し、地域の未利用間伐材等の木質燃料の安定供給を促進します。
- ・ 農業用水が持つ再生可能エネルギーの有効活用を図るため、モデル施設の事例紹介等による普及啓発を行い、農業水利施設への小水力発電の導入を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者・団体等は、環境と調和した農業の実践や総合的防除技術の導入に取り組むほか、木質バイオマス利用機器や小水力発電等の導入、未利用間伐材等の木質燃料の安定供給などに取り組みます。

市町村は、環境と調和した農業の普及啓発や小水力発電導入への支援、森林病虫害防除対策の推進に取り組むとともに、公共施設等への木質バイオマス利用機器の導入などに取り組みます。

県においては、環境と調和した農業に関する技術の開発普及、いわての森林づくり県民税を活用した森林整備、県民理解の醸成などに取り組むとともに、木質燃料の安定供給体制の構築支援、小水力発電導入に向けた普及啓発などに取り組みます。

県以外 の主体	<p>（生産者・企業・団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と調和した農業の実践 ・ 総合的防除技術や飼養管理の指導、機械・施設の整備 ・ 小水力発電の導入及び指導・助言 ・ 森林整備等の実施 ・ 木質バイオマス利用機器等の導入 ・ 木質燃料安定供給体制の構築 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と調和した農業の普及啓発 ・ 小水力発電導入の支援 ・ 森林整備等の実施 ・ 地域における森林資源の循環利用の促進 ・ 木質バイオマス利用機器等の導入及び支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と調和した農業に関する技術の開発・普及、取組に必要な施設・機械等の整備支援 ・ 小水力発電導入に向けた推進体制の構築支援、モデル施設の事例紹介等による普及啓発 ・ 森林整備等への支援と普及啓発 ・ いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施と普及啓発 ・ 木質バイオマス利用機器の導入支援 ・ 木質燃料安定供給体制の構築支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① 環境と調和した農林水産業の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業直接支払制度における岩手県特認取組^{※8}等数（取組）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>5</td><td>7</td><td>9</td><td>11</td><td>13</td></tr> </table> <p>◎「いわての森林づくり県民税」による強度間伐実施面積（ha）〔累計〕</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>12,900</td><td>14,500</td><td>16,000</td><td>17,500</td><td>19,000</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 松くい虫による被害量（千m³） <table border="1"> <tr><th>H26[※]</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>40</td><td>39</td><td>38</td><td>37</td><td>36</td></tr> </table> <p>※H24～H26の平均値</p>	H26	H27	H28	H29	H30	5	7	9	11	13	H26	H27	H28	H29	H30	12,900	14,500	16,000	17,500	19,000	H26 [※]	H27	H28	H29	H30	40	39	38	37	36	<p>補給型施肥の普及</p> <p>I P M技術の確立</p> <p>県民税を活用した強度間伐による「針広混交林」への誘導</p> <p>被害先端地域の徹底駆除による北上阻止</p> <p>重要松林の徹底防除と樹種転換の促進</p>	<p>適切な施肥技術の普及啓発 （実証展示圃の設置・簡易分析手法の確立・事例集作成等）</p> <p>I P M技術の確立と普及 （技術の体系化・実証展示圃の設置・事例集作成等）</p> <p>岩手県有機農業連絡協議会と連携した生産者の技術研鑽や情報交換会の開催による消費者等の理解増進</p>			
H26	H27	H28	H29	H30																															
5	7	9	11	13																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
12,900	14,500	16,000	17,500	19,000																															
H26 [※]	H27	H28	H29	H30																															
40	39	38	37	36																															
<p>② 環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促進</p> <p>目標</p> <p>◎チップの利用量（t）</p> <table border="1"> <tr><th>H26[※]</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>45,172</td><td>58,500</td><td>83,920</td><td>84,290</td><td>84,780</td></tr> </table> <p>※発電利用を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設を活用した小水力発電導入数（施設）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td></tr> </table>	H26 [※]	H27	H28	H29	H30	45,172	58,500	83,920	84,290	84,780	H26	H27	H28	H29	H30	4	5	6	6	7	<p>木質バイオマス利用機器の導入支援</p> <p>木質バイオマスコーディネーター^{※9}による指導・助言</p> <p>モデル施設の事例紹介等による普及・啓発</p> <p>小水力発電導入の事業化支援</p>														
H26 [※]	H27	H28	H29	H30																															
45,172	58,500	83,920	84,290	84,780																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
4	5	6	6	7																															

関連する計画

- ・“ひと”と“環境”に優しいふるさといわて農業プラン（計画期間 平成25年度～平成30年度）
- ・希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成21年度～平成30年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・岩手県農業水利施設を活用した小水力等発電マスタープラン（計画期間 平成26年度～平成30年度）

※1 木質バイオマス
バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉。木質バイオマスは、バイオマスのうち木材に由来するもの。

2 再生可能エネルギー
自然界にある非化石エネルギーで、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源（例えば、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど）。

3 自然環境の保全に資する農業の生産方式
「化学肥料、化学合成農薬の使用を慣行の5割以上低減する取組」に加え、「地球温暖化防止」や「生物多様性保全」に効果の高い営農活動。

4 環境保全型農業
農業の持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業。

政策項目 No.13 環境保全対策と環境ビジネスの推進

- 5 森林の強度間伐（混交林誘導伐）
本数率でおおむね5割の間伐を行い、広葉樹が生育できる環境を整備し、針葉樹と広葉樹が入り混じった公益的機能が高い森林に誘導する間伐方法。
- 6 小水力発電
数十kW～数千kW（一般的には2,000kW以下）の比較的小規模な発電の総称で、ここでは、農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用し発電するものをいう。
- 7 カバークロップ
土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、農作物を栽培していない時期に露出する地表面を覆うために栽培される作物のこと。ライグラスなどの牧草類、大麦などの麦類、れんげなどのマメ科植物が、それぞれの生育、栽培特性に応じて、様々な場面で活用されている。
- 8 岩手県特認取組
岩手県の化学合成農薬低減技術を利用した「生物多様性保全」に効果の高い営農活動等について、環境保全型農業直接支払制度の対象取組として国に認められた取組。
- 9 木質バイオマスコーディネーター
県が任命した木質バイオマスエネルギー利用に関する専門家。県内での木質バイオマスエネルギー利用に取り組む事業者や市町村等の支援を行っている。




Ⅲ 医療・子育て・福祉

～「共に生きるいわて」の実現～

政策項目No.14 地域の保健医療体制の確立

政策項目No.15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを
生み育てられる環境の整備

政策項目No.16 福祉コミュニティの確立





これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成27年11月に実施した「7つの政策」の「医療・子育て・福祉」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 地域の保健医療体制の確立については、医師の養成が順調に進み、看護職員養成施設新卒者の県内就職率も向上しているものの、医療を担う人材は依然として不足しており、医師の地域偏在や診療科偏在についても解消に至っていない状況にあることから、引き続き人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

また、質の高い医療が受けられる体制の整備については、9医療圏全てでがん診療連携拠点病院が設置されるなど、高度・専門・救急医療の確保や医療機関の役割分担と連携に向けた取組が進んでいます。

さらに、生活習慣病予防等の推進については、本県のがん、脳血管疾患及び心疾患に係る年齢調整死亡率は減少傾向にあるものの全国平均を上回っていることから、県民や関係機関・団体などと一体となった取組の更なる充実を図っていく必要があります。

- 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備については、これまでも、保育サービスの充実や、地域のニーズに応じた子育て支援、妊産婦への支援の充実、保護を要する児童への支援などに取り組んできており、平成27年4月には「いわての子どもを健やかに育む条例」を施行したところです。

一方で、東日本大震災津波の発生や、子ども・子育て支援新制度、少子化の更なる進行、児童虐待、子どもの貧困など、子どもを取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、子育て家庭への支援、子どもの健全育成の支援の充実や、人口減少対策の一環としての結婚支援の充実・強化など、若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

- 福祉コミュニティの確立については、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の構築に向けた取組が順調に進められていますが、今後も、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築と障がい者の地域移行に向けた取組を進めていく必要があります。

また、安全・安心のセーフティネットづくりに向け、地域における見守り体制の充実や低所得者の生活支援などに取り組んでいるところですが、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく自立・就労支援等にもより一層取り組んでいく必要があります。

さらに、自殺対策については、本県の自殺死亡率は低下してきているものの全国では高位にあることから、自殺予防に関わる人材の養成や自殺リスクの高い方への取組を重点的に行っていく必要があります。



今後の方向性

「医療・子育て・福祉」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「共に生きるいわて」の実現を目指していきます。

- 地域の保健医療体制の確立については、奨学金による医師の養成と適正配置、即戦力医師の招聘などによる医師の確保や潜在看護職員の活用促進などに取り組むほか、質の高い医療サービス提供に向けた医療機関の役割分担と連携体制の構築等に取り組みます。

また、生活習慣病を予防するため、市町村等関係機関や団体と連携し、食生活や運動等の生活習慣の見直しや特定健診・がん検診の受診率向上に係る取組のほか、脳卒中死亡率全国ワースト1からの脱却と健康寿命の延伸を目指すため、岩手県脳卒中予防県民会議の拡充を図りながら、官民が一体となった活動を推進します。

- 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを生き育てられる環境の整備については、“いきいき岩手”結婚サポートセンターの設置・運営などによる結婚支援の充実・強化や適切な周産期医療の提供などによる安全・安心な出産環境の充実に取り組むとともに、「いわての子どもを健やかに育む条例」や同条例の基本計画である「いわて子どもプラン」に基づき、保育所等の利用定員の拡大、地域の子育てニーズに対応した施設整備の促進、子どもの医療費助成など子育て家庭への支援、児童虐待防止や子どもの貧困対策など子どもの健全育成の支援の更なる充実を図り、若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備を推進します。

- 福祉コミュニティの確立については、医療と介護の連携、認知症施策、高齢者の生活支援を担う人材の養成など市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援するとともに、就労支援やグループホーム等の整備など障がい者の地域移行に向けた取組を推進します。

また、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との円滑な連携により低所得者等の自立に向けた支援を行うとともに、民生委員・児童委員や地域住民の連携による住民同士の支え合いの仕組みづくりなど地域の見守り体制の構築を促進するほか、「岩手県自殺対策アクションプラン」に基づき、ゲートキーパーや傾聴ボランティアなど自殺予防に関わる人材の養成や自殺の多い年代をターゲットとした重点的な取組を官民一体となって推進します。

地域の保健医療体制の確立

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが、自らの心身の健康づくりに主体的に取り組み、地域に必要な医師等が確保され、県民が必要な医療や健診等を適切に受けることができるとともに、感染症などによる健康被害を心配することなく安心して生活できる体制づくりが進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①病院勤務医師数（人口10万人当たり）	127.3人	—	132.8人	—	138.3人
◎②二次救急医療機関の年間時間外患者数に占める当日帰宅患者の割合（注）	㉕82.6%	㉖81.8%	㉗81.0%	㉘80.2%	㉙79.4%
③就業看護職員数（常勤換算）	16,378人	16,510人	16,640人	16,770人	16,900人
④がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数（人口10万人当たり）	㉕331.0人	㉖325.8人	㉗320.5人	㉘315.3人	㉙310.1人
⑤がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数（人口10万人当たり）	㉕165.0人	㉖161.5人	㉗158.1人	㉘154.6人	㉙151.2人

【目標値の考え方】

- ① 本県の人口10万人当たりの病院勤務医師数は増加傾向にあるものの、増加率が全国平均より低いことから、更なる医師確保対策により全国平均並みの増加率を目指すもの。
- ② 医療機関の診療時間外における適正な受診行動を促進する取組を継続し、二次救急医療機関における救急患者のうち当日帰宅措置とされた軽症患者と考えられる患者の割合の減少を目指すもの。
注) 沿岸部は医療機関や住宅等が東日本大震災津波からの復興途上であることから、内陸部の医療機関に限るもの。
- ③ 就業看護職員数は増加しているものの、医療機関などで不足する状況は続いていることから、更なる確保対策によりこれまで以上の増加を見込むもの。
- ④ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の男性の死亡数（直近3か年平均値）は減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値で比較すると、全国水準との格差が拡大している状況にあることから、平成25年における国と県の死亡率の格差（38.6ポイント）を平成30年において半減させることを目指すもの。
- ⑤ がん、脳血管疾患及び心疾患による本県の女性の死亡数（直近3か年平均値）は、男性と同様に減少傾向にあるものの、人口10万人当たりの数値で比較すると、全国水準との格差（11.2ポイント）が縮小しない状況にあることから、平成30年において予想される全国値と同水準とすることを目指すもの。

現状

- 本県の人口10万人当たりの医師数は、全国と比較して低い水準（第40位）にあり、県北・沿岸地域の医師不足など医師の地域偏在の問題や、産科や小児科などの特定診療科の医師不足が続いています。
- 平成25年度における、県内の二次救急医療機関（内陸部）で診療時間外に受け入れた患者のうち軽症患者と考えられる当日帰宅患者の割合は82.6%となっており、病院勤務医の負担を軽減するため、医療機関の役割分担など県民の適切な受診行動につながる医療に関する知識の普及を更に推進してい

く必要があります。

- 平成 26 年末の県内就業看護職員数は、16,378 人（常勤換算）と増加傾向にありますが、岩手県看護職員需給見通しにおける需要数に対する供給数不足（649 名）は続いている状況です。これは、県内看護職員養成施設卒業生の県外流出や看護職員の離職者が多いことが一因と考えられます。
- 東日本大震災津波により、沿岸 12 市町村では、病院、診療所、歯科診療所を合わせた 240 の医療機関のうち、53%に当たる 127 の医療機関が大きな被害を受けました。そのうち 9 割は診療を再開したものの、被災地域の医療提供体制の再構築は重要な課題となっています。
- 感染症に関しては、エボラ出血熱等の一類感染症等やいまだ発生には至っていない病原性の高い新型インフルエンザによる健康被害、社会・経済の混乱が懸念されているほか、県内患者数が数万人とも推定されるウイルス性肝炎については、早期発見及び高額な治療費負担が課題となっています。
また、エイズ患者や HIV ウイルス感染者は、県内でも依然として毎年新規の報告があることから、クラミジア等の性感染症と併せて、若年者等を中心に感染予防が求められています。
- 平成 25 年における、本県のがん、脳血管疾患及び心疾患による人口 10 万人当たりの死亡数（直近 3 カ年平均）は、男性が 331.0 人、女性 165.0 人であり、全国水準と比較すると、男性で 38.6 人、女性で 11.2 人多くなっています。特に、平成 26 年における、本県の脳血管疾患による人口 10 万人当たりの死亡数は 162.3 人と全国で最も高くなっています。
- 平成 24 年の国民健康・栄養調査や県民生活習慣実態調査、学校保健統計調査の結果によると、50 代以降や小・中・高校生の肥満の割合が全国に比較して高く、総じて男女とも肥満の傾向にあります。
- 平成 24 年の国民健康・栄養調査や県民生活習慣実態調査によると、男性及び女性とも食塩摂取量が全国で最多となっています。
- 平成 27 年 1～2 月に実施した県民意識調査において、「必要な医療を適切に受けられること」に対するニーズ度は、46 項目中 6 番目（重要度 1 位、満足度 22 位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

平成 37 年には団塊の世代が 75 歳以上となるなど高齢化に伴って医療・介護ニーズがピークを迎えることが予測され、地域における医療・介護を総合的に確保するための取組が必要となります。本県では、平成 37 年におけるあるべき医療提供体制等を定める地域医療構想の策定を進め、策定後は、その実現に向けて病床機能の分化と連携の促進や在宅医療の体制整備などに取り組めます。

地域医療の基本となる医師等の養成・確保に向け、岩手県地域医療対策協議会等において関係者と協議・調整を図りながら、修学資金貸付事業による医師養成や医師不足地域の拠点病院等への医師の計画的な配置・派遣調整などを進めるとともに、被災地域を重点とした即戦力医師の招聘を強化します。

患者の立場に立った質の高い医療サービスの提供に向け、市町村、医師会などと協力して医療機関の役割分担と連携、救急医療体制や周産期医療体制の整備などに取り組むとともに、保健・医療関係団体や産業界、学校関係者等が一体となって、県民総参加による地域医療を支える取組を進めます。あわせて、被災地域の医療提供体制を確保するため、医療機関の復旧・復興を支援します。

感染症の流行による地域の社会・経済活動の混乱や停滞を防ぐため、国や県、市町村、関係機関・団体等が相互に連携し、エボラ出血熱等の一類感染症等の県内発生防止対策や新型インフルエンザの発生に備えるとともに、結核、ウイルス性肝炎、エイズを含む性感染症など、それぞれの感染症の特性に応じた対策を進めます。

生活習慣病を予防するためには、県民一人ひとりが生活習慣の改善に主体的に取り組むことが大切であり、県や、地域の健康づくりの主体となる市町村をはじめ、関係機関や団体が連携して、健康教育や健康づくりの普及啓発、がん検診受診率や特定健康診査受診率・特定保健指

導実施率の向上などに取り組みます。

また、被災者の健康を維持、増進するため、被災者の生活環境に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア指導等に取り組みます。

主な取組内容

① 医療を担うひとづくり ☆ ◆

- ・ 岩手県医師確保対策アクションプランに基づき、病院勤務医の勤務環境の改善や負担軽減などの取組を進めるとともに、地域医療支援センターの活用等により、医師養成や臨床研修体制の充実を進め、医師の確保と県内への定着を図ります。
- ・ 医師養成事業による養成医師の計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などにより、医師の地域偏在・診療科偏在の改善を推進します。また、国などに対して偏在解消につながる新たな制度の構築に向けた働きかけや情報発信を行います。
- ・ 被災地域を重点とした即戦力医師の招聘を推進するとともに、全国の医療関係団体の協力を得て、必要な医療機関に医師等の派遣調整を行います。
- ・ いわて看護職員確保定着アクションプランに基づき、新卒者の県内就業率の向上や離職防止、Uターン対策などの取組を進め、看護職員の確保と県内への定着を図るほか、資格を有しながら当該資格を生かした職に就いていない潜在看護師や潜在歯科衛生士の復職支援などにより、医療関係従事者の確保に取り組みます。
- ・ 新人看護職員研修体制の充実や、特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師の育成を支援し、看護の質の向上を図ります。

② 質の高い医療が受けられる体制の整備 ☆ ◆ **安心**

- ・ 病院における病床機能の分化と連携や、診療所や病院など医療機関の役割分担と連携を促進します。
- ・ 高度・専門・救急医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能強化の支援、小児救急医療対策の充実及び救命救急センターの運営への支援を進めるほか、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航を推進します。
- ・ リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、周産期母子医療センターの機能強化や、「周産期医療情報ネットワーク」などのICT等の活用による周産期医療機関の役割分担と連携及び緊急搬送体制の充実強化を一層推進します。
- ・ 災害時において必要な医療を提供するため、災害拠点病院等の耐震化及び教育研修や訓練による災害時の対応力の向上に取り組むほか、災害医療コーディネーターの活用やDMAT等各医療支援チーム等の活動調整機能の強化を推進します。
- ・ 情報通信機器を活用した画像診断など、遠隔地からの専門医師による診療支援を推進します。
- ・ 県民も医療の担い手であるという意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識や、症状や医療機関の役割に応じた受診行動を喚起するなど、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを推進します。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、必要な医療提供体制を整備するため、市町村による在宅医療連携拠点の設置運営を支援するとともに、在宅医療と介護の連携を進める人材を育成します。また、二次医療圏において医療と介護の情報を効率的に共有する地域医療情報ネットワークの構築を支援します。
- ・ 被災地域における新たなまちづくりと連動した医療機関の復興整備を支援します。

③ 感染症対策の推進

- ・ エボラ出血熱等の一類感染症等の県内発生を防ぐため、国及び感染症指定医療機関と連携する体制を整え、いわて感染制御支援チームと連携した訓練の実施等に取り組みます。
- ・ 新型インフルエンザの発生時に、県民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の安定を図るため、医療や公共サービス等の社会機能維持、報道、行政などの各分野の機関・団体が果たすべき役割について共通の認識を持ち、官民一体で対策を進めます。
- ・ ウイルス性肝炎の予防と早期発見に向け、住民健診や保健指導を行う市町村や、定期健診を行う事業所、医療機関など、関係機関と連携を図りながら、検査未受診者に対する受診勧奨、治療に対する助成、肝炎に関する正しい知識の普及啓発など、肝炎対策を推進します。
- ・ 性感染症（エイズを含む）を予防するため、中学生、高校生などの若い世代を主な対象とし

た啓発活動を医療機関などの関係機関と連携して取り組みます。

④ 生活習慣病予防等の推進 ☆ ◆

- ・ 「健康いわて21プラン」の評価結果や、それを踏まえて策定した「健康いわて21プラン（第2次）」に基づき、健康的な食習慣・運動習慣等を推進するため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援します。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するため、市町村等と連携し、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に取り組むほか、有病者に対する重症化防止のための支援を進めます。
- ・ がんに関する予防の正しい知識や意識啓発、受診勧奨などにより、がん検診受診率の向上に努め、早期発見・早期治療を図ります。
- ・ 被災者の健康の維持・増進を支援するため、応急仮設住宅集会所等における保健指導や栄養指導、口腔ケア指導を進めるほか、地域コミュニティ活動に配慮した健康づくりを推進します。
- ・ 本県の喫緊の健康課題である脳卒中死亡率ワースト1からの脱却と、健康寿命の延伸を図るため、平成26年7月に設立した岩手県脳卒中予防県民会議の関係機関・団体が中心となり、官民が一体となって脳卒中予防対策を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、県との協力による医学部進学、医学生の修学支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成に取り組みます。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症の影響を最小限にとどめるため、住民への情報提供や相談指導、感染症に係る健診や予防接種の実施対策等に取り組むとともに、生活習慣病対策として、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上などに取り組みます。あわせて、在宅医療連携拠点の設置など、地域包括ケアシステムの実現に向けた在宅医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。

医療機関は、良質な医療サービスの提供をはじめとして、医療機関相互の連携の推進、専門医療、高度医療の提供等を行うとともに、医師をはじめとした医療人材の育成を支援します。

学校や事業所は、健康教育や健診等を通じて、児童・生徒や勤労者の健康増進を図ります。その他の関係機関・団体においても、県民の健康づくりの取組を支援します。

県民は、自らの健康は自分で守るとの認識を持ち、心身の健康づくりに取り組むとともに、医療機関の役割分担に応じた適切な受診を心掛けるなど、NPO等と共に地域医療を支える活動を推進します。

県は、市町村との協力による医学部進学、医学生の修学支援や地元医科大学、臨床研修病院等と連携した医療人材の育成、医療機関の役割分担や連携の促進、県民総参加型の地域医療体制づくりに取り組みます。また、新型インフルエンザをはじめとする感染症予防や拡大防止のために、感染予防策に係る県民等への普及啓発や発生動向の監視・把握など、総合的な対策に取り組むとともに、生活習慣病対策として、健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成、地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援、県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。

<p>県以外 の主体</p>	<p>（医療機関、高等教育機関等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な医療サービスの提供 ・ 医療機関の役割分担と連携の推進 ・ 専門医療、高度医療の提供等 ・ 医師をはじめとした医療人材の育成 ・ 周産期医療機関等との役割分担と連携の推進 <p>（団体・企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 県、市町村と協力した医療機能の分化と連携の推進 ・ 県、市町村等と連携した感染症対策の推進 ・ 脳卒中予防を推進する県民運動の取組 ・ 労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 	<p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・ 住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・ 救急・周産期医療に係る医療機関との連携 ・ 妊婦健診受診率の向上 ・ ハイリスク妊産婦等の保健指導の充実 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 在宅医療・介護連携体制の構築 ・ 感染症対策に係る地域住民への情報提供、きめ細やかな相談指導及び予防接種の実施等

	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の健康増進、感染症予防対策等の保健対策 <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医を持つこと ・ 医療情報の適切な活用 ・ 定期的な妊婦健診による母体の健康の保持 ・ 医療機関の役割分担に応じた適切な受診 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 感染症予防等に係る正しい知識の習得と励行等 ・ 県民の自主的な健康づくりの支援 ・ 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり ・ 脳卒中予防を推進する県民運動の取組 ・ 疾病の早期発見・早期治療のための積極的な健診等の受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する感染症に係る健診等や予防接種の実施 ・ 生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発 ・ 住民に対する個別支援、保健指導の実施 ・ 脳卒中予防を推進する県民運動の取組 ・ 市町村施設における受動喫煙防止対策の推進
<p style="text-align: center;">県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師をはじめとした医療関係従事者の養成・確保等 ・ 医療機能の分化と連携の推進 ・ 地域医療を支える県民運動の総合的な推進 ・ 県民への医療情報の適切な提供等 ・ 高度・専門・救急医療の確保 ・ 在宅医療・介護連携体制の構築に取り組む市町村や団体への支援 ・ 感染症に係る県民への普及啓発など、総合的な感染症対策の推進 ・ 県民や関係機関・団体に対する健康課題の周知、普及啓発 ・ 脳卒中予防を推進する県民運動の総合的な取組 ・ 公共的施設における受動喫煙防止対策の推進 ・ 歯科保健等の普及啓発 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 医療を担うひとづくり</p> <p>目標 ◎医師養成・招聘等による医師確保数（人）[単年度]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46</td> <td>48</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ナースバンク登録者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>845</td> <td>934</td> <td>1,023</td> <td>1,111</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	46	48	60	60	60	H26	H27	H28	H29	H30	845	934	1,023	1,111	1,200	<p>【医師の養成・確保対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学生への修学資金の貸与 奨学生等に対する地域医療への意識付けのためのセミナーの開催 臨床研修医の指導体制・環境整備の強化 県外在住の即戦力医師に対する招聘活動 被災地域を重点とした即戦力医師招聘の強化 <p>【医師の地域偏在・診療科偏在の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性医師の就業支援、産科・救急医療勤務医の勤務環境改善 <ul style="list-style-type: none"> 医師配置調整会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> 養成医師の医師不足地域等への配置や派遣 <p>【看護職員の養成・確保・定着の推進、被災地域における看護職員確保の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> Uターン対策の推進、潜在看護職員の再就職支援 看護職員志望者の拡大、養成施設への教育環境改善支援 看護学生への修学資金貸付 新人看護職員研修体制の充実、離職防止対策の強化 離職・潜在看護職員への就労相談、進学セミナーの開催
H26	H27	H28	H29	H30																	
46	48	60	60	60																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
845	934	1,023	1,111	1,200																	
<p>② 質の高い医療が受けられる体制の整備</p> <p>目標 ◎あるべき医療提供体制の実現に向けた調整等のための会議の開催回数（回）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	10	10	10	10	<p>【医療機関の機能分担と連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床機能の分化と連携に資する病床機能転換等の促進 										
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	10	10	10	10																	

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
・小児医療遠隔支援システム利用回数（回） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	80	80	90	100	110	【高度・専門・救急医療の確保】				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	80	80	90	100	110										
	小児救急医療体制の充実 (盛岡地区の輪番制、電話相談事業、遠隔支援システム等の実施)														
	高度救命救急センター設備の整備支援														
がん診療連携拠点病院の機能強化															
ドクターヘリ運航															
ヘリポート整備															
・災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化率（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66.0</td> <td>66.7</td> <td>69.2</td> <td>69.8</td> <td>71.7</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	66.0	66.7	69.2	69.8	71.7	【医療情報連携の推進】				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	66.0	66.7	69.2	69.8	71.7										
医療情報連携体制の構築・運用															
【災害医療体制の充実】															
教育研修・訓練の実施(災害医療コーディネーター、DMAT等)															
災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化整備支援															
・周産期医療情報ネットワークへの参加割合(市町村及び分娩取扱等医療機関)（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98.6</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	【適切な周産期医療の提供】				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0										
周産期母子医療センターの運営支援															
医療機関の機能分担と連携の推進															
・医療機関の役割分担認知度（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>56.8</td> <td>57.6</td> <td>58.4</td> <td>59.2</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	56.8	57.6	58.4	59.2	60.0	【地域医療を支える県民運動の推進】				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	56.8	57.6	58.4	59.2	60.0										
受診行動等に関する意識啓発の実施															
地域住民活動団体間の交流促進															
地域住民活動団体の取組支援															
・在宅医療連携拠点設置圏域数（圏域）[累計] <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	6	9	9	9	【医療、介護、福祉の連携による在宅医療の推進】				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	3	6	9	9	9										
	在宅医療連携拠点を設置する市町村への支援														
在宅医療人材(医療従事者及び介護関係者)育成研修の実施															
地域医療情報ネットワークの構築及び安定運用															
・在宅医療連携拠点設置圏域数（圏域）[累計]	【被災地域の医療確保】														
	仮設診療所の設置、医療機関の復旧、修繕等への助成														
	歯科巡回診療の実施														
医療機関の復興整備支援															

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>③ 感染症対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標達成率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>・肝炎関係研修会参加人員（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> <td>165</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100	H26	H27	H28	H29	H30	165	165	165	165	165	【エボラ出血熱等の一類感染症等及び新型インフルエンザ対策の推進】				
	H26	H27	H28	H29	H30																				
	100	100	100	100	100																				
	H26	H27	H28	H29	H30																				
	165	165	165	165	165																				
		いわて感染制御支援チームと連携した訓練の実施等				→																			
		新型インフルエンザ対策連絡協議会等による連携体制の確保				→																			
		行動計画・ガイドラインに沿った対策の実施				→																			
		抗インフルエンザウイルス薬の保管管理、必要に応じた備蓄薬の追加				→																			
		【その他感染症対策の推進】																							
	結核、ウイルス性肝炎、性感染症（エイズを含む）など感染症に関する正しい知識の普及啓発				→																				
	地域肝疾患アドバイザー等を活用した普及啓発等の実施				→																				

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
④ 生活習慣病予防等の推進 目標 ◎栄養成分表示店舗数（店舗）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>345</td><td>395</td><td>445</td><td>495</td><td>545</td></tr> </table> ・禁煙・分煙の飲食店・喫茶店登録事業店舗数（店舗）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>390</td><td>400</td><td>410</td><td>420</td><td>430</td></tr> </table> ・特定健康診査受診率（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>◎未公表</td><td>◎55.0</td><td>◎60.0</td><td>◎65.0</td><td>◎70.0</td></tr> </table> ・岩手県脳卒中予防県民会議の会員数（団体）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>300</td><td>400</td><td>450</td><td>500</td><td>550</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	345	395	445	495	545	H26	H27	H28	H29	H30	390	400	410	420	430	H26	H27	H28	H29	H30	◎未公表	◎55.0	◎60.0	◎65.0	◎70.0	H26	H27	H28	H29	H30	300	400	450	500	550	【健康的な食習慣・運動習慣等に関する普及啓発】 出前講座の実施・各種広報を活用した健康づくり情報の提供 指導者の育成研修・ボランティア団体活動支援 栄養成分表示店登録制度の周知 制度周知・登録店フォローアップ【飲食店向け】 栄養表示活用の普及啓発【住民向け】 【受動喫煙防止に関する普及啓発】 飲食店・喫茶店等民間施設における禁煙・分煙の取組促進 県立の施設における受動喫煙防止対策指針の周知 【地域保健と職域保健の連携推進】 連携推進協議会の開催 【特定健診受診率、特定保健指導実施率、がん検診実施率向上のための支援】 特定保健指導従事者研修の実施 特定健康診査・がん検診受診勧奨 検診データ等の分析結果の提供と分析結果に基づく指導支援 官民連携受診率向上プロジェクトの実施 【歯科保健対策の推進】 「イー歯トープ8020プラン」に基づく口腔の健康づくりの推進 【糖尿病有病者等に対する重症化防止】 疾病管理に向けた医療従事者の資質向上及び医療従事者間の連携強化 【被災地における保健活動の支援、健康づくり活動の推進】 仮設住宅集会所等での健康・栄養相談、保健指導、口腔ケア活動の支援 被災地における保健活動の支援 地域コミュニティ活動に配慮した、自立に向けた健康づくり活動の支援 【脳卒中予防対策の推進】 設立 ● 脳卒中予防県民運動の推進 設定 ● いわて減塩・適塩の日の普及、取組団体の拡大支援
H26	H27	H28	H29	H30																																					
345	395	445	495	545																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
390	400	410	420	430																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
◎未公表	◎55.0	◎60.0	◎65.0	◎70.0																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
300	400	450	500	550																																					

関連する計画

- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成25年度～平成29年度）
- ・岩手県医師確保対策アクションプラン（計画期間 平成16年度～）
- ・いわて看護職員確保定着アクションプラン（計画期間 平成23年度～）
- ・圏域医療連携推進プラン（計画期間 平成20年度～）
- ・健康いわて21プラン（第2次）（計画期間 平成26年度～平成34年度）
- ・いわていきいきプラン2017（計画期間 平成27年度～平成29年度）
- ・第2次岩手県がん対策推進計画（計画期間 平成25年度～平成29年度）
- ・イー歯トープ8020プラン（計画期間 平成26年度～平成34年度）

15

Ⅲ 医療・子育て・福祉

**家庭や子育てに希望を持ち
安心して子どもを生ま育てられる環境の整備**

1 みんなで目指す姿

男女が希望する時期に結婚でき、希望する数の子どもを持ち、喜びを感じながら安心して子どもを生ま育て、次代を担う子どもたちが健やかに育っています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①保育を必要とする子どもに係る利用定員	26,425 人	29,800 人	30,379 人	31,138 人	31,404 人
②結婚サポートセンターの会員成婚数	-	5 組	20 組	30 組	40 組
③「いわて子育て応援の店」の延べ協賛店舗数（累計）	1,450 店舗	1,520 店舗	1,590 店舗	1,660 店舗	1,730 店舗
<p>【目標値の考え方】</p> <p>① 仕事と子育ての両立の支援を図るため、保育を必要とする子どもに係る利用定員については、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」で定める計画値の達成を目指すもの。</p> <p>② 少子化の要因の一つとして未婚化・晩婚化が挙げられることから、未婚男女の出会いの場の創出を目的に、“いきいき岩手”結婚サポートセンターを設置・運営し、5年後の平成31年度に、本県の婚姻件数5,482件（平成26年）のおおむね1%程度である50組が成婚に至るよう、毎年度10組程度の成婚数の増加を目指すもの。</p> <p>③ 地域を挙げて子育てを応援する機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」の延べ協賛店舗数については、5年後の平成31年度に、本県の平成24年の小売業事業所数12,348店舗のおおむね15%である1,800店舗となるよう、毎年度新規協賛店舗として70店舗の増加を目指すもの。</p>					

現状

- 本県の子どもを取り巻く環境は、東日本大震災津波の発生や、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの本格実施、少子化の進行などにより大きく変化していることから、県民のニーズを把握の上、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育てまで、各段階に応じた切れ目ない支援に努めていく必要があります。
- 平成26年の本県の合計特殊出生率は1.44と前年と比較して0.02ポイント低下しており、全国の値を0.02ポイント上回っているものの、低い水準にとどまっています。また、未婚化・晩婚化などの影響により、平成26年の出生数は8,803人と前年と比較して428人減少しており、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況になっています。さらに、世帯当たり人員数の減少が続いており、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増している状況にあります。
- 平成22年の本県の生涯未婚率（50歳時の未婚率）は男性が22.71%、女性が9.23%で、平成17年の調査に比べると、男性は3.93ポイント、女性は2.60ポイント上昇しており、男性の生涯未婚率にあっては、全国第3位の高さとなっています。また、平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晩婚化がより一層進んでいます。
- 国では、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月策定）に基づき、子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境の整備、3人以上子どもが持てる環境の整備、男女の働き方改革の推進などを重点課題として取り組んでいくほか、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じたきめ細かな少子化対策を推進することとしています。こうした国の取組とも連携し、若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備に取り組んでいく必要があります。

- 東日本大震災津波により保護者を亡くした（行方不明を含む）被災孤児は94人、ひとり親世帯となった被災遺児は489人（平成27年11月1日現在）に上り、沿岸地区を中心に心理的に相当な不安や負担を抱えた子どもたちも少なくありません。また、被災した保育所（へき地保育所を含む）35箇所のうち33箇所が復旧するなど、児童福祉施設等の復旧は進んでいますが、今後、復興まちづくりの進捗に対応して、仮設から本設に向けた復旧事業を本格化させる必要があります。
- 平成27年1～2月に実施した県民意識調査において、「安心な子育て環境整備」に対するニーズ度は46項目中3番目（重要度5位、満足度39位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

子ども・子育て支援は、平成27年4月から施行した「いわての子どもを健やかに育む条例」の基本理念や、同条例に基づく基本計画である「いわて子どもプラン」の基本方針に基づき、子どもの権利の尊重や、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目ない支援などにより、男女が共に家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいきます。

結婚を希望する若者の願いがかなえられるよう、“いきいき岩手”結婚サポートセンターを設置・運営し、希望に沿ったパートナー探しを支援していきます。

子育てを社会全体で支えていくため、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」や、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育サービスの充実や子育て支援をはじめとした取組を市町村と一体となって推進するとともに、医療機関や市町村と連携しながら周産期医療体制の整備、育児不安や産後うつ病などにより精神的に不安定な状況にある妊産婦に対する支援、不妊に悩む夫婦への支援、被災した地域の障がい児の早期療育^{*}の機会の確保、障がいの早期発見や療育支援の充実を図ります。

児童虐待のない地域づくりや、社会的養護を必要とする子どもへの家庭的な養育環境の提供などに取り組むほか、東日本大震災津波により被災した子どもたちが、安定した養育環境のもとで健やかに成長ができるよう、奨学金等各種制度の周知や相談支援及びこころのケアの充実を図ります。

ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、相談機能や就業支援対策の充実等に努めるほか、子どもの貧困対策に向け、教育や生活の支援等を推進します。

主な取組内容

① 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備 ◆

- ・ 子育て中の親やこれから親になる若者が安心して家庭を持ち、子どもを生き育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについての意識啓発や情報提供を行い、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- ・ 市町村、企業、NPO等と連携し、若者のライフデザインの構築を支援するとともに、男性の家事や育児に関わる意識の醸成を図り、男女が共に家事や育児に取り組む環境づくりを促進します。
- ・ 結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンターを設置・運営し、会員登録によるマッチング支援や結婚情報の提供などを促進します。

② 安全・安心な出産環境など親と子の健康づくりの充実 ◆ **安心**

- ・ リスクに応じた適切な周産期医療を提供するため、ICT等の活用による周産期医療機関の機能分担と連携及び緊急搬送体制の充実強化を一層推進します。
- ・ 子どもを安心して生き育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の受診を促進するとともに、未受診者に対する指導の充実を図ります。

- ・ 妊産婦メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。
- ・ 不妊に悩む夫婦への総合的な支援の一環として、特定不妊治療費への助成を実施するとともに、県独自の取組として男性不妊治療費への助成を開始し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

③ 子育て家庭への支援 ☆ ◆ **安心**

- ・ 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、地域の子育てニーズに対応した施設整備を促進するなど、子ども・子育て支援の充実に努めます。また、被災地域においては、保育所、放課後児童クラブ等の復旧や運営を支援します。
- ・ 子育て家庭が出かけやすい環境に配慮したサービスなどを提供する「いわて子育て応援の店」については、地域を挙げて子育てを応援する機運の醸成を図るため、広報用ガイドブックの作成・配付や、各都道府県との連携によるサービスの拡充などを行いながら、更なる協賛店舗の拡大を図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- ・ 将来にわたり、ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備などに努めます。
- ・ 子育て家庭の適正な医療の確保が図られるよう、子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対する医療費助成を引き続き行うとともに、未就学児及び妊産婦に係る医療費助成の現物給付を実施します。

④ 子どもの健全育成の支援 ☆ ◆ **安心**

- ・ 共働きなどで保護者が昼間家庭にいない子どもの健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実に努めます。
- ・ 県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、子どもへの「遊び」の提供を通じて心身を健やかに育むとともに、地域の児童館や放課後児童クラブなどにおける「遊び」の普及や指導者の養成などを行い、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・ 児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実及び再発防止のため、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた取組を支援するとともに、児童相談所の体制強化や関係機関との連携に努めます。
- ・ 家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的環境での養育を促進するため、「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、里親委託等の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実に努めるとともに、施設を退所した子ども等への相談援助や就労支援などの充実に努めます。
- ・ 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てるよう、子どもの貧困対策に向けて、学習環境の整備や福祉部門との連携強化などによる教育の支援、相談事業の充実などの生活の支援、金銭の給付や貸与などの経済的支援等に取り組めます。
- ・ 県内どの地域でも、障がい児が乳幼児期から青年期まで一貫した支援を受けることができるよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークの機能の充実に努めます。また、各地域で相談支援に対応できる人材の確保・育成を図るため、発達障がい等に関する研修を実施します。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児やその家族等のニーズに対応するため、病床の再編や診療科の増設等、機能を強化した新しい岩手県立療育センターを整備し、県内の障がい児療育の拠点としての更なる役割を果たします。
- ・ 東日本大震災津波により保護者を亡くした子どもが健やかに成長していくよう、安定した養育環境の確保や成長に伴うニーズに対応した相談支援などに取り組むとともに、「いわての学び希望基金」を活用した給付事業を行います。
- ・ 被災した子どもたちのこころのケアを担う「いわてこどもケアセンター」を設置・運営するとともに、保護者や保育士等を対象とした心のケア研修会を開催するなど、日常的に子どもの心理的サポートに適切に対応できる人材の育成と普及啓発に取り組めます。

- ・ 被災地における障がい児への相談支援体制の充実・強化を図るため、岩手県立療育センターや関係団体等と連携して、沿岸地域の市町村や相談支援事業所などの取組に対する助言を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、出会いイベントの促進など、若者の出会い・結婚に関する施策を実施するほか、妊産婦等への保健指導の充実など安心して出産できる環境の整備に取り組みます。また、市町村子ども・子育て会議において策定した「子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施に努めるとともに、住民ニーズに応じた教育・保育サービスの提供、放課後児童対策、地域子育て支援拠点による放課後や家庭における子育て支援施策の実施、障がいの早期発見、障がい児の発達を支援するサービスの提供など、地域の実情に応じた子育て支援について、NPOや地域コミュニティと連携しながら、主体的に取り組みます。さらに、児童虐待のない地域づくりに向け、要保護児童対策地域協議会を設置・運営し、児童相談機能の強化に努めます。

企業・団体は、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備に努めるとともに、子育て世帯への優待制度への協賛など子育て家庭を応援する取組を進めます。

県民・NPO等は、地域の資源を活用しながら、地域ニーズに応じた子育て支援活動や子どもの健全育成に関する取組を実施します。

県は、“いきいき岩手”結婚サポートセンターの運営支援や、若者の出会い・結婚に関する広域的な施策を実施するほか、市町村が実施する妊産婦支援に関する施策の調整や、不妊に悩む夫婦への総合的な支援などを行います。また、「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所等の施設整備や運営に対する支援など、教育・保育サービスの確保対策をはじめとする子育て支援施策を総合的に実施します。さらに、関係機関と連携し、社会的な養護が必要な児童やひとり親家庭などの自立に向けた支援、障がい児に係る相談支援や障害児通所事業の従事者を対象とする研修等の実施による専門的・技術的な支援を行います。

県以外 の主体	<p>(企業・団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人いきいき岩手支援財団による「“いきいき岩手”結婚サポートセンター」の設置・運営 ・ 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備 ・ 「いわて子育て応援の店」への参加 ・ 地域で行う子育て支援サービスへの協力、協賛 <p>(医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療機関等との機能分担と連携の推進 <p>(子ども・子育て支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知識・経験を生かした子ども・子育て支援の実施 ・ 障害児通所支援事業の実施 	<p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力を生かした子育て支援活動の実施 ・ 子どもの健やかな成長を支援するための活動の実施 ・ 行政、企業、支援機関等と連携した取組の実施 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の出会い・結婚に関する施策の実施 ・ 周産期医療に係る医療機関との連携 ・ 妊産婦等への保健指導の充実 ・ 市町村子ども・子育て会議による「子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施 ・ 子育て家庭への医療費助成の実施 ・ 住民ニーズに応じた教育・保育サービスの提供 ・ 放課後児童対策や地域子育て支援拠点等による放課後や家庭における支援施策の実施 ・ 住民参加と協働による子育て支援策の推進 ・ 児童に関する相談・通告への適切な対応 ・ 障がい児の発達相談の実施 ・ 障がい児の発達に必要な障害児通所支援事業の充実 ・ 地域療育ネットワークの機能の充実

県	<ul style="list-style-type: none"> “いきいき岩手”結婚サポートセンターの運営に対する支援 若者の出会い・結婚に関する広域的な施策の実施 周産期医療の確保 市町村が実施する妊産婦支援に関する施策の調整 不妊に悩む夫婦への総合的な支援の充実 岩手県子ども・子育て会議による「子ども・子育て支援事業支援計画」の適切な進行管理 子育て家庭への医療費助成の実施 教育・保育の確保対策等に関する技術的助言の実施 子育てに関する施設整備や運営に対する支援 子育てにやさしい職場環境づくりに向けた総合的な施策の実施 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する総合的な施策の実施 子育てに関する人材・団体等の育成・取組の支援 ひとり親家庭等の自立の促進 児童相談所の体制強化 市町村が行う児童に関する相談・通告対応への専門的な支援 社会的養護の充実 市町村が行う地域療育ネットワークの機能の充実に対する支援 障がい児の相談支援等従事者や障害児通所支援事業従事者を対象とする研修による人材育成
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>① 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備</p> <p>目標</p> <p>◎結婚サポートセンターの会員数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>250</td><td>500</td><td>750</td><td>1,000</td></tr> </table> <p>・結婚支援事業を実施している市町村数（市町村）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>17</td><td>21</td><td>24</td><td>27</td><td>30</td></tr> </table> <p>・両親学級への父親の参加数（人）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4,992</td><td>6,000</td><td>7,000</td><td>8,000</td><td>9,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	250	500	750	1,000	H26	H27	H28	H29	H30	17	21	24	27	30	H26	H27	H28	H29	H30	4,992	6,000	7,000	8,000	9,000	<p>【結婚を希望する若者への支援】</p> <p>【地域の実情に応じたきめ細かな結婚支援】</p> <p>【男女が共に育児等へ取り組む環境づくりの促進】</p> <p>【子育て支援等に関する情報提供の充実】</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
—	250	500	750	1,000																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
17	21	24	27	30																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
4,992	6,000	7,000	8,000	9,000																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>② 安全・安心な出産環境など親と子の健康づくりの充実</p> <p>目標 ・周産期医療情報ネットワークへの参加割合（市町村及び分娩取扱等医療機関）（%）[再掲]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>98.6</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr> </table> <p>◎不妊治療に係る治療費の延べ助成件数（男性不妊治療を含む）（件）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>632</td><td>645</td><td>658</td><td>671</td><td>684</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	H26	H27	H28	H29	H30	632	645	658	671	684	<p>【適切な周産期医療の提供】</p> <p>医療機関の機能分担と連携の推進</p> <p>【不妊に悩む夫婦への支援の充実】</p> <p>特定不妊治療費への助成の実施</p> <p>制度の創設</p> <p>男性不妊治療費への助成の実施</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
98.6	100.0	100.0	100.0	100.0																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
632	645	658	671	684																											
<p>③ 子育て家庭への支援</p> <p>目標 ◎いわて子育てにやさしい企業の延べ認証数（社）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>23</td><td>26</td><td>29</td><td>32</td><td>35</td></tr> </table> <p>・ひとり親家庭等就業・自立支援センターの利用による就職者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>43</td><td>34</td><td>37</td><td>40</td><td>43</td></tr> </table> <p>・保育所における処遇改善実施率（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>78.0</td><td>92.0</td><td>94.0</td><td>96.0</td><td>98.0</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	23	26	29	32	35	H26	H27	H28	H29	H30	43	34	37	40	43	H26	H27	H28	H29	H30	78.0	92.0	94.0	96.0	98.0	<p>【地域を挙げて子育てを応援する機運の醸成】</p> <p>「いわて子育て応援の店」協賛店の拡大 広報ガイドブック作成 子育て支援パスポート事業の全国共通展開への参加</p> <p>【子育てにやさしい職場環境づくりの推進】</p> <p>職場環境の整備促進・子育てにやさしい企業の認証 広報リーフレット作成 研修会等でのリーフレットの配布</p> <p>【ひとり親家庭の自立支援】</p> <p>就業支援によるひとり親家庭の経済的自立の促進 計画策定 計画の適切な進捗管理</p> <p>【地域のニーズに対応した保育サービスの充実】</p> <p>保育所等の利用定員の拡大</p> <p>【医療費助成の実施】</p> <p>子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対する医療費助成の実施 小学生までの入院への対象拡大 未就学児、妊産婦に対する現物給付</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
23	26	29	32	35																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
43	34	37	40	43																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
78.0	92.0	94.0	96.0	98.0																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
④ 子どもの健全育成の支援 目標 ◎放課後児童クラブの設置数 （箇所）[累計]	【地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実】 放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の支援														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>306</td> <td>311</td> <td>316</td> <td>321</td> <td>326</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	306	311	316	321	326	【児童福祉施設等の災害復旧への支援】 保育所、放課後児童クラブ等の整備支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
306	311	316	321	326											
・移動児童館の実施市町村数 （市町村）[累計]	【児童館機能を活用した子どもの健全育成の充実】 いわて子どもの森や移動児童館による「遊び」の場の提供、地域における「遊び」の指導や指導者養成の実施														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>26</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	12	12	19	26	33	【児童虐待の防止】 児童虐待防止の取組、市町村等の関係機関への支援 計画改定 計画の適切な進捗管理				
H26	H27	H28	H29	H30											
12	12	19	26	33											
	【社会的養護の推進】 里親制度の周知・里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善 計画策定 家庭的環境での養護の促進														
	【子どもの貧困対策の推進】 教育の支援、生活の支援、経済的支援等の実施 計画策定 計画の適切な進捗管理														
・発達障がい児等の支援者を養成する研修修了者数（人）[累計]	【障がい児が成長に応じた支援を受けられる地域療育ネットワークの構築】 地域療育ネットワークの構築と機能充実にに向けた支援														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>90</td> <td>135</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	90	135	135	県立療育センターの整備 基本・実施設計 工事施工 開所				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	90	135	135											
	【被災した子どもへの支援】 被災により保護者を亡くした子どもに対する相談支援、給付金等の給付 いわてこどもケアセンターなどによる被災した子どもの心のケアの実施、子どもの心理的サポートに対応できる人材育成の推進 障がい児の早期療育の機会の確保 障がい児の相談支援体制の充実・強化														

関連する計画

- ・いわて子どもプラン（計画期間 平成27年度～平成31年度）
- ・岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）
- ・岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）
- ・岩手県家庭的養護推進計画（計画期間 平成27年度～平成41年度）
- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成25年度～平成29年度）
- ・岩手県障がい者プラン（計画期間 平成23年度～平成29年度）

※ 療育

医療、訓練、教育などの現代の科学を総動員してできるだけ障がいを克服し、その児童の持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成すること。

福祉コミュニティの確立

1 みんなで目指す姿

県民誰もが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わらず、お互いの個性や尊厳を認め合い、必要な福祉サービス等を利用しながら、住民相互の支え合いや見守りなどにより、安心して生活できる福祉コミュニティづくりが進められています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①地域福祉計画を策定し、施策に取り組んでいる市町村数（累計）	21 市町村	24 市町村	27 市町村	30 市町村	33 市町村
②元気な高齢者の割合 注)	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5
③地域密着型サービス拠点数（累計）	350 箇所	380 箇所	421 箇所	446 箇所	478 箇所
④障がい者のグループホーム利用者数	1,673 人	1,792 人	1,895 人	2,006 人	2,117 人
⑤自殺死亡率（人口10万人当たり）	26.6	25.7	25.0	24.4	23.7

【目標値の考え方】

- ① 高齢者や障がい者などが、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めていくため、県内全市町村での地域福祉計画の策定を目指すもの。
- ② 本県の高齢化率は全国平均より高い状況にあり（平成26年の高齢化率：岩手県29.6%、全国26.0%）、元気な高齢者の割合も、全国平均との差が拡大傾向で推移してきていることから、生きがいづくりや介護予防を推進し、全国平均との差が拡大しないよう平成26年度末（暫定）の状態を維持することを目指すもの。
注）第1号被保険者（65歳以上）のうち要介護認定を受けていない者の割合について、全国を100とした場合の指数。
- ③ 住み慣れた地域で利用できる地域密着型サービス拠点（認知症グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス）について、第6期介護保険事業計画期間（平成27年度～29年度）における市町村整備目標の達成を目指すもの（平成30年度は年平均整備数で積算）。
- ④ 障がい者の地域での住まいの場となるグループホームの整備を促進し、平成29年度までに見込まれる約260人の入所施設・精神科病院を退所・退院した障がい者が、グループホームを利用しながら地域で自立して生活することを目指すもの。
- ⑤ 一人でも多くの自殺を防ぐことを自殺対策の目的とし、当面の目標として、平成25年の本県の人口10万人当たりの自殺死亡率26.4を10%以上減少させることを目指すもの。

現状

- 本県は、全国を上回るペースで高齢化が進んでおり、平成26年の29.6%から平成37年には35%程度にまで高まり、3人に1人以上が65歳以上の高齢者になると見込まれています。
- 高齢化の進展に伴って、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯も増えてきており、平成22年には高齢者世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合は25.9%でしたが、平成37年には29.4%と約3世帯に1世帯が高齢者単独世帯になると見込まれ、介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができるよう、世代を超えて地域全体で共に支え合う地域づくりを推進する必要があります。
- 地域福祉を総合的に推進するため「市町村地域福祉計画」の策定が進められているとともに、医療、

介護、生活支援等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアの推進や、障がい者の地域移行を推進する地域自立支援協議会の体制強化が進められており、今後も更に推進していく必要があります。

- 地域における支え合いについては、ICT（情報通信技術）を活用した高齢者の見守り（いわて“おげんき”みまもりシステムなど）、民間団体等による買い物支援などの取組を生かしながら、地域住民が互いに支え合うネットワークづくりを推進していく必要があります。
- 介護を要する高齢者については、平成25年の7万3千人から、平成37年には9万4千人に増加すると予測され、介護予防や医療等と連携した包括的な介護サービスの提供がますます必要となっており、サービスの担い手である介護人材不足も課題となっています。
- 地域で自立して生活するための住まいの場としてグループホームを利用している障がい者は、年々増加し、平成26年度では1,673人となっており、今後も計画的に整備していく必要があります。
- 東日本大震災津波により被災した高齢者福祉施設や居宅サービス事業所の復旧は完了し、被災前を上回るサービス提供体制が整っています。
- 東日本大震災津波による水産業や取引先企業の被災等を背景に、障がい者就労支援事業所の生産活動や販路確保が厳しい状況に置かれています。
- 本県の自殺者数は年々減少傾向にあるものの、平成26年の自殺者数は341人で、人口10万人当たりの自殺死亡率26.6は全国1位となっています。また、東日本大震災津波の被災地域においては、生活環境の変化等に伴い、自殺リスクが高まっていることから、今後も継続したこころのケアが必要となっています。
- 平成27年1～2月に実施した県民意識調査において、「高齢者や障がい者に安心な地域づくり」に対するニーズ度は、46項目中2番目（重要度2位、満足度40位）に高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域で支援を必要とする高齢者や障がい者など、一人ひとりのニーズに応じた医療と連携した介護・福祉サービスの提供の仕組みづくりや多様な福祉活動の担い手の育成などを、行政と地域住民や団体等が地域の社会資源を活用しながら相互に協力して進めます。

また、県民、事業者、市町村などが一体となってひとにやさしいまちづくりに取り組み、誰もが自らの意思で行動ができ、社会参加の機会が確保される環境づくりを進めます。

さらに、自殺者数を減少させるため、県、市町村、関係団体がそれぞれの役割を担い、積極的に連携・協力し、県民参画による自殺対策を進めていくとともに、中長期的にこころのケアを推進するため、精神保健医療体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施します。

主な取組内容

① 生活支援の仕組みづくり ◆ **安心**

- ・ 身近な地域で保健・福祉に関する相談や支援を一体的に受けられるよう、市町村におけるワンストップによる相談対応や、保健・医療・福祉の連携による総合的なケアマネジメントができる体制づくりを促進します。
- ・ 少子高齢社会を支える福祉・介護サービス分野への就業を促進するため、福祉・介護職への就職あっせんや福祉に関する啓発・広報、修学資金貸付金の利用促進等に取り組み、福祉人材の確保・育成・定着を推進します。
- ・ 市町村、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、包括的なケア体制を構築するための人材や多様な地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動コーディネーター、ボランティアの育成を図るとともに、住民同士による見守りや声かけ、ボランティア活動など、住民が主体となった支え合いの仕組みづくりを促進します。
- ・ ひとにやさしいまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインに対応した公共的施設の情報提供を行う電子マップやひとにやさしい駐車場利用証制度の充実を図るとともに、NPO法人等民間団体の活動を支援しながら、普及啓発や人材育成に取り組みます。

② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築 ☆ ◆ **安心**

- ・ 「いわていきいきプラン2017」に基づき、高齢者の生きがいを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅医療連携拠点や地域包括支援センターを中核として、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- ・ 小規模多機能型施設など、地域の実情を踏まえた様々な介護サービス拠点や特別養護老人ホーム等の整備を支援するとともに、施設の居住環境の改善及び防災機能の向上を促進し、介護サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ 今後増大する介護ニーズに対応するため、介護人材の量的確保とともに、質の高いサービスが提供されるよう、介護職員を対象とした研修を充実し、資質の向上を図ります。
- ・ 被災地における新たなまちづくりと連動した介護サービス提供体制の構築を推進するほか、介護人材の確保・定着を促進します。

③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築 ☆ **安心**

- ・ 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に努め、障がいのある人となない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進するため、県民に対する意識啓発や交流機会の拡大、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に向けた調整等を行います。
- ・ 全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活ができるよう、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
- ・ 障がい者が希望する地域において、それぞれの特性に応じた就労ができるよう、就労継続支援事業所及び地域活動支援センターなど、福祉的就労の場の整備を一層推進するとともに、被災地域における就労支援事業所の受注・販路拡大などに向けた取組を支援します。
- ・ 施設や精神科病院に入所(入院)している障がい者の地域移行を促進するため、各市町村の相談支援体制の充実と地域自立支援協議会の機能強化を図ります。

④ 安全・安心のセーフティネットづくり ☆ ◆ **安心**

- ・ 低所得者等の自立を図るため、生活福祉資金貸付制度を適正に運営するほか、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との円滑な連携により、生活保護を必要とする人には確実に保護を実施しつつ、就労による自立の促進等の支援を行うとともに、保護に至る前の段階の自立支援策として、自立相談支援事業等を実施します。
- ・ 一人暮らしの高齢者や障がい者・高齢者のみの世帯などの日常的な見守り体制を構築するため、ICTの活用などによる地域のネットワークづくりを促進します。
- ・ 高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、市町村の避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の設置などの取組を支援するほか、災害時に備え、災害派遣福祉チームの派遣体制の整備や防災ボランティアの受入体制の構築などを推進します。
- ・ 市町村の地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者や障がい者などへの虐待防止に向けた相談支援体制の充実・強化を推進するとともに、市町村、社会福祉協議会等と連携し、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助、財産管理などを行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。
- ・ 被災者の日常生活を支援するため、生活支援相談員や民生委員等による生活相談、安否・見守り活動などを促進するとともに、福祉コミュニティの再生に向けて、被災者等が主体的に地域活動に参画できるよう支援します。

⑤ 自殺対策の推進 ◆ **安心**

- ・ 自殺対策アクションプランに基づき、自殺対策を担う人材の育成、ゲートキーパー*の養成など、総合的な自殺対策を推進するほか、自殺の多い年代をターゲットとした重点的な取組や、医療機関との連携強化、相談窓口のネットワーク化、県民の参画を促す普及啓発に官民一体となって取り組みます。

⑥ こころのケア活動の推進 ☆

- ・ 全県のこころのケア活動を推進する際に中核となる「岩手県こころのケアセンター」や地域のこころのケアを推進するための総合調整、相談、普及啓発等を担う「地域こころのケアセンター」を継続して設置し、応急仮設住宅からの転居による環境の変化に伴うストレス等への相談対応を行うなど、被災者のこころのケアをきめ細かく行っていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村は、高齢者や障がい者などの自立した生活を適切に支援するために、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人など地域の福祉事業者、福祉活動を行っている団体等の民間と協力し、住民参加による生活支援の仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービス基盤を計画的に整備し、地域包括ケアシステムの構築と障がい者の地域移行を推進します。また、自殺対策やこころのケア活動を地域の実情に応じて進めていきます。

福祉事業者は、福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供、専門的知識を生かした地域福祉活動の支援等に取り組みます。福祉関係団体は、ボランティア養成、ボランティア活動の推進、生活支援の仕組みづくりへの参画による地域福祉活動の支援等に取り組みます。

県民・NPO等は、住民相互の身近な支え合いや地域の生活支援の取組に参加、協力します。

県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援、相談支援体制の整備と強化、福祉を担う人材の確保・育成・定着、福祉サービス基盤の整備と充実などを推進します。また、自殺対策やこころのケア活動について、関係機関の連携・調整と施策全体の推進方向の企画・立案、市町村の取組の支援等を行います。

<p>県以外の主体</p>	<p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の専門的な知識を生かした地域福祉活動の支援 ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業展開 良質な福祉サービス基盤の整備、福祉サービスの提供 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着 利用者の権利擁護の推進 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の推進 災害派遣福祉チームへの参画 <p>(団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの養成・活動の推進 地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の推進 災害派遣福祉チーム派遣体制整備等の推進 障がい者の社会、経済、文化活動等参加への支援 こころの健康問題に関する普及啓発、傾聴ボランティア等による相談支援 <p>(県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県・市町村の計画策定や政策形成への参画 住民相互の身近な支え合い（見守り活動、話し相手、認知症サポーター、ゲートキーパー等） 地域における生活支援への参加、協力 ボランティア活動の推進 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村計画の策定 相談支援機能の強化、ワンストップ体制の整備 生活困窮者の就労等による自立に向けた支援 保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化 住民参加による生活支援の仕組みづくりの推進 地域包括ケアシステムの構築 福祉サービス基盤の計画的な整備 地域自立支援協議会を中核とした障がい者の地域移行支援体制の充実 障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進 災害に備えた取組推進と災害時の避難行動要支援者等の的確な避難支援 自殺対策に関する普及啓発、相談支援、要支援者の早期対応、住民組織の育成及び支援
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画の策定及び市町村計画の策定支援 福祉・介護を担う人材の確保・育成・定着の取組への支援 ボランティア活動の促進 市町村、事業者等との連携による相談支援体制の整備促進 生活困窮者の就労等による自立に向けた支援 福祉サービス基盤の整備促進 福祉サービスの質の確保のための事業者指導 地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村への支援 認知症についての県民の理解促進 高齢障がい者に対する適切なサービス提供のための障がい者施設等への援助技術の向上支援 障がいについての県民の理解促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に向けた事案の調整 被災者への生活相談等や安否・見守り活動の促進 災害に備えた市町村等の取組支援及び災害派遣福祉チーム派遣体制整備等の推進 自殺対策に係る総合調整、市町村・民間団体への支援及び研修会の開催 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① 生活支援の仕組みづくり</p> <p>目標 ◎地域福祉活動コーディネーター育成数（人）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>190</td><td>210</td><td>240</td><td>270</td><td>300</td></tr> </table> <p>・介護福祉士等修学資金貸付金により貸付を受けたもののうち、県内社会福祉施設等に就職した者の数（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr> </table> <p>・ひとにやさしい駐車場利用証制度指定駐車施設協定締結区画数（区画）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>891</td><td>915</td><td>940</td><td>965</td><td>990</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	190	210	240	270	300	H26	H27	H28	H29	H30	50	50	50	50	50	H26	H27	H28	H29	H30	891	915	940	965	990	<p style="text-align: center;">【相談・支援のワンストップサービス等の促進】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">市町村における総合相談体制整備の取組への支援</div> <p style="text-align: center;">【福祉を担う多様な人材の確保・育成・定着】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">地域福祉活動コーディネーターの研修実施・活動支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">無料職業紹介等による福祉人材の確保・定着</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">修学資金貸付金による介護福祉士等の確保・育成・定着</div> <p style="text-align: center;">【ひとにやさしいまちづくりの推進】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">ひとにやさしい駐車場利用証制度の普及促進</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 15%;">電子マップの改定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 60%;">電子マップの利用推進</div> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30																															
190	210	240	270	300																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
50	50	50	50	50																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
891	915	940	965	990																															
<p>② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築</p> <p>目標 ・長寿社会健康と福祉のまつり参加者数（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4,427</td><td>4,500</td><td>4,500</td><td>4,500</td><td>4,500</td></tr> </table> <p>・住民運営の介護予防の通いの場を設置している市町村数（市町村）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25</td><td>27</td><td>29</td><td>31</td><td>33</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4,427	4,500	4,500	4,500	4,500	H26	H27	H28	H29	H30	25	27	29	31	33	<p style="text-align: center;">【生きがいづくりと社会参加の推進】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">長寿社会健康と福祉のまつりの参加促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">老人クラブへの活動支援、加入促進活動支援</div> <p style="text-align: center;">【介護予防の推進】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">介護予防従事者研修の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">介護予防支援委員会による支援</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 30%;">住民主体の介護予防の取り組み支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 60%;">シルバーリハビリ体操の指導者養成</div> </div>														
H26	H27	H28	H29	H30																															
4,427	4,500	4,500	4,500	4,500																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
25	27	29	31	33																															

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療連携拠点設置圏域数（圏域）〔累計〕〔再掲〕 	【地域包括ケアシステムの構築】														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	6	9	9	9	在宅医療連携拠点を設置する市町村への支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
3	6	9	9	9											
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター配置市町村数（市町村）〔累計〕 	生活支援コーディネーター養成研修・連絡会議の実施														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	8	14	25	33	認知症地域支援推進員養成研修・連絡会議の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
—	8	14	25	33											
<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員配置市町村数（市町村）〔累計〕 	認知症サポーター養成講座の開催														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>24</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	12	16	24	33	認知症疾患医療センター、リハビリテーション支援センターによる専門医療相談等				
H26	H27	H28	H29	H30											
—	12	16	24	33											
<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成数（人）〔累計〕 	【介護サービスの充実】														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>97,944</td> <td>108,000</td> <td>119,000</td> <td>130,000</td> <td>141,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	97,944	108,000	119,000	130,000	141,000	介護老人福祉施設整備等への助成				
H26	H27	H28	H29	H30											
97,944	108,000	119,000	130,000	141,000											
<ul style="list-style-type: none"> ◎施設・居住系サービスの定員数（人） 	地域密着型サービス拠点整備に対する助成														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,082</td> <td>16,594</td> <td>17,033</td> <td>17,802</td> <td>18,375</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	16,082	16,594	17,033	17,802	18,375	主任介護支援専門員等研修、認知症介護実践等研修の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
16,082	16,594	17,033	17,802	18,375											
<ul style="list-style-type: none"> 主任介護支援専門員研修修了者数（人）〔累計〕 	介護人材の確保・定着の促進（特別養護老人ホームでの処遇改善実施など）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>815</td> <td>870</td> <td>920</td> <td>970</td> <td>1,020</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	815	870	920	970	1,020	【被災地域における介護サービス提供体制の復旧・復興支援】				
H26	H27	H28	H29	H30											
815	870	920	970	1,020											
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームにおける処遇改善実施率（％） 	介護保険事業（支援）計画に基づく介護保険施設、介護サービス事業所等の整備促進														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.0</td> <td>84.0</td> <td>87.0</td> <td>90.0</td> <td>93.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	81.0	84.0	87.0	90.0	93.0					
H26	H27	H28	H29	H30											
81.0	84.0	87.0	90.0	93.0											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築</p> <p>目標</p> <p>◎居宅介護等サービス及び生活介護サービス月間利用者数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,480</td> <td>4,813</td> <td>4,970</td> <td>5,142</td> <td>5,142</td> </tr> </tbody> </table> <p>・就労支援サービス月間利用者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,456</td> <td>4,516</td> <td>5,122</td> <td>5,439</td> <td>5,439</td> </tr> </tbody> </table> <p>・相談支援従事者初任者研修修了者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,330</td> <td>2,430</td> <td>2,530</td> <td>2,630</td> <td>2,730</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4,480	4,813	4,970	5,142	5,142	H26	H27	H28	H29	H30	4,456	4,516	5,122	5,439	5,439	H26	H27	H28	H29	H30	2,330	2,430	2,530	2,630	2,730	<p>【障がい者に対する理解の促進や不利益取扱いの解消に向けた取組の推進】</p> <p>「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる 岩手県づくり条例」の普及啓発</p> <p>相談窓口の設置</p> <p>「障害者差別解消法」施行準備</p> <p>「障害者差別解消法」の普及啓発</p> <p>【障がい者の住まいの場の確保と障がい福祉サービスの充実】</p> <p>グループホームの整備支援</p> <p>訪問系サービス、日中活動系サービス等の基盤整備</p> <p>【障がい者の就労支援】</p> <p>就労継続支援事業所、地域活動支援センターの整備促進</p> <p>被災地域の障がい者就労支援事業所の販路確保等の支援</p> <p>【障がい者の地域移行の促進】</p> <p>地域自立支援協議会の機能強化</p> <p>相談支援従事者研修の開催</p> <p>【被災地域における障がい福祉サービス提供体制の復興支援】</p> <p>被災地障がい福祉サービス事業所 生産活動の支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																																					
4,480	4,813	4,970	5,142	5,142																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
4,456	4,516	5,122	5,439	5,439																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
2,330	2,430	2,530	2,630	2,730																																					
<p>④ 安全・安心のセーフティネットづくり</p> <p>目標</p> <p>◎生活困窮者自立支援制度における自立支援対象者のうち就労者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>156</td> <td>156</td> <td>156</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> <p>・福祉避難所協定締結市町村数（市町村）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>27</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>・いわて“おげんき”みまもりシステム利用者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>985</td> <td>1,085</td> <td>1,185</td> <td>1,285</td> <td>1,385</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人後見実施団体数（団体）[累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	156	156	156	156	H26	H27	H28	H29	H30	24	27	30	33	33	H26	H27	H28	H29	H30	985	1,085	1,185	1,285	1,385	H26	H27	H28	H29	H30	7	7	8	8	9	<p>【低所得者に対する生活支援の充実】</p> <p>「生活困窮者自立支援法」施行準備</p> <p>生活困窮者自立支援制度の普及啓発</p> <p>【災害時における避難行動要支援者等の支援】</p> <p>市町村の避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の設置の促進</p> <p>【見守り体制の充実・強化】</p> <p>市町村、市町村社会福祉協議会との連携による見守り体制の充実</p> <p>“おげんき”みまもりシステムの普及促進</p> <p>生活支援相談員による被災者の見守り強化</p> <p>【高齢者等の権利擁護制度の利用促進】</p> <p>成年後見制度の普及、法人後見団体の育成支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
—	156	156	156	156																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
24	27	30	33	33																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
985	1,085	1,185	1,285	1,385																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
7	7	8	8	9																																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
⑤ 自殺対策の推進 目標 ◎自殺対策推進協議会等の開催数（回）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10	10	10	10	10	自殺対策推進協議会等の開催				
H26	H27	H28	H29	H30											
10	10	10	10	10											
⑥ こころのケア活動の推進 目標 ◎こころのケアケース検討数（ケース）[累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,738</td> <td>2,102</td> <td>2,466</td> <td>2,830</td> <td>3,194</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,738	2,102	2,466	2,830	3,194	こころのケアセンターの設置運営				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,738	2,102	2,466	2,830	3,194											
	震災こころの相談室の設置運営														

関連する計画

- ・岩手県地域福祉支援計画（計画期間 平成26年度～平成30年度）
- ・いわていきいきプラン2017（計画期間 平成27年度～平成29年度）
- ・岩手県障がい者プラン（計画期間 平成23年度～平成29年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 平成27年度～平成30年度）

※ ゲートキーパー
 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。



IV 安全・安心

～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～

政策項目No.17 地域防災力の強化

政策項目No.18 安全・安心なまちづくりの推進

政策項目No.19 食の安全・安心の確保

政策項目No.20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

政策項目No.21 多様な市民活動の促進

政策項目No.22 青少年の健全育成と若者の活躍支援

政策項目No.23 男女共同参画の推進と女性の活躍支援





これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成27年11月に実施した「7つの政策」の「安全・安心」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 地域防災力の強化については、東日本大震災津波や近年の各種災害における経験等を踏まえ、「自助」、「共助」、「公助」、それぞれに対応した取組が、県、市町村、地域住民等の連携・協力により着実に進められていますが、東日本大震災津波からの時間の経過とともに、県民の防災意識が低下傾向であることから、これを高めていく必要があります。
- 安全・安心なまちづくりの推進については、地域における防犯活動の促進のほか、消費生活相談体制や治安基盤の強化などの取組が進められており、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、無施錠被害率が全国に比べ高いことや特殊詐欺被害が増加傾向にあることから、県民の防犯意識の更なる向上を図る必要があります。
また、交通事故件数は減少傾向にあるものの、全国に比べて致死率や死者数における高齢者の占める割合が高いことなどから、交通安全対策を強化する必要があります。
- 食の安全・安心の確保については、飲食店や製造業者などの重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入割合が着実に向上しましたが、国が新たに「HACCP導入型基準」を示したことを踏まえ、当該基準による衛生管理への移行を見据えた取組が必要となります。
- 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化については、「元気なコミュニティ特選団体」の選定や地域活動の担い手を育成するとともに、移住相談会等への参加やホームページ等による情報発信を通じて、岩手ファンの拡大と移住者の獲得に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化に対応するため、移住・定住の取組の更なる強化を図るとともに、地域コミュニティ活性化に向けた取組を進めていく必要があります。
- 多様な市民活動の促進については、NPO法人数が着実に増加し、復興支援活動をはじめとした様々な地域課題に取り組んでいますが、運営基盤が弱い団体が多く見受けられます。今後も、国の交付金やいわて「社会貢献・復興活動支援基金」を活用した活動費助成やNPO等の基礎的能力を強化する取組など多様な主体の連携・協働の取組を担うNPOへの支援を着実に進める必要があります。
- 青少年の健全育成については、「いわて青少年育成プラン」に基づき、いわて希望塾の開催や青少年育成団体に対する活動支援、情報メディア対応関係事業の実施等により、「人づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」に向けた取組が進んでいます。今後は、これらの健全育成の取組に加え、地域や社会における若者の主体的な活動を一層促進する必要があります。
- 男女共同参画の推進については、男女共同参画をリード・サポートする人材の育成、男女の比率に配慮した審議会等の委員の選任をはじめとした政策・方針決定過程への女性の参画拡大、「いわて女性の活躍促進連携会議」による企業・事業主への意識啓発、仕事と家庭の両立に関する意識啓発や制度の普及、配偶者等からの暴力防止対策等に継続して取り組みましたが、固定的性別役割分担意識や男女の地位の不平等感が根強く残っており、更なる取組が必要です。



今後の方向性

「安全・安心」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現を目指していきます。

- 地域防災力の強化については、県広報誌や県政番組の活用、住民に対する防災教育等を通じて、県民への正しい防災知識の普及・徹底と防災意識の高揚を図り、防災文化を醸成し継承していくほか、災害時の避難や応急対応力の強化を図るなど、県民が自らの身を自らが守る意識を醸成するとともに、地域の安全を地域が守る体制の整備及び実効的な防災体制の整備について、県、市町村、地域住民、地域コミュニティ、事業者等が連携・協力して取り組んでいくことにより、地域防災力の強化に努めます。
- 安全・安心なまちづくりの推進については、犯罪が起こりにくい環境を整備するため、県民、事業者、行政の連携による犯罪防止の取組や防犯意識を高揚し、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全対策を推進するとともに、警察施設の整備など治安基盤を強化します。また、消費者被害に遭わないための相談体制の充実や多様な主体との連携による消費者教育を推進します。
- 食の安全・安心の確保については、岩手版HACCPの定着化や導入促進、「HACCP導入型基準」による衛生管理の普及啓発に取り組むとともに、食の信頼性の確保の視点から、食品事業者に対する継続的な監視・指導、県民に対する食品の安全性に関する情報の提供等に取り組みます。また、県民運動の一層の促進等により、地域の特性に応じた食育の推進に取り組みます。
- 急激な人口減少が進む中で、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた対策等が急務となっており、市町村、NPOや関係団体等と連携しながら、地域活動を担う人材の育成や定住交流に関する取組を推進します。
- 多様な市民活動の促進については、地域課題の解決のための「多様な主体の連携・協働の取組」を支援する仕組みづくりにより、多様な主体による復興支援活動等の地域課題への取組を推進します。
また、「多様な主体の連携・協働の取組」を担うNPO等が持続的に活動できるよう、中間支援NPOや民間企業等との協働により組織運営力向上に向けた支援を行います。
- 青少年の健全育成については、いわて希望塾の開催や青少年育成団体に対する活動支援、情報メディア関連事業の実施等により、時代を担う青少年が地域で健全に育成される環境づくりを推進するとともに、若者の主体的な活動を活性化させ、若者の活躍支援を進めます。
- 男女共同参画の推進については、固定的性別役割分担意識など従来から根強く残っている課題のほか、女性の活躍推進といった新たな課題の解決を図るため、県や市町村の取組はもとより、各種団体、NPO、事業者、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に意識改革や環境整備等の取組を実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けた取組を進めます。

地域防災力の強化

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが「災害から身を守る力」を備えるとともに、自主防災組織が県内にくまなく組織されるなど、「自助」、「共助」により地域の安全は地域住民が守る体制が整っています。

また、総合防災訓練の実施などにより、県、市町村、防災関係機関及び地域住民等の連携が深まり、「公助」も含めた地域防災力が強化されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎自主防災組織の組織率	83.8%	85.0%	86.2%	87.4%	88.6%
【目標値の考え方】 県内の自主防災組織は、全国平均を超えるペースで結成が進み、現在の組織率は全国平均を上回っていることから、今後も直近（H25:82.6%→H26:83.8%）の伸び率（1.2%）による組織化を促進し、全国平均を上回る水準を維持することを目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波の経験により高まった県民の防災意識が、時間の経過とともに低下傾向にあることから、より一層の防災意識高揚を図る必要があります。
- 自主防災組織については、組織数は増加傾向にあり、組織率も全国平均を上回っているものの、地域間で組織率及び活動内容にばらつきが見られます。今後は、組織率の低い県北・沿岸地域の市町村への働きかけを強化し、組織率の向上を図るとともに、引き続き地域防災サポーターの派遣等による組織の活性化を支援する必要があります。
- 消防団については、近年団員の減少傾向が続いていますが、地域防災力の中核としてその重要性が再認識され、災害発生時の活動はもとより、自主防災組織の指導やリーダー育成などの役割も期待されているところであり、引き続き、団員の確保や教育訓練、活動時における安全確保などにより、その充実強化を促進する必要があります。
- 平成26年9月に戦後最大の死者を出した御嶽山の災害が発生し、その後も全国的に火山活動が活発化していることから、活火山を有する本県においても、平成27年7月に改正された「活動火山対策特別措置法」を踏まえ、火山防災対策の強化を図る必要があります。
- 防災体制については、東日本大震災津波など近年の各種災害を踏まえ、「地域防災計画」などの防災に関する各種計画、マニュアル、協定等の見直しにより改善を図ってきたところであり、今後は、県、市町村、関係機関等が連携した訓練の実施などにより実効性を確保するとともに、環境の変化を踏まえた不断の見直しを行います。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、県民が自らの身を自ら守る意識の醸成、地域の安全を地域が守る体制の整備及び実効的な防災体制の整備について、県、市町村、地域住民、地域コミュニティ、事業者等が連携・協力して取り組みます。

主な取組内容

- ① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成（自助）☆ ◆ **安心**
 - ・ 県広報誌や県政番組の活用、小・中学校における防災教育の推進、住民に対する防災教育等を通じて、県民への正しい防災知識の普及・徹底と防災意識の高揚を図り、防災文化を醸成し、継承していきます。
 - ・ 県総合防災訓練での住民参加型訓練の実施など、災害時の避難や初期消火などの応急対応力の強化を図ります。
- ② 地域の安全を地域が守る体制の整備（共助）☆ ◆ **安心**
 - ・ 市町村への働きかけにより自主防災組織の組織率を高めるとともに、地域防災サポーターを派遣し、地区防災計画策定の支援や実践的な訓練の支援を行うことなどにより、自主防災組織の活性化を促進します。
 - ・ 消防団員の確保対策、教育訓練、安全確保対策等を支援することにより、消防団の充実強化を促進します。
- ③ 実効的な防災体制の整備（公助）☆ **安心**
 - ・ 県地域防災計画の見直し、市町村が行う地域防災計画の見直しや訓練への支援等により、県や市町村の災害対応力の向上を図ります。
 - ・ 災害発生時に迅速・的確に対応できるよう、実践的な訓練や各種研修を実施し、行政職員の災害対応能力の向上を図ります。
 - ・ 災害情報システムの整備等により情報収集・分析能力や情報発信能力などを高め、災害対策本部の機能強化を図るとともに、大規模災害時の迅速・的確な被災地支援のため、広域防災拠点への備蓄物資の配備等を進めます。
 - ・ 改正された「活動火山対策特別措置法」を踏まえ、避難体制の整備など、火山防災対策の強化を図ります。
 - ・ 優れた機動力を持つ防災ヘリコプターを、より効果的に運用できるよう、航空消防防災体制の充実を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県は、県全体の広域的な視点により、防災体制の整備を図るとともに、市町村や地域住民等の取組を支援していきます。市町村は、基礎的な自治体として、消防力や防災体制の整備、避難環境の整備、自主防災組織の育成強化、消防団の充実強化などの取組を進めます。

また、県民、家庭、地域コミュニティ・事業者等は、自ら高い防災意識を持ち、実践的な防災訓練や自主防災組織等へ参加することなどにより、主体的に「災害から身を守る力」を身に付けます。

県以外 の主体	（市町村、消防機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の防災体制の整備 ・ 避難環境の整備 ・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚 ・ 東日本大震災津波の教訓の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の育成強化 ・ 消防団の充実強化 ・ 防災関係機関との連携強化 ・ 広域的な防災体制の構築に向けた参画・協力
	（県民、家庭）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の習得や食糧備蓄など ・ 日頃からの避難方法の確認 ・ 地域の防災訓練への参加 ・ 住民相互の身近な防災活動（自主防災組織等）への参加 ・ 消防団活動への協力、参加 	（地域コミュニティ、事業者等）
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの防災体制の整備（事業継続計画の策定を含む） ・ 自主防災組織の結成 ・ 避難訓練等の実施 ・ 消防団協力事業所への登録 ・ 広域的な防災体制の構築に向けた参画・協力

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の防災体制の整備 ・ 住民に対する防災意識の啓発・高揚 ・ 東日本大震災津波の教訓の継承 ・ 広域的な防災体制の整備の推進 ・ 航空消防防災体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や地域住民等が行う、地域防災力向上への取組に対する支援 ・ 市町村による避難環境の整備の促進 ・ 自主防災組織による避難訓練等の活動の促進
---	--	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成</p> <p>目標</p> <p>◎防災教育（【そなえる】）の授業実践に取り組んだ児童生徒の割合（％）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	70	80	90	100	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">災害に対する正しい知識の普及啓発（県広報誌、県政番組の活用）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">防災意識（家具転倒防止、耐震化、住宅用火災警報器の設置、日頃からの非常食の備えなど）の高揚</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">防災教育教材活用研修会（県教委との共催）の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総合防災訓練における住民参加型訓練の実施支援</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
-	70	80	90	100											
<p>② 地域の安全を地域が守る体制の整備</p> <p>目標</p> <p>◎自主防災組織の組織率 50％以上の市町村数（市町村）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>26</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>33</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	26	27	29	31	33	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自主防災組織リーダー講習会の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">岩手県自主防災組織連絡会議の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; margin-left: 100px;">地域別研修会等の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「岩手県地域防災サポーター」派遣</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地区防災計画の周知及び策定支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">消防団の充実強化（団員確保、教育訓練、安全確保対策）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自主防災組織の実践的な訓練の促進（避難訓練等）</div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
26	27	29	31	33											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H26	H27	H28	H29	H30
③ 実効的な防災体制の整備 目標 ◎火山避難計画の作成（市町村）	岩手県地域防災計画の修正・市町村地域防災計画の見直し支援				
	総合防災訓練の充実強化				
	県地方支部・市町村への研修・図上訓練の実施				
	防災関係機関が実施する訓練・研修への参加				
	火山ハザードマップの作成 火山避難計画の作成				
	広域防災拠点への備蓄物資の配備				
	消防救急無線のデジタル化 消防救急無線の適切な運用				
	システム整備 岩手県被災者台帳システムの適切な運用 （運用協議会の開催）				
	システム整備 新たな災害情報システムの適切な運用				
	航空消防防災体制の強化				

H26	H27	H28	H29	H30
—	1	1	5	6

安全・安心なまちづくりの推進

1 みんなで目指す姿

県や市町村、県民、事業者が一体となって防犯活動や交通安全活動などの安全・安心なまちづくりに取り組み、被災地域を含めた地域の安全が保たれ、県民が安心して生活を営んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①人口10万人当たりの刑法犯認知件数	395.0件	390.0件以下	385.0件以下	380.0件以下	375.0件以下
②年間交通事故死者数	64人	50人以下	50人以下	50人以下	50人以下
【目標値の考え方】					
① 全国トップレベルの水準を目指し、平成30年の計画目標値を375件以下とするもの。					
② 国の第9次交通安全基本計画に準じて策定した第9次岩手県交通安全計画の目標である、「交通事故死者数を50人以下」とするもの。					

現状

- 本県の刑法犯認知件数は、平成14年以降減少傾向が続き、平成26年は5,115件と戦後最少を記録しました。しかしながら、子ども・女性への声かけ、つきまとい等事案が421件（うち子どもに対するものが294件）と依然として高水準で推移しているほか、高齢者が被害者となる特殊詐欺などの事案が後を絶たないなどの課題があります。また、本県の盗難被害のうち、無施錠による被害の件数は、平成26年において、侵入窃盗422件のうち248件（58.8%）、乗物盗1,181件のうち853件（72.3%）と高い割合で推移しており、自らの安全を確保するための取組が求められています。
- 自主防犯団体数は、平成26年末で398団体となっていますが、このうち危険箇所点検や防犯診断等幅広い活動を行う団体数は72.4%となっており、地域の安全を確保するため、このような地域ぐるみの活動を促進していく必要があります。
また、東日本大震災津波の被災地においては、復興に伴う治安情勢等の変化を踏まえ、地域住民の自主的な防犯活動・交通安全活動を支援する必要があります。
- 犯罪の被害者が、身体への直接的な被害だけではなく、精神的なショックや身体の不調、医療費などの経済的負担や周囲の人々の無責任なうわさなどの二次的被害による様々な問題に苦しめられている現状にあり、また、このことについて、県民の理解が十分とは言えない状況です。
- 少年非行の背景として、少年自身の規範意識の低下、家庭、地域社会の教育機能の低下、さらには、少年が自分の居場所を見いだせず、孤立し、疎外感を抱いている状態等が指摘されています。
- 交通事故死者数は、平成26年に64人と昭和29年以降で最少となり、交通事故発生件数、負傷者数ともに減少していますが、平成26年の致死率が1.83%（全国0.57%）と依然として高いほか、全死者に占める高齢者の割合が高いなど、交通事故死者数の減少に向けた取組や高齢者の交通事故防止に重点的に取り組む必要があります。
- 平成26年度に県内の窓口寄せられた消費生活相談件数は10,500件（県2,912件、市町村7,588件）であり、平成21年度の12,539件に比較して16.3%の減となっていますが、高齢者の被害や高度通信社会の進展に伴う新たなトラブルが増加し、その内容は年々複雑化しています。
- 治安対策を推進するために、東日本大震災津波により被災した警察署庁舎等の早期復旧や、社会情

勢の変化への的確な対応と地域実態に即した警察力の強化等による治安基盤の強化が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県民、事業者、行政の連携による犯罪防止の取組や犯罪が起こりにくい環境づくり、高齢者の交通事故防止を重点とした交通安全対策の推進、消費者への有用な情報・教育機会の提供や消費生活相談体制の充実など、自助、共助、公助による取組を推進します。

主な取組内容

① 県民の防犯意識の高揚

- ・ 「安全安心まちづくり推進期間」の重点的な啓発活動、鍵かけの励行など被害防止のための取組について広報・啓発活動を展開するとともに、子ども・女性への声かけ、つきまとい等事案や高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺など、それぞれの事案の特性に応じた被害発生や被害防止に係る情報の提供等を通じて、県民自らが日常生活における安全を確保するための行動を促進します。

② 地域における防犯活動の促進 ☆ **安心**

- ・ 地域住民、自主防犯団体、事業者と行政が連携して、地域ぐるみで犯罪を防止する地域安全活動を促進するほか、自主防犯団体の優良活動事例の提供、防犯研修会や地域安全マップ作成等の活動へのアドバイザー派遣を通じて、地域における防犯活動の活性化を促進します。
- ・ 子ども・女性への声かけ、つきまとい等事案などの犯罪が起こりにくい環境づくりに向けて、防犯三指針^{*1}に基づく危険箇所の点検や改善を促進します。また、深夜に営業する店舗等や繁華街における防犯対策を促進します。
- ・ 被災地域におけるコミュニティ再生を促進し、犯罪や交通事故のない社会づくりに向けた住民の自主的な取組を支援します。

③ 犯罪被害者等に対する支援

- ・ 「岩手県犯罪被害者等支援指針」に基づき、相談対応や情報提供を充実するとともに、関係機関・団体等との連携を深め、犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて、県民の理解を醸成します。

④ 少年の非行防止と保護対策の推進

- ・ 少年の非行防止と保護対策として、関係機関・団体等と連携のもと、非行防止教室の開催、立ち直り支援活動等による「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。

⑤ 交通事故抑止対策の推進

- ・ 岩手県交通安全計画に基づき、関係機関・団体等と連携し、高齢者と子どもの交通事故防止対策等を重点的に推進します。

⑥ 消費者施策の推進

- ・ 様々な広報媒体の活用や出前講座等の実施により、情報の提供を進めるとともに、学校教育等、多様な主体との連携・協働により、消費者教育を推進します。
- ・ 消費生活相談員の資質向上や弁護士無料相談等の実施により、消費者トラブルへの相談対応を充実強化します。

⑦ 治安基盤の強化 ☆

- ・ 治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、地域の実態に即した体制の見直しと治安維持拠点である警察施設の整備を進めるとともに、警察装備等の整備、交番相談員の配置による交番機能の強化、事件・事故、災害等発生現場における早期情報収集機能の充実を図るなど、治安基盤を強化します。
- ・ 被災した警察施設等の復旧整備及び被災地の治安の確保に向けた体制を強化します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域における安全・安心の確保に当たっては、県民一人ひとりが自らの安全を守る取組や住民に最も身近な自治体である市町村の果たす役割が重要です。

このため、県民・事業者や地域団体は、地域におけるパトロールや子どもの見守り等の防犯活動などに取り組み、市町村は、住民に対する広報・啓発を行うとともに、地域における活動の支援などに取り組みます。

また、県においては、広域性・専門性の観点から、市町村と連携・協力し、県民運動の展開や指針の普及啓発、消費生活相談体制の充実などの施策を推進します。

県以外の主体	（県民・事業者） <ul style="list-style-type: none"> 鍵かけの励行、顧客・従業員の安全対策等、日常生活や事業活動における安全の確保の取組 地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動への参加と関係団体との連携 交通ルールの遵守と交通マナーの実践 消費者は自主的・合理的行動に努め、事業者は消費者の権利の尊重と自立の支援 	（地域団体） <ul style="list-style-type: none"> 地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動の実施 関係団体との連携による防犯、被害防止の取組 交通安全街頭活動の実施 消費者への啓発・教育、消費生活情報の収集・提供、消費者被害の防止や救済の活動
	（市町村） <ul style="list-style-type: none"> 地域住民、団体等への防犯・交通安全意識の普及啓発 地域における安全・安心まちづくり活動への支援 犯罪が起こりにくい環境整備等に向けた取組の促進 関係団体間の防犯、被害防止活動の連携・協力の支援・促進 犯罪被害者等に対する情報提供等の支援 消費生活相談窓口機能の強化など、地域の実情に即した施策の企画・実施 	
県	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心なまちづくりや交通安全の県民運動の展開 被害発生や被害防止に係る情報提供、優良活動事例の周知による防犯活動の促進 関係団体等と連携した「鍵かけの呼びかけ」の拡大 交通事故発生状況や交通安全に関する情報提供、広報啓発活動の推進 犯罪の検挙、交通の取締り 犯罪被害者等に対する支援と県民の理解促進 市町村等とのネットワーク機能を通じた、消費者が被害に遭わない地域づくりの推進 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 県民の防犯意識の高揚 目標 ◎特殊詐欺被害の阻止率 ^{※2} （%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>51.3</td><td>51.3</td><td>51.3</td><td>51.3</td><td>51.3</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 侵入窃盗及び乗物盗のうち無施錠による被害件数（件以下） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,101</td><td>1,050</td><td>1,000</td><td>950</td><td>900</td></tr> </table> 	H26	H27	H28	H29	H30	51.3	51.3	51.3	51.3	51.3	H26	H27	H28	H29	H30	1,101	1,050	1,000	950	900	被害発生等の情報提供等による被害防止の取組の促進				
H26	H27	H28	H29	H30																					
51.3	51.3	51.3	51.3	51.3																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
1,101	1,050	1,000	950	900																					
		安全安心まちづくり推進運動の実施や安全安心まちづくり活動方針に基づく県民の防犯意識の高揚																							
		鍵かけの励行などの犯罪被害防止の呼びかけ																							
② 地域における防犯活動の促進 目標 ◎自主防犯団体のうち危険箇所点検の実施等に取り組んでいる団体 ^{※3} の割合（%） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>72.4</td><td>72.4</td><td>72.4</td><td>72.4</td><td>72.4</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	72.4	72.4	72.4	72.4	72.4	地域住民、自主防犯団体、事業者との連携による地域安全活動の促進														
H26	H27	H28	H29	H30																					
72.4	72.4	72.4	72.4	72.4																					
		地域安全アドバイザーの派遣、優良活動事例の提供等による地域の防犯活動の促進																							
		防犯三指針に基づく危険箇所の点検・改善や深夜営業店舗等、繁華街の防犯対策の促進																							

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
③ 犯罪被害者等に対する支援 目標 ◎犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の実施回数（回） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>29</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>29</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	29	29	29	29	29	いのちの尊さ、大切さ教室等の実施による犯罪被害者等に対する県民理解の醸成				
H26	H27	H28	H29	H30											
29	29	29	29	29											
					犯罪被害者等支援総合案内窓口対応、市町村等の支援担当者研修会の開催										
④ 少年の非行防止と保護対策の推進 目標 ◎少年犯罪の件数（件以下） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>269</td> <td>265</td> <td>262</td> <td>258</td> <td>255</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	269	265	262	258	255	関係機関等と連携した非行少年等への立ち直り支援活動の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
269	265	262	258	255											
					非行防止教室指導要領・教材の作成、視聴覚教材の整備										
					少年及び保護者を対象とした非行防止教室開催による規範意識の向上										
					少年への声かけ運動等の実施による少年を見守る社会気運の醸成										
⑤ 交通事故抑止対策の推進 目標 ◎交通事故件数（件以下） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2,712</td> <td>2,550</td> <td>2,400</td> <td>2,260</td> <td>2,130</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,712	2,550	2,400	2,260	2,130	岩手県交通安全計画に基づく高齢者及び子どもの交通事故防止対策などの推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
2,712	2,550	2,400	2,260	2,130											
					正しい交通ルールを守る県民運動の実施										
⑥ 消費者施策の推進 目標 ◎消費生活相談解決割合（%） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>95.6</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	95.6	95.0	95.0	95.0	95.0	情報提供の充実と消費者教育の推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
95.6	95.0	95.0	95.0	95.0											
					消費生活相談員の資質向上や弁護士無料相談等による相談対応の充実										
⑦ 治安基盤の強化	地域の実態に即した体制の見直しと治安維持拠点である警察施設の整備														
	交番・駐在所等警察施設の整備														
	警察装備等の整備、早期情報収集機能の充実														
	交番相談員の配置														
	被災警察施設の災害復旧、被災地の治安確保体制強化														

関連する計画

- ・第9次岩手県交通安全計画（計画期間 平成23年度～平成27年度）
- ・岩手県消費者施策推進計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）

- ※1 防犯三指針
 犯罪防止のために配慮すべき事項や犯罪が起りにくい環境整備を促進するために策定した指針。①児童等の安全確保、②道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造、設備等、③住宅の構造、設備等の3つの分野に関する防犯の指針。
- 2 特殊詐欺被害の阻止率
 特殊詐欺の認知件数（既遂事件のみ）と被害阻止件数の和で被害阻止件数を除した割合。
- 3 危険箇所点検の実施等に取り組んでいる団体
 危険箇所点検の実施、防犯指導・診断、地域安全マップ作成のいずれかの活動に取り組んでいる団体。

食の安全・安心の確保

1 みんなで目指す姿

県民に信頼される食品が生産・供給され、食育の推進などを通じた安全で安心な食生活が営める社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCP ^{※1} の導入割合	50%	50%	50%	50%	50%
【目標値の考え方】 HACCP ^{※2} による衛生管理への将来的な移行を踏まえ、導入済の重点対象施設の割合を減少させることなく、これらの施設における岩手版HACCPの確実な定着化を図るもの。					

現状

- 食品関係事業者の自主衛生管理を推進するため、HACCPの考え方に基づく衛生管理（岩手版HACCP）の導入を促進してきましたが、その手法を十分に理解していない業者もいることから、今後一層の普及啓発が必要です。
- 国が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」において、従来型の基準に加え「HACCP導入型基準」が示されたことから、HACCPによる衛生管理への移行も視野に入れた取組が必要です。
- 平成26年度に実施した「希望王国いわてモニターアンケート」によると、「食品の購入に当たって不安を感じている人の割合」が64%と全体の3分の2を占めており、食品に関する信頼回復に向けた取組が必要です。
- 食品に対する信頼の向上と理解増進のため、計画的な監視・指導の実施や食品の安全性に関する情報の継続的かつ的確な提供が必要です。
- 市町村における食育推進計画は、平成26年度までに31市町村（93.9%）で策定され、家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組む体制づくりが進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県民の健康保護を基本認識として、岩手県食の安全安心推進計画によるHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及、食品に対する監視・指導の充実・強化等の各施策を食育の推進などと一体的に展開し、食の安全安心の確保に取り組めます。

主な取組内容

- ① 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進
 - ・ 飲食店、製造業者等に対する岩手版HACCPの定着化や導入に向けた指導を実施するとともに、食品事業者に対する「HACCP導入型基準」による衛生管理の普及に取り組めます。
 - ・ 県民に対し、食の安全安心に関する情報及び意見交換等の場を提供し、県民と食品関連事業者との相互理解の増進を図ります。
 - ・ 「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の製造・加工、調理、販売を行う施設の監視・指導及び輸入食品を含む県内流通食品に対する検査を実施します。

② 地域に根ざした食育の推進

- ・ 食育推進県民大会の開催などを通じて食育推進運動を展開します。
- ・ 市町村との連絡会議の開催等を通じた食育推進計画の策定の支援等により、地域の特性に応じた食育を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

食品関連事業者は、安全な食品の生産・供給や食品に関する正しい情報の提供等に取り組みます。県は、県民の意見等に耳を傾けながら、食品関連事業者への監視指導・助言など、食の安全安心に係る様々な取組の実施と関係機関の取組への支援を行います。

県以外の主体	(食品関連事業者)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令を遵守した、安全な食品等の提供 ・ 食の安全安心の確保のための取組の推進 ・ 食品の供給に関する情報の提供 ・ 県が実施する食の安全安心の確保に関する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村食育推進計画の策定、改正、実施 ・ 地域に根ざした食育推進、取組支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する施策の策定、実施及び取組への支援 ・ 市町村、生産者・事業者等及び県民その他関係機関との連携推進 ・ 食の安全安心の確保及び食育の推進に関する情報の収集及び提供 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進</p> <p>目標</p> <p>◎HACCP導入型基準に関する講習会の受講者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> </table> <p>・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの受講者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>476</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	1,000	1,000	1,000	1,000	H26	H27	H28	H29	H30	476	500	500	500	500	<p>岩手版HACCPの定着化・導入の促進</p> <p>「HACCP導入型基準」に関する講習会の開催 HACCPによる自主衛生管理の普及促進</p> <p>食品表示に関する店舗への指導</p> <p>食の安全安心に関するリスクコミュニケーションや出前講座等の実施</p> <p>自主回収報告制度による回収の促進及び県民への迅速な情報提供</p> <p>県ホームページやリーフレットなどを活用した食品の安全安心に関する情報の発信</p> <p>食品の製造・加工、調理、販売を行う施設への監視指導等の実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
-	1,000	1,000	1,000	1,000																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
476	500	500	500	500																	
<p>② 地域に根ざした食育の推進</p> <p>目標</p> <p>◎県内市町村における食育推進計画の策定割合（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>93.9</td><td>93.9</td><td>96.9</td><td>96.9</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	93.9	93.9	96.9	96.9	100	<p>食育推進県民大会の開催等による食育推進運動の展開 食育標語コンクールの実施による食育の推進 食育月間における食育普及啓発キャラバンの実施</p> <p>市町村との連絡会議の開催による市町村の食育推進計画の策定等の支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
93.9	93.9	96.9	96.9	100																	

関連する計画

- ・ 岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 平成23年度～平成27年度）
- ・ 岩手県食育推進計画（計画期間 平成23年度～平成27年度）

政策項目 No.19 食の安全・安心の確保

※1 岩手版HACCP

HACCP本来の手法の導入が難しい小規模施設等であっても、HACCPの考え方に基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、それぞれの業態に合った、温度管理を中心とする重要管理点（1～5項目）を県があらかじめ示し、定期的な温度等の確認と結果の記録を行うなどの衛生管理を実践することにより、HACCPの考え方の普及を図る本県の取組。なお、県では、平成12年度から「HACCPシステム導入促進事業」を実施し、「岩手版HACCP」の導入を促進している。

2 HACCP

「Hazard Analysis and Critical Control Point」の頭文字の略語で「危害分析重要管理点」ともいい、食中毒等の食品に起因する事故の発生を未然に防止するため、食品の製造における危害を分析し、重要な工程を連続的に管理することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法のひとつである。

多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化

1 みんなで目指す姿

移住者も含めた県民一人ひとりが地域の担い手として活躍し、地域の多様な主体が連携しながら、活発な地域コミュニティ活動が行われています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県外からの移住・定住者数	1,107人	1,150人	1,200人	1,250人	1,300人
【目標値の考え方】 県外からの移住者について、毎年、50人の増加を目指すもの。					

現状

- 人口減少・少子高齢化の進行や東日本大震災津波の影響等により、地域コミュニティの機能低下が危惧されており、地域コミュニティ活動の衰退や参加率の低下、担い手不足が大きな課題となっています。
- 本県人口の社会減は、平成20年度から6年連続で減少幅が縮小していましたが、平成26年度は拡大しており、県、市町村、関係団体等が連携した移住・定住促進の取組が必要です。
- 地域おこし協力隊や復興支援員をはじめ、県外からの移住者には、外部の視点から地域づくりの中心となって活動している方もいることから、移住者の受入態勢の整備が重要になっています。
- 平成28年に、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催を迎え、県民参加による選手団や来場者に対するおもてなし運動等の県民運動が展開されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るため、地域の課題に対応できるよう、県民、企業、NPO、市町村や県等の多様な主体が連携し、住民主体の自律的な取組の支援や地域コミュニティ活動をリード・サポートしていく人材を育成します。

特に、東日本大震災津波による被災地域については、復興段階に応じた地域コミュニティ活動を支援していきます。

また、県内外の人材交流を促進するため、市町村や関係団体等と連携した積極的な情報発信と受入態勢の構築に努めながら、本県の認知度の向上と岩手ファンの拡大を図ります。

さらに、移住・定住を促進するため、移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域の活性化を図ります。

主な取組内容

- ① 住民主体の自律的なコミュニティ活動の支援 ☆ ◆
 - ・ 地域住民が主体となった自律的なコミュニティ活動を支援するほか、地域間の連携や交流を促進し、コミュニティ活動全体の活性化を促します。また、被災地域においては、新たなまちづくりと連動したコミュニティ再生等の取組を支援します。
 - ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催を機に、スポーツの枠を越え、

文化芸術、産業等と連動した新機軸の取組やイベントを岩手全体で展開する「国体・大会プラス」の実施により、県民、県内団体・事業者等あらゆる主体の参画と協働を促し、地域の活性化を促します。

② 地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成 ☆ ◆

- ・ 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発を行うとともに、地域づくりの新たな担い手として、地域外の人材の活用も視野に入れ、地域コミュニティ活動をリードしていく人材を育成します。

③ 岩手ファンの拡大と交流人口の増加 ☆ ◆

- ・ 多様な広報媒体やイベントを活用した県内外への情報発信により岩手ファンの拡大を図るとともに、市町村と連携しながら、岩手に関心を持つ、来てみる、地元・地域に慣れる、住んでみる、定住するという移住プロセスに沿った支援や受入環境の整備などにより交流人口の拡大を図ります。
- ・ 「国体・大会プラス」の実施により、文化芸術、産業等と連動した広がりのあるおもてなしを実施し、岩手ファンの拡大と交流人口の拡大を図ります。
- ・ 復興道路の整備、三陸鉄道による山田線の運行再開に合わせて、各種イベントの実施、キャンペーンや情報発信などのプロモーション活動等を促進し、三陸地域における交流人口の拡大を図ります。

④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進 ☆ ◆

- ・ 移住・定住先となる市町村や地域の受入意識の醸成を図るとともに、移住・定住の取組を促進し、移住者のフォローアップを通じて、様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備します。
- ・ 特に、若者や女性の県内への移住推進を図るとともに、地域おこし協力隊や復興支援員等の制度を有効に活用し、任期終了後の地域への定着を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域コミュニティの活性化のためには、住民である県民一人ひとりが主体的に参画し、地域づくり団体や企業など多様な主体が役割分担しながら、協働して地域コミュニティ活動に取り組むことが必要です。

地域への定住や他地域との交流は、市町村が中心となって担います。県は、多様な主体の取組をコーディネートしながら、先導的な取組の普及啓発や人材育成などを中心に地域コミュニティ活動を支援します。

	(県民・地域づくり団体等)	(企業)	(市町村)	(産業支援機関)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活動への参画 ・ 被災地の地域コミュニティ再生に向けた取組 ・ 自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信 ・ 移住者の受入理解 ・ 移住者のサポート、交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画 ・ 地域コミュニティ活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する意識啓発 ・ 地域コミュニティの育成・活性化 ・ 被災地の地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・活動の支援 ・ 地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組 ・ 区域内の関係団体、機関等との連絡調整 ・ 市町村独自の情報発信 ・ 定住・交流の受入れ・支援体制の整備 ・ 移住者のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住者の経験、技術の活用 ・ 岩手県出身者の雇用拡大 ・ 移住者の受入れ・支援態勢の整備

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県を対象とした先導的な地域コミュニティ活動の普及啓発 ・ 市町村が行う地域コミュニティ活性化の取組への支援 ・ 地域の自律的な活動の支援や地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成 ・ 被災地の復興段階に応じたコミュニティ活動の支援 ・ 地域コミュニティ活動の事例収集及び紹介 ・ 広域の関係団体、機関等との連絡調整 ・ 県内外に向けての総合的な情報発信 ・ 移住・定住相談への対応、市町村受入態勢整備の支援 ・ 総合的な移住・定住施策の企画・調整 ・ 移住推進体制及び首都圏等での相談窓口の整備 ・ 産学官金の連携推進 ・ 市町村の取組支援
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>① 住民主体の自律的コミュニティ活動の支援</p> <p>目標</p> <p>◎元気なコミュニティ特選団体数[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>137</td><td>142</td><td>147</td><td>152</td><td>157</td></tr> </table> <p>・ 先進的な取組事例の紹介件数(件) [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>54</td><td>64</td><td>74</td><td>84</td><td>94</td></tr> </table> <p>・ コミュニティ助成制度等による活動支援件数(件)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>51</td><td>54</td><td>54</td><td>54</td><td>54</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	137	142	147	152	157	H26	H27	H28	H29	H30	54	64	74	84	94	H26	H27	H28	H29	H30	51	54	54	54	54	<div style="text-align: center;"> </div> <p>元気なコミュニティ特選団体の選定</p> <p>地域づくりフォーラムの開催・先進事例の紹介・地域づくり団体との意見交換</p> <p>各種コミュニティ助成制度等を活用した活動支援</p> <p>「集落の状況等に関する調査」の実施</p> <p>「集落の状況等に関する調査」の実施 集落再生・活性化モデル事業の実施</p> <p>住民主体の自律的な活動の支援</p> <p>国体・大会プラスの実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
137	142	147	152	157																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
54	64	74	84	94																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
51	54	54	54	54																											
<p>② 地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成</p> <p>目標</p> <p>◎地域づくり等に関するセミナー参加者数(人)</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>290</td><td>220</td><td>220</td><td>220</td><td>220</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	290	220	220	220	220	<div style="text-align: center;"> </div> <p>地域づくり関連セミナーの実施</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
290	220	220	220	220																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>③ 岩手ファンの拡大と交流人口の増加 目標 ◎移住フェア等県外イベント等への参加 件数（回）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・いわて暮らし体験ツアー開催回数（回）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	5	5	5	5	5	H26	H27	H28	H29	H30	—	4	4	4	4	<p>移住PR動画、パンフレットの作成、定住交流HPのリニューアル</p> <p>HP、情報誌等による本県の魅力に関する積極的な情報発信</p> <p>県主催による首都圏での移住相談会の開催</p> <p>ふるさと回帰フェア、JOIN移住フェア等での情報提供</p> <p>移住希望者に対するいわて暮らし体験ツアーの実施</p> <p>国体・大会 プラスの実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
5	5	5	5	5																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	4	4	4	4																	
<p>④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進 目標 ◎移住相談件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>360</td> <td>400</td> <td>440</td> <td>490</td> </tr> </tbody> </table> <p>・研修会等の参加人数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	360	400	440	490	H26	H27	H28	H29	H30	—	100	100	100	100	<p>移住・定住相談への対応、市町村の受入態勢整備の支援</p> <p>「いわて定住・交流促進連絡協議会」の組織体制の拡充</p> <p>いわて定住・交流促進連絡協議会等における情報共有・意見交換、研修会の実施</p> <p>市町村等と連携した移住・定住者のフォローアップの実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	360	400	440	490																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	100	100	100	100																	

多様な市民活動の促進

1 みんなで目指す姿

安心して、心豊かに暮らせる地域社会をつくるために、県民、NPO、企業などの多様な主体が幅広く参画・協働した、様々な市民活動が行われています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎NPO法人数（累計）	468 法人	481 法人	494 法人	507 法人	520 法人
【目標値の考え方】 震災後に増加したNPO法人の設立件数が減少傾向にあるため、減少数を最小限にとどめ、発災前の増加数を維持しようとするもの。					

現状

- 東日本大震災津波の被災地において、多くのNPO法人が設立され、県民、NPO、企業などの多様な主体の協働による復興支援、保健・福祉活動やまちづくりなどの取組が行われています。
- 東日本大震災津波の発災からの時間の経過とともに、NPO法人の設立数は減少に転じており、震災以降に高まった「多様な主体の連携・協働による地域づくりへの取組」を継続・発展させていく必要があります。
- 平成26年度のNPO法人の収支状況をみると、運営基盤が不安定なNPOが多く見受けられます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域課題の解決のための「多様な主体の連携・協働の取組」の拡大と定着に向け、県民等に対する情報提供の充実を図るとともに、「多様な主体の連携・協働の取組」を支援する仕組みを構築します。

また、市民活動を促進する人材の育成や運営基盤強化に向けた取組など、NPOの持続的な活動を支援します。

主な取組内容

- ① 「多様な主体の連携・協働の取組」の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくり ☆
 - ・ 復興活動をはじめとした市民活動についての情報収集、情報発信などにより、県民の市民活動への参画を促進します。
 - ・ 「多様な主体の連携・協働の取組」を支援する仕組みづくりにより、多様な主体による復興支援活動等の地域課題への取組を推進するとともに、各種団体間の連携を強化します。
- ② 「多様な主体の連携・協働の取組」を担うNPOへの支援機能の充実 ☆
 - ・ NPO等が持続的に活動できるよう、市民活動をリード・サポートする人材の育成や、安定した活動資金を確保するためのノウハウの取得等、中間支援NPOや民間企業等との連携により組織運営力向上に向けた支援を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県民一人ひとりが主体的に市民活動に参画するとともに、「多様な主体の連携・協働」の担い手の中心となるNPOは、多様な市民活動の推進や、他の主体との連携を踏まえた取組を行います。また、企業は、市民活動への参画や支援を行うとともに、従業員が参加しやすい環境整備を行います。

市町村は、市民活動への支援に加え、地域社会を構成する多様な主体と共に支え合いながら行う、地域の課題解決に向けた取組を行います。

県においては、市民活動を促進するための情報提供を行うとともに、NPOの自立的活動を支援します。

県以外の主体	(県民)	(NPO)
	(企業等)	(市町村)
県		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 「多様な主体の連携・協働の取組」の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくり 目標 ◎NPO情報誌による情報提供件数(団体) <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>814</td><td>837</td><td>860</td><td>883</td><td>906</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	814	837	860	883	906	NPO活動交流センター及び情報誌等による情報収集・提供、普及啓発 多様な主体による地域課題への取組に対する支援 官民協働によるNPOの資金調達を支援する仕組みの構築 官民協働によるNPOの資金調達の支援の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
814	837	860	883	906											
② 「多様な主体の連携・協働の取組」を担うNPOへの支援機能の充実 目標 ◎県民活動交流センター利用登録団体数(団体) [累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>409</td><td>430</td><td>450</td><td>470</td><td>490</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	409	430	450	470	490	NPO活動をリード・サポートする人材の育成支援 NPOの経営基盤強化の支援 官民協働によるNPOの資金調達を支援する仕組みの構築 官民協働によるNPOの資金調達の支援の実施 認定NPO法人制度の普及啓発・認定取得の支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
409	430	450	470	490											

青少年の健全育成と若者の活躍支援

1 みんなで目指す姿

積極的に地域づくりを担おうとする意欲に満ち、自らの夢や可能性を自分の力と社会との関わりの中で様々な形で実現していくことができる、心豊かで自立した青少年が育まれています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①いわて希望塾参加者数（累計）	792 人	910 人	1,030 人	1,150 人	1,270 人
②青少年活動交流センター利用者数 （累計）	16,966 人	33,200 人	49,400 人	65,600 人	81,800 人
③いわて若者交流ポータルサイト登録団体数（累計）	18 団体	30 団体	40 団体	50 団体	60 団体
【目標値の考え方】					
① 地域活動やボランティア活動などの研修と実践を通じて地域づくりを担う青少年を育成することを目的に、毎年度 120 人の参加を目指すもの。					
② 青少年が社会との関わりの中で、自主的に自立した活動ができるよう支援することを目的に、毎年度 16,200 人の利用を目指すもの。					
③ 活躍している若者団体の顕在化とともに活発な交流に結び付くよう支援することを目的に、毎年度 10 団体の登録を目指すもの。					

現状

- 青少年の健全育成に関する意識調査（平成 27 年度）において、保護者の約 62%が、家庭の教育力が低下していると感じており、また、町内会などの地域活動に参加したことがある青年は約 21%にとどまっていることから、家庭の教育力の向上や青少年の地域づくりへの参加促進が必要です。
- ニートの数は、国の推計によると依然として高水準にあり、社会的自立に困難を抱える青少年への支援が引き続き重要な課題となっています。
- 青少年のインターネット、スマートフォンの利用が増加し、コミュニティサイト等で知り合った相手から犯罪の被害に遭う青少年が依然として後を絶たないことから、インターネットの適切な利用等の情報モラル等の普及促進が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

「いわて青少年育成プラン」に基づき、青少年が社会との関わりの中で、自主的に自立した活動ができるよう支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、家庭や地域、学校、職場、行政等が連携した県民運動を推進します。

また、青少年の健全な育成を妨げる有害な環境の改善や非行防止対策を推進します。

さらに、若者の主体的な活動を活性化させ、若者の活躍を支援します。

主な取組内容

- ① **個性・主体性を尊重した「人づくり」**
 - ・ 青少年自らが夢や希望を持ってその実現に向けて取り組むことができるよう、個性・主体性を尊重した社会教育や社会参画を推進します。
 - ・ また、困難を抱える青少年（ニート等）の自立に向けて、関係機関相互の連携を促進します。
- ② **健全な青少年を育む「地域づくり」**
 - ・ 青少年が地域の良さを実感できるような各種事業を実施することにより、地域づくりへの参加の促進、意識啓発、及び世代間・地域間の交流を図り、青少年を地域全体で育む地域づくりを推進します。
- ③ **青少年を事件・事故から守る「環境づくり」**
 - ・ インターネット上の有害情報や有害な図書類から青少年を守るとともに、青少年の非行を防止するための取組を実施します。
- ④ **若者の活躍への支援 ☆ ◆**
 - ・ 既に活動している若者の情報発信などにより、活動意欲のある若者の活動参加を促進するとともに、若者関連情報の共有を図るための取組を実施します。
 - ・ 若者が地域の課題解決を目指して、自由な発想で考え、話し合い、次への活動につなげられるよう、若者の交流の場を創出します。
 - ・ 震災復興や地域づくり等に関し、若者団体自らが実施する地域課題の解決や地域の元気創出に資する事業を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

青少年の健全育成を推進するためには、地域全体が一体となって県民運動として取り組むことが求められ、家庭、事業者、青少年関係機関、市町村・県などがそれぞれの役割を認識し、連携しながら取り組むことが必要です。

このため、家庭では、親子の対話の機会を設けるなど親子のふれあいの充実に向けた取組を進め、事業者は、就労体験など青少年の職業意識の醸成や不健全図書類等の有害環境の排除に努め、青少年関係機関や市町村は、県と連携しながら、青少年の相談や居場所づくり、困難を抱える青少年の支援等に取り組めます。

また、県においては、地域づくりを担おうとする心豊かで意欲に満ちた青少年の育成や家庭・地域の教育力の向上に向けた意識啓発等を実施します。

さらに、若者たちが躍動する地域づくりを進めるため、県民、若者団体、企業、NPO等や市町村などが連携して取り組めます。

県以外 の主体	<p>(家庭・事業者・青少年関係機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子のふれあいの充実に向けた取組 ・ 家庭・地域の教育力向上に向けた取組 ・ 青少年の相談・居場所づくり、見守り、交流機会の創出 ・ 就労体験など青少年の職業意識醸成に向けた取組 ・ 青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境の浄化 <p>(若者団体・企業・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれが得意とする分野での若者による取組の実施や、取組を行おうとする若者へのサポート ・ 若者同士のつながりづくり 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体と連携した青少年健全育成の取組 ・ 困難を抱える青少年（ニート等）の支援 ・ 個性を伸ばし主体的に学ぶ力や心豊かでたくましい人間を育む取組 ・ 地域の若者活躍に関する情報把握と、団体や県との情報共有 ・ 団体や県と連携した若者活躍支援に関する取組
--------------------	---	---

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりを担う青少年の育成 ・ 家庭・地域の教育力向上に向けた意識啓発 ・ 困難を抱える青少年（ニート等）への支援 ・ 青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境の浄化 ・ 若者の交流の場の創出 ・ 若者団体自らが実施する事業への支援
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 個性・主体性を尊重した「人づくり」</p> <p>目標</p> <p>◎わたしの主張大会発表者数（地区大会含む）（人）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,059</td><td>1,260</td><td>1,460</td><td>1,660</td><td>1,860</td></tr> </table> <p>・ニート等の自立に関する相談件数（件）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>24,294</td><td>29,300</td><td>34,300</td><td>39,300</td><td>44,300</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,059	1,260	1,460	1,660	1,860	H26	H27	H28	H29	H30	24,294	29,300	34,300	39,300	44,300	<p>いわて希望塾の開催（地域づくりと活動）</p> <p>わたしの主張岩手県大会開催の支援</p> <p>支援機関・団体との連携によるニート等の自立支援の実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
1,059	1,260	1,460	1,660	1,860																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
24,294	29,300	34,300	39,300	44,300																	
<p>② 健全な青少年を育む「地域づくり」</p> <p>目標</p> <p>◎いわて・親子家庭フォーラム参加者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>5,356</td><td>6,860</td><td>8,360</td><td>9,860</td><td>11,360</td></tr> </table> <p>・いわて希望塾青年サポーター参加者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>108</td><td>130</td><td>150</td><td>170</td><td>190</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	5,356	6,860	8,360	9,860	11,360	H26	H27	H28	H29	H30	108	130	150	170	190	<p>青少年活動交流センターを拠点とした活動支援、交流事業等の実施</p> <p>（公社）岩手県青少年育成県民会議と連携した意識啓発</p> <p>いわて親子・家庭フォーラムの開催</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
5,356	6,860	8,360	9,860	11,360																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
108	130	150	170	190																	
<p>③ 青少年を事件・事故から守る「環境づくり」</p> <p>目標</p> <p>◎メディア対応能力養成講座参加者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>689</td><td>810</td><td>930</td><td>1,050</td><td>1,170</td></tr> </table> <p>・青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数（人）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,124</td><td>2,500</td><td>2,900</td><td>3,300</td><td>3,700</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	689	810	930	1,050	1,170	H26	H27	H28	H29	H30	2,124	2,500	2,900	3,300	3,700	<p>不健全図書の指定など環境浄化対策の推進</p> <p>メディア対応能力養成講座の開催</p> <p>メディア対応能力養成講座等の開催（メディア対応と被害状況の周知、指導者の養成）</p> <p>青少年を非行・被害から守る県民大会の開催</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
689	810	930	1,050	1,170																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
2,124	2,500	2,900	3,300	3,700																	
<p>④ 若者の活躍への支援</p> <p>目標</p> <p>◎いわて若者交流ポータルサイトアクセス数（件）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>17,109</td><td>30,000</td><td>60,000</td><td>90,000</td><td>120,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	17,109	30,000	60,000	90,000	120,000	<p>若者の交流の場の創出</p> <p>若者団体自らが実施する事業の支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
17,109	30,000	60,000	90,000	120,000																	

関連する計画

- ・ いわて青少年育成プラン（計画期間 平成27年度～平成31年度）

男女共同参画の推進と女性の活躍支援

1 みんなで目指す姿

男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な場において対等なパートナーシップのもとに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会が実現されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合	60.3%	63.5%	66.8%	70.1%	73.4%
②女性活躍のための経営者研修出席者数（累計）	50人	100人	150人	200人	250人
【目標値の考え方】 ① 政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、県の審議会等の男女構成がほぼ同数となるよう、「いわて男女共同参画プラン」において、平成32年度までに80%となることを目標としていることから、平成30年度までに73.4%を目指すもの。 ② 事業所等におけるワーク・ライフ・バランスや女性登用を推進することを目的に、毎年度50人の参加を目指すもの。					

現状

- 少子高齢化社会において人口減少が進む中、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して、個性と能力が発揮でき、男性も女性も全ての人にとって働きやすく暮らしやすい社会をつくる必要であるとともに、東日本大震災津波からの復興においては、オール岩手での取組が必要であり、特に、女性の活躍が求められています。
- 平成27年度に実施した県民意識調査（男女が共に支える社会に関する意識調査）によると、「社会全体として男性の方が優遇されている」と感じている割合が68.2%であるなど、男女の不平等感や固定的性別役割分担意識が根強く残っているほか、仕事と家庭・地域生活の両立に関する理想と現実には差があります。このため、幅広く男女に浸透する意識啓発や、家庭・地域・職場などでの実践を進めていく必要があります。
- 平成26年度の配偶者暴力相談支援センター12か所（県指定11か所、盛岡市指定1か所）における相談件数は1,504件で、配偶者からの暴力の問題が顕在化しており、若年層への予防教育や相談員の資質向上などの取組が必要です。
- 平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、従業員300人を超える企業においては、労働時間の状況や女性の管理職比率などの状況把握・課題分析を踏まえた女性が職業生活において活躍するための行動計画の策定が義務付けられています。300人以下の企業においても、行動計画を策定するなど女性の活躍に向けた取組への支援が必要です。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

男女共同参画社会の実現のため「いわて男女共同参画プラン」に基づき、県や市町村の取組

はもとより、各種団体、NPO、事業者、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に意識改革や環境整備等の取組を実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けて取り組みます。

主な取組内容

① 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進 ☆

- ・ 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進を図るため、復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、若者や女性をはじめとした多様な主体の参画による復興の推進、男女別統計情報の活用に取り組みます。
- ・ 防災における男女共同参画の推進を図るため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施、防災・災害の現場における女性の参画の拡大に取り組みます。

② 女性の活躍支援 ◆

- ・ 女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の職業能力開発や就業支援などを行うとともに、関係団体と緊密に連携し、情報共有や意見交換を行います。また、女性の活躍推進に取り組む企業への支援を行います。
- ・ 政策・方針決定過程への共同参画を図るため、県の審議会等における女性委員の登用を促進するほか、女性のキャリア形成などを支援します。
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた意識啓発を行います。
- ・ 男女均等な雇用環境の整備等を図り、農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進に取り組みます。

③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ◆

- ・ 地域において男女共同参画を推進する人材の養成や、活動支援を行います。
- ・ 地域における制度、慣行の見直しを推進するほか、表彰の実施等により男女共同参画の推進に向けた気運の醸成を図るとともに、性的指向や性同一性障害を理由とした困難な状況に対する理解を深めます。
- ・ 男性の家事・育児・介護への参画の促進、ひとり親家庭等への支援、高齢者や障がい者の社会参加の推進など、家庭における男女共同参画の推進に取り組みます。
- ・ 地域の課題解決に向けた活動が男女共同参画の視点で行われるよう、普及啓発や情報提供などを行います。

④ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援 ◆

- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発、相談・保護体制の充実、被害者の自立支援に取り組みます。
- ・ 情報発信の多様化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールを利用した暴力が一層多様化していることを踏まえ、女性に対する過度の暴力表現が取り扱われることのないよう、メディアにおける人権の尊重や県民のメディアリテラシー*の向上に取り組みます。
- ・ 生涯にわたる女性の健康支援に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

男女共同参画社会の実現のために、県民は、家庭における家事・育児・介護などに関する男女の協力や、男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革などに取り組みます。

事業者等においては、男女共同参画の必要性・重要性を認識し、女性の職業生活における活躍推進やワーク・ライフ・バランスの促進など、雇用の分野における男女共同参画に取り組むとともに、農林漁業経営においては、「家族経営協定」の締結促進などの取組を行います。

また、市町村においては、それらの取組を支援するため、地域の実情を踏まえた様々な施策を推進します。

なお、県においては、男女共同参画センターを拠点として男女共同参画に関する情報の収集・

提供、県民への学習機会の提供、相談事業などに取り組むとともに、配偶者暴力防止対策に取り組めます。

県以外の主体	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における男女平等の推進 男女の対等なパートナーシップに向けた意識改革 	<p>(事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するための就労環境整備 女性の採用・登用に関する積極的改善措置 再雇用制度導入の検討 「家族経営協定」の締結促進 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への意識啓発・広報 市町村の審議会等委員への積極的な女性登用 子育て支援サービスの整備 各種まちづくり事業における男女共同参画の視点に立った企画運営 配偶者からの暴力被害者への相談対応と防止に向けた意識啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> 全県を対象とした普及・啓発 全県的な人材の養成 市町村が行う取組への支援 審議会等政策・方針決定過程への女性の参画促進 女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を推進するための環境整備 女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に取り組む企業に対する支援 配偶者暴力防止対策の実施 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進</p> <p>目標</p> <p>◎女性委員が参画する市町村防災会議の割合（％）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>69.7</td> <td>75.0</td> <td>80.0</td> <td>85.0</td> <td>90.0</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	69.7	75.0	80.0	85.0	90.0															
H26	H27	H28	H29	H30																					
69.7	75.0	80.0	85.0	90.0																					
<p>② 女性の活躍支援</p> <p>目標</p> <p>◎ロールモデル提供事業参加者数（人）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>20</td> <td>65</td> <td>110</td> <td>155</td> <td>200</td> </tr> </table> <p>◎男性のためのワーク・ライフ・バランスセミナー出席者数（人）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	20	65	110	155	200	H26	H27	H28	H29	H30	0	50	100	150	200					
H26	H27	H28	H29	H30																					
20	65	110	155	200																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
0	50	100	150	200																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H26	H27	H28	H29	H30
③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 目標 ◎男性の男女共同参画サポーター認定者数（人）[累計]	サポーター養成講座の実施				
	男女共同参画センターを拠点とした啓発事業・学習機会の提供				
	功労者表彰・チャレンジ表彰の実施による気運の醸成				
④ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援 目標 ◎DV相談員研修会参加者数（人）	相談担当職員研修実施など相談体制の充実				
	学校等への出前講座や一般県民向けのセミナーの開催				
	DV被害者の緊急避難場所の確保・提供、自立支援の推進				

関連する計画

- ・いわて男女共同参画プラン（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・いわて配偶者暴力防止対策推進計画（計画期間 平成23年度～平成27年度）

※ メディアリテラシー
メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力。



V 教育・文化

～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

政策項目No.24 児童生徒の学力向上

政策項目No.25 豊かな心を育む教育の推進

政策項目No.26 健やかな体を育む教育の推進

政策項目No.27 特別支援教育の充実

政策項目No.28 家庭・地域との協働による学校経営の推進

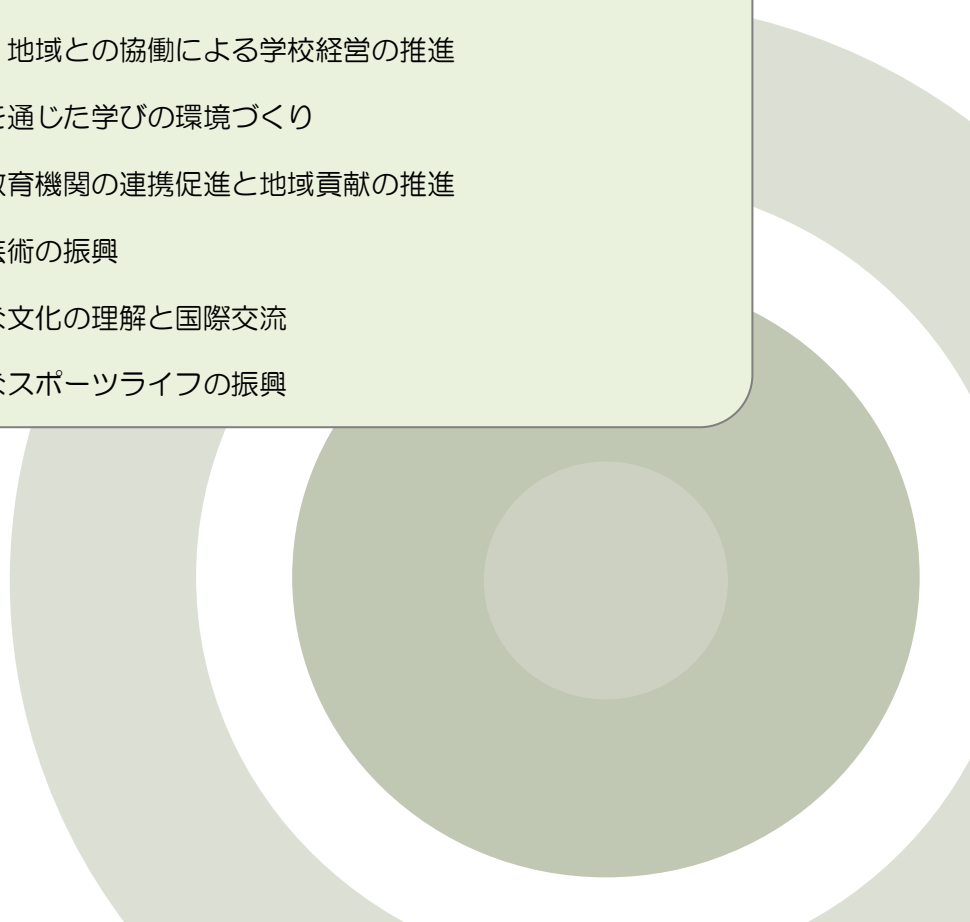
政策項目No.29 生涯を通じた学びの環境づくり

政策項目No.30 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進

政策項目No.31 文化芸術の振興

政策項目No.32 多様な文化の理解と国際交流

政策項目No.33 豊かなスポーツライフの振興





これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成27年11月に実施した「7つの政策」の「教育・文化」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 児童生徒の学力向上については、「わかりやすい授業の工夫・改善」が全ての校種で取り込まれ、授業改善や家庭学習の充実が図られましたが、依然として基礎・基本の学習内容の定着に課題を抱えています。
- 豊かな心を育む教育の推進については、児童生徒の道徳観を育むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、全ての子どもたちへの心のサポートを進めていますが、臨床心理士等の専門職の人材不足が課題です。
- 健やかな体を育む教育の推進については、震災による運動活動場所の制限の長期化、運動習慣を身に付けている児童生徒とそうでない児童生徒の二極化が課題であり、運動に親しむ環境づくりや食習慣等基本的な生活習慣の確立に向けた取組が必要です。
- 特別支援教育の充実については、特別支援学校高等部の就職希望者の就職率が高い水準となりましたが、小・中学校における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成やインクルーシブ教育を一層推進することが必要です。
- 家庭・地域との協働による学校経営の推進については、学校評価の取組が目標達成型の学校経営に反映されており、今後も実効的な取組を継続する必要があります。また、「いわての復興教育」の取組は定着しつつありますが、今後は、様々な自然災害に備える取組をより一層推進していくことが重要です。
- 生涯を通じた学びの環境づくりについては、生涯学習情報の収集及び提供、研修機会の充実等により、県民の学びの環境づくりが進められたことから、今後は、より県民のニーズに沿った生涯学習情報の提供を進めていく必要があります。
- 高等教育の連携促進と機能の充実については、教育研究を通じた地域社会貢献の取組が進められています。今後は、ふるさと振興を進めるため、若者のより一層の地元定着につなげる必要があります。また、岩手県立大学では、卒業生全体の就職割合は高い水準を維持していますが、県内への就職を促す取組を強化する必要があります。
- 文化芸術の振興については、各広域振興圏への「岩手県文化芸術コーディネーター」の配置、世界遺産の登録の推進及び理念・価値の普及、被災地における伝統芸能の伝承及び文化財の復旧等に取り組んでおり、今後もこれらについて継続的・発展的な取組が必要です。
- 多様な文化の理解と交流については、外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民である外国人県民等の生活支援や海外とのネットワークの形成が順調に進んでいます。今後は、多文化共生の意識の普及啓発や海外と県との交流の支援に更に取り組む必要があります。
- 豊かなスポーツライフの振興については、総合型地域スポーツクラブの会員数が順調に増加しています。また、第71回国民体育大会に向けて各競技団体の一貫指導体制の充実や指導者の養成により競技力向上に努めるとともに、国際大会で活躍するトップアスリートを育成するため、スポーツ医・科学サポートを更に充実する必要があります。

今後の方向性

「教育・文化」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現を目指していきます。

- 児童生徒の学力向上については、学校・家庭の連携による学力向上をより一層推進するとともに、県・市町村等の関係機関が一体となって、学校の学力向上の取組を支援します。
- 豊かな心を育む教育の推進については、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、学校における教育相談体制の充実に向けた取組を進めます。また、心とからだの健康観察等を活用し、いじめや学校不適應の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
- 健やかな体を育む教育の推進については、児童生徒が運動に親しむ環境づくりや食習慣等基本的な生活習慣の確立を目指し、学校と家庭・地域の連携強化や被災地の学校における運動環境の改善に取り組みます。
- 特別支援教育の充実については、関係機関と調整しながら、研修会やパンフレットを通して「個別の教育支援計画」への理解の浸透を図り、作成を着実に進めるとともに、インクルーシブ教育の推進を目的とした特別支援学校と地域の学校との交流の拡大と相互理解の促進に取り組みます。
- 家庭・地域との協働による学校経営の推進については、学校評価の質の向上のため、各学校の組織的な取組を一層充実させます。また、「いわての復興教育」の定着を図るとともに、自然災害等に備え、学校・家庭・地域等とより一層連携した、実践的な防災教育の取組を進めます。
- 生涯を通じた学びの環境づくりについては、生涯学習情報提供システム等を活用し、より県民のニーズに沿った生涯学習情報の提供を進めるとともに、就学支援を必要とする全ての者を確実に支援します。また、個人が学んだ知識・技能や体験を地域社会に生かし貢献する人材の育成に取り組みます。
- 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進については、高等教育機関等との連携により、県内高校生の地元進学意識や県内学卒者の地元就職意識の醸成、産学官連携による新産業創出等を通じた雇用創出の取組などを進めます。また、岩手県立大学では、学生の地元就職意識を醸成する教育を進めるとともに、県内企業等の魅力の向上等に努め、卒業生の県内への就職を促進します。
- 文化芸術の振興については、文化芸術コーディネーター等を活用して文化芸術活動を充実させるとともに、担い手を支援する体制づくりなどを進めます。また、伝統芸能の伝承など文化芸術面における被災地の復興を引き続き支援するほか、世界遺産の登録の推進及び理念・価値の普及、新しいものを創造する地域文化の振興に取り組みます。
- 多様な文化の理解と交流については、県と県国際交流協会等と相互に連携しながら多文化共生に向けた取組を推進し、海外県人会、留学生や研修員のほか、高校生の派遣事業等を通じて、海外とのネットワークの形成・維持に取り組みます。
- 豊かなスポーツライフの振興については、総合型地域スポーツクラブと市町村が連携し、地域におけるスポーツの活性化を図るとともに、第71回国民体育大会に向けて選手強化及び競技力向上に取り組みます。また、ラグビーワールドカップ2019の釜石開催に向けた取組や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツイベントに関連した取組を進め、スポーツ振興を通じた交流人口の拡大に取り組みます。さらに、指導員の養成などを通じた障がい者スポーツの振興を図ります。

児童生徒の学力向上

1 みんなで目指す姿

各学校においてわかりやすい授業が行われることにより、児童生徒一人ひとりに基礎・基本が定着し、これを基盤として、思考力・判断力・表現力や主体的に学ぶ態度が育まれています。

さらには、目指す進路を実現できる知識や技能を習得し、自立した社会人になっていくために必要な総合力が身に付いています。

注) 基礎・基本が定着…知識・技能の習得とそれを活用する力、物事をしっかり考える力が身に付くこと

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①学習定着度状況調査（小学校5年生・中学校2年生）及び基礎力確認調査（高校2年生）において、「授業の内容が分かる」と答えた児童生徒の割合	69%	70%	71%	72%	73%
◎②学校の学びを基に授業時間以外の学習に自立的に取り組む児童生徒の割合（小学校5年生・中学校2年生・高校2年生）					
2時間以上	18%	18%	19%	20%	21%
1時間未満	39%	39%	38%	37%	36%
【目標値の考え方】 小・中学校、高等学校の各学校が、授業改善や授業と連動した家庭学習などに取り組むことにより、授業の内容が分かり、自立的な学習に取り組む児童生徒が増え、学力向上が図られることを目指すもの。 ① 平成26年度を基準値（69%）として、平成30年度までに全国上位レベル（73%）を目指すもの。 ② 平成26年度を基準値として、平成30年度までに毎年1%ずつの改善を目指すもの。 注) 資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査（対象：中学校3年生）」及び県教育委員会「学習定着度状況調査（対象：小学校5年生、中学校2年生）」「基礎力確認調査（対象：高等学校2年生）」					

現状

- 全国学力・学習状況調査等の諸調査によると、本県の児童生徒の授業の内容が分かる割合は、改善傾向が見られており、県や各市町村教育委員会、各学校の取組の効果が出てきたものと考えられます。
 一方で、授業の内容が分かる割合が低い教科において、学習内容の定着や理解促進のための家庭学習の取組状況に課題が見られることなどから、学力向上に向けて、よりわかりやすい授業への改善と児童生徒の自立した学びに向けた一層の取組が必要となっています。
- 社会全体のグローバル化が急速に進展する中、県内においても、「平泉の文化遺産」や釜石市「橋野鉄鉱山」を含む「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録による観光客の増加やI L C誘致活動の過程での外国人研究者による出前授業の実施等により、子どもたちの海外への興味関心が高まっています。
- 本県の中学校卒業生数は、昭和39年3月の40,369人をピークに平成27年3月には12,088人に減少し、平成27年度における県立高等学校1校当たりの平均学級数は4.05学級となっています。今後、多くの

学校が小規模校化し、多様な科目の開講や教科・科目に応じた教員配置等に支障を来す等、生徒の希望する進路実現を達成するための教育環境が十分に確保できなくなることが懸念されます。

- 私立学校においては、大学進学だけでなく、看護師、介護福祉士、調理師等をはじめとする資格取得や情報処理能力検定など、生徒の希望する進路に応じた学力が身に付けられるコース編制や学級編制の取組が進められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

各学校が、学校経営計画の重要課題の一つとして学力向上の具体的な目標を設定し、諸調査の結果分析等による組織的な授業改善や教員の授業力の向上、学校と家庭・地域が連携した家庭学習の充実などを進めることにより目標が達成されるよう、支援、指導の強化に取り組みます。

また、特色ある教育課程の編成などを通じ、変容する社会や経済のグローバル化に対応し、我が国や地域社会の未来を担っていくことができる人材の育成に取り組むとともに、児童生徒が主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するため、学校教育全体でキャリア教育^{※1}に取り組みます。

私立学校においては、生徒一人ひとりが目指す進路を実現できる学力向上を図るため、それぞれ特色ある教育活動に取り組みます。

主な取組内容

- ① 国語・数学（算数）・英語を核とした学校組織全体の取組による児童生徒の学力向上
 - ・ 国語・数学（算数）・英語を核として各教科の授業改善を進めるとともに、教科横断的に学校組織全体として授業改善に取り組み、児童生徒の学力向上を図ります。
 - ・ 高い志をもつ高校生の進学等の支援を進め、次代の本県を担うリーダーや県政課題解決のために求められる高度な知識を持つ人材の育成を図ります。
- ② 授業改善の推進と家庭学習の充実 ◆
 - ・ 「授業力向上研修」を充実させ、教員の授業力向上を通して児童生徒の学力向上を図ります。
 - ・ 学習状況調査及び結果分析を活用し、学校組織全体による授業改善を推進します。
 - ・ 優れた授業実践を参観、協議することにより、学習指導の改善を図ります。
 - ・ 児童生徒の基礎学力が定着し、児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう、少人数教育を推進します。
- ③ 特色ある教育課程の編成 ◆
 - ・ 学習指導要領を踏まえ、全ての学校がそれぞれの実態と特色に合わせた教育課程を編成し、充実した教育活動を展開します。
 - ・ 岩手の歴史、文化等を学ぶ教育や情報教育、環境教育、国際理解教育、主権者教育等の特色ある教育課程を通じて、グローバル社会に適応できる力や、社会を生きる人間として必要な知識・技能の習得に取り組みます。
 - ・ 生徒や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりを推進するとともに、生徒数の減少に対応するための望ましい学校規模の確保と適切な配置により、人口減少社会における今後のいわての復興、発展を支え、ふるさとを守る人材の育成を進めます。
- ④ 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践 ◆
 - ・ 各学校において、「いわてキャリア教育指針」（平成22年3月）に基づき学校の教育活動を通じてキャリア教育に継続的に取り組む中で、児童生徒が多様な産業に目を向ける機会を充実させ、将来、高度な専門性を有し、地域を支える社会人、職業人として自立するための「総合生活力^{※2}」と「人生設計力^{※3}」を育成します。

⑤ 私立学校の特色ある教育活動の推進 ◆

- ・ 私立学校においては、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に取り組み、生徒一人ひとりの進路が実現できる学力、能力の育成を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、学校経営計画に学力向上の具体的な目標を設定し、その目標の達成に向けて、組織全体で教員の授業力向上や授業改善、授業と連動した家庭学習の充実などに取り組みます。

市町村教育委員会は、各学校が学校経営計画に基づき家庭・地域と協働した学力向上の取組やキャリア教育を積極的に進められるように、現場の状況を踏まえながら支援・指導に取り組みます。

産業界は、体験的な学習等のキャリア教育の取組における協働をより一層推進します。

家庭や地域は、家庭学習の習慣付けや学習のための基本となる生活習慣の確立などに取り組むとともに、学力向上について学校と協働して取り組みます。

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携しながら、各学校が経営計画に基づき家庭・地域と協働した学力向上の取組やキャリア教育を積極的に進められるように支援します。

私立学校は、それぞれの建学の精神及び教育理念のもとに具体的な目標を持って、生徒一人ひとりの進路の実現のため、特色ある教育活動に積極的に取り組みます。県は、このような私立学校の取組に対し、助成や情報提供等を行います。

	(学校)	(市町村教育委員会)	(産業界)	(家庭・地域)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営計画における学力向上の目標設定と達成に向けた取組 ・ 各種試験や調査等を活用した児童生徒の学力の把握と分析 ・ 授業が分かる児童生徒の割合の目標設定と達成に向けた取組 ・ 教員の授業力向上と授業改善の取組(全ての教員による授業の公開の取組等) ・ 授業と連動した家庭学習の充実 ・ 児童・生徒の実態を踏まえた効果的な少人数教育の実践 ・ 自校の実態と特色に合わせた教育課程の編成 ・ 家庭、地域、行政との連携による教育活動の推進 ・ キャリア教育の実践と進路実現に向けた取組 ・ 私立学校の特色ある教育活動の計画策定に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の学力の把握と分析及び目標設定への支援・指導 ・ 教員の授業力向上や授業改善のための取組支援・指導(指導主事による個別学校訪問等) ・ 研究指定等の実施 ・ 家庭学習の充実に向けた取組支援・指導等 ・ 効果的な少人数教育実践のための支援 ・ 「いわてキャリア教育指針」等に基づいたキャリア教育の取組支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が行うキャリア教育等の取組への参画・協働 ・ インターンシップ^{※4}や職場体験活動への協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が行う学力向上の取組への参画・協働 ・ 家庭学習の習慣付けや生活習慣の確立 ・ 家庭学習の環境づくり
県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の学力の把握と分析及び目標設定への支援・指導 ・ 教員の授業力向上や授業改善のための取組支援・指導(指導主事による個別学校訪問等) ・ 家庭学習の充実に向けた取組支援・指導等 ・ 学校の状況、市町村の意向を踏まえた少人数教育の推進 ・ 教育課程説明会や協議会の開催 ・ 学校、家庭、地域、行政との連携による教育活動の解決への支援 ・ 「いわてキャリア教育指針」等に基づいたキャリア教育の取組支援 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある教育活動に取り組む私立学校に対する支援 			

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																																																																																					
	~H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
<p>① 国語・数学（算数）・英語を核とした学校組織全体の取組による児童生徒の学力向上</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習定着度状況調査結果及び基礎力確認調査結果について目標を設定し計画的に取り組んでいる学校の割合（%） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 -</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>◎中 -</td> <td>92</td> <td>93</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>高 -</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	小 -	95	95	95	95	95	◎中 -	92	93	94	94	95	高 -	95	95	95	95	95	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学習定着度状況調査等による学力の把握と分析の支援・指導</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">各学校の目標達成状況の確認と目標達成に向けた取組への支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校訪問指導体制の整備と小・中学校、高等学校連携の強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">国語・数学（算数）・英語の授業改善に向けた取組と支援</div>																																																																													
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
小 -	95	95	95	95	95																																																																																																	
◎中 -	92	93	94	94	95																																																																																																	
高 -	95	95	95	95	95																																																																																																	
<p>② 授業改善の推進と家庭学習の充実</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習状況調査等の結果を活用し、学力向上などの自校の教育活動を改善した学校の割合（%） 学習に関する状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的によく取り組んでいる学校の割合（%） 授業内容の理解を促進する家庭学習の課題（宿題）を計画的に出している学校の割合（%） 言語活動 ※5 に学校全体で積極的に取り組んでいる学校の割合（%） 少人数教育に係る加配の実現率（%） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 -</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>◎中 -</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>高 -</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 -</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>中 -</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>高 -</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 93</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>中 90</td> <td>92</td> <td>93</td> <td>93</td> <td>94</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>高 93</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>94</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>中 19</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>84.0</td> <td>85.0</td> <td>86.0</td> <td>87.0</td> <td>88.0</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	小 -	80	84	87	87	90	◎中 -	80	84	87	87	90	高 -	80	84	87	87	90		H26	H27	H28	H29	H30	小 -	55	60	65	65	70	中 -	45	50	60	60	70	高 -	45	50	60	60	70		H26	H27	H28	H29	H30	小 93	94	94	94	95	95	中 90	92	93	93	94	95	高 93	94	94	94	95	95		H26	H27	H28	H29	H30	小 26	28	30	32	32	34	中 19	22	25	28	28	32		H26	H27	H28	H29	H30	84.0	85.0	86.0	87.0	88.0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">少人数教育など個に応じた指導の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">各学校の目標達成状況の確認と目標達成に向けた取組への支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">データを活用した授業改善の推進と事例の紹介</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">学校組織全体による授業改善の推進 ・優良実践事例共有のための協議会の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">教員の授業力向上のための取組と支援 ・指導主事による個別学校訪問 ・学力向上事業による授業法研究会及び教員研修会の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">教育振興運動との連携による家庭学習の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">授業と家庭学習の連動による授業改善</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">少人数学級、少人数指導、サポート推進事業による少人数教育の推進</div>
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
小 -	80	84	87	87	90																																																																																																	
◎中 -	80	84	87	87	90																																																																																																	
高 -	80	84	87	87	90																																																																																																	
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
小 -	55	60	65	65	70																																																																																																	
中 -	45	50	60	60	70																																																																																																	
高 -	45	50	60	60	70																																																																																																	
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
小 93	94	94	94	95	95																																																																																																	
中 90	92	93	93	94	95																																																																																																	
高 93	94	94	94	95	95																																																																																																	
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
小 26	28	30	32	32	34																																																																																																	
中 19	22	25	28	28	32																																																																																																	
	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																	
84.0	85.0	86.0	87.0	88.0																																																																																																		

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>③ 特色ある教育課程の編成</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校が設定した進路目標を達成した高等学校の割合（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>97</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	97	95	95	95	95	<p>高等学校における進路実現に向けた取組</p> <p>今後の高校教育の充実にに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の高等学校教育の基本的方向改訂 新たな県立高等学校再編計画策定 再編計画に基づく学科改編等による教育課程等の充実 														
H26	H27	H28	H29	H30																					
97	95	95	95	95																					
<p>④ 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> インターンシップを継続して実施した全日制高等学校の割合（％） キャリア教育全体計画に沿って地域や保護者と連携し職場体験（2日以上）を実施した中学校の割合（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td>79</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>78.5</td> <td>79.0</td> <td>79.5</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	78	79	80	81	82	H26	H27	H28	H29	H30	-	78.5	79.0	79.5	80.0	<p>各学校におけるキャリア教育全体計画の作成と年度毎の見直し</p> <p>各学校におけるキャリア教育の実践</p> <p>各学校におけるキャリア教育の充実</p> <p>地域産業の担い手育成プロジェクトの推進</p> <p>他部局との連携による地域産業の担い手育成支援の取組推進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
78	79	80	81	82																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	78.5	79.0	79.5	80.0																					
<p>⑤ 私立学校の特色ある教育活動の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎目標を掲げ、具体的な計画づくりを行った高等学校の割合（％） 学力向上に関わる教育改革活動の高等学校における実施率（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>58</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	70	80	90	100	H26	H27	H28	H29	H30	57	58	61	64	67	<p>私立学校の特色ある教育活動の計画づくりへの支援</p> <p>私立学校の特色ある教育活動への支援</p> <p>運営費に対する支援や情報提供</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	70	80	90	100																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
57	58	61	64	67																					

関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・これからの岩手の義務教育（計画期間 平成 21 年度～おおむね 10 年先まで）
- ・今後の高等学校教育の基本的方向（策定 平成 21 年度、改訂 平成 27 年度）
- ・新たな県立高等学校再編計画（案）（計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度）
- ・いわてキャリア教育指針（計画期間 平成 22 年度～おおむね平成 30 年度まで）

※1 キャリア教育

児童生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育むこと。

2 総合生活力

「いわてキャリア教育指針」で示す児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力。

3 人生設計力

「いわてキャリア教育指針」で示す児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力。

4 インターンシップ

生徒が在学期間中に自分の学習内容や進路に関連した就業体験をすること。

5 言語活動

学習活動における言語による様々な活動のこと。例えば、体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現したり、概念・法則などを解釈し、言葉や数式、図などを用いて説明したりすること。

豊かな心を育む教育の推進

1 みんなで目指す姿

児童生徒一人ひとりが心の教育や体験活動等を通じて、好ましい人間関係を築ける協調性や相手を思いやる気持ち、自他の生命を尊重するなどの基本的な道徳性を身に付け、学校生活に適応するなど、社会人として自立して生きていくための生活基礎力を身に付けています。

また、東日本大震災津波により、心にダメージを受けた子どもたちへの心のサポートが適切になされ、子どもたちが自己有用感や基本的な道徳性を身に付けているほか、東日本大震災津波の経験を踏まえ、発災前よりもよい地域をつくっていくという大きな志をもって前向きに力強く活動しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている児童生徒の割合	75.0%	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%
②自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%	67.0%
【目標値の考え方】					
① 豊かな心を育む教育により相手を思いやる気持ちをもった児童生徒が増え、自他を尊重する気持ちを育むことを目指すもの。平成26年度を基準値(75.0%)として、平成30年度までに全国上位レベル(79.0%)になることを目指すもの。					
注 資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査(対象：小学校6年生、中学校3年生)」					
② 豊かな心を育む教育により「自分にはよいところがある」という自己肯定感が向上し、学校不適応の児童生徒が減少することを目指すもの。平成26年度を基準値(65.0%)として、平成30年度までに全国平均(67.0%)になることを目指すもの。					
注 資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査(対象：小学校6年生、中学校3年生)」及び県教育委員会「基礎力確認調査(対象：高校2年生)」					

現状

- 道徳教育については、平成27年3月の学習指導要領の一部改正において、道徳を「特別の教科」に位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実等の観点から、内容の改善や指導方法の工夫を図ることなどが示されました。発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を児童生徒一人ひとりが自分自身の問題と捉えて向き合う「考え、議論する」道徳科へと転換を図ることが求められています。
- 本県の中学校卒業生数は、昭和39年3月の40,369人をピークに平成27年3月には12,088人に減少し、平成27年度における県立高等学校1校当たりの平均学級数は4.05学級となっています。今後、多くの学校が小規模校化し、社会に羽ばたこうとする前段階の高等学校において、発達段階に応じた集団生活を送ることができない等、生徒の社会性や協調性を育むための教育環境が十分に確保できなくなることが懸念されます。
- 不登校の原因が複雑化・多様化する中、高等学校の不登校生徒の出現率は減少していますが、小・中学校の不登校出現率は増加しています。また、高等学校における中途退学率は近年減少傾向にありますが、引き続き学校不適応や暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に力を入れて取り組むとともに、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの取組を推進する必要があります。

- 東日本大震災津波により、特に被害の大きかった地域においては、子どもたちが受けた心の動揺や衝撃は計り知れず、いまだに心へのダメージが回復していないケースや、環境の変化などから生じる日常のストレスにさいなまれるケースも少なくないため、福祉的視点も踏まえた子どもたちへのサポートは、今後も非常に重要であり、継続して取り組む必要があります。
- 携帯電話、スマートフォンやインターネット等情報通信技術の進展に伴い、違法・有害情報へのアクセスや迷惑メール、不適切なSNSの利用などの問題が増加しており、情報モラル教育の推進が必要となっています。
- 私立学校においては、各校の建学の精神に基づいた道德教育、ボランティア活動や、児童生徒一人ひとりに向き合った教育相談などの取組が進められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくりを基本に据えて、豊かな感性や情操を育む教育の充実を進めるほか、好ましい人間関係を形成できる能力の育成を図るため、家庭や地域との協働によるボランティア活動や自然体験活動などの体験活動や読書活動の充実に取り組みます。

また、児童生徒の自己肯定感を高める指導や情報モラルに関する指導を進めるほか、いじめや不登校など学校不適応対策としては、教育相談体制の一層の充実や組織的な指導・支援の充実を図り、学校間、関係機関との連携を強化しながら問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

私立学校においては、豊かな心を育むための特色ある教育活動に取り組みます。

東日本大震災津波により、心にダメージを受けた子どもたちに対して、福祉的視点も踏まえたきめ細かな心のサポート等を中長期にわたり、組織的・継続的に取り組みます。

主な取組内容

① 道德教育、体験活動・読書活動等の推進

- ・ 各学校の道德教育全体計画の見直しを図りながら道德教育の充実に取り組むほか、学校教育の中にボランティア活動や自然体験活動、文化芸術体験活動、読書活動などを位置付けながら豊かな心を育む教育の充実を図ります。
- ・ 学習指導要領に新たに「特別の教科」として位置付けられた道德の趣旨の徹底を図り、道德教育の要となる道德の授業の改善に取り組みます。
- ・ 教員の学級経営・ホームルーム経営の充実を図り、児童生徒の理解を進め、好ましい人間関係づくりや規範意識の醸成に取り組みます。

② 家庭・地域との協働の充実 ◆

- ・ 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、家庭・地域の教育力を高めます。また、児童生徒の自立心や人間関係を形成できる能力の育成を進めるため、スポーツや伝統芸能の伝承活動など、家庭や地域との協働による教育活動を充実します。
- ・ 幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、家庭との連携を図りながら幼児教育の充実に取り組みます。
- ・ 生徒や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりに向け、高校と地域の連携体制を強化することで、ふるさとを守る人材の育成を進めます。

③ いじめなどに対応した教育相談機能の充実

- ・ いじめや学校不適応の未然防止、早期発見・早期対応のためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 岩手県いじめ問題対策委員会等を設置し、いじめ問題に迅速かつ機動的に対応します。
- ・ いじめの積極的認知や未然防止、適切な対応がとれるよう教員研修の充実に取り組みます。

④ 幼児児童生徒の心のサポートの充実 ☆

- 東日本大震災津波による被害が大きかった地域への臨床心理士等の派遣や、「こころのファイル」の作成・活用等により、子どもたちの心のサポートに取り組みます。

⑤ 情報モラル教育の推進

- 情報機器利用における危険性や問題点を理解させる情報モラルに関する指導の充実と保護者への啓発活動を推進します。

⑥ 私立学校の特色ある教育活動の推進 ◆

- 私立学校が、それぞれの建学の精神のもとに、生徒一人ひとりに向き合っており、心の教育、学校不適応対策等を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、豊かな心を育む教育を推進することの重要性を認識し、全職員が一体となって学校の重点に即した指導を展開します。

市町村教育委員会及び県教育委員会は、それぞれが課題を共有しながら、各学校における道徳教育を支援するとともに、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。

家庭や地域は、学校との協働によるボランティア活動や読書活動、更にはスポーツや自然体験活動などに協働して取り組みます。

また、私立学校は、それぞれの建学の精神のもと、豊かな心を育むための特色ある教育活動に積極的に取り組みます。県は、このような私立学校の取組に対し、助成や情報提供等を行います。

<p>県以外の主体</p>	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画・学級経営計画に基づく取組の充実 道徳の時間を要とした学校全体の道徳教育の充実及び「特別の教科 道徳」の実施に向けた体制整備 自然体験活動等の充実 家庭、地域、行政との連携による教育活動の推進 いじめや学校不適応の未然防止、早期発見・早期対応 情報モラル教育の実践と保護者への啓発 私立学校の特色ある教育活動の計画策定に向けた取組 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会主催の校長会議、教務主任会議での啓発 指導主事の学校訪問時における進捗状況の確認と指導 教育相談体制の充実 	<p>(家庭・地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動、読書活動等への支援 学校行事への参加・協力 携帯電話、スマートフォンやインターネットの利用に関するルールづくり
<p>県</p>	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育に関する研修の実施 県指導主事会議での確認、啓発 県立青少年の家等における魅力的な自然体験プログラムの開発 学校、家庭、地域、行政との連携による教育活動の解決への支援 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実 学校心理士の資格を有する教育相談コーディネーターの養成 情報モラルに関する指導方法の改善と普及 <p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特色ある教育活動に取り組む私立学校に対する支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																										
	～H26	H27	H28	H29	H30																																						
<p>① 道徳教育、体験活動・読書活動等の推進</p> <p>目標</p> <p>◎「特別の教科 道徳」の実施に向けた授業改善に取り組んでいる学校の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小一</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中一</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>80</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・児童生徒の読書者率の向上（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[小5]</td> <td>99.3</td> <td>99.4</td> <td>99.5</td> <td>99.6</td> <td>99.7</td> </tr> <tr> <td>[中2]</td> <td>90.0</td> <td>90.2</td> <td>90.4</td> <td>90.6</td> <td>90.8</td> </tr> <tr> <td>[高2]</td> <td>66.7</td> <td>67.0</td> <td>68.0</td> <td>69.0</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	小一	40	60	80	100		中一	30	40	60	80			H26	H27	H28	H29	H30	[小5]	99.3	99.4	99.5	99.6	99.7	[中2]	90.0	90.2	90.4	90.6	90.8	[高2]	66.7	67.0	68.0	69.0	70.0	<p>学校の道徳授業の改善に向けた研修会の実施 効果的な指導方法の研究推進及び成果の普及</p> <p>学習指導要領改訂 → 移行期間：各校における全体計画及び指導計画作成・段階的实施 → 小学校全面実施</p> <p>「第3次岩手県子どもの読書活動推進計画※」の推進（2014～2018）</p> <p>推進計画の総括次期計画の策定 → 次期計画の策定</p>
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
小一	40	60	80	100																																							
中一	30	40	60	80																																							
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
[小5]	99.3	99.4	99.5	99.6	99.7																																						
[中2]	90.0	90.2	90.4	90.6	90.8																																						
[高2]	66.7	67.0	68.0	69.0	70.0																																						
<p>② 家庭・地域との協働の充実</p> <p>目標</p> <p>・保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加している学校の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小72</td> <td>74</td> <td>76</td> <td>80</td> <td>84</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中53</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>65</td> <td>70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	小72	74	76	80	84		中53	55	60	65	70		<p>地域でのスポーツや自然体験活動、読書活動の推進支援</p> <p>学校支援地域本部や教育振興運動による学校の教育活動への参加促進</p> <p>家庭教育の支援（相談体制の充実・ボランティア養成等）</p> <p>今後の高校教育の充実に向けた取組</p> <p>今後の高等学校教育の基本的方向改訂 → 新たな県立高等学校再編計画策定 → 地域と県立高校の連携の強化・充実</p>																								
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
小72	74	76	80	84																																							
中53	55	60	65	70																																							
<p>③ いじめなどに対応した教育相談機能の充実</p> <p>目標</p> <p>・不登校児童生徒数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小143（見込）</td> <td>141</td> <td>139</td> <td>137</td> <td>135</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎中791（見込）</td> <td>783</td> <td>775</td> <td>767</td> <td>759</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高555（見込）</td> <td>549</td> <td>543</td> <td>537</td> <td>531</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※高等学校は中退生徒も含む。</p> <p>・いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小84</td> <td>85</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>88</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎中75</td> <td>76</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>79</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	小143（見込）	141	139	137	135		◎中791（見込）	783	775	767	759		高555（見込）	549	543	537	531			H26	H27	H28	H29	H30	小84	85	86	87	88		◎中75	76	77	78	79		<p>スクールソーシャルワーカーの効果的な配置</p> <p>学校心理士の資格をもった教育相談コーディネーターの養成</p> <p>教育相談コーディネーターの配置（学校・教育事務所等）</p> <p>各学校における好ましい人間関係の育成のための実践の支援</p> <p>いじめ防止マニュアルの改定 → いじめ防止マニュアルの活用</p>
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
小143（見込）	141	139	137	135																																							
◎中791（見込）	783	775	767	759																																							
高555（見込）	549	543	537	531																																							
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
小84	85	86	87	88																																							
◎中75	76	77	78	79																																							
<p>④ 幼児児童生徒の心のサポートの充実</p> <p>目標</p> <p>・臨床心理士等による心のサポートを行っている沿岸部の学校の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30		100	100	100	100	100	<p>臨床心理士等の派遣</p> <p>「こころのファイル」の活用</p>																														
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
	100	100	100	100	100																																						
<p>⑤ 情報モラル教育の推進</p> <p>目標</p> <p>・情報モラル教育の推進を実施している学校の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30		100	100	100	100	100	<p>児童生徒に対する情報モラルの指導及び保護者への啓発活動</p>																														
	H26	H27	H28	H29	H30																																						
	100	100	100	100	100																																						

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
⑥ 私立学校の特色ある教育活動の推進 目標 ◎目標を掲げ、具体的な計画づくりを行った高等学校の割合（％）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	70	80	90	100	私立学校の特色ある教育活動の計画づくりへの支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
-	70	80	90	100											
・心の豊かさに関わる教育改革活動の高等学校における実施率（％）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71.8</td> <td>72</td> <td>73</td> <td>74</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	71.8	72	73	74	75	私立学校の特色ある教育活動への支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
71.8	72	73	74	75											
	運営費に対する支援や情報提供														

関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・これからの岩手の義務教育（計画期間 平成 21 年度～おおむね 10 年先まで）
- ・今後の高等学校教育の基本的方向（策定 平成 21 年度、改訂 平成 27 年度）
- ・新たな県立高等学校再編計画（案）（計画期間 平成 28 年度～平成 37 年度）
- ・第 3 次岩手県子どもの読書活動推進計画（計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度）

※ 第 3 次岩手県子どもの読書活動推進計画

子どもの読書活動の取組を推進するために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 26 年度からの 5 か年計画として策定。第 2 次計画の課題である年齢が上がるにつれて進む読書離れへの歯止めと読書推進関係者の連携強化を図るために、学校・家庭・地域・関係機関等に期待される役割等を示したもの。

健やかな体を育む教育の推進

1 みんなで目指す姿

児童生徒が自らの体力や健康に関心を持ち、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付けることにより、体力の向上と心身の健康の保持増進を図っています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①体力・運動能力調査の総合評価（5段階：A～E）のA・B・C段階の児童生徒の割合（小学校5年生・中学校2年生）	79.7%	79.7%	79.7%	80.0%	80.0%
②「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲内の児童生徒の割合（小学校5年生・中学校2年生）	85.9%	85.9%	86.1%	86.3%	86.5%
【目標値の考え方】 ① 児童生徒の体力・運動能力の状況について、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（対象：小学校5年生・中学校2年生）により把握し、総合評価 ^{※1} の上位群であるA・B段階と中位群であるC段階の割合を東日本大震災津波前の状況に改善することを目指すもの。 注）被災地における運動環境の制限の長期化と対象となる児童生徒が毎年異なることを考慮し、平成28年度までは現状値の水準を維持することを目標とし、平成29・30年度は、小5男女、中2男女それぞれの大震災津波前の値との比較を考慮し目標値を設定したものである。 ② 小学校及び中学校の時期における肥満傾向と判定される児童 ^{※2} 及びやせ傾向と判定される児童 ^{※3} の割合を減らし、肥満度が正常と判定される児童（肥満度－19.9%～19.9%）の割合を増やして健やかな体の育成を目指すもの。 注）肥満度が正常（基準値内）と判定される児童生徒の過去5年間における最大値（小学校85.5%（H24）、中学校87.6%（H25）、集計値86.5%）を参考とし、最終年度（H30）の目標を86.5%とするもの。					

現状

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）によると、本県の児童生徒の体力・運動能力の状況は、大震災津波以降の低下傾向が、平成26年度に改善傾向に転じましたが、大震災津波以前の状況にまでは改善していません。これは、児童生徒を取り巻く環境の変化、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が要因と考えられることから、運動習慣を定着させる取組が求められています。
- 食生活や生活習慣等が多様化する中で、栄養の偏った食事や不規則な食事等、食習慣の乱れが児童生徒の心身の健康に悪影響を及ぼしています。特に、平成26年度学校保健統計調査では、肥満傾向と判定される児童生徒の割合は、全ての学年において全国平均を上回っており、早急な対応が求められています。
- 大震災津波による被災の影響により、自校のグラウンドが使用できないなど体育授業や運動部活動が十分に行えない学校があることから、個々の実情に応じた支援が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

各学校が体力・運動能力調査を適切に実施し、現状と課題を明確にとらえ授業改善や運動部活動の充実により体力の向上を図るとともに、家庭や地域との連携により、運動に親しむ環境をつくり、運動の習慣化を図ります。

また、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うため、学校保健活動や食育等を充実させ、家庭や地域と連携し望ましい生活習慣の確立を図ります。

さらに、学校の取組の中心となる学校体育、健康教育、食育等を担当する指導者の資質や授業力の向上を図ります。

主な取組内容

① 体力向上や運動に親しむ環境づくり ☆

- ・ 体力・運動能力調査の実施及び分析により、各学校が現状と課題を明確にとらえ、体力・運動能力向上に係る目標を設定し、体育科・保健体育科の時間をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、体力向上に係る取組を推進するとともに、「第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会」の開催を契機として、家庭・地域との連携による運動機会の拡大や習慣化を目指す「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動^{※4}」を推進し、大会後も取組を継続します。
- ・ 大震災津波による被災により、自校のグラウンド等で体育授業や運動部の活動等が十分に行えない学校に対して、運動部活動に係るバス使用などの個別の課題に応じた支援を行います。

② 健康教育の充実

- ・ 肥満防止や心身の健康の保持増進を図るため、学校と家庭と地域との協働のもと、健康教育や食育の推進のための研修会を開催し、望ましい生活習慣の確立等に取り組みます。

③ 指導者の資質向上・授業力向上

- ・ 体力向上や授業改善、運動部活動に係る各種研修会を開催するとともに、各学校において調査結果の共有や授業改善に係る研修会等の実施を促進するよう各学校の取組を支援します。
- ・ 小・中学校の体育授業で高い専門性を有する地域スポーツ指導者を活用することにより、教員の授業力の向上を図る取組を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、健やかな体を育む教育を学校経営の重要な柱と位置付け、家庭や地域と連携しながら学校全体として取り組みます。

家庭や地域は、学校と協働しながら、望ましい生活習慣の確立や運動の習慣化、食育の推進等に取り組みます。

県教育委員会は、市町村教育委員会とともに、家庭や地域と協働した学校の主体的な取組を支援します。

また、被災の影響により運動環境の制限が長期化している学校の体育授業や運動部活動等を支援します。

	(学校)	(家庭・地域)	(市町村教育委員会)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」の推進 ・ 体育・保健体育授業の改善 ・ 保健主事を中心とした健康教育の推進 ・ 食育担当者を中心とした食生活に関する家庭への啓発活動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ指導者による体育授業や運動部の活動の支援 ・ 望ましい生活習慣・運動習慣の習慣化及び食育の推進による肥満防止等の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 望ましい生活習慣の確立や運動の習慣化及び食育の推進のための環境整備

県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「希望郷いわて 元気・体力アップ 60 運動」の推進に係る環境整備 ・ 授業改善に係る研修会の実施 ・ 健康教育及び食育の推進のための研修会の実施 ・ 大震災津波で被災した学校における体育授業や運動部の活動等の支援
----------	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）															
	～H26	H27	H28	H29	H30											
<p>① 体力向上や運動に親しむ環境づくり</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体力・運動能力向上のための目標を設定している学校の割合（%） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>小 89.5</td> <td>89.5</td> <td>90.5</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> </tr> <tr> <td>中 65.4</td> <td>65.4</td> <td>67.0</td> <td>67.0</td> <td>68.0</td> </tr> </table> <p>※県学校体育関係調査による（県内全小・中学校） ※平成 26 年度の現状値は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査学校質問紙による</p>	H26	H27	H28	H29	H30	小 89.5	89.5	90.5	90.5	91.0	中 65.4	65.4	67.0	67.0	68.0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">児童生徒の体力・運動能力の現状把握と分析</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">各校における目標設定とPDCAサイクルによる課題改善の支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">体力・運動能力向上取組に係る情報の提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">中学校・高等学校の運動部活動の支援</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 45%;"> 「希望郷いわて 元気・体力アップ 60 運動」の取組推進 周知・啓発活動の推進 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 45%;"> 「希望郷いわて 元気・体力アップ 60 運動」の取組推進 学校・家庭・地域の連携促進 </div> </div>
H26	H27	H28	H29	H30												
小 89.5	89.5	90.5	90.5	91.0												
中 65.4	65.4	67.0	67.0	68.0												
<p>② 健康教育の充実</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の肥満防止に取り組んでいる学校の割合（%） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>小 98.5</td> <td>98.5</td> <td>99.0</td> <td>99.5</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>中 75.0</td> <td>75.0</td> <td>78.0</td> <td>78.0</td> <td>80.0</td> </tr> </table> <p>※食に関する指導（食育）実施状況等調査による（県内全小・中学校）</p>	H26	H27	H28	H29	H30	小 98.5	98.5	99.0	99.5	100.0	中 75.0	75.0	78.0	78.0	80.0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">定期健康診断調査・食に関する指導（食育）実施状況等調査の実施・分析</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学校保健委員会の充実に向けた事例の提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">個別指導の普及・実践</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学校における食育の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生活習慣の改善に向けた事例の提供</div>
H26	H27	H28	H29	H30												
小 98.5	98.5	99.0	99.5	100.0												
中 75.0	75.0	78.0	78.0	80.0												
<p>③ 指導者の資質向上・授業力向上</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体力・運動能力向上に係る研修等の機会を設定している学校の割合（%） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>小 -</td> <td>84.0</td> <td>86.0</td> <td>86.0</td> <td>87.0</td> </tr> <tr> <td>中 -</td> <td>60.0</td> <td>64.0</td> <td>64.0</td> <td>67.0</td> </tr> </table> <p>※県学校体育関係調査による（県内全小・中学校）</p>	H26	H27	H28	H29	H30	小 -	84.0	86.0	86.0	87.0	中 -	60.0	64.0	64.0	67.0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">体育・保健体育の授業改善の促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域スポーツ指導者活用による授業力向上取組の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">個別の課題に応じた学校訪問指導の推進</div>
H26	H27	H28	H29	H30												
小 -	84.0	86.0	86.0	87.0												
中 -	60.0	64.0	64.0	67.0												

関連する計画

・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

政策項目 No.26 健やかな体を育む教育の推進

※1 総合評価

スポーツ庁主催の全国調査（対象：小学校第5学年・中学校第2学年）は、新体力・運動能力テスト（調査8項目）により実施される。個人の結果は、各項目の値を得点化（10点満点）し、8項目を合計した得点（体力合計点）によりA～Eの5段階に評価される。

2 肥満傾向と判定される児童

肥満度（過体重度）20.0%以上の児童をいう。

肥満度（過体重度）＝（実測体重－性別・年齢別の身長別標準体重）／性別・年齢別の身長別標準体重×100%

3 やせ傾向と判定される児童

肥満度（過体重度）－20.0%以下の児童をいう。

4 希望郷いわて 元気・体力アップ60運動

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催を契機として、児童生徒が1日に合わせて60分以上運動（遊びや生活行動を含む）やスポーツに親しむことを目指した取組の総称。

特別支援教育の充実

1 みんなで目指す姿

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりが個々の教育的ニーズにきめ細かく応える支援体制のもとで、障がいのない子どもたちといきいきとした学校生活を送り、将来の自立に向けた「共に学び、共に育つ教育」が実現されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①特別な支援を必要とする児童生徒について「個別の教育支援計画 ^{※1} 」を作成している学校の割合	81%	85%	89%	93%	100%
②特別支援学校における交流学習等により地域の学校との交流を行っている児童生徒数（延べ人数）	491人	750人	1,000人	1,250人	1,500人
【目標値の考え方】					
① 特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての小・中学校が、対象となる児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりに応じた教育が行われている状況を目指すもの。					
② インクルーシブ教育 ^{※2} の推進を目的に、「交流籍 ^{※3} 」を活用した居住地の小・中学校との交流及び共同学習のほか、特別支援学校と地域の学校との学校間交流が行われている状況を目指すもの。					

現状

- 国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この批准に向けて、平成25年9月に学校教育法施行令の一部が改正され、本人、保護者の意見を最大限尊重しつつ柔軟に就学先を決定する仕組みへと改められました。本県としても、就学指導委員会の在り方や機能改善を検討しています。
- 本県では、平成23年7月1日に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる県づくり条例」が施行され、県教育委員会では、平成25年11月に「いわて特別支援教育推進プラン」を策定し、「共に学び、共に育つ教育」の推進に努めています。また、県民一人ひとりが、特別な支援を必要とする児童生徒の教育への理解を深めていくことが求められています。
- 本県において、義務教育段階の障がいのある公立学校の児童生徒は、平成26年度に特別支援学校で778人（0.8%）、特別支援学級に1,698人（1.7%）、通常の学級に850人（0.8%）在籍しています。この他に、小・中学校の通常の学級に発達障がいがあると思われる児童生徒が約5,500人（5.7%）在籍しています。
 また、県立特別支援学校高等部（専攻科を除く）の在籍者数は、777人（高等学校在籍数の2.6%）で、県立高等学校に在籍する特別な支援が必要と思われる生徒数は、893人（3.0%）となっています。
 このことから、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため「個別の指導計画^{※4}」や「個別の教育支援計画」の作成を一層推進する必要があります。
- 県教育委員会では、「共に学び、共に育つ教育」の実現に向けて、特別支援学校と小・中学校及び地域との相互理解を推進するため、平成24年度から全県で交流籍を活用した交流及び共同学習を実施していますが、平成26年度の実績は、小学部で50.6%、中学部で25.2%となっているため、更なる推進が求められます。また、交流籍による交流以外にも特別支援学校と地域の学校が交流する機会を設け、相互理解を推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

特別な支援が必要な子どもと特別な支援の必要がない子どもが、地域の学校で共に学ぶことができるよう、就学指導の改善や学校での指導・支援体制の充実を図るとともに、卒業後の就業や県民の理解促進に関係機関等と連携して取り組んでいきます。

主な取組内容

① 就学前及び小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 地域の幼稚園や保育所を継続的に訪問し、指導方法に関する相談や支援を行うとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員が特別支援教育に関する専門性の向上を図る研修を受講できる環境を整えます。
- ・ 通常の学級及び特別支援学級における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づく指導の充実を図るほか、市町村教育委員会を中心とした就学に向けた「支援ファイル^{※5}」の作成や活用の充実、高等学校における特別支援教育の体制づくりを進めます。

② 特別支援学校における教育の充実

- ・ 交流籍を活用した特別支援学校と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を推進するほか、特別支援学校と地域の学校が交流する機会を設け、インクルーシブ教育を推進します。
- ・ ICT（タブレット端末）を活用した授業により、児童生徒の生きる力と教育の質の向上を図るとともに、実践研究会や研修を通じ実践事例の蓄積と改善を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられるよう、看護師を適切に配置するとともに、より適切なケアをできるように看護師への研修を実施します。
- ・ 特別支援学校の教育環境を整備するため、二戸地区への高等部分教室の設置や盛岡となん支援学校の空き校舎の活用、釜石地区及び北上地区での具体的整備について、それぞれの関係機関と検討を進めます。

③ 県民と協働した特別支援教育体制づくり

- ・ 特別支援教育ボランティアの養成や活用などにより、県民の理解や参加促進に向けた啓発活動に取り組みます。

④ 特別支援学校における就職支援

- ・ 高等部における就職希望者のうち、就職した生徒の割合は高くなっていますが、今後とも更に高めていくことが必要であり、公的機関における現場実習の受入れの促進や、特別支援学校に対する理解浸透を図るための企業関係者等との連携の場を設置するほか、就労サポーター制度を促進し、職業教育の充実や職域の拡大に取り組みます。
- ・ 東日本大震災津波被害の大きい沿岸地域の特別支援学校における現場実習や就職支援を強化します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

幼稚園（保育所）、小・中学校、高等学校、特別支援学校は、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組めます。

県教育委員会は、「いわて特別支援教育推進プラン」を計画的に実行するとともに、市町村教育委員会と連携して、各学校における特別支援教育の充実に取り組めます。

県及び市町村は、特別な支援を必要とする児童生徒が、早期から卒業までの一貫した継続的な支援ができるように保健福祉及び雇用労働担当部署が教育委員会と連携して取り組めます。

家庭や地域は、サポーターやボランティアとして教育活動へ協力するとともに、労働・福祉関係機関は、児童生徒の就業、就職や自立への支援を行います。

県以外の主体	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な教育的ニーズに心えられる校内体制の整備 特別な支援を必要とする児童生徒の受入れと支援体制づくり 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」作成 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の取組への支援 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」作成の促進 幼稚園、小・中学校への支援員等の配置 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉及び雇用労働担当部署が教育委員会との連携を促進 障がい等に関する住民理解の推進 	<p>(家庭・地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> サポーターやボランティアとしての教育活動への協力 	<p>(労働・福祉関係機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の自立や就業の支援 就職先の拡大、福祉サービスの提供
県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いわて特別支援教育推進プラン」の実践 特別支援学校への相談、研修等の支援 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」作成の促進 県立高等学校への支援員及び特別支援学校への看護師の配置 特別支援教育ボランティア養成講座の開催 特別支援教育に対する県民理解の推進 		<p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉及び雇用労働担当部署が教育委員会との連携を促進 特別支援学校生徒への現場実習機会の提供 障がい等に関する県民への理解の促進 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 就学前及び小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学に向けた「支援ファイル」等を活用する市町村数（市町村） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>29</td><td>31</td><td>33</td><td>33</td><td>33</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	29	31	33	33	33	「支援ファイル」等を活用した就学指導の推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
29	31	33	33	33											
	県就学指導委員会の改善及び具体的な支援方策の検討		市町村就学指導への支援												
<p>◎特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合（%）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>88</td><td>90</td><td>92</td><td>94</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	88	90	92	94	100	幼稚園（保育所）、小・中学校特別支援学級と通級指導教室担当者研修の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
88	90	92	94	100											
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する研修を受講した高等学校の教員の割合（%） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>96</td><td>98</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	96	98	100	100	100	幼稚園（保育所）、小・中学校への継続型訪問支援 ^{※6} 及び教員研修の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
96	98	100	100	100											
	エリアコーディネーターの配置による市町村教育委員会への支援														
	高等学校を対象とした特別支援教育研修の実施														
	高等学校への支援員の配置と研修の実施														
	校内特別支援教育コーディネーターによる研修の伝達、報告の実施														

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>② 特別支援学校における教育の充実</p> <p>目標</p> <p>◎ ICT活用研修会の実施、実践事例集を作成した学校数（特別支援学校）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>13</td><td>(全校14)</td><td>(全校14)</td><td>(全校14)</td></tr> </table> <p>・医療的ケア研修会に参加した看護師の割合（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>47.0</td><td>60.0</td><td>75.0</td><td>90.0</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	13	(全校14)	(全校14)	(全校14)	H26	H27	H28	H29	H30	47.0	60.0	75.0	90.0	100	
H26	H27	H28	H29	H30																	
0	13	(全校14)	(全校14)	(全校14)																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
47.0	60.0	75.0	90.0	100																	
<p>③ 県民と協働した特別支援教育体制づくり</p> <p>目標</p> <p>・特別支援ボランティアの延べ登録者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>106</td><td>110</td><td>115</td><td>120</td><td>125</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	106	110	115	120	125											
H26	H27	H28	H29	H30																	
106	110	115	120	125																	
<p>④ 特別支援学校における就職支援</p> <p>目標</p> <p>・特別支援学校高等部の就職希望者のうち、就職した生徒の割合（％）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>99,0</td><td>99,2</td><td>99,4</td><td>99,6</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	99,0	99,2	99,4	99,6	100											
H26	H27	H28	H29	H30																	
99,0	99,2	99,4	99,6	100																	

関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）
- ・今後の高等学校教育の基本的方向（策定 平成 21 年度、改訂 平成 27 年度）
- ・いわて特別支援教育推進プラン（計画期間 平成 25 年度～平成 30 年度）

- ※1 個別の教育支援計画
教育サイドが主体となって作成する「個別の支援計画」。本人・保護者の参画や関係機関との連携により、継続した一貫性のある支援をねらいとして作成するもの。
- 2 インクルーシブ教育
障がいのある者と障がいのない者が共に学び、障がいのある者が教育から排除されず包容する教育。
- 3 交流籍
特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が居住する地域の小・中学校と交流や共同学習を円滑に行うことができるよう、関係を位置付けるための副次的な籍。他県では「副籍」や「支援籍」として実施している例もある。
- 4 個別の指導計画
学校で指導を行うに当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの目標、内容、方法、役割分担、期間等について作成する計画。特別支援学校では全員について作成することとなっている。
- 5 支援ファイル
「個別の支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もある。
- 6 継続型訪問支援
特別支援学校の教員が地域の幼稚園及び保育所、小・中学校の特別支援学級を訪問して指導等についての相談支援を行う特別支援教育センター的機能。課題に対して一定の期間に複数回訪問し、具体的な指導場面を通して支援を行うもの。

家庭・地域との協働による学校経営の推進

1 みんなで目指す姿

「知・徳・体」を備え調和のとれた人間形成という教育目的の実現に向けて、学校評価を学校経営計画^{※1}の改善に具体的に生かしながら、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営が行われています。

また、「いわての復興教育^{※2}」の理念と「【いきる】【かかわる】【そなえる】^{※3}」という教育的価値が定着しています。そのうち特に、様々な自然災害等に【そなえる】教育活動（防災教育）の充実により、自他の生命を守り抜く力と「共助」の精神を兼ね備え、地域の防災活動に進んで参加するなど、岩手の復興・発展及び地域防災を支える人材が育まれています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①学校評価結果等を踏まえて学校運営方針や重点項目等を見直し、組織的に学校経営の改善に取り組んでいる学校の割合	—	70%	80%	90%	100%
②教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動（防災教育）を具体的に取り入れて再構築した学校の割合	—	70%	80%	90%	100%
【目標値の考え方】 ① 小・中学校、高等学校及び特別支援学校の各学校が、毎年度実施する学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の結果を踏まえ、学校経営計画における運営方針や重点項目等の具体を全職員の参加のもとに見直しを行い、家庭・地域との協働による学校経営の改善を行うことを目指すもの。 平成30年度までに、全ての学校において学校評価結果を踏まえた学校経営計画の具体的な見直しを行い、学校経営の改善が一層図られることを目指すもの。 ② 平成30年度までに、今後懸念される自然災害等に対する「そなえる」の取組を具体的に盛り込んだ内容に教育計画の再構築を行い、防災教育の充実を目指すもの。					

現状

- 学校評価の結果を踏まえた学校運営の改善について、平成26年度の県調査では、「学校評価結果等を踏まえて学校運営の改善に具体的に取り組む学校の割合」が100%になりました。一方、学校評価（自己評価）が学校運営の組織的・継続的改善に効果があったとの実感を持ってない学校がまだあることから、県立学校長との意見交換会による学校支援や学校運営のマネジメント研修を充実し、具体的な経営改善につなげていく必要があります。
- 本県の中学校卒業生数は、昭和39年3月の40,369人をピークに平成27年3月には12,088人に減少しており、広大な県土と多くの中山間地を抱える本県において、高校教育を受ける機会の確保が大きな課題となっています。
- 「いわての復興教育」は全ての学校において進められているものの、様々な自然災害等に対する「そなえる」の取組は、具体的な事例が少なく、十分に推進されているとは言えない状況にあります。学校・家庭・地域・関係機関が連携した地域連携型の防災教育^{※4}の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営を一層充実した取組とするため、各学校が適正な学校評価を実施し、その結果や改善方を家庭や地域と共有し、協働で学校経営の改善を進めます。

また、「いわての復興教育」の3つの教育的価値【いきる】【かかわる】【そなえる】のうち、【そなえる】の取組を一層充実したものとするため、県内全ての学校が各校の実情に応じ、家庭・地域・関係機関と協働しながら防災教育に取り組み、郷土に愛着や誇りを持ち、岩手の復興・発展及び地域防災を支える子どもたちを育成します。

主な取組内容

① 目標達成型の学校経営の推進

- ・ 各学校は、全教職員の参加のもとにそれぞれの学校経営計画を策定し、設定した目標や具体的な取組等の達成状況や進め方などの学校評価（自己評価・学校関係者評価）を行うとともに、その結果と今後の改善方策等を保護者や地域等に対して広く公表、報告するように取り組みます。
- ・ 各学校は、学校評価の結果を活用して学校運営上の課題を分析し、経営計画の見直しや取組内容の工夫など、学校経営の改善に具体的に取り組みます。

② 学校と家庭・地域との協働の推進 ◆

- ・ 各小・中学校は、地域の実情に応じながら、今日的な教育課題解決に向けた取組に関し、「まなびフェスト」と教育振興運動^{※5}の目標の共有化を図るなど、教育振興運動と連携した取組を一層進めます。
- ・ 生徒や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりに向け、高校と地域の連携体制を強化することで、ふるさとを守る人材の育成を進めます。

③ 実践的な防災教育（【そなえる】）を中核とした「いわての復興教育」の推進 ☆ ◆

- ・ 岩手の復興・発展及び地域防災を支える子どもたちを育成するため、県内全ての学校が子どもたちの発達段階に応じた防災教育に取り組みます。
- ・ 学校・家庭・地域・関係機関が連携して、具体的な学校防災の体制づくりのため地域連携型の防災教育を進めます。
- ・ 高校生に対し、災害発生時においても主体的に行動できる態度や防災・減災に関する知識や技能を身に付けさせるため、避難所の運営体験等の防災学習の取組を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

各学校は、目標達成型の学校経営計画の策定と実行、学校評価に取り組むとともに、復興教育については、復興教育プログラム等に示されている考え方に基つき、各学校のそれぞれの実情に応じて、実践的な防災教育に取り組みます。

家庭や地域は、各学校が策定する学校経営計画等を踏まえた教育活動への参画・協働に取り組みます。

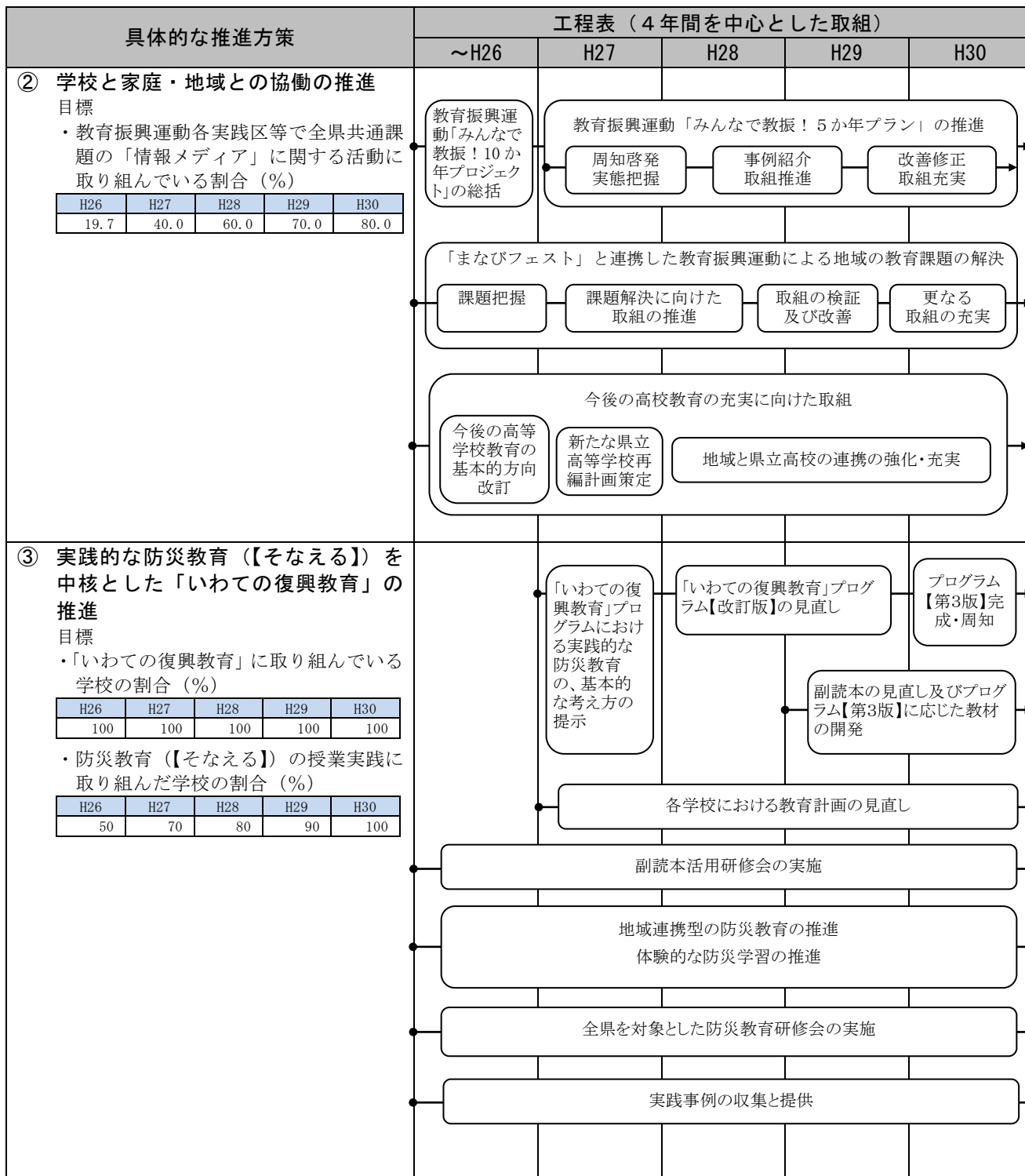
市町村教育委員会は、このような各学校の家庭・地域との協働による経営改革の取組を現場の状況を踏まえながら支援するとともに、復興教育については、地域の状況を踏まえた市町村としての考え方を示し、各学校がそれぞれの実情に応じて実践的な防災教育に取り組むよう支援します。

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携しながら、各学校において実効的な学校評価が行われるように支援するとともに、復興教育については、家庭・地域、関係機関と連携した実践的な防災教育の考え方や実践例を紹介し共通理解を図りながら、学校の取組を支援します。

県以外の主体	<p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標達成型の学校経営計画の策定と実行 学校評価（自己評価、学校関係者評価）の実施 家庭、地域、行政との連携による教育活動の推進 「いわての復興教育」の充実 防災教育（【そなえる】）の取組の拡充・強化 「地域連携型の防災教育」の実施 体験的な防災学習の実施 副読本を活用した授業実践 	<p>(家庭・地域、関係機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営への参画・協働 学校や行政との連携による教育課題の解決への自主的な取組 「地域連携型の防災教育」への参画・協働 	<p>(市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価の実施、結果報告、公表等への支援、指導 学校評価を推進する環境づくりの支援（研修の場の設定等） 学校、家庭地域との連携による教育課題の解決への支援 「いわての復興教育」の取組支援と防災教育（【そなえる】）の取組支援
県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価の実施、結果報告、公表等への支援・指導 学校評価を推進する環境づくりの支援（研修の場の設定等） 学校、家庭、地域、行政との連携による教育課題の解決への支援 いわての復興教育プログラム【改訂版】とiwateの復興教育副読本の改訂 改訂後の復興教育プログラム及び副読本に基づいた学習教材開発及び情報提供 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① 目標達成型の学校経営の推進</p> <p>目標</p> <p>◎学校評価の結果の分析に取り組んでいる市町村数（市町村）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>9</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>・学校評価（学校関係者評価）の結果等を地域等に公表、報告している学校の割合（％）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>小 69.8</td> <td>75</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>中 64.8</td> <td>75</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>県立 83.2</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>95</td> <td>100</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	9	11	16	22	33	H26	H27	H28	H29	H30	小 69.8	75	80	90	100	中 64.8	75	80	90	100	県立 83.2	85	90	95	100	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 目標達成型の学校経営の推進や教員の参画、計画実現等に係る評価、検証 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学校経営計画（まなびフェストを含む）の評価結果の具体的な活用の推進（毎年度） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 校長研修講座、副校長研修講座などの管理職研修の実施 新任教務主任研修講座、主幹教諭・指導教諭等研修講座などでミドルリーダーの育成 </div>				
H26	H27	H28	H29	H30																															
9	11	16	22	33																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
小 69.8	75	80	90	100																															
中 64.8	75	80	90	100																															
県立 83.2	85	90	95	100																															
	マネジメント研修の見直し	マネジメント研修資料作成	資料を活用した研修を各種研修で実施																																



関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成21年度～平成30年度）
- ・これからの岩手の義務教育（計画期間 平成21年度～おおむね10年先まで）
- ・今後の高等学校教育の基本的方向（策定 平成21年度、改訂 平成27年度）
- ・新たな県立高等学校再編計画（案）（計画期間 平成28年度～平成37年度）

※1 学校経営計画

学校の教育目標の実現を目指し、前年度の学校評価の結果を生かしながら、各年度における学校運営方針や目標及び重点項目と、これを達成するための具体的方策等を示すもの。学校経営の改善を図るマネジメントサイクルのツールとして、全ての学校で作成している。

政策項目 No.28 家庭・地域との協働による学校経営の推進

2 いわたの復興教育

東日本大震災津波による被災体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を1つにして震災を見つめ、岩手の復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。

3 「【いきる】(生命や心について) 【かかわる】(人や地域について) 【そなえる】(防災や安全について)」

東日本大震災津波による被災体験からクローズアップされた教育的価値。「いわたの復興教育」は、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値(【いきる】【かかわる】【そなえる】)を育てることを目的としています。

4 地域連携型の防災教育

学校・家庭・地域・関係機関等が連携し、一体となって防災に取り組み、学校のみならず地域の防災力向上に資するための学校教育の取組。

5 教育振興運動

岩手において昭和40年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区など計453の実践区(平成26年度現在)において、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

生涯を通じた学びの環境づくり

1 みんなで目指す姿

県民一人ひとりが生涯にわたって自己実現を目指し、多様な機会を通じて学び、その学びの成果を生かすことが、生きがいづくりにつながり心豊かな生活になるとともに、郷土いわてに誇りを持ち愛着を深めています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①生涯学習リーダー登録者数（累計）	730人	750人	770人	790人	810人
②生涯学習に関する研修会等への参加者数	6,194人	6,400人	6,600人	6,800人	7,000人
【目標値の考え方】 ① 生涯学習により身に付けた知識・技能の成果を生かし、生涯学習を支援する生涯学習指導者・ボランティアの人材登録者数の増加を目指すもの。 生涯学習情報提供システムの登録者数において、平成26年度目標値を達成し、今後は登録者の活用について推進するとともに、平成27年度以降、各年度20人の増加により平成30年度までの4年間で80人以上の増加を目指すもの。 ② 県が実施する生涯学習に関する研修会等の参加者数について、平成26年度の実績値を基準として各年度200人以上増加することにより、平成30年度までの4年間で800人以上の増加を目指すもの。					

現状

- 生涯学習への取組は多種多様にわたって行われていますが、県民生活基本調査（平成26年度）によると生涯学習に取り組んでいる内容と取組の頻度は「趣味や教養（64.4%）」が最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーションや健康の維持・増進（64.3%）」となっています。また、生涯学習によって身に付けた知識・技能や経験を生かしている内容は、「自分の人生をより豊かにすること（69.1%）」が最も多く、「ボランティア活動や地域づくり活動、NPO・PTA・自治体等の各種団体活動（16.8%）」、「他の人の学習やスポーツ活動、文化活動などの指導（9.8%）」となっており、学んだことを地域や社会に生かす取組が求められています。
- 東日本大震災津波により、県及び市町村の公立社会教育施設・文化施設が72施設被災し、平成26年度末現在においても、いまだ4分の1の施設が復旧していない状況であることから、今後も社会教育施設等の復旧支援など学びの環境整備が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

全県において活用できる生涯学習情報提供システムによる学習情報の充実及び地域人材の資質向上に向けた学習機会の充実を図り、生涯にわたる継続的な学びを支える環境づくりに取り組みます。

また、低所得世帯や東日本大震災津波により生活基盤を失った児童生徒に対し、就学支援による学びの環境の確保に取り組みます。

さらに、個人が学んだ知識・技能や体験を地域社会に生かして、地域社会に貢献する人材の育成に取り組みます。

主な取組内容

① **学習活動を支援する環境の充実 ☆ ◆**

- ・ 生涯学習情報提供システムによる学習関連情報（各種講座や指導者情報、ボランティア情報等）の提供や学習に関する相談のほか、生涯学習に関する市町村の指導者養成や地域人材の資質向上を図る研修機会を提供します。
- ・ 住民一人ひとりが主体的に参画できるコミュニティを再生するため、学びの場づくりやコミュニケーションの場づくりを推進します。
- ・ 生涯学習の拠点施設の図書館において、資料・情報の収集・整理・保存・活用の促進、利用者の学習活動を援助するレファレンス業務[※]を充実させ、県民の主体的な学びを支援します。
- ・ 被災した社会教育施設・文化施設の復旧整備及び社会教育に係る各種事業の実施を支援します。
- ・ 高等学校等の生徒の教育の機会を確保するため、就学支援金、奨学給付金等の就学支援により保護者の経済的負担の軽減に取り組むとともに、東日本大震災津波で生活基盤を失った児童生徒の学びの環境を確保するため、いわての学び希望基金等を活用し、就学支援を必要とする全ての者を確実に支援します。

② **生涯にわたる学習機会の充実 ◆**

- ・ 地域住民の生涯学習を推進するため、市町村における社会教育、子育て支援、読書活動等の推進に取り組む関係者やボランティア等のネットワークづくりを進めるとともに、生涯学習活動の充実を図る研修の開催や指導・助言を行う体制づくりに取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町村及び市町村教育委員会は、地域住民の生涯学習・社会教育への取組を充実するため、社会教育に関する事業を実施し、地域人材の育成、地域コミュニティの再生及び活性化、社会教育施設等の復旧整備を推進します。

地域は、地域全体で子どもの育む環境を整え、地域の教育課題を解決する活動を自主的に行い、家庭は、地域活動や学校を支援する活動に積極的に参加します。

学校は、教育活動を支援するボランティア等の地域人材の積極的な活用を図り、豊かな体験交流活動や学びの場の整備・充実に努めます。

県教育委員会は、県民の多様な学習活動を支援するための情報や研修機会の提供を行うとともに、公民館、図書館等の社会教育施設事業の支援、生涯学習・社会教育事業を推進する関係者及び子育て支援や読書活動等の推進に係るボランティア等のネットワークづくりを行い、活動の充実や学びの環境づくりを推進します。

県以外 の主体	<p>（市町村・市町村教育委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関や団体等と連携した多様な生涯学習情報の提供 ・ 地域人材を育成する研修機会の充実 ・ 地域コミュニティの再生及び活性化 ・ 図書館や公民館等社会教育施設の機能を生かした生涯学習の支援 ・ 被災した公立社会教育施設・文化施設の復旧整備 	<p>（地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で子どもを育む環境づくり ・ 地域の教育課題を解決する自主的な活動の推進 ・ 地域人材の活用 <p>（家庭）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動や学校を支援する活動への参加 	<p>（学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育活動を支援するボランティア等の地域人材への活動の場の提供 <p>（奨学事業実施団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学支援の実施
--------------------	---	---	---

県	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体等と連携した多様な生涯学習情報の収集と提供 市町村生涯学習・社会教育関係者及び地域人材を育成する研修機会の提供 公民館や図書館等社会教育施設事業の支援 市町村生涯学習・社会教育事業を推進する関係者や地域ボランティア等のネットワークづくり及びコーディネート 地域コミュニティの再生支援 被災した公立社会教育施設・文化施設の復旧整備への支援 経済的理由により就学が困難な高校生等への支援
----------	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 学習活動を支援する環境の充実</p> <p>目標</p> <p>◎生涯学習情報提供システム利用件数 （システムトップページへのアクセス数）（件）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>23,710</td><td>24,895</td><td>26,080</td><td>27,265</td><td>28,450</td></tr> </table> <p>・生涯学習・社会教育の推進に携わる関係職員の人材育成事業の満足度（％） （参加者満足度4段階評価A「大いに満足」の割合）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	23,710	24,895	26,080	27,265	28,450	H26	H27	H28	H29	H30	-	80	80	80	80	<p>生涯学習情報提供システムの内容の充実及び周知啓発</p> <p>生涯学習・社会教育関係者のニーズの把握</p> <p>ニーズに応じた研修機会の提供及び内容の充実</p> <p>市町村指導者等の資質向上や地域人材の育成を図る研修機会の提供</p> <p>被災した公立社会教育施設・文化施設の復旧整備への支援</p> <p>経済的理由により就学が困難な高校生等への支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
23,710	24,895	26,080	27,265	28,450																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
-	80	80	80	80																	
<p>② 生涯にわたる学習機会の充実</p> <p>目標</p> <p>◎ボランティア等のネットワークを図る研修会の満足度（％） （参加者満足度4段階評価A「大いに満足」の割合）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	80	80	80	80	<p>社会教育関係者や地域ボランティア等のネットワークづくり</p> <p>地域ボランティア等のネットワークの活用</p> <p>地域ボランティア等のニーズの把握</p> <p>ニーズに応じた研修機会の提供及び内容の充実</p> <p>市町村における生涯学習・社会教育事業の推進支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
-	80	80	80	80																	

関連する計画

・岩手の教育振興（計画期間 平成21年度～平成30年度）

※ レファレンス業務
 情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進

1 みんなで目指す姿

県内高等教育機関（大学等）の魅力が向上し、県内高校生の地元大学等への進学意識が高まっています。

また、高等教育機関において、地域社会に貢献する意欲のある人材が育成され、多くの卒業生が岩手で活躍するとともに、地域に根ざした特色ある教育と研究が推進され、地域の産業・文化等の振興に貢献しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①県内学卒者の県内就職率	45%	47%	49%	51%	53%
②県内市町村が高等教育機関と連携して行っている取組の件数（累計）	73件	76件	79件	82件	85件
【目標値の考え方】					
① 県内大学等卒業生の県内への就職率について、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+） ^{※1} 」の取組効果を勘案し、平成30年度において53%を目指すもの。					
② 震災復興や地方創生等を目的とした、県内市町村と県内外の高等教育機関が協定等に基づいて行う共同研究等の取組件数が、これまでの増加傾向を維持し、平成30年度において85件となることを目指すもの。					

現状

- 本県には、岩手大学（4学部）、岩手県立大学（4学部）、岩手医科大学（3学部）、富士大学（1学部）、盛岡大学（2学部）と、短期大学5校、高等専門学校1校の高等教育機関があります。これらの大学をはじめとする高等教育機関は、その設置目的に応じて豊かな教養の習得や高度な専門知識・技術の習得に向けた特色ある教育研究を行っているほか、「いわて高等教育コンソーシアム^{※2}」など、各機関の特色を生かした連携による取組も進められています。高等教育機関における地域課題研究に取り組む体制の強化や相互の機能を補完し拡充するための取組を更に充実していく必要があります。
- 東日本大震災津波からの復興に向けて、岩手大学は「三陸復興推進本部」を設置し、復興に向けた支援活動を実施しているほか、岩手県立大学も地域政策研究センターに「震災復興研究部門」を設置し、被災地の復興推進に向けた支援の取組を行ってきました。「いわて高等教育コンソーシアム」においても、連携大学の特色を最大限に生かし、復興を担う中核的人材育成と復興に貢献する研究を推進しています。さらには、県外の高等教育機関においても、県内市町村等と連携した被災地・被災者に対する支援活動が行われています。今後も、高等教育機関の専門的知見を活用した復興支援の取組を継続、発展していく必要があります。
- 教育研究を通じた地域貢献の取組が活発に行われており、自治体や企業と共同して研究開発等を行う「コラボMIU^{※3}」（岩手大学と盛岡市）や「滝沢市IPUイノベーションセンター^{※4}」（岩手県立大学と滝沢市）などの産学官連携の拠点が整備されています。また、岩手大学が中心となった県内における科学技術及び研究開発に関する産学官連携組織である「いわてネットワークシステム（INS）^{※5}」の活動や、大学と市町村との相互発展に向けた協定に基づく取組などが行われており、これらの連携を更に充実していく必要があります。
- 岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期における若者の転出が顕著に

なっています。「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」では、県内高等教育機関、自治体、企業、NPO等が連携し、若者の地元定着につなげるため、県内高校生の地元進学意識や県内学卒者の地元就職意識の向上に取り組んでいます。今後も、関係機関が連携し、地域社会に貢献する意欲のある人材が、岩手で活躍できるよう、地元定着につながる取組を一層促進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

高等教育機関において進学希望者等に訴求する魅力の向上に取り組むとともに、高等学校等と連携した、県内高校生の地元大学等への進学意識を高める取組を推進します。

高等教育機関と県や市町村、企業、NPO等が連携し、地域が求める人材の育成、地元企業の魅力向上や採用PRの促進、新産業の創出や創業への支援による雇用の創出等、県内学卒者の地元定着を高める取組を推進します。

高等教育機関等の研究成果を生かした、産学官の連携による地域課題解決を進めるとともに、取組成果の周知を図ります。

主な取組内容

- ① 高等教育機関等との連携による若者定着の促進 ◆ **ソフト**
 - ・ 県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学における魅力向上、県内大学が連携した「合同進学説明会」の開催や「高大連携講座」の拡充等による県内高校生に対する魅力紹介の取組により、県内高校生の地元大学等への進学意識の醸成を図ります。
 - ・ 県内学卒者の地元定着を高めるため、高等教育機関と県や市町村、企業、NPO等が一体となり、地元企業等の魅力向上や採用PRの促進、インターンシップの取組強化等による地元就職意識の醸成を図ります。
 - ・ 県内学卒者の雇用の受け皿を増やすため、大学資源を活用した産学官連携による新産業の創出や創業への支援による雇用の創出を推進します。
- ② 地域課題解決に向けた取組 ☆ ◆ **ソフト**
 - ・ 東日本大震災津波からの復興やふるさと振興に向けた課題、その他の地域課題の解決に向けて、高等教育機関がその専門的知識を活用して、自治体、民間団体、産業界などと連携・共同して行う取組を推進します。
 - ・ 「いわて未来づくり機構」、「岩手大学地域連携推進機構」、「岩手県立大学地域政策研究センター」、「公益財団法人さんりく基金」などと連携し、地域課題解決に向けた研究や取組を推進します。
 - ・ これらの研究の取組、成果等については、成果発表会やホームページで発信し、県民等の理解の促進を図ります。
- ③ 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組 ◆ **ソフト**
 - ・ 地方公共団体が設置する公立大学は、地域課題解決に率先して取り組む使命を有していることから、ふるさと振興に向け、県をはじめとする関係機関と連携し、地域の中核を担う人材の育成、岩手の活力を創出する研究・地域貢献の取組を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

若者が岩手で活躍できるようにするため、高等教育機関と県や市町村、企業、NPO等が連携し、若者の地元定着につながる取組を推進していくことが必要です。

また、地域の自立と発展に向け、地域のシンクタンク機能を担う高等教育機関の研究組織の取組を中心に、産学官が連携した取組を着実に進めていくことが必要です。

このため、県においては、高等教育機関、市町村、企業、NPO等との連携を図り、協働した取組の一層の促進に努めます。

県以外の主体	（高等教育機関） ・ 進学希望に応える魅力の向上 ・ 地域社会を支える人材の育成 ・ 大学の資源を活用した産業の創出 ・ 教育研究の成果を還元し、地域社会に貢献	（高等学校） ・ 生徒の進学目的の明確化に向けた大学等との連携促進
	（市町村） ・ 高等教育機関との連携による地域課題解決 ・ インターンシップの受入れ及び地元企業による受入れ支援 ・ 地域産業の振興等による雇用の確保	（企業・NPO等） ・ 雇用の確保 ・ インターンシップの受入れ ・ 産学官連携による地域課題解決の検討・取組への参画
県	・ 高等教育機関との連携 ・ 県内高校生の県内大学への進学意識の醸成 ・ 新産業創出の取組支援、創業支援の強化等を通じた雇用の確保 ・ 地域課題解決に向けた研究機関等と連携した研究・取組の支援 ・ 岩手県立大学の取組への支援	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 高等教育機関等との連携による若者定着の促進 目標 ◎県内大学生等のインターンシップ参加者数(人) [累計] <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>662</td><td>700</td><td>734</td><td>768</td><td>802</td></tr> </table> ・産学官連携による新産業創出等による新規雇用創出数(人) [累計] <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>4</td><td>5</td><td>10</td><td>13</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	662	700	734	768	802	H26	H27	H28	H29	H30	0	4	5	10	13					
H26	H27	H28	H29	H30																					
662	700	734	768	802																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
0	4	5	10	13																					
	県内大学による高等学校と連携した高大連携講座等への協力																								
	いわて高等教育コンソーシアム主催事業への協力																								
	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)による関係機関と連携した取組の実施																								
	「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱 ^{**6} 」による取組の検討																								
	「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」による取組の実施																								

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>② 地域課題解決に向けた取組</p> <p>目標</p> <p>◎地域課題解決を目的とした県内高等教育機関と関係機関による共同研究数(件) [累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69</td> <td>140</td> <td>210</td> <td>280</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	69	140	210	280	350	<p>県内高等教育機関との連携による地域課題共同研究の実施</p> <p>県内高等教育機関との連携による地域課題共同研究成果の普及・促進</p> <p>地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)による関係機関と連携した取組の実施</p> <p>「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」による取組の検討</p> <p>「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱」による取組の実施</p>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
69	140	210	280	350																					
<p>③ 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組</p> <p>事業年度計画の承認及び業務実績の評価</p> <p>第3期中期目標策定・中期計画承認 (H29.4月～H34.3月)</p> <p>第2期中期目標の暫定評価</p> <p>第2期中期目標期間の業務実績の評価</p> <p>運営費交付金による岩手県立大学の運営支援</p> <p>意見交換会等による課題認識の共有及び課題解決のための取組の検討</p> <p>目標</p> <p>◎岩手県立大学卒業生の県内就職割合(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(※23卒) 44.5</td> <td>46.5</td> <td>48.5</td> <td>50.5</td> <td>52.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>卒業生の県内定着に向けた取組への支援</p> <p>・岩手県立大学の受託・共同研究数(件) [累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>84</td> <td>170</td> <td>255</td> <td>340</td> <td>425</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域課題解決のための受託・共同研究への支援</p>	H26	H27	H28	H29	H30	(※23卒) 44.5	46.5	48.5	50.5	52.5	H26	H27	H28	H29	H30	84	170	255	340	425	<p>事業年度計画の承認及び業務実績の評価</p> <p>第3期中期目標策定・中期計画承認 (H29.4月～H34.3月)</p> <p>第2期中期目標の暫定評価</p> <p>第2期中期目標期間の業務実績の評価</p> <p>運営費交付金による岩手県立大学の運営支援</p> <p>意見交換会等による課題認識の共有及び課題解決のための取組の検討</p> <p>卒業生の県内定着に向けた取組への支援</p> <p>地域課題解決のための受託・共同研究への支援</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
(※23卒) 44.5	46.5	48.5	50.5	52.5																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
84	170	255	340	425																					

※1 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)

平成27年度から実施された文部科学省所管の高等教育機関に対する補助事業。地域における複数の大学が、地方公共団体、企業、NPO等と協働し、当該地域における雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を推進することを目的に行う事業。「COC」とは、Center of Community(地域の中核的存在)の略称。

岩手県においては、岩手大学を中心として、岩手県立大学(短大含む)、富士大学、盛岡大学、一関工業高等専門学校が参加校となり、事業協働機関として、岩手県、盛岡市ほか15市町村、岩手県商工会議所連合会ほか7経済団体等が連携して、県内への参加大学全体の就職率を平成26年度の45%から平成31年度の55%に引き上げること等を目標として、雇用創出等の取組を実施していくもの。

2 いわて高等教育コンソーシアム

国際通用性や教育の質の保証など大学を取り巻く状況、低迷する大学進学率や県内就職率等の地域課題に対応するため、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学が連携を強化し、地域の中核を担う人材育成を目指すために、平成20年度に組織したもの。平成24年度からは、放送大学岩手学習センター及び一関工業高等専門学校が加入。

政策項目 No.30 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進

3 コラボMIU

盛岡市が岩手大学工学部構内に設置した「盛岡市産学官連携研究センター」(通称「コラボMIU」)。岩手大学の知的財産と産学官連携ノウハウを活用し、大学の研究成果の企業への技術移転、新規創業支援及び研究開発型企業の誘致を推進することを目的として設置された。

「コラボMIU」とは、センターの通称で、「Research and development center by collaboration of Morioka city and Iwate University」の略称。

4 滝沢市IPUイノベーションセンター

滝沢市が岩手県立大学施設内(地域連携研究センター隣接地)に建設した施設。研究開発支援、既存企業の抱える技術的課題の解決、新事業の創出などを促進し、市の経済振興に資することを目的として平成21年に開所した。市町村が公立大学施設内に整備する全国初の産学連携サポート施設である。

「IPU」とは、Iwate Prefectural University(岩手県立大学)の略称。

5 岩手ネットワークシステム(INS)

岩手県内における科学技術及び研究開発に関する人・情報の交流・活用を活発化し、共同研究を進め、科学技術及び産業の振興に資することを目的として平成4年に設立された組織。趣旨に賛同する全ての個人、法人が参加し、INSの事業に参加することができる。

6 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着促進要綱

平成27年度から実施された総務省所管の地方公共団体に対する特別交付税措置事業。地方公共団体と大学等が具体的な数値目標を掲げた協定を締結し、連携して行う雇用創出・若者定着の取組のうち、地方公共団体の取組を総務省が支援するもの。

文化芸術の振興

1 みんなで目指す姿

多彩な本県の文化芸術が生まれ、創造・継承されるとともに、人々が文化芸術に触れ、活動・鑑賞する機会が増えています。

また、郷土の誇りと愛着をもたらす歴史遺産や伝統文化が保存継承され、その価値が広く内外に発信されるとともに、新しいものを創造する地域文化の振興が図られています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①県内の公立文化施設における催事数 注)	1,182件	1,210件	1,240件	1,270件	1,300件
②民俗芸能ネットワーク加盟団体数	400団体	402団体	404団体	406団体	408団体
【目標値の考え方】					
① 平成30年度までに催事数を10%以上増加させることにより、文化芸術鑑賞機会の充実を図るもの。 注) 岩手県公立文化施設協議会加盟施設のうち、各市所在の主な12施設分を抽出。					
② 平成30年度までに、加盟団体数の着実な増加を目指すもの。					

現状

- 県内各地において、新たな文化芸術を徐々に融合、発展させることにより培われてきた多様な文化芸術が育まれており、このような魅力を県内外に向けて積極的に発信していくことが望まれています。
- 文化芸術活動やその成果発表機会が十分ではない、又は鑑賞機会が少ないなどの状況があります。特に被災地では、活動者及び活動場所並びに成果発表・鑑賞するための会場が被災したことから、より顕著なものとなっています。
- 県内において、マンガやアニメ、ゲームなどポップカルチャーを活用した地域振興の取組が始まっています。
- 県内では、中尊寺金色堂などの歴史遺産や、早池峰神楽、鬼剣舞などの多様な伝統芸能が受け継がれています。
- 人口減少・少子高齢化の進行により、伝統芸能など地域の文化を次代に受け継ぐ若者が減少しています。
- 地域の宝として文化財を活用し、活性化を図っている地域があります。
- 「平泉の文化遺産」に続き「橋野鉄鉦山」を含む「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録が実現し、「平泉の文化遺産」の拡張登録や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指し、関係自治体との協議や検討を進めています。
- 被災地域の文化財等が流失・破損され、修復や保存が必要になっています。
- 被災地では、郷土芸能を始めとする地域文化の継承に向けた取組が求められています。
- 行政や民間団体、文化芸術従事者等による相互協力が十分に図られていない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

「岩手県文化芸術振興指針」に基づき、多くの県民が普段の生活で文化芸術に触れることがで

きる機会を増やしたり、多様化する情報発信手段・手法を活用したりするなど、岩手県のアイデンティティーの確立に向けた、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化します。

文化芸術の担い手（活動者）と支え手（鑑賞者）それぞれの希望とニーズをマッチングさせ、その橋渡しや交流の場を提案、設定できるサービスを提供するとともに、両者を育てる観点から鑑賞者層の拡大と観賞力の向上を図ります。

豊かな創造性のかん養と人材育成に力を注ぐとともに、県民がより文化芸術活動に参加しやすい環境を整備します。

文化芸術活動への支援を必要とする者と支えようとする者のマッチングや相互連携を図る人的ネットワークを形成するとともに、その機能を強化します。

主な取組内容

① 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 ◆ ソフト

- ・ 県文化芸術ホームページ「いわての文化情報大事典」の更なる充実を図ります。
- ・ 行政広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載を図ります。
- ・ 県内の美術館や博物館が行う各種企画展示、常設展示を通じて、優れた作品を鑑賞する機会、関連講座への参加機会を提供します。
- ・ SNS、動画サイト、マスメディアなど多様な情報発信手段の活用を図ります。

② 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 ◆ ソフト

- ・ 各広域振興圏に配置している「岩手県文化芸術コーディネーター」の活用により、県内外の文化芸術の担い手（活動者）と支え手（鑑賞者）それぞれの希望やニーズのマッチングを行うなど、地域における文化芸術活動を支援します。
- ・ 若者等が多く参加・鑑賞する文化芸術分野、ポップカルチャー等に関するコンテスト、発表会、コンサートなどを開催します。
- ・ マンガやアニメ、ゲームなどポップカルチャーを活用した観光振興を行うなど、地域活性化に向けた取組への支援を行います。
- ・ 文化芸術に関係する人々を対象としたアートマネジメント研修を実施します。

③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援 ☆ ◆ ソフト

- ・ 文化芸術活動の活発化や伝統芸能の保存伝承など、文化振興基金の活用による担い手育成に取り組めます。
- ・ より多くの子どもの文化芸術に対する興味・関心の向上と文化芸術活動に参加する取組を進めます。
- ・ 学校教育における優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や、中学生・高校生の文化芸術活動のレベルの向上に取り組めます。
- ・ 高齢者、障がい者等の文化祭・作品展等の開催を支援するとともに、文化芸術鑑賞機会を確保します。
- ・ 伝統文化・生活文化に対する地域が一体となった理解推進への取組や、保存・伝承していくための機会の確保に取り組めます。
- ・ 東日本大震災津波の被災により、存続・継続が危惧される被災地の文化芸術活動再開に向けた支援を行います。

④ 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成 ◆ ソフト

- ・ 各広域振興圏において、文化芸術コーディネーターが中心となった文化芸術活動支援ネットワークの形成を図ります。
- ・ 活動団体などが必要とする支援をいつでも登録、発信できる体制を整備します。
- ・ 活動団体などが発表や参加勧誘等の活動情報発信を自由に行うことができる場を提供します。
- ・ 文化関係施設、文化芸術団体、行政機関等の各関係者内の一層の連携・情報交換が可能な体制を整備します。
- ・ 活動団体・関係者をつなぎ、調整するサービスを提供します。
- ・ ネットワークの参加団体・活動者間で情報交換・共有を行うためのインターネットサイト（ホ

ームページ、SNSなど)を整備します。

- ・ 地域の文化活動、祭り等に参加しやすい職場環境づくり・雰囲気醸成に努めます。

⑤ 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組 ◆ **ソフト**

- ・ 本県の世界遺産である平泉及び橋野鉄鉦山など、豊かな岩手の文化遺産を確実に守り伝え、本県の世界遺産の価値を国内外に発信するとともに、「平泉の文化遺産」の拡張登録及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の登録に向けた取組を進めます。
- ・ 平泉文化の調査研究を推進するとともに、研究成果について情報発信します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

文化芸術活動は県民一人ひとりが主体的に取り組むものですが、その振興のためには、県、市町村、企業、民間団体などが協力し合い、一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、県は、各広域振興圏に設置した文化芸術コーディネーターの機能強化、文化芸術活動支援ネットワークの形成を進めるなど、地域の文化芸術活動等を支援し、積極的に文化芸術情報を発信します。

また、市町村等と連携し、被災地における文化芸術活動の支援、文化財等の修復・保存を行っていきます。

県民及び文化芸術活動団体等は、文化芸術活動や鑑賞を積極的に行うほか、生活に根ざした地域文化の伝承に努めます。

市町村及び市町村教育委員会は、地域の文化芸術情報を発信するとともに、地域文化の保存・伝承及び文化財等を活用した地域づくりの推進に努めます。

文化施設は、地域において優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供するほか、文化芸術活動を行う者に対する活動場所及び成果発表機会の提供に努めます。

企業・民間団体等は、地域や各主体の状況を踏まえながら、自身の取組や社会貢献活動を通じて地域の文化芸術活動等の支援に努めます。

<p>県以外の主体</p>	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動・鑑賞 ・ 地域文化の伝承 <p>(文化芸術活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある文化芸術活動 ・ 会員の文化芸術活動に対する支援 ・ 県民に対する鑑賞機会の提供 ・ 講師派遣協力 <p>(企業・民間団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化芸術活動に対する支援 ・ 文化芸術を活用した地域振興 	<p>(市町村・市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化芸術情報の発信 ・ 地域文化の保存・伝承 ・ 郷土芸能の保存・活動支援 ・ 文化芸術活動・成果発表機会の提供 ・ 世界遺産登録(拡張登録)の推進 ・ 文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用 ・ 文化財等を活用した地域づくりの推進 ・ 復興に伴う埋蔵文化財調査の推進 <p>(文化施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑賞機会の提供 ・ 活動場所・成果発表機会の提供
<p>県</p>	<p>(県・県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術振興施策の総合的策定・実施 ・ 国・市町村等との連携・協力 ・ 文化芸術情報の発信 ・ 文化芸術コーディネーターの機能強化 ・ ポップカルチャーなど新しい文化芸術分野に対する支援 ・ 伝統芸能団体の活動支援 ・ 文化芸術施設における鑑賞機会の充実・普及プログラムの推進 ・ 被災地などにおける文化芸術活動支援 ・ 世界遺産登録(拡張登録)の推進 ・ 文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用 ・ 復興に伴う埋蔵文化財調査の支援 ・ 歴史的・文化的景観の保全・活用促進 ・ 文化芸術活動支援ネットワークの形成などによる文化芸術活動支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信</p> <p>目標</p> <p>◎「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>357,025</td><td>357,500</td><td>358,000</td><td>358,500</td><td>359,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	357,025	357,500	358,000	358,500	359,000	<p>「いわての文化情報大事典」ホームページによる情報発信</p>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
357,025	357,500	358,000	358,500	359,000																					
<p>② 文化芸術と県民との交流支援体制の整備</p> <p>目標</p> <p>◎「岩手県文化芸術コーディネーター」の活動件数（回）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>272</td><td>275</td><td>280</td><td>285</td><td>290</td></tr> </table> <p>・「いわて若者文化祭」に出演・出展し、交流を行った人数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	272	275	280	285	290	H26	H27	H28	H29	H30	-	120	120	120	120	<p>各広域振興圏における「岩手県文化芸術コーディネーター」の活動</p> <p>「いわてマンガプロジェクト」の推進</p> <p>「いわて若者文化祭」の開催</p> <p>アートマネジメント研修の実施</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
272	275	280	285	290																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	120	120	120	120																					
<p>③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援</p> <p>目標</p> <p>◎県内に在住している芸術家等の公立文化施設及び学校への派遣回数（回）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </table> <p>・活動再開に至った郷土芸能団体数（県の支援を受けた団体数）（団体）〔累計〕</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>16</td><td>22</td><td>26</td><td>30</td><td>32</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10	10	10	10	10	H26	H27	H28	H29	H30	16	22	26	30	32	<p>学校等への芸術家の派遣</p> <p>青少年劇場の開催</p> <p>全国中学校総合文化祭への派遣</p> <p>高等学校文化連盟セミナーサポート事業の実施</p> <p>民俗芸能フェスティバルの開催</p> <p>郷土芸能復興支援事業による被災地の郷土芸能団体活動支援</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
10	10	10	10	10																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
16	22	26	30	32																					
<p>④ 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成</p> <p>目標</p> <p>◎「岩手県文化芸術コーディネーター」の活動件数（回）〔再掲〕</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>272</td><td>275</td><td>280</td><td>285</td><td>290</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	272	275	280	285	290	<p>各広域振興圏における「岩手県文化芸術コーディネーター」の活動</p> <p>各広域振興圏における「文化芸術活動支援ネットワーク会議」の開催</p>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
272	275	280	285	290																					
<p>⑤ 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組</p> <p>目標</p> <p>◎世界遺産が所在する市町村数（市町村）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	2	2	2	3	<p>【平泉の文化遺産】</p> <p>拡張登録に向けた調査研究、史跡追加指定等</p> <p>拡張登録協議</p> <p>【明治日本の産業革命遺産】</p> <p>推薦書提出</p> <p>世界遺産登録</p> <p>史跡整備、普及啓発、情報発信の推進</p> <p>【北海道・北東北の縄文遺跡群】</p> <p>推薦書作成</p> <p>推薦書提出</p> <p>イコモス現地調査</p> <p>世界遺産登録</p>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
1	2	2	2	3																					

関連する計画

- ・岩手県文化芸術振興指針（計画期間 平成27年度～平成31年度）
- ・岩手の教育振興（計画期間 平成21年度～平成30年度）

多様な文化の理解と国際交流

1 みんなで目指す姿

地域において、外国人県民等^{※1}との交流が行われ、文化や価値観を認め合っています。また、外国人県民等に対する受入体制が整備され、外国人県民等も積極的に地域活動に参加するなど、共にいきいきと生活する多文化共生社会が実現しています。

海外との草の根交流^{※2}や姉妹都市交流などにより、様々なネットワークが形成され、岩手の魅力が海外に発信されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎国際交流センター施設利用者数 (利用者数/年)	11,278人	11,600人	11,600人	11,600人	11,600人
【目標値の考え方】 外国人県民等への支援を行うとともに、国際交流・協力及び多文化共生に関する情報を適切に発信していくため、毎年度11,600人の利用を目指すもの。					

現状

- 本県における在留外国人数は、平成10年から平成15年の間に急激に増加した後、横ばいが続いていましたが、東日本大震災津波の影響により本国に帰国するケースがあり、千人近くの大規模な減少となりました。その後は、回復の傾向にあります。
- 海外との交流は、草の根交流や市町村の姉妹都市交流などを中心として行われてきましたが、震災からの復旧・復興への支援や「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機に、県民が直接世界とつながる機会が増えています。
- 「平泉の文化遺産」及び橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録の実現、台湾定期チャーター便の就航などにより、外国人の受入機会が増加しつつあります。
- ILCの実現に向けた取組を進めていく中で、海外の研究者等との交流の機会が増加しているほか、県内在住外国人による研究者等の受入準備が進められています。
- 様々な分野で急速に進みつつあるグローバル社会において、海外で活躍できる人材のほか、本県にいながら海外とのつながりを生かして地域に貢献できる人材の確保やその育成の取組が産学官一体となって進められています。
- 国際交流センターは、外国人県民等への支援や国際交流・協力及び多文化共生に関する情報を収集・提供する機能を担っています。
- 平成27年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において、「防災・復興に関する岩手県からの提言」を世界に発信したほか、同会議及び関連事業等を通じて、海外とのネットワーク形成が進みました。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

外国人県民等が日常生活を円滑に送ることができるよう、「岩手県多文化共生推進プラン」に基づき、企業、教育機関、国際交流協会等関係団体と連携してコミュニケーション支援などに

取り組みます。

草の根交流や市町村の姉妹都市交流をはじめとした国際交流を深めるとともに、県内大学の留学生などの人材を活用し、海外とのネットワーク形成を図ります。

また、県民が多文化共生の考え方について理解を深めるための取組を行うとともに、国際交流拠点としての国際交流センターの機能を充実します。

主な取組内容

① コミュニケーション及び生活支援の充実 ◆

- ・ 関係団体との連絡・連携を強化した上で、日本語学習の支援や情報の多言語化等に取り組みます。
- ・ 外国人相談などの支援施策を充実し、周知することにより活用を図ります。
- ・ 外国人旅行者の増加を見据え、無料公衆無線LANや多言語表記化などの受入態勢の整備を促進します。

② 海外とのネットワークの形成 ☆ ◆ ソフト

- ・ 留学生等とのつながりを深め、帰国後においても県の情報を提供するなど、交流を進めます。
- ・ 草の根交流や市町村の姉妹都市交流等を継続・拡大していき、「岩手県と海外とのかけ橋」となる人材の育成に努めます。
- ・ 震災からの復旧・復興への支援や「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機に生まれた海外との新たなつながりを大切にし、深めていきます。
- ・ 海外との交流機会の提供等を通じて、地域に貢献するグローバル人材を育成し、その活用を促進します。
- ・ 海外県人会との連携を更に強化していきます。
- ・ 第3回国連防災世界会議及び関連事業の実績を踏まえ、国際会議の県内誘致について検討を行います。

③ 多文化共生理解支援の充実 ◆

- ・ 多文化共生の意識を浸透させるための普及や啓発を行い、お互いの文化や習慣の理解を深める交流の機会を増やします。
- ・ ILCの実現に向けた取組の中で、本県の歴史、自然、文化等について広く国内外に発信するとともに、外国人との交流の機会を設けることでILCを通じた相互理解の促進を図ります。

④ 国際交流等の拠点の機能充実 ◆

- ・ 市町村国際交流協会の役割を踏まえた上で、多文化共生、国際交流・協力の拠点として重要な役割を果たす国際交流センターの機能を充実します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

多文化共生を推進するためには、各主体が、外国人県民等に対するコミュニケーションの支援などを連携・協力して取り組むことが必要です。

このため、県と県国際交流協会は、相互に連携しながら、全県的視野から先導的事業等を中心に多文化共生を推進するとともに、各主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。また、県は、草の根交流や姉妹都市交流に対する情報提供等の支援のほか、海外県人会や留学生のネットワークづくりを行います。

県民は、交流機会・啓発機会へ参加し、多様な文化への理解を深めます。

企業は、多文化共生推進・国際交流推進へ協力するとともに、外国人県民等への地域活動への参加奨励を行います。

教育機関は、外国人児童生徒及び保護者に対する情報提供や留学生への支援を行うとともに、多文化共生理解啓発・促進へ協力します。

市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体は、情報提供・普及啓発・コーディネート

行うとともに、草の根交流や姉妹都市交流の推進に取り組みます。

県以外 の主体	(県民) <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流機会・啓発機会への参加 ・ 【外国人県民等】日本語学習機会や地域行事への参加 ・ 【日本人】外国人県民等への協力、グローバル人材の育成・活用 	(市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体) <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供・普及啓発・コーディネート ・ 地域的な情報の多言語化等 ・ 日本語教室の開催 ・ ボランティア情報の収集・登録 ・ 相談窓口の設置、相談体制の支援 ・ 外国人児童・生徒への日本語指導 ・ 草の根交流、姉妹都市交流の推進 ・ 交流機会の拡大、行事への参加勧奨 ・ 地域における外国人県民等のネットワーク形成支援
	(企業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員である外国人県民等の日本語学習への配慮 ・ ライフライン関係事業者における生活関連情報の多言語化の推進 ・ 外国人県民等の雇用機会の創出 ・ 地域活動への参加奨励 	
	(教育機関) <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒及び保護者に対する情報提供 ・ 日本語教室・多言語情報の提供支援、ボランティア等への協力 ・ 児童生徒への日本語学習指導 ・ 国際・多文化共生の視点を取り入れた学習等の実施 ・ 留学生への支援 ・ 多文化共生理解啓発・促進への協力 	(県国際交流協会) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教室の開設等の支援 ・ 多言語による情報提供・普及啓発・活用支援 ・ ボランティアの育成・登録 ・ 外国人県民等の相談の実施 ・ 医療関係団体との連携による外国人支援体制の構築検討 ・ 外国人児童・生徒への日本語指導の支援 ・ 外国人県民等への生活支援 ・ 多文化共生理解の普及・啓発 ・ 交流機会の提供と住民の参加勧奨 ・ 海外との交流に意欲的な県民の海外派遣及びネットワークづくり
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教室の開設等の支援 ・ 多言語による情報提供・活用の支援 ・ 通訳ボランティアの育成や体制整備の支援 ・ 生活に必要な情報・制度の周知 ・ 支援者等への情報提供 ・ 外国人相談事業の実施・充実 ・ 日本語指導者を指導する者の養成 ・ 高校進学に係る情報提供、外国人児童・生徒への日本語指導支援 ・ 多文化共生の視点を取り入れた研修・学習の実施 ・ 外国人留学生の就職支援と帰国後のネットワーク形成 ・ 多文化共生理解の啓発・促進 ・ 外国人県民等のネットワーク形成支援 ・ 国際交流センター機能の充実 ・ 海外との交流に意欲的な県民の海外派遣及びネットワークづくり 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① コミュニケーション及び生活支援の充実 目標 ◎外国人相談件数（件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">615</td><td style="text-align: center;">615</td><td style="text-align: center;">615</td><td style="text-align: center;">615</td><td style="text-align: center;">615</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	615	615	615	615	615	→	→	→	→	→																				
H26	H27	H28	H29	H30																															
615	615	615	615	615																															
	日本語サポーターの育成・登録・活用 日本語教室へのアドバイス																																		
	多言語サポーターの育成・登録・活用																																		
	行政情報等の多言語化																																		
	外国人相談、日本語教室巡回相談の実施																																		
<p>② 海外とのネットワークの形成 目標 ◎いわて親善大使委嘱者数（人）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">688</td><td style="text-align: center;">710</td><td style="text-align: center;">732</td><td style="text-align: center;">754</td><td style="text-align: center;">776</td></tr> </tbody> </table> <p>・イングリッシュ・キャンプに参加して英語コミュニケーション能力の向上を実感した生徒の割合（%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">97</td><td style="text-align: center;">98</td><td style="text-align: center;">99</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> </tbody> </table> <p>・海外派遣に参加して国際理解や国際感覚及びグローバルな視点を持つようになった生徒の割合（%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: center;">97</td><td style="text-align: center;">98</td><td style="text-align: center;">99</td><td style="text-align: center;">100</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	688	710	732	754	776	H26	H27	H28	H29	H30	-	97	98	99	100	H26	H27	H28	H29	H30	-	97	98	99	100	→	→	→	→	→
H26	H27	H28	H29	H30																															
688	710	732	754	776																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
-	97	98	99	100																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
-	97	98	99	100																															
	留学生への奨学金の支給・人的ネットワークの形成																																		
	グローバル人材の育成																																		
	県費留学生又は海外技術研修員受入れ																																		
	海外自治体研修員受入れ																																		
	震災や平泉の世界遺産登録を契機とする海外とのつながりの継続・拡大																																		
	県人会周年行事への参加等	海外県人会活動に対する補助			県人会周年行事への参加等																														
<p>③ 多文化共生理解支援の充実 目標 ◎外国文化紹介・国際理解事業実施回数（件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">39</td><td style="text-align: center;">41</td><td style="text-align: center;">43</td><td style="text-align: center;">45</td><td style="text-align: center;">47</td></tr> </tbody> </table> <p>※県国際交流員及び（公財）岩手県国際交流協会が行う外国文化紹介・国際理解事業の実施回数</p>	H26	H27	H28	H29	H30	39	41	43	45	47	→	→	→	→	→																				
H26	H27	H28	H29	H30																															
39	41	43	45	47																															
	外国文化紹介事業・国際理解事業の実施及び支援																																		
	多文化共生推進普及・啓発																																		
<p>④ 国際交流等の拠点の機能充実 目標 ◎情報提供件数（件）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,228</td><td style="text-align: center;">1,240</td><td style="text-align: center;">1,260</td><td style="text-align: center;">1,280</td><td style="text-align: center;">1,300</td></tr> </tbody> </table> <p>※外国人相談件数を除く。</p>	H26	H27	H28	H29	H30	1,228	1,240	1,260	1,280	1,300	→	→	→	→	→																				
H26	H27	H28	H29	H30																															
1,228	1,240	1,260	1,280	1,300																															
	国際交流センターの機能の充実（交流機能、相談機能等）																																		
	ホームページ等による情報発信の充実																																		

関連する計画

- ・岩手県多文化共生推進プラン（計画期間 平成27年度～平成31年度）
- ・いわてグローバル人材育成ビジョン（計画期間 平成26年度～平成30年度）

※1 外国人県民等
 外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。
 2 草の根交流
 民間団体等が自主的に行う交流活動。

豊かなスポーツライフの振興

1 みんなで目指す姿

幼児から高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境が整い、スポーツを楽しみ、また、スポーツを支える活動に参画する機会が増えることにより、誰もが心豊かで活力のある健康的な生活を送っています。

また、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の本県開催を契機に高まった競技力と県民のスポーツに対する関心が更に高まり、ラグビーワールドカップ2019の本県開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取組が活発に行われています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①スポーツ実施率 (週1回以上のスポーツ実施率)	52.8%	53.0%	54.0%	55.0%	56.0%
②国民体育大会天皇杯得点順位	37位	10位台	8位以内	10位台	20位台
【目標値の考え方】					
① 県民のおよそ2人に1人が週1回以上スポーツに親しんでいる現状を更に促進するため、第71回国民体育大会を契機に認知されたデモンストレーションスポーツの更なる普及や東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成によるスポーツ参加などを見込みながら、年1ポイント増加を目標値として設定するもの。					
② 平成29年までは、国民体育大会開催県にふさわしい優秀な成績を目指すこととし、既に設定している目標値とするもの。平成30年は、第71回国民体育大会時に高めた競技力を維持する目標値とするもの。					

現状

- 健康志向の高まりや地域スポーツクラブの定着等により、60歳代以上のスポーツ実施率は堅調であるものの、就労年代や子育て年代のスポーツへの参加は低調です。地域別にみると、沿岸部や郡部でのスポーツ実施率が低い傾向にあり、いつでも、どこでもスポーツができる環境を整備することが一層求められています。
- 東日本大震災津波により、多くの体育施設が被害を受けるなど、スポーツ活動の場が失われ、沿岸部の県民は、運動不足による体力低下や精神的ストレス等、心身の健康問題が懸念されており、トレーナー等によるスポーツ医・科学を活用した安全かつ効果的な運動指導や心のケアが求められています。
- 中長期的な視点に立った競技力向上を図るため、ジュニア期の育成環境を整備するとともに、本県のスポーツ振興を支える指導者養成を推進する必要があります。
- 平成28年に開催する第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会は、東日本大震災津波からの復興のシンボルとして、県民、企業、団体等との協働を基本に開催準備が進められています。
- 第71回国民体育大会については、天皇杯得点順位8位以内を目標にこれまで選手強化を進めてきました。これまでの天皇杯得点順位は、平成23年41位、平成24年39位、平成25年23位と成果を挙げてきたものの、平成26年は37位と大きく順位を下げた結果となっています。目標を達成するため、関係競技団体及び第71回国民体育大会指導者との連携を更に強化し、強化事業の質を高めながら事業

量を増やすなど、岩手県選手団の強化を着実に図っていくことが課題となっています。

- 第16回全国障害者スポーツ大会については、全ての競技種目に本県選手が参加し、多くのメダルを獲得することを目指して選手強化に取り組んでいます。
- スポーツの振興は、健康の増進や体力・運動能力の向上にとどまらず、地域コミュニティの形成や地域の連帯感の向上、観光等による経済的効果の創出など、地域活性化の可能性を大きく広げます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、本県では2016年に第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会が開催されるとともに、ラグビーワールドカップ2019の釜石市開催が決定しました。これらの大規模スポーツイベントの取組を契機に、国内外との交流人口の更なる拡大を図ることが必要です。
- スポーツの振興を通じた地域の活性化が重要と考えられる中で、近年、地域密着型で運営するプロスポーツが注目されるようになり、本県においてもサッカー、バスケットボール等のプロチームの活躍には、ファン（サポーター・ブースター）をはじめ多くの県民の期待と関心が高まっています。地元プロスポーツチーム・市町村等と連携し、トップスポーツと地域におけるスポーツの好循環の形成、経済的効果の拡大や県民の連帯感の醸成等を図っていくことが必要です。
- 障がい者のスポーツは、特別支援学校や障害者支援施設等を中心とした県障がい者スポーツ大会への参加や、様々なスポーツ活動により、社会参加の一環として行われています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域スポーツクラブの育成支援やスポーツを支える人材育成等による地域に根ざしたスポーツ振興を推進するとともに、オリンピック・パラリンピック等で活躍する本県トップアスリートの輩出を目指し、プロスポーツを含めた競技団体等と連携して中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成に取り組めます。

また、スポーツ医・科学を活用し、本県の競技力向上と被災者をはじめ県民の心身の健康増進を図ります。

第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会は、東日本大震災津波からの復興のシンボルとして、県民、企業、団体等との協働を基本としたオール岩手での開催に取り組めます。

さらに、スポーツ振興による内外の人々の交流拡大など、地域の活性化を促進します。

また、障がいの有無にかかわらず、共にスポーツに親しむことができるようにするとともに、障がい者の競技力向上を目指して、生涯を通じてスポーツに積極的に取り組める環境の整備を進めます。

主な取組内容

① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進 ☆ ◆

- ・ 県民のライフステージに応じたスポーツ活動への参画を更に促進するため、スポーツを通じた健康増進やスポーツを支える人材の育成等、スポーツへの多様な関わり方を意識した取組を推進します。
- ・ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、地域スポーツクラブの育成や地域スポーツ指導者の充実等に取り組めます。
- ・ 東日本大震災津波により被災を受けた県内スポーツ・レクリエーション施設の復旧に引き続き取り組み、県民のスポーツ活動の場を確保するための整備を推進します。
- ・ 被災した県立高田松原野外活動センターについては、復興の進捗状況を踏まえ、関係機関等と連携を図りながら、代替施設の整備を進めます。
- ・ 県営野球場や県営体育館などの県営体育施設のほとんどは、経年とともに施設・設備の老朽化が進行している状況にあることから、市町村との役割分担や大震災津波からの復旧・復興の進展等を踏まえながら、今後の体育施設のあり方を総合的に検討します。

② 中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進

- ・ スーパーキッズ発掘育成など中長期的な視点に立った選手育成に計画的に取り組むとともに、オリンピック・パラリンピックに出場する選手を輩出するためにトップアスリートの活動を支援する取組を推進します。
- ・ 各種全国大会に向けて、各競技団体の組織体制の強化や選手の能力を最大限に引き出す優秀指導者の養成に取り組めます。
- ・ プロスポーツチームが地域や学校で行うスポーツイベントやクリニック等の活動を支援し、各種スポーツの普及、競技力向上に繋がります。

③ スポーツ医・科学サポートの推進 ☆

- ・ スポーツドクターやアスレティックトレーナー等との連携のもと、スポーツ医・科学を活用して傷害予防、栄養摂取、トレーニング等をサポートし、効果的かつ効率的に競技力の向上を図ります。
- ・ 東京オリンピック等の各種世界大会や全国大会で活躍する選手を育成するとともに、専門知識と選手の能力を最大限に引き出す指導力を持った指導者の育成に取り組めます。
- ・ アスレティックトレーナーを学校体育や部活動に派遣し、スポーツ医・科学を活用した指導により、子どもの運動の基礎づくりや体力向上、部活動における競技力の向上を図ります。
- ・ 県民が生涯にわたり豊かで健康的な生活が送られるよう、スポーツを通じた安全で効果的な健康づくりに取り組めます。

④ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた県民参加の促進 ☆

- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会は、県民、企業、団体等との協働を基本にオール岩手で開催準備を進めるとともに、ボランティアの登録・育成、募金・企業協賛や各種広報の強化等を通じて県民の積極的な参加を促進します。

⑤ スポーツの振興による地域活性化の促進 ☆ ◆

- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を確実に成功させるとともに、その成果を生かし、開催地である釜石市をはじめ、市町村・関係団体等と連携し、ラグビーワールドカップ2019の開催準備に取り組めます。
- ・ 市町村・スポーツ団体等と連携し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的スポーツ大会の事前合宿誘致をはじめ、関連イベントの実施、岩手県スポーツツーリズム推進連絡会議を通じたスポーツツーリズム^{*}の取組を推進し、交流人口の拡大に取り組めます。
- ・ 岩手県を本拠地として活躍するプロスポーツチームの活躍は、県民に夢や楽しみ、感動を与え、明るく豊かで活力ある社会生活の形成に資するため、チームや企業等と連携したPR活動等を通じ、県民の一体感や応援機運の醸成を図るとともに、観戦や応援イベント等による交流人口の拡大を通じた地域活性化の取組を促進します。

⑥ 障がい者スポーツの振興

- ・ 障がい者スポーツの理解促進のため、地域スポーツ指導者を中心に障がい者スポーツ指導員の養成を推進します。
- ・ 障がい者スポーツの一層の推進を図るため、障がい者団体や県体育協会、競技団体と連携して、障がい者スポーツを推進する組織の設立やその活動について支援していきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県体育協会、県スポーツ振興事業団及び各競技団体等においては、本県のスポーツ振興・発展のために相互の連携システムを構築し、組織体制の強化を図るとともに、各種事業の推進及び積極的な活動に取り組めます。

市町村・市町村教育委員会は、地域の状況に応じたスポーツ活動実施を推進し、地域住民の特色あるスポーツ活動への参加を支援するとともに、スポーツ合宿の誘致を推進します。

地域は、地域全体で年代、性別を問わず誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整備し、地域の特色を生かしたスポーツ活動を自主的に行います。

家庭は、地域のスポーツ活動に積極的に参加し、健康で心豊かな生活を送ります。

県教育委員会は、県民の誰もが自らスポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの環境を整備します。また、将来、国際大会等で本県選手が活躍するよう中長期的な視点に立った、選手育成や指導者養成に取り組むとともに、スポーツ医・科学サポート体制の充実を図り、競技力向上のための事業を推進します。

県は、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を成功させ、その取組をラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会につなげながら、スポーツツーリズムに関する機運醸成を図り、県民の積極的参加を促進します。

企業や団体等は、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会やラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組等に積極的に参加します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(県体育協会・県スポーツ振興事業団・各競技団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技団体及び組織体制の強化 ・ 指導者の資質向上 ・ 選手強化事業の実施 ・ 組織体制の充実 ・ 優秀選手確保の促進 ・ 生涯スポーツの推進 ・ 障がい者スポーツ推進組織の設立及びその活動への協力 	<p>(市町村・市町村教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツイベント等の開催 ・ スポーツ・レクリエーション活動への住民の参加促進 ・ スポーツ環境の整備 ・ スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備 ・ スポーツ合宿の誘致 ・ スポーツ・レクリエーション活動への障がい者の参加促進 ・ 障がい者スポーツ環境の整備 	<p>(地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体でスポーツに親しむことのできる環境整備 ・ 地域スポーツ活動の推進 <p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ活動への参加 <p>(県民・企業・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会への積極的参画 <p>(障がい者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツ推進組織の設立及び運営
<p>県</p>	<p>(県教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ環境の整備 ・ 広域スポーツセンター機能の充実 ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援 ・ 選手強化事業のコーディネート ・ ジュニア選手の早期発掘・育成 ・ 選手育成や指導者の資質向上 ・ スポーツ医・科学サポート体制の推進 ・ スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備 ・ 特別支援学校におけるスポーツ活動の活性化 		<p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県民」、「企業」、「団体」等との協働を基本とした岩手国体等の準備 ・ ラグビーワールドカップ2019等の開催に向けた準備 ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組の推進 ・ スポーツ合宿誘致に取り組む市町村の支援 ・ 県民の積極的参加の促進 ・ 障がい者スポーツ指導員の養成 ・ 障がい者スポーツ推進組織の設立及びその活動への支援

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ会員数（全戸加入除く）（人）[累計] <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,494</td> <td>9,850</td> <td>10,200</td> <td>10,200</td> <td>10,200</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県スポーツ推進委員研修会参加率（%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>30.0</td> <td>30.0</td> <td>31.0</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	9,494	9,850	10,200	10,200	10,200	H26	H27	H28	H29	H30	—	30.0	30.0	31.0	32.0	<p>総合型地域スポーツクラブ創設・育成支援</p>		<p>総合型クラブ、その他地域のスポーツ活動の場の充実・発展支援</p>		
	H26	H27	H28	H29	H30																				
	9,494	9,850	10,200	10,200	10,200																				
	H26	H27	H28	H29	H30																				
	—	30.0	30.0	31.0	32.0																				
	<p>生涯スポーツ推進月間等を利用した啓発活動</p>		<p>国体デモンストレーションスポーツの市町村への普及活動</p>		<p>デモスポ定着・拡大</p>																				
	<p>スポーツ少年団やスポーツ実施者の拡大</p>																								
	<p>スポーツ・レクリエーションの普及、被災地スポーツ支援等</p>																								
	<p>スポーツ推進委員等、地域スポーツ指導者の資質向上・研修会への参加促進</p>			<p>スポーツ推進委員等、地域スポーツ指導者の活用促進</p>																					
	<p>スポーツボランティアの情報収集</p>	<p>スポーツボランティア研修会の実施</p>	<p>国体ボランティア等との連携</p>	<p>スポーツボランティア活動の普及促進・登録拡大</p>																					
<p>スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備</p>																									
<p>スポーツ施設のあり方検討</p>																									

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>② 中長期的な視点に立った選手育成や指導者養成の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会天皇杯得点獲得競技数（競技） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>20</td><td>25</td><td>34</td><td>28</td><td>25</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 県内指導者の公認資格取得数（人）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,498</td><td>2,525</td><td>2,550</td><td>2,575</td><td>2,600</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 本県関係選手の日本代表選出数（人）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>15</td><td>30</td><td>45</td><td>60</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> プロスポーツチームによる講習会開催回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>50</td><td>55</td><td>60</td><td>65</td><td>70</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	20	25	34	28	25	H26	H27	H28	H29	H30	2,498	2,525	2,550	2,575	2,600	H26	H27	H28	H29	H30	-	15	30	45	60	H26	H27	H28	H29	H30	50	55	60	65	70	<p>一貫指導プランの作成支援</p> <p>各競技のジュニアから成年期の一貫指導体制の推進</p> <p>素質あるジュニア選手の発掘・能力開発・競技種目選択の支援</p> <p>東北TID研究会の参画</p> <p>東北ブロックTIDコンソーシアムとの連携</p> <p>ジュニア（小学生）選手の育成・強化</p> <p>岩手国体に向けた中学生・高校生の優秀選手の強化</p> <p>中学生・高校生の優秀選手の強化</p> <p>スポーツ特別強化指定校等の強化</p> <p>競技団体、関係機関との連携強化、競技団体の組織体制の充実</p> <p>岩手国体に向けた社会人選手の雇用・活動環境の整備・拡充</p> <p>社会人選手の活動環境の充実</p> <p>トップ競技者の活動支援</p> <p>国際大会に向けたトップアスリートの強化</p> <p>大学スポーツ・企業スポーツ・クラブスポーツに対する活動支援</p> <p>優秀な指導者確保・指導者の適性配置</p> <p>岩手国体に向けた指導者の資質向上 中央コーチ招聘による指導力の向上</p> <p>指導者の資質向上</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
20	25	34	28	25																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
2,498	2,525	2,550	2,575	2,600																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
-	15	30	45	60																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
50	55	60	65	70																																					
<p>③ スポーツ医・科学サポートの推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ医・科学サポート団体数（団体） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>54</td><td>55</td><td>60</td><td>65</td><td>70</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	54	55	60	65	70	<p>スポーツ医・科学サポートシステムの充実、活用</p> <p>スポーツ医・科学スタッフ派遣（東北総体、国民体育大会帯同）</p> <p>スポーツ医・科学スタッフ派遣（大会帯同、学校体育、部活）</p> <p>アスレティックトレーナー養成</p> <p>アスレティックトレーナースキルアップ</p> <p>アスレティックトレーナー派遣（被災地支援 健康運動）</p> <p>アスレティックトレーナー派遣（県全域 健康運動）</p> <p>スポーツ医・科学データ 収集・分析・活用</p> <p>スポーツ健康科学センター整備の検討</p>																														
H26	H27	H28	H29	H30																																					
54	55	60	65	70																																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>④ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた県民参加の促進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営ボランティア応募実績（人）[累計] <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>5,380</td> <td>5,380</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28は活動実績</p>	H26	H27	H28	H29	H30	—	5,380	5,380	—	—											
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	5,380	5,380	—	—																	
<p>⑤ スポーツの振興による地域活性化の促進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国知事会が運営するスポーツ施設データベースサイト登録市町村数（市町村）[累計] <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会事前合宿等の誘致決定数（件）[累計] <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	12	17	22	27	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	1	2	3	
H26	H27	H28	H29	H30																	
0	12	17	22	27																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
0	0	1	2	3																	
<p>⑥ 障がい者スポーツの振興</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ指導員数（初級）（人）[累計] <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>133</td> <td>178</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 県障がい者スポーツ大会の参加者数（人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,538</td> <td>1,568</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	133	178	210	240	270	H26	H27	H28	H29	H30	1,538	1,568	1,600	1,600	1,600	
H26	H27	H28	H29	H30																	
133	178	210	240	270																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
1,538	1,568	1,600	1,600	1,600																	

関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成21年度～平成30年度）

※ スポーツツーリズム

スポーツツーリズムとは、スポーツを目的とした旅行そのものに加え、多目的な旅行者に対する旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、国際競技大会の招致・開催、合宿招致等を包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。（観光庁スポーツツーリズム推進基本方針（2011年）抜粋）



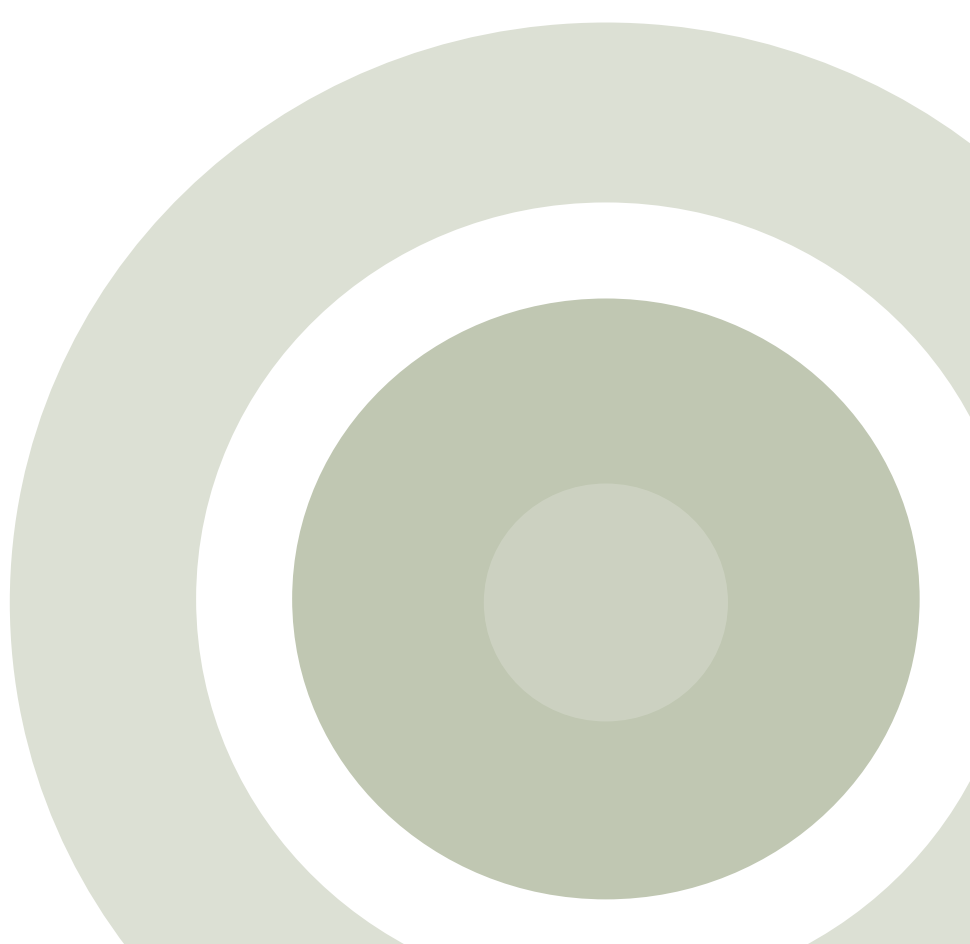
VI 環境

～「環境王国いわて」の実現～

政策項目No.34 地球温暖化対策の推進

政策項目No.35 循環型地域社会の形成

政策項目No.36 多様で豊かな環境の保全





これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成 27 年 11 月に実施した「7つの政策」の「環境」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 地球温暖化対策の推進については、温暖化防止いわて県民会議を中核とした省エネ・節電の取組の実践や、地球温暖化防止フェアの開催等による全県的な省エネの機運醸成などの取組を進めたほか、再生可能エネルギー導入の機運醸成に向けたセミナーや勉強会の開催、市町村と連携した防災拠点・避難所等への設備整備を進めました。その結果、再生可能エネルギーの導入量は着実に増加しましたが、二酸化炭素排出量の削減に遅れが見られることから、引き続き、県民・事業者・行政が参画する省エネ・節電の取組を推進する必要があります。

また、木質バイオマス発電所の稼働により、地域のバイオマスの総合的な利活用が進んでいます。今後は、木質燃料の需要増加が見込まれることから、未利用間伐材等の安定供給体制の整備に取り組む必要があります。

- 循環型地域社会の形成については、「もったいない・いわて 3 R 運動」を展開してごみの発生抑制などについて普及啓発キャンペーン等を実施し、県民意識調査では「ごみの減量化に努めている人の割合」が向上しました。一方で、東日本大震災津波以降、産業廃棄物の最終処分量が増加する中、再生利用率等の向上に向けて、事業活動のゼロエミッション化を進めるほか、事業者の 3 R の取組を促進する必要があります。

また、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況にありますが、監視・指導を強化するなど厳正な対応を行ってきたことにより、早期発見、早期解決の傾向にあることから、処理業者や処理施設の情報公開の促進及び排出事業者の処理責任を徹底するとともに、産廃 G メンの配置や広域連携によるパトロールの実施等により、引き続き監視・指導に取り組んでいく必要があります。

- 多様で豊かな環境の保全については、大気・水環境が良好に保全されるとともに、自然とのふれあいの促進に係る取組も概ね順調に進んだほか、原子力発電所事故に伴う生活空間の除染についてもほぼ終了するなど、全体として概ね順調に進んでいます。今後は、本県の優れた環境を確実に次世代に引き継ぐために、環境保全活動を継続する必要があります。



今後の方向性

「環境」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「環境王国いわて」の実現を目指していきます。

- 地球温暖化対策の推進については、東日本大震災津波等を契機とした再生可能エネルギー導入、節電等の省エネルギー対策の必要性を踏まえ、温暖化防止いわて県民会議を中核とした県民や事業者が参加するキャンペーンや、効果的な取組事例等の情報提供などを行いながら、県民総参加による省エネルギー活動や節電の取組を展開します。
また、災害にも対応できるよう、自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、防災拠点等への再生可能エネルギー設備の整備を促進するとともに、風力・地熱・バイオマスなどの地域に賦存する再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 循環型地域社会の形成については、県民や事業者、市町村などの各主体と連携した全県的な普及啓発を実施するとともに、事業者による廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する取組を支援し、3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動の促進を図ります。
また、公共関与による産業廃棄物処理体制の構築を図るほか、監視・指導の強化や優良事業者の育成により、産業廃棄物の自県（圏）内処理と適正処理を推進します。
- 多様で豊かな環境の保全については、希少野生動植物の生息・生育環境の保全をはじめとする自然保護対策によって、生物多様性の確保を図るほか、大気・水環境の常時監視などの環境保全対策等により、本県の優れた自然環境を確実に次世代に引き継ぐ取組を推進します。あわせて、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、環境学習の一層の推進を図り、県民、事業者等が連携・協働した環境保全の取組の促進を図ります。
また、構築した環境放射能モニタリング体制を今後も維持し、県民に生活環境中の放射線量を迅速に提供する取組を推進します。

地球温暖化対策の推進

1 みんなで目指す姿

県民、事業者、行政等のあらゆる主体が日々の活動の中で行う省エネルギーの取組と、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した地産地消の取組が進み、災害に強く、持続可能な低炭素社会が実現しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎再生可能エネルギーによる電力自給率	18.9%	19.0%	20.0%	22.0%	25.0%
【目標値の考え方】 再生可能エネルギーによる発電電力量を増やし、県内消費電力量に占める再生可能エネルギーの割合を高めるもの。					

現状

- 平成 26 年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書において、気候システムの温暖化は疑う余地がなく、自然や人間社会に影響を与えていることが示されました。今後、多くの地域で、熱波や極端な洪水が現在より頻繁になる可能性が高く、温室効果ガス排出量の着実な削減とともに、既に現れている影響や今後避けることができないと想定される影響に適切に対応する「適応策」を進めることが求められています。このようなことから、本県においても、これまで取り組んできた農産品の品質低下への影響緩和や、自然災害から県民の生命・財産を守る取組等の各分野の既存施策のほか、予測される影響等を踏まえた新たな取組などの総合化・体系化を検討していくとともに、温室効果ガスの着実な排出削減の取組を進めていくことが必要です。
- 本県の温室効果ガス排出量の大部分は二酸化炭素が占めており、その排出量は、平成 24 年において平成 2 年比で 10.7%減少しているものの、平成 23 年との比較では震災復興に伴う経済活動の活発化等の影響により排出量が増加する傾向にあります。部門別に見ると、全体の約 3 分の 1 を占める産業部門は平成 2 年比で 21.4%減少していますが、商業やサービス業などの民生業務部門は 19.9%増加しています。
- また、約 8 割の県民が家庭においてテレビや照明の不要時のスイッチオフや省エネ調理などの省エネルギー行動に努めており、地球温暖化防止の取組や意識は定着していますが、民生家庭部門の二酸化炭素排出量は平成 2 年に比べ 9.7%増となっています。
- なお、国全体では、火力発電の発電量の増加に伴う化石燃料消費量の増加により、二酸化炭素排出量が増加したこと等で平成 25 年度の温室効果ガス排出量が平成 2 年に比べ 10.8%増加しています。本県では、東日本大震災津波からの復興に向けた経済活動の活発化が見込まれることから、引き続き、家庭、事業者等による無理のない範囲での節電行動が必要とされています。
- 再生可能エネルギーについては、平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度を契機として、導入が進んでおり、電力利用では平成 26 年度までに 660MW の導入となり、平成 22 年度に比べて 178MW の増となっています。なお、県の率先した取組として、平成 23 年度以降、新たに水力 2 か所、太陽光 1 か所の発電設備を建設しました。
- また、本県の再生可能エネルギーによる電力自給率は、18.9%（平成 26 年度実績）となっており、全国平均 12.2%（平成 26 年度実績）に比較して、約 1.5 倍となっているものの、火力等を含めた電力自給率は 27.9%であり、依然として県外からの供給に大きく依存している状況です。

- 東日本大震災津波による大規模な停電等の経験を踏まえ、本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるような自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を進めていくことが必要とされています。
- 本県のペレットストーブ、チップボイラー等の台数（平成26年度までの累計：ストーブ1,827台、ボイラー100台）は、家庭や事業所へのペレットストーブの普及や公共施設等への木質燃料ボイラーの率先導入により、全国トップクラスとなっていますが、今後は産業分野等への導入を促進するとともに、近年整備が進むバイオマス発電等の大口需要に対応するため、木質燃料の安定供給体制を早急に構築していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地球温暖化防止への地域からの貢献の観点、震災等を契機とした再生可能エネルギー導入、節電等の省エネルギー対策の必要性を踏まえ、「岩手県地球温暖化対策実行計画」において掲げる目標達成に向けて、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開するとともに、再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

主な取組内容

① 県民運動の推進 **環境**

- ・ 「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした取組の推進
温暖化に関する最新の情報や環境・エネルギー関連技術など、総合的な情報発信を行う温暖化防止フェアや、県民参加型キャンペーンの実施などを通じた普及啓発を実施しながら、県民総参加による運動を展開します。特に、全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議の強みを生かし、企業との提携や地域活動団体と連携した取組等を進めます。
- ・ 家庭や地域における取組の促進
地球温暖化防止活動推進センターを中心として、県民が身近にできる省エネルギー活動や節電対策を具体的に示して取組を促すほか、地球温暖化防止活動推進員や地域活動団体と連携して地域ごとの普及啓発に取り組みます。また、家庭におけるエネルギー消費実態の把握を推進し、住宅における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 事業者における取組の促進
環境マネジメントシステムの導入促進や環境経営を推進する人材の育成のほか、事業所におけるエネルギーの見える化による省エネルギーの取組や再生可能エネルギー機器導入への支援などにより、エネルギーの効率的な利用に向けた事業者の取組を促進します。
- ・ 運輸部門における取組の促進
県民や事業者への次世代自動車の導入促進や自動車の適切な運転（エコドライブ）の推進を図るとともに、公共交通機関の利用促進に取り組みます。

② 再生可能エネルギーの導入促進 ☆ ◆ **環境**

- ・ 災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けて、防災拠点や被災住宅等への導入を促進するとともに、国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、市町村等と連携して地域のエネルギー供給体制の構築に向けた取組を支援します。
- ・ 「いわて再生可能エネルギーポータルサイト」での情報発信のほか、セミナーの開催などによる普及啓発や導入への機運醸成を図り、県内の事業者や市民団体等による地域に根ざした再生可能エネルギーの導入を促進します。
また、農業用水が持つ再生可能エネルギーの有効活用を図るため、モデル施設の事例紹介等による普及啓発を行い、農業水利施設への小水力発電の導入を促進します。
- ・ 再生可能エネルギー資源の賦存量が全国トップクラスにある風力や地熱等を最大限活用した地産地消による「低炭素社会」の構築を目指し、県の風力発電導入構想（平成27年3月策定）の実現に向けた市町村との連携による立地希望事業者への支援のほか、民間事業者等において開発が進められている大規模発電施設の立地に向けた側面支援や低利融資制度による支援に取

り組みます。

また、地域のエネルギー資源としての理解促進に向けた勉強会の開催など、具体のプロジェクトに結び付ける取組を推進します。

さらに、県の率先した取組として、引き続き、水力や風力の発電所の建設を推進します。

- ・ 再生可能エネルギーを活用して生成した水素の利活用等の検討に取り組みます。

③ 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進 ☆ 環境

- ・ 公共施設や産業分野における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進します。
- ・ 木質バイオマス発電施設等の大口需要に対し、地域の未利用間伐材等の木質燃料の安定供給を促進します。

④ 地球温暖化に伴う影響への適応

- ・ これまで行ってきた各分野の施策に加え、本県において予測される影響を踏まえた新たな施策も視野に、適応策の総合化・体系化を図る適応計画の策定に向けた検討を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地球温暖化対策及び再生可能エネルギーの導入促進を図るため、県民、事業者、行政が日常生活や事業活動等において省エネルギー活動や再生可能エネルギー導入に取り組む必要があります。

このため、家庭や地域においては、日常生活の中での省エネルギーの取組を実践します。また、事業者や団体においては、環境経営の視点も取り入れながら省エネ実践活動や再生可能エネルギー設備導入を一層進めるとともに、県においては、全県的な省エネ運動の展開や地域におけるエネルギー供給体制の構築に向け、市町村や温暖化防止いわて県民会議構成団体等と連携しながら情報発信や取組支援等を行います。

県以外 の主体	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活における省エネルギー活動など環境に配慮した消費生活の実践 ・ 日常生活におけるエコドライブの実践や公共交通機関の利用促進 ・ 住宅用太陽光パネルの設置など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入 	<p>(事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営及び環境マネジメントの導入 ・ 事業活動による環境負荷の点検・省エネ等の着実な実施 ・ 事業者自らの省エネ活動や再生可能エネルギー導入実践事例等の情報発信、環境学習の場としての活用 ・ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入 ・ 省エネ・再生可能エネルギーの新技术開発や実用化、製品開発 ・ 小水力発電の導入 ・ 木質バイオマス利用機器等の導入 ・ 木質燃料安定供給体制の構築 	<p>(教育機関・産業支援機関・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊活動の実施 ・ 日常生活における省エネルギー活動の実践に向けた普及啓発の実施 ・ 県内企業に対する省エネ対策等の支援、助言 ・ 地球温暖化対策地域協議会による地域特性に応じた温暖化対策の推進 ・ 省エネや再生可能エネルギー導入実践事例等の情報発信、事例学習の場としての活用
	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じた温暖化対策の推進（普及啓発、情報提供、実践活動支援等） ・ 市町村の事務事業における省エネルギー活動の推進 ・ 再生可能エネルギーの率先導入 ・ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発の実施 ・ 小水力発電導入の支援 ・ 地域における森林資源の循環利用の促進 ・ 木質バイオマス利用機器等の導入 		

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策に関する計画の策定、施策の推進 ・ 県民や事業者、市町村等が行う活動への情報提供、支援の実施 ・ 県の事務事業における省エネルギー活動の推進 ・ 再生可能エネルギーの率先導入や県民・事業者等への導入支援 ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた情報発信や普及啓発の実施 ・ 小水力発電導入に向けた推進体制の構築支援、モデル施設の事例紹介等による普及啓発 ・ 木質バイオマス利用機器の導入支援 ・ 木質燃料安定供給体制の構築支援
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 県民運動の推進 ・「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした取組の推進 目標 ◎いわて温暖化防止フェアへの参加延べ人数（人）	「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした県民運動の展開														
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,042</td><td>1,150</td><td>1,150</td><td>1,150</td><td>1,150</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,042	1,150	1,150	1,150	1,150	県民会議の体制及び活動方向性の検討		検討成果を踏まえた企業や地域活動団体等と連携取組の実施		
H26	H27	H28	H29	H30											
1,042	1,150	1,150	1,150	1,150											
温暖化防止フェアや県民参加型キャンペーンなど県民を対象とした普及啓発の実施															
・家庭や地域における取組の促進 目標 ◎省エネ活動を実施している県民の割合（%）	家庭におけるエネルギー消費実態把握の促進														
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>86.6</td><td>87.5</td><td>87.5</td><td>87.5</td><td>87.5</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	86.6	87.5	87.5	87.5	87.5	家電や住宅の省エネルギー化に向けた取組				
H26	H27	H28	H29	H30											
86.6	87.5	87.5	87.5	87.5											
小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊の取組促進															
・事業者における取組の促進 目標 ◎いわて地球環境にやさしい事業所として認定した事業所の数(事業所) [累計]	「いわて地球環境にやさしい事業所」認定、認定事業所拡大に向けた周知の実施														
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>193</td><td>197</td><td>201</td><td>206</td><td>210</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	193	197	201	206	210	エコスタッフ養成セミナー開催等による環境マネジメントの普及啓発及びエコスタッフ養成				
H26	H27	H28	H29	H30											
193	197	201	206	210											
・エコスタッフ認定者数（人） [累計]	エネルギー管理システム導入支援・成果報告会の開催		導入成果の普及												
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,394</td><td>1,497</td><td>1,632</td><td>1,779</td><td>1,934</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,394	1,497	1,632	1,779	1,934	省エネ・再エネ機器導入への支援等				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,394	1,497	1,632	1,779	1,934											
・運輸部門における取組の促進 目標 ◎エコドライブ講習会参加者数（人） [累計]	エコドライブ普及員の養成														
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>568</td><td>604</td><td>649</td><td>694</td><td>739</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	568	604	649	694	739	事業所を対象としたエコドライブ講習会の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
568	604	649	694	739											
・乗用車の登録台数に占める次世代自動車（燃料電池車、クリーンディーゼル自動車を除く）の割合（%）	県民を対象としたエコドライブ講習会の実施														
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>8.2</td><td>9.2</td><td>10.2</td><td>11.2</td><td>12.2</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	8.2	9.2	10.2	11.2	12.2	次世代自動車 ^{※1} の普及啓発				
H26	H27	H28	H29	H30											
8.2	9.2	10.2	11.2	12.2											
・三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数（回）	官民の協議会等による利用促進【三陸鉄道、IGR】														
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>18.3</td><td>18.5</td><td>18.8</td><td>19.0</td><td>19.3</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	18.3	18.5	18.8	19.0	19.3					
H26	H27	H28	H29	H30											
18.3	18.5	18.8	19.0	19.3											



関連する計画

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・岩手県地球温暖化対策実行計画（区域政策編）（計画期間 平成23年度～平成32年度）

※1 次世代自動車
 窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等）のこと。

※2 住宅用太陽光発電設備導入件数
 固定価格買取制度による10kW未満の太陽光発電設備の導入件数のこと。当該制度では、10kW未満の太陽光発電設備について、住宅用太陽光として価格設定等を行っている。

※3 木質バイオマスコーディネーター
 県が任命した木質バイオマスエネルギー利用に関する専門家。県内での木質バイオマスエネルギー利用に取り組む事業者や市町村等の支援を行っている。

循環型地域社会の形成

1 みんなで目指す姿

県民や事業者、市町村などの各々の役割に応じた取組と連携のもとで、3R^{*1}を基調とした事業活動や生活様式が定着するとともに、廃棄物の適正処理が進められることにより、生活の「ゆたかさ」と環境の保全が両立する循環型地域社会^{*2}の形成が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①県民一人1日当たりごみ排出量	㉕945グラム	㉖911グラム	㉗911グラム	㉘911グラム	㉙911グラム
◎②産業廃棄物の再生利用率	㉕68.5%	㉖68.5%	㉗68.5%	㉘68.5%	㉙68.5%
③産業廃棄物の適正処理率	99.2%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%

【目標値の考え方】

- ①一般廃棄物の排出量の削減に向けて、東日本大震災津波発災前の水準の維持を目指すもの。
- ②産業廃棄物の再生利用率の最高値（平成25年度：68.5%）の維持を目指すもの。
- ③産業廃棄物の適正処理率の最高値（平成25年度：99.4%）の維持を目指すもの。

現状

- 県民一人1日当たりごみ排出量が、平成23年度以降は増加傾向にあるほか、一般廃棄物のリサイクル率は伸び悩みの状況にあります。なお、市町村によって一般廃棄物の排出量やリサイクルの状況に大きな差が見られます。
- 産業廃棄物の排出量は、東日本大震災津波からの復興関連工事の増大などにより増加傾向が続いていますが、廃棄物の排出抑制、再生利用の取組が進められています。
また、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況がありますが、監視・指導を強化するなど厳正な対応を行ってきたことにより、早期発見、早期解決の傾向にあります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に対応し、地域の生活環境の保全を図るため、県の代執行による汚染土壌の浄化等により、平成29年度までの原状回復に向けて取り組んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

循環型地域社会の形成を進めるため、「岩手県循環型社会形成推進計画」に基づき、「もったいない」の考え方に即し、廃棄物の発生抑制を第一とする3Rについて、県民、NPO、市町村、事業者などの各主体によるそれぞれの役割に応じた取組と主体間の連携を促進します。

また、産業廃棄物処理に係る監視・指導を強化するとともに、安全・安心な処理体制の構築を進めます。

主な取組内容

- ① 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの促進 **環境**
 - ・ 「もったいない」という古くからの知恵に即した3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、各主体と連携して、3Rの普及啓発を進めます。

- ・ 市町村に対して、地域の実情に応じたごみ処理の有料化などの減量化施策や広域化の助言・支援を行います。
- ・ 循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るため、リサイクル製品の開発や利用の促進を図るとともに、事業活動のゼロエミッション^{※3}化を進めるほか、環境に配慮したものづくり、サービスや事業活動の展開に向けて、事業者の3Rの取組を促進します。

② 公共関与による産業廃棄物処理体制の構築

- ・ 第3セクター方式により整備した管理型最終処分場であるいわてクリーンセンター（奥州市）と、PFI方式^{※4}により整備した焼却施設であるいわて第2クリーンセンター（九戸村）の適切な運営により、産業廃棄物の適正処理と自県（圏）内処理を促進します。
- ・ 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる最終処分場の整備に取り組みます。

③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ 処理業者や処理施設の情報公開の促進及び排出事業者の処理責任を徹底させるとともに、産廃Gメン^{※5}の配置や広域連携によるパトロールの実施等により監視・指導を強化し、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案等の教訓を生かした周知啓発を推進します。

④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者等の責任追及

- ・ 安全対策を講じながら、汚染土壌対策等を進め、平成29年度までの原状回復を目指します。また、不法投棄廃棄物の排出事業者等に対する徹底した責任追及を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

一般廃棄物については、県民一人ひとりが、日常生活における3Rの実践について、主体的に取り組むことが求められています。

また、市町村においては、地域の実情に応じたごみの排出抑制に取り組むとともに、排出量に応じた負担の公平化やごみ処理の広域化を進めることが必要です。

産業廃棄物については、事業者において、廃棄物の発生を抑制し、資源の生産性の向上や循環利用の拡大を図るなど、環境に配慮した事業活動に向けて取り組むことが必要です。

このため、県では、3Rの推進について、各主体と連携した全県的な普及啓発等を図り、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るため、事業者による廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する取組を支援し、環境に配慮した事業の実施を促進します。

また、適正な廃棄物処理を進めるため、事業者による自主管理を促進し、監視・指導を強化するほか、廃棄物処理業者の資質向上や公共関与による処理施設の安全・安心な運営を図ります。

県以外 の主体	<p>（事業者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における3Rの推進 ・ ごみ減量に資する商品等の製造や販売 ・ 排出する廃棄物の適正処理 <p>（関係団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正処理のための業界による自主的、自立的な取組（産業廃棄物協会） ・ 適正処理、自県（圏）内処理の受け皿（廃棄物処理センター） <p>（地域団体・NPO）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との連携、協働による3Rの徹底、ごみ減量化等の取組 	<p>（県民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活における3Rの実践 ・ 不法投棄の通報等、県が実施する施策への協力 <p>（市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの適正処理とリサイクルの推進 ・ 住民に対する3Rの普及啓発、情報提供 ・ ごみの減量化や家庭ごみ処理の有料化等への取組 ・ ごみ処理広域化に向けた取組 ・ 県との連携による不適正処理の監視

県	<ul style="list-style-type: none"> • 全県的な意識啓発、情報提供 • 市町村のごみ減量の取組支援 • 廃棄物の発生抑制等に係る事業者への支援、誘導 • 適正処理に係る事業者への監視・指導 • 公共関与の廃棄物処理センターにより適正処理、自県（圏）内処理を促進 • 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復の代執行
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
① 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの促進 目標 ◎事業者等へのゼロエミッション推進事業による支援件数（件） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>83</td><td>88</td><td>93</td><td>98</td><td>103</td></tr> </table> ・ごみの減量化に努めている人の割合（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>75.0</td><td>75.0</td><td>75.0</td><td>75.0</td><td>75.0</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	83	88	93	98	103	H26	H27	H28	H29	H30	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	第二次循環型社会形成推進計画策定 3Rの普及啓発 再生利用認定製品の認定、事業者の3R取組支援 リサイクル製品の利用拡大の推進 ごみ減量化・ごみ処理広域化に向けた市町村等への助言・支援 エコショップの取組促進、環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施
H26	H27	H28	H29	H30																	
83	88	93	98	103																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
75.0	75.0	75.0	75.0	75.0																	
② 公共関与による産業廃棄物処理体制の構築 目標 ◎自県内処理率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>㉙97.1</td><td>㉚97.5</td><td>㉛97.5</td><td>㉜97.5</td><td>㉝97.5</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	㉙97.1	㉚97.5	㉛97.5	㉜97.5	㉝97.5	いわてクリーンセンターの安定運営のための支援等 いわて第2クリーンセンターの適切な事業運営のため運営モニタリング等の実施 いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備										
H26	H27	H28	H29	H30																	
㉙97.1	㉚97.5	㉛97.5	㉜97.5	㉝97.5																	
③ 産業廃棄物の適正処理の推進 目標 ◎立入検査率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	廃棄物の適正処理監視等（産廃Gメンによるパトロール、適正処理指導等） 事業者向け説明会、研修会の実施 優良事業者の育成、適正処理の推進										
H26	H27	H28	H29	H30																	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																	
④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者等の責任追及 目標 ◎土壌汚染対策完了地区の割合（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>22.2</td><td>55.6</td><td>77.8</td><td>100</td><td>—</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	22.2	55.6	77.8	100	—	県の代執行による原状回復及び責任追及 環境モニタリングの実施（水質）										
H26	H27	H28	H29	H30																	
22.2	55.6	77.8	100	—																	

関連する計画

- 岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- 岩手県循環型社会形成推進計画（第三次岩手県廃棄物処理計画）（計画期間 平成23年度～平成27年度）

※1 3R
 3Rは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

2 循環型地域社会
 廃棄物の発生抑制や資源としての廃棄物の徹底的な利用、再生可能エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会。

政策項目 No.35 循環型地域社会の形成

3 ゼロエミッション

生産活動の結果排出される廃棄物を他の産業において資源として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロに近づけるとともに、物質循環の環を形成するための技術開発等により新たな産業を創出するなどして、循環型地域社会を目指そうとするもので、国際連合大学が平成6年に提唱した構想。

4 PFI方式

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。正式名称を、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。

5 産廃Gメン

正式名称は産業廃棄物適正処理指導員。広域振興局等へ11名が配置され、不法投棄など産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するためのパトロール等に当たっている。

多様で豊かな環境の保全

1 みんなで目指す姿

県民の主体的な活動が活発に行われ、きれいな空気や水などが良好に保全されるとともに、野生動物との共生や希少野生動植物の生息環境の保全が図られるなど、本県の多様で豊かな環境が守り育てられています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①大気の大気二酸化窒素等環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%
②公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	99.1% (速報値)	96.5%	96.5%	96.5%	96.5%
③県内に生息するイヌワシのつがい数	28 ペア	28 ペア	28 ペア	28 ペア	28 ペア
【目標値の考え方】 ① 環境基準達成率の上限値の継続を目指すもの。 ② 東日本大震災津波による著しい環境変化や復興等に伴い、汚濁負荷の大きな変動が見られることから、大震災津波前の環境基準達成率の過去最高値（平成21年度：96.5%）の維持を目指すもの。 ③ 全国で繁殖数が低下する状況において、全国有数のイヌワシの繁殖地である本県に生息するイヌワシのつがい数の維持を目指すもの。					

現状

- ニホンジカの生息数増加や県全域への生息域の拡大に伴い、農林業被害等が増加していることから、捕獲の強化による積極的な個体数の管理が求められています。また、クマによる人身・農作物被害も毎年発生するなど、依然、人と野生動物とのあつれきが生じています。
- イヌワシやハヤチネウスユキソウなど約800種が、いわてレッドデータブックにおいて、絶滅危惧種やこれに準ずる種とされています。
- 自然公園面積が、国立・国定公園、県立自然公園の合計で72,102haと県土面積の4.7%を占めています。また、自然環境保全地域及び環境緑地保全地域（合計6,599ha）を指定し、自然環境の保全に努めています。なお、2011年3月の東日本大震災津波により、沿岸部の多くの自然公園施設が被災しましたが、一部施設の復旧と併せて、みちのく潮風トレイル^{※1}が一部で開通し、全路線の選定が進められています。
- 大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質（東アジアからの越境汚染の影響も受けるとされる光化学オキシダント^{※2}及びPM2.5^{※3}を除く）について、環境基準達成率100%を維持しています。
- 水環境は、東日本大震災津波により著しい環境変化が生じたことや復興に伴う影響など、様々な要因による汚濁負荷の変動が見られます。引き続き、工場排水、生活排水等の対策を進めるとともに、公共用水域の水質を注視していく必要があります。
- 地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多く地域で行われています。
- 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）^{※4}により、平成26年度までの9年間で約12,900haの荒廃人工林の整備を進めましたが、依然として整備の必要な荒廃人工林が約10,000ha存在すると見込まれていることから、これらの早期解消に取り組む必要が

あります。

- 原子力発電所事故に伴い汚染状況重点調査地域に指定されている県南地域の3市町において、生活圏の除染はほぼ終了し、空間線量率は低減しています。また、県内の放射性物質汚染廃棄物等は、徐々に処理が進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

本県の森や川、海等の優れた自然環境を確実に次世代に引き継いでいくために、「環境基本計画」に基づき、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの自然保護対策や大気・水環境の常時監視に基づく環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

また、東日本大震災津波を契機として構築された環境放射能モニタリング体制を維持し、県民に生活環境中の放射線量を迅速に提供する取組を推進します。

主な取組内容

① 豊かな自然との共生 ◆

- ・ 生物多様性地域戦略^{※5}に基づき、本県の豊かな自然に生息し、人とのあつれきが大きくなっている野生生物（シカ、クマなど）について、個体数管理や被害防除対策等を総合的に実施し、人との共生を推進するとともに、絶滅危惧種等の調査や保護保全を通じて、イヌワシ等の希少野生動植物が生息・生育できる環境づくりに取り組むなど、生物多様性の確保を図ります。

② 自然とのふれあいの促進 ☆ ◆

- ・ 自然環境保全の担い手として県民の皆さんに参画していただけるグリーンボランティア^{※6}等と協働してマナー啓発に取り組みます。
- ・ 「山の日」（8月11日）の祝日施行や「みちのく潮風トレイル」の全線開通などの機会を捉え、自然の魅力やイベント情報等を積極的にPRし、自然公園等の利用促進を図ります。
- ・ 東日本大震災津波により損壊した自然公園等施設の復旧・整備に継続して取り組みます。

③ 良好な大気・水環境の保全 ◆

- ・ 大気環境については、二酸化窒素等の大気汚染物質に加え、東アジアからの越境汚染も懸念される光化学オキシダント及びPM2.5の監視体制を整備・維持し、モニタリングを実施します。また、ばい煙等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。
- ・ 水環境については、河川、湖沼、海域及び地下水のモニタリングを実施するとともに、汚水等を排出する事業場の監視及び指導を実施します。

④ 水と緑を守る取組の推進 ◆

- ・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組事例の情報発信や顕彰を行うとともに、水生生物調査の実施など普及啓発を進めます。
- ・ 「いわての森林づくり県民税」を活用した管理不十分な森林の強度間伐（混交林誘導伐）^{※4}の実施など、県民の支援や参画による森林の再生を推進します。

⑤ 北上川清流化対策

- ・ 北上川清流化については、国と連携しながら確実に中和処理を行うほか、清流化の取組を広く県民に周知するとともに、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等の支援を行います。

⑥ 環境負荷低減への自主的取組の促進

- ・ 企業の「環境に配慮した取組」を総合的にとりまとめた「環境報告書」に住民が容易にアクセスできる場として、県のホームページ上に「環境報告書バンク」を設け、この環境報告書バンクを通じて住民、地域、事業者、行政が連携・協働して取り組む「環境コミュニケーション」を推進するとともに、事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進します。

⑦ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 ◆

- ・ 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指して、環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センター等による環境学習講座の開催、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の派遣、エコカーゴによる出張環境学習などを実施するとともに、子どもの環境学習の支援や、「地球温暖化を防ごう隊」を通じた各家庭への普及啓発など、県民の環境学習を推進します。
- ・ 県民、事業者等が行う地域の環境保全等の取組を情報発信するとともに、地域活動の支援を行い、環境に関する県民等との連携・協働の取組の促進を図ります。

⑧ 放射性物質に対する取組の推進等 ☆

- ・ 県民に対し放射能に関する正確な情報提供、普及啓発を行い、県民理解を増進します。
- ・ 環境放射能の監視体制を整備・拡充するとともに、迅速にモニタリング結果を公表します。
- ・ 放射性物質汚染廃棄物等の処理に向け、市町村等へ技術的支援等を引き続き行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

多様で豊かな環境を保全していくため、県民・NPOや事業者等は、自然環境や大気・水環境を次代へ引き継いでいくことの必要性を認識し、それぞれの主体が連携・協働して環境保全活動や環境コミュニケーション等に取り組んでいくことが必要です。

市町村は、地域内の生物多様性の保全に関する活動や住民に対する普及啓発などを実施するとともに、地域や学校における環境教育の推進を担います。

県は、環境モニタリング等を実施し、県民に情報提供していくほか、県民やNPO等の民間団体、事業者など各主体の自主的な活動が一層活発になるよう、仕組みづくりや普及啓発、情報提供を進めるとともに、ネットワークの構築などを通じて地域の活動を支援します。

	(県民・NPO等)	(企業等)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による農林水産業等被害防止対策の実施、有害鳥獣の捕獲、侵入防止施設等の整備 ・ 生物多様性の保全に関する活動の実施又は参加、協力 ・ 自然とのふれあい施設を利用した活動 ・ 自然公園等利用時におけるマナー遵守 ・ 地域の特色を活かした環境学習・環境保全活動の実践 ・ 森林整備等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発など企業活動における自然環境等への影響を回避、最小化 ・ 生物多様性の保全に関する活動への参加・協力 ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの実施 ・ 事業者と住民等による環境コミュニケーションの取組の実施 ・ 事業活動に伴う環境負荷低減への自主的取組の実施 ・ 森林整備等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣被害防止の意識啓発、被害防止対策の実施 ・ 希少野生動植物の保護など地域内の生物多様性の保全に関する活動の実施や住民に対する普及啓発 ・ 自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施 ・ 事業活動における環境負荷低減の取組の支援 ・ 地域や学校における環境教育の推進 ・ 森林整備等の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による広域的な農林水産業等被害防止施策の企画・調整、個体数管理、被害防止対策の支援 ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組の推進 ・ 自然とのふれあい施設の整備、情報発信 ・ ボランティア等の人材の育成、組織化等 ・ 環境モニタリングの実施と北上川清流化の推進 ・ 地域の特色を生かした環境学習・環境保全活動の実践 ・ 放射能に関する正確な情報提供、普及啓発 ・ 環境放射能モニタリングの実施 ・ 放射性物質汚染廃棄物等の処理に向けた市町村等への技術的支援 ・ 森林整備等への支援と普及啓発 ・ いわたの森林づくり県民税を活用した事業の実施と普及啓発 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 豊かな自然との共生 目標 ◎イヌワシの繁殖率（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6.3</td><td>14.0</td><td>14.0</td><td>14.0</td><td>14.0</td></tr> </table> ・ニホンジカの捕獲数（頭） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>10,919</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>10,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6.3	14.0	14.0	14.0	14.0	H26	H27	H28	H29	H30	10,919	10,000	10,000	10,000	10,000	動植物の生息・生育状況調査（レッドデータブックの追跡調査等）、 県民・事業者等への周知	希少種の保護保全対策の推進（流通監視、生息環境整備）	鳥獣保護管理事業計画、第二種 特定鳥獣管理計画の策定	各計画の推進、 指定管理鳥獣等の管理	
H26	H27	H28	H29	H30																					
6.3	14.0	14.0	14.0	14.0																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
10,919	10,000	10,000	10,000	10,000																					
② 自然とのふれあいの促進 目標 ◎グリーンボランティア登録者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>188</td><td>200</td><td>220</td><td>230</td><td>240</td></tr> </table> ・自然公園ビジターセンター等利用者数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>522,557</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td><td>550,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	188	200	220	230	240	H26	H27	H28	H29	H30	522,557	550,000	550,000	550,000	550,000	ボランティア制度及び活動内容の周知・募集拡大・活動支援	自然公園等の利活用	自然公園等施設の復旧・整備	次期自然公園整備計画の検討・実施	
H26	H27	H28	H29	H30																					
188	200	220	230	240																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
522,557	550,000	550,000	550,000	550,000																					
③ 良好な大気・水環境の保全 目標 ◎排水基準適用の事業場における排水基準達成率（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100	PM2.5等の常時監視体制の維持・モニタリングの実施	大気・水質モニタリングの実施、事業者の指導													
H26	H27	H28	H29	H30																					
100	100	100	100	100																					
④ 水と緑を守る取組の促進 目標 ◎水生生物調査参加市町村数 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>30</td><td>33</td><td>33</td><td>33</td><td>33</td></tr> </table> ・「いわての森林づくり県民税」による強度間伐実施面積（ha）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>12,900</td><td>14,500</td><td>16,000</td><td>17,500</td><td>19,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	30	33	33	33	33	H26	H27	H28	H29	H30	12,900	14,500	16,000	17,500	19,000	水生生物調査の普及・啓発・実践	県民税を活用した強度間伐による「針広混交林」への誘導			
H26	H27	H28	H29	H30																					
30	33	33	33	33																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
12,900	14,500	16,000	17,500	19,000																					
⑤ 北上川清流化対策 目標 ◎新中和処理施設放流水水質基準達成率（％） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100	坑廃水処理の実施	新中和処理施設耐震補強工事の実施													
H26	H27	H28	H29	H30																					
100	100	100	100	100																					
⑥ 環境負荷低減への自主的取組の促進 目標 ◎環境報告書作成企業数 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>90</td><td>113</td><td>136</td><td>158</td><td>180</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	90	113	136	158	180	環境コミュニケーション普及・啓発	環境報告書バンクへの登録の拡大													
H26	H27	H28	H29	H30																					
90	113	136	158	180																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
⑦ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進 目標 ◎環境学習交流センター利用者数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41,497</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	41,497	42,000	42,000	42,000	42,000	環境学習交流センターにおける環境学習講座、エコカーゴによる出張環境学習会の開催				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	41,497	42,000	42,000	42,000	42,000										
	環境アドバイザー・地球温暖化防止活動推進員の派遣														
「地球温暖化を防ごう隊」実施による各家庭への普及啓発															
⑧ 放射性物質に対する取組の推進等	環境放射能監視体制の維持・モニタリングの実施														
	県民への普及啓発														

関連する計画

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・第11次鳥獣保護管理事業計画（計画期間 平成25年度～平成28年度）
- ・第3次ツキノワグマ管理計画（計画期間 平成25年度～平成28年度）
- ・第4次シカ管理計画（計画期間 平成25年度～平成28年度）
- ・第3次カモシカ管理計画（計画期間 平成25年度～平成28年度）

- ※1 みちのく潮風トレイル
 環境省が推進する「グリーン復興」の一環として、東北地方太平洋沿岸地域（青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦まで）を範囲に整備するトレイルコース（長距離自然歩道）の名称。
- 2 光化学オキシダント
 工場や自動車から排出される大気汚染物質が太陽光線を受けて、光化学反応を起こすことにより生成する有害物質で光化学スモッグの原因物質。
- 3 微小粒子状物質（PM2.5）
 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられています。
- 4 森林の強度間伐（混交林誘導伐）
 本数率でおおむね5割の間伐を行い、広葉樹が生育できる環境を整備し、針葉樹と広葉樹が入り混じった公益的機能が高い森林に誘導する間伐方法。
- 5 生物多様性地域戦略
 第10回生物多様性条約締約国会議（COP10 平成22年開催：名古屋市）に向けて、平成20年に生物多様性基本法が制定され、都道府県及び市区町村に「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務とされたもの。
- 6 グリーンボランティア
 自然公園や自然環境保全地域で、高山植物の保護、利用者へのマナー指導や保全活動を行うボランティア。



VII 社会資本・公共交通・情報基盤

～「いわてを支える基盤」の実現～

政策項目No.37 産業を支える社会資本の整備


政策項目No.38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

政策項目No.39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

政策項目No.40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

政策項目No.41 公共交通の維持・確保と利用促進

政策項目No.42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進





これまでの成果と課題（「7つの政策」の評価）

「政策等の評価に関する条例」に基づき、平成27年11月に実施した「7つの政策」の「社会資本・公共交通・情報基盤」分野に係る評価の結果は、次のとおりです。

- 産業を支える社会資本の整備については、国において復興道路等の整備が復興のリーディングプロジェクトとしてかつてないスピードで進められており、平成26年8月には東日本大震災津波後に新規事業化された全ての区間が工事着手されました。
また、港湾施設の復旧・整備を進めるとともに、ポートセールスを実施した結果、平成26年度の港湾取扱貨物量はおおむね大震災津波前の水準まで回復しています。港湾利活用の拡大に向け、引き続き集荷体制の強化等に取り組む必要があります。
さらに、国際定期便就航に向け取り組んだ結果、台湾との国際定期チャーター便が運航されました。引き続き海外への観光需要の拡大や、受入態勢の強化を図る必要があります。
- 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備については、防潮堤の復旧・整備にほぼ全ての箇所です工事着手しています。引き続き関係機関と調整を図るなど、一日も早い完成に向け取り組む必要があります。また、近年頻発している局地的な集中豪雨による洪水・土砂災害から県民の生命や財産を守るため、河川整備等を着実に進めています。引き続きハード対策と併せ、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト施策を推進する必要があります。さらに、通学路の安全確保対策のほか、住宅や学校施設及び医療機関の耐震化など、引き続き日常生活を支える社会資本の整備を着実に進めていく必要があります。
- 豊かで快適な環境を創造する基盤づくりについては、東日本大震災津波で被災した方が一日も早く安定した生活ができるよう、引き続き災害公営住宅を着実に整備するとともに、持ち家再建に向けた支援に取り組む必要があります。住民一人ひとりが、地域に愛着を持てるように、引き続き地域らしさを備えた景観づくりや、住民主体のまちづくりを支援するほか、市町村における污水处理施設の整備等を促進する必要があります。
- 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保については、平成27年4月に策定した「いわて建設業振興中期プラン」に掲げる取組を展開し、建設企業の経営改善や人材の確保・育成に向けた取組を支援する必要があります。身近な社会資本の維持管理について、引き続き住民協働による取組を進めるとともに、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」を策定し、社会資本の効率的・効果的な維持管理に取り組む必要があります。
- 公共交通の維持・確保と利用促進については、三陸鉄道の全線運行再開やIGRいわて銀河鉄道等の輸送人員の増加など、一定の進展が見られます。
一方、公共交通維持のためには、交通事業者への財政支援のみに頼らない、交通事業者、行政、住民の連携、創意工夫による効率的な交通体系の再構築を図っていく必要があります。
- 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用の促進については、これまで被災地域を中心に有線による超高速ブロードバンドの整備が進められてきましたが、今後は、それに加え、超高速ブロードバンドとしての携帯電話基地局の整備が求められています。
また、復興と地域活性化のためにICTの利活用が求められています。



今後の方向性

「社会資本・公共交通・情報基盤」分野においては、政策評価結果により導き出された成果と課題を踏まえ、次の方向性に基づき、「いわてを支える基盤」の実現を目指していきます。

- 産業を支える社会資本の整備については、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の振興や内陸部と沿岸部の交流を支援するため、復興道路の整備を促進するとともに、インターチェンジや交通、物流の拠点に通じる道路の整備を進めます。
また、港湾施設の復旧・整備を推進するとともに、活用の促進を図るため、企業ニーズの把握、関係市町と連携したポートセールスを展開します。
さらに、国際定期便就航に向けた受入態勢の強化や航空会社へのPR、他県や関係機関とも連携したエアポートセールスを展開し、国内外との交流を促進します。
- 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備については、湾口防波堤や海岸保全施設の復旧・整備を進めるとともに、安全な避難体制の構築などを進め、「多重防災型まちづくり」を推進します。
また、自然災害から県民の暮らしを守るため、治水施設や土砂災害対策施設の整備と併せ、洪水浸水想定区域や土砂災害のおそれのある区域の公表を進めるとともに、学校施設や庁舎、災害拠点病院等の耐震化を進めます。
さらに、歩行者に配慮した安全な通学路の確保や、災害時における確実な通行や円滑な救急搬送等を支援する道路ネットワークの整備を進めます。
- 豊かで快適な環境を創造する基盤づくりについては、東日本大震災津波により被災した方が一日でも早く安定した生活に戻れるよう、被災市町村における住民主体の復興まちづくりの支援や災害公営住宅の着実な整備、持ち家再建に向けた支援に取り組みます。また、快適で豊かに暮らせる環境を整備するため、地域住民、NPO等と連携した美しく魅力あるまちづくりや空き家活用の促進、市町村における生活排水対策の支援等を推進します。
- 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保については、これまで整備してきた道路や橋梁などと併せ、東日本大震災津波からの復旧・復興に伴い新設される防潮堤等について、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理・更新に取り組みます。
また、社会資本を良好に整備・維持していくためには、地域の状況を熟知した担い手である建設企業の役割が重要であることから、「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、建設企業の経営改善や人材の確保・育成に向けた取組を支援します。
- 公共交通の維持・確保と利用促進については、被災地域の交通を確保するため、被災JR線の早期復旧に向けて、関係機関との協議、検討を加速化させていくほか、被災市町村における復興まちづくりの進展に合わせた交通体系の再構築を支援していきます。
- 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用の促進については、超高速ブロードバンド基盤や携帯電話の基地局施設をはじめとした情報通信基盤の整備を図るとともに、復興と地域活性化につながるICTの利活用を促進します。

産業を支える社会資本の整備

1 みんなで目指す姿

復興道路^{*1}をはじめとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの整備が進み、東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通するなど、内陸部と沿岸部の交流や企業進出などの新たな経済活動が活発化しています。あわせて、国内各地や海外との交流の促進に向け、高速道路のインターチェンジや交通、物流の拠点に通じる道路の整備が進むほか、空港利用者の利便性向上に向けた取組などにより、海外との定期便が就航するなど、空港が活発に利活用されています。

また、東日本大震災津波により被災した港湾の物流機能が回復し、工業製品や原材料等の貨物の取扱いが促進されるほか、企業誘致に向けた取組が進むなど、港湾が活発に利活用されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①内陸部と沿岸部を結ぶルートなど における都市間平均所要時間 注) 内陸部～沿岸部（7ルート） 沿岸部の都市間（3ルート）	94分 76分	93分 74分	93分 74分	93分 67分	89分 62分
②高規格幹線道路等のインターチェンジに30分以内で到達可能な人口の割合	65.3%	72.1%	72.1%	76.5%	79.3%
③港湾取扱貨物量	544万ト	560万ト	560万ト	560万ト	580万ト
④いわて花巻空港の航空機利用者数	396千人	397千人	403千人	423千人	431千人

【目標値の考え方】

① 対象ルートの東北横断自動車道釜石秋田線遠野道路等の供用により、平成30年度に「内陸部～沿岸部」で5分、「沿岸部の都市間」で14分の時間短縮を目指すもの。なお、所要時間の算定は、平成22年度交通センサスデータの旅行速度を基に算定しており、平均所要時間が1分短縮されることは、各都市間の平均距離がおおむね1km短縮されることに相当し、産業への支援をはじめ、重篤な患者の救急搬送など県民生活にも直結した効果が期待できる。

注) 対象都市：新幹線駅を有する内陸部の6市と重要港湾を有する沿岸部の4市。

対象ルート：対象都市を高規格幹線道路や主要な一般国道などを利用して最短時間で結ぶ10ルート。

内陸部～沿岸部（7ルート）：一関市～大船渡市、奥州市～大船渡市、北上市～釜石市、花巻市～釜石市、盛岡市～宮古市、盛岡市～久慈市、二戸市～久慈市

沿岸部の都市間（3ルート）：大船渡市～釜石市、釜石市～宮古市、宮古市～久慈市

② 三陸沿岸地域の交流や物流を促進するため、三陸復興道路（復興道路、復興支援道路^{*2}、復興関連道路^{*3}）の整備により、高規格道路^{*4}のインターチェンジに30分以内で到達可能な人口の割合をおおむね80%とすることを目指すもの。なお、人口割合は直近の人口データをもとに算定している。

③ 港湾取扱貨物量は、おおむね東日本大震災津波以前の水準まで回復したものの、震災復旧需要による影響が大きいことから、当面震災前の港湾貨物取扱量の維持を目指す。平成30年春にフェリー航路の開設が見込まれることから、H30取扱量を580万トンに拡大することを目指すもの。（数値は年集計）。

④ いわて花巻空港の国内定期便の多頻度化や新規路線の開設を目指し、平成30年度の航空機利用者数431千人を目指すもの。

現状

- 都市間平均所要時間は、平成 26 年度末で 94 分と平成 22 年度末に比べ 4 分短縮されましたが、まだ内陸部と沿岸部の都市間の移動所要時間が 100 分以上となるルートもあることから、道路整備を推進する必要があります。
- 東日本大震災津波では、三陸沿岸道路等の復興道路が避難や緊急物資輸送等の「命を守る道路」としての機能を発揮しましたが、未整備区間が多く残されており、復興道路の計画のうち事業化された区間の平成 26 年度末供用率は、34.3%にとどまっています。
- 高速道路のインターチェンジに 30 分以内でアクセス可能な人口の割合は、平成 26 年度末で 65.3%にとどまっており、アクセス道路の整備が必要です。
- 既存の高速道路等を有効活用し、観光地へのアクセス改善や物流の効率化を図るためのスマートインターチェンジ^{*5}の整備が進んでいます。
- 港湾取扱貨物量は、平成 26 年の実績が 544 万トンとなり、おおむね東日本大震災津波で被災する前の水準まで回復しています。
- 復興道路整備による物流ネットワーク機能の向上を見据え、民間企業によるフェリー航路の開設計画が公表されたほか、企業誘致の動きなどが活発化しています。
- いわて花巻空港の国内定期便の航空機利用者数は、平成 23 年 5 月から名古屋（小牧）線、平成 24 年 3 月から福岡線が開設されたこと等により増加傾向となっており、平成 26 年度末の実績で 382 千人となっています。
- 台湾との定期便就航に向けた取組を進め、平成 26 年春秋には、本県初となる台湾との定期チャーター便が実現し、その実績を踏まえ、平成 27 年春にも定期チャーター便が継続運航されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

工業製品や農林水産物の出荷時の利便性を向上させるとともに、観光客が世界遺産平泉などの県内の観光地を気軽に周遊することができるよう、地域間を結ぶ道路やインターチェンジへのアクセス道路等の整備を進めていく必要があります。

また、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の復興や内陸部と沿岸部の交流を支援するため、復興道路等の整備を踏まえた港湾利活用促進の取組や空港の利活用促進に向けた取組を進めていく必要があります。

このため、復興道路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築に向けた取組を展開するとともに、いわて花巻空港における海外との定期便就航に向けた取組や湾口防波堤の復旧・整備等を推進します。

主な取組内容

- ① 復興道路等の整備推進 ☆
 - ・ 復興道路として、三陸沿岸道路（八戸・久慈自動車道、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路）や東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の整備を促進します。
 - ・ 復興道路の整備に合わせて、内陸部から三陸沿岸地域へのアクセス道路やインターチェンジへのアクセス道路、水産業等の復興を支援する道路等の整備を一体的に進めます。
- ② 交流・連携や物流の基盤となる道路整備の推進
 - ・ 県内各地の交流・連携や観光客の利便性向上を図るため、地域間を結ぶ道路や世界遺産平泉をはじめとする主要な観光地を結ぶ道路の整備を推進します。また、道の駅の利活用の支援に努めます。
 - ・ 物流の効率化による産業の振興を支援するため、工業団地等が集積する内陸部と港湾を結ぶ道路や、農林水産物の生産拠点から幹線道路へのアクセス道路等、企業のニーズ等を踏まえた物流の基盤となる道路の整備を推進します。

- ・ 既存の高速道路を有効活用し、観光地へのアクセス改善や物流の効率化等により地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジの整備を推進します。

③ 港湾の復旧・整備と利活用の促進 ☆ ◆

- ・ 復興道路の整備を踏まえた港湾施設の利活用を促進するため、物流拠点としての港湾機能の高度化や集荷体制の強化に取り組むとともに、フェリー航路開設計画など港湾利活用の動きもあることから、県と関係各市が連携して企業のニーズ把握等を行い、積極的なポートセールス等を展開します。
- ・ 湾口防波堤や港湾施設等を早期に復旧・整備し、物流機能の回復を図ります。

④ いわて花巻空港の利用の促進 ◆

- ・ 空港利用者のニーズを踏まえて、国内線の路線、便数の維持・拡充やダイヤ改善等を航空会社に引き続き働きかけていくとともに、二次交通^{※6}アクセスの改善等、空港利用者の利便性向上に取り組めます。
- ・ 海外との定期便就航に向け、国際線専用施設を拡充整備するとともに、グランドハンドリング^{※7}体制の強化等による受入態勢の強化や航空会社へのPRなど、他県や関係機関とも連携しながら、エアポートセールスを展開します。
- ・ スカイフェスタなどいわて花巻空港を活用したイベント開催等により、県民に親しまれる空港の実現を目指します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

本県の地域産業の競争力を高めるためには、東日本大震災津波からの復旧・復興を含めた道路などの社会資本の整備を国や県、市町村などが適切な役割分担のもとで計画的に進める必要があります。

また、これまでに整備してきた港湾や空港などが、県民や企業に活発に利活用されることが重要です。

このため、国や県、市町村等が相互に連携を図りながら社会資本の整備を進めるとともに、これまでに整備してきた社会資本については、利便性を更に高めることなどにより、県民や企業の利活用を促進します。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興道路（宮古西道路）の整備 ・ 復興支援道路、復興関連道路の整備 ・ 県内各地の交流・連携や主要な観光地を結ぶ道路の整備 ・ 企業のニーズ等を踏まえた物流の基盤となる道路の整備 ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備 ・ コンテナ貨物取扱等に対応した港湾施設の機能拡充 ・ ポートセールスによる港湾利活用の促進 ・ いわて花巻空港のエアポートセールスの展開 	
県以外の主体	（国）	（市町村）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興道路の整備 ・ 湾口防波堤の復旧・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道や県道等の整備と連携した市町村道整備 ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備 ・ 県と連携したポートセールスの展開
	（高速道路会社）	
	（県民・企業等）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な物流推進のための県内港湾の活用 ・ 国内各地や海外への旅行に出かける際のいわて花巻空港の利用 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>① 復興道路等の整備推進</p> <p>目標</p> <p>◎事業化された復興道路の供用率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34.3 (55.9)</td> <td>38.7 (58.3)</td> <td>38.7 (58.3)</td> <td>45.4 (61.8)</td> <td>63.0 (71.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は復興道路を含む県全体の高規格道路の供用率を示すもの</p> <p>・復興支援道路（改築）の整備完了延長（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>0.9</td> <td>19.0</td> <td>31.1</td> <td>35.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>・復興関連道路（改築）の整備完了延長（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>1.5</td> <td>19.8</td> <td>36.9</td> <td>47.8</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	34.3 (55.9)	38.7 (58.3)	38.7 (58.3)	45.4 (61.8)	63.0 (71.1)	H26	H27	H28	H29	H30	-	0.9	19.0	31.1	35.8	H26	H27	H28	H29	H30	-	1.5	19.8	36.9	47.8	<p>復興道路の整備</p> <p>復興支援道路の整備</p> <p>復興関連道路の整備</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
34.3 (55.9)	38.7 (58.3)	38.7 (58.3)	45.4 (61.8)	63.0 (71.1)																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
-	0.9	19.0	31.1	35.8																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
-	1.5	19.8	36.9	47.8																											
<p>② 交流・連携や物流の基盤となる道路整備の推進</p> <p>目標</p> <p>◎主要な観光地を結ぶ道路の整備完了延長（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>4.2</td> <td>21.7</td> <td>42.0</td> <td>56.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・物流を支援する道路の整備完了延長（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>3.9</td> <td>14.8</td> <td>24.7</td> <td>29.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>・インターチェンジの整備完了箇所数（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	4.2	21.7	42.0	56.3	H26	H27	H28	H29	H30	-	3.9	14.8	24.7	29.6	H26	H27	H28	H29	H30	-	3	3	9	18	<p>主要な観光地を結ぶ道路の整備</p> <p>物流を支援する道路の整備</p> <p>インターチェンジの整備</p> <p>調査・設計</p> <p>スマートインターチェンジの整備</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
-	4.2	21.7	42.0	56.3																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
-	3.9	14.8	24.7	29.6																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
-	3	3	9	18																											
<p>③ 港湾の利活用の促進</p> <p>目標</p> <p>・港湾施設復旧率（％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79</td> <td>95</td> <td>97</td> <td>99</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎港湾におけるコンテナ貨物取扱数（TEU※8）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,387</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td>2,800</td> <td>3,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は年集計</p>	H26	H27	H28	H29	H30	79	95	97	99	100	H26	H27	H28	H29	H30	2,387	2,400	2,400	2,800	3,200	<p>港湾施設の復旧・整備</p> <p>湾口防波堤の復旧・整備</p> <p>コンテナ貨物取扱等に対応した港湾施設の機能拡充</p> <p>企業訪問、港湾セミナー開催等によるポートセールスの展開</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
79	95	97	99	100																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
2,387	2,400	2,400	2,800	3,200																											

具体的な推進方策	工程表(4年間を中心とした取組)																																		
	~H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>④ いわて花巻空港の利用の促進</p> <p>目標</p> <p>◎国内線の年間提供座席数(千席)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>559</td> <td>555</td> <td>555</td> <td>574</td> <td>596</td> </tr> </tbody> </table> <p>・国際線の運航回数(回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>102</td> <td>98</td> <td>106</td> <td>216</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table> <p>・いわて花巻空港のイベント等における来場者数(千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	559	555	555	574	596	H26	H27	H28	H29	H30	102	98	106	216	216	H26	H27	H28	H29	H30	50	15	16	17	18					
H26	H27	H28	H29	H30																															
559	555	555	574	596																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
102	98	106	216	216																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
50	15	16	17	18																															
	航空会社等との連携による利用促進																																		
	スカイフェスタなどのイベント開催																																		

- ※1 復興道路
三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク(縦貫軸:三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道、横断軸:東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路)。
- 2 復興支援道路
内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路(国道395号等14路線)。
- 3 復興関連道路
三陸沿岸地域の防災拠点(役場、消防等)や医療拠点(二次・三次救急医療施設)へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路(主要地方道軽米種市線等26路線)。
- 4 高規格道路
高規格幹線道路及び地域高規格道路を含む。
高規格幹線道路とは、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県内では、東北縦貫自動車道(弘前線、八戸線)、東北横断自動車道(釜石秋田線)、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道がある。
地域高規格道路とは、高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。県内では、宮古盛岡横断道路(国道106号等)、三陸北縦貫道路(国道45号)、盛岡秋田道路(国道46号)が計画路線として指定されている。
- 5 スマートインターチェンジ
高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。ETCを搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済むことから、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。
- 6 二次交通
空港や鉄道の駅等から目的地までの交通のことで、複数の交通機関等を使用する場合の2種類目の交通機関を指す。
- 7 グランドハンドリング
航空輸送における空港(地上)業務の総称。誘導や貨物コンテナの搭降載、貨物や手荷物の取扱いなどがある。
- 8 TEU
Twenty Foot Equivalent Unitsの略。コンテナの本数を20フィートコンテナに換算した場合の単位。40フィートコンテナ1本は2TEU。

安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した沿岸地域では、「多重防災型」の復興まちづくりとともに、湾口防波堤や防潮堤などの津波防災施設の復旧・整備が進み、安全な避難体制が構築された防災都市・地域づくりが概成しています。

地震や洪水、土砂災害などから県民の生命・財産を守る施設の整備などのハード対策や、警戒避難体制の整備などのソフト対策が進むとともに、災害時の緊急輸送等を確保するため信頼性の高い道路ネットワークの構築や冬期間も安全な通行を確保する取組、通学路への歩道整備が進んでいます。

また、住宅や学校施設、庁舎及び医療機関の耐震化の推進により、日常の生活を支える社会資本の整備が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①新しい津波防災の考えに基づいた津波防災施設の整備率	32.3%	46.7%	71.0%	88.7%	98.7%
◎②河川整備率	48.6%	48.7%	48.8%	48.9%	49.0%
③土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数（累計）	4,898 箇所	7,593 箇所	9,212 箇所	10,535 箇所	11,864 箇所
④通学路（小学校）における歩道設置率	74.9%	75.0%	75.1%	75.2%	75.3%
⑤緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率	58.8%	69.0%	82.0%	93.0%	100.0%

【目標値の考え方】

- ① 津波から県民の生命を守るため、数十年から百数十年に一度の頻度で起こり得る津波に対応できる防潮堤の整備が必要な区間について、復興まちづくりと整合した防潮堤の復旧・整備を進め、平成30年度の整備率98.7%を目指すもの。
- ② 洪水から県民の生命、財産を守るため、未改修河川の周辺の市街化が急速に進むなど、治水対策の緊急性が高い地域における河川整備等を重点的に進め、平成30年度の河川整備率49.0%を目指すもの。
- ③ 改正土砂災害防止法により、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査結果について、平成31年度までに14,348箇所を公表する目標としていることから、平成30年度までに11,864箇所の公表を目指すもの。
- ④ 通学路（小学校）に指定されている県管理道路への歩道整備を重点的に進め、平成30年度までに75.3%の歩道整備率を目指すもの。
- ⑤ 道路防災点検において、落石や崩壊などへの対策が必要と判断された道路法面のうち、緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における対策必要法面165箇所について、平成30年度までに100%の対策完了を目指すもの。

現状

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波では、沿岸各地に甚大な被害が発生したほか、内

陸部においても余震による被害が発生し、防潮堤や道路など県内 2,666 箇所 of 公共土木施設で約 2,991 億円の被害が発生しました。

- 大津波や地盤沈下により、津波防災施設として約 55km が整備されていた防潮堤の約 17% に当たる 9.5km が全壊したほか、満潮時等において市街地の冠水被害が発生するなど、沿岸地域の津波や高潮等に対する安全度が極めて低下しています。
- 東日本大震災津波からの復興に向けて、被災した湾口防波堤や海岸保全施設等の復旧・整備と併せ、安全な避難路の確保などのソフト対策を効果的に進める「多重防災型まちづくり」による防災都市・地域づくりが進められています。
- 東日本大震災津波による地震被害を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識されており、住宅等の耐震改修の促進に一層努めていく必要があります。
- 平成 25 年 8 月の県央部における豪雨や、同年 9 月の台風 18 号による豪雨をはじめ、近年、全国で局地的豪雨や台風に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害による被害を軽減するための施設の整備が求められています。
- 全域が特別豪雪地帯又は豪雪地帯に指定されている本県では、冬季に度々、暴風雪による高速道路や幹線道路の通行止めが発生しており、平成 26 年度には 8 路線・9 回の通行止めが発生するなど、冬季の道路通行を確実に確保していく必要があります。
- 平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立しました。これにより、県は基礎調査の結果を公表することにより、土砂災害のおそれのある区域を明らかにする必要があります。
- 近年、火山活動が活発化しており、平成 26 年に御嶽山で大規模な噴火があったほか、平成 27 年には口永良部島が噴火するなど、岩手山等においても火山活動への警戒が必要となっています。
- 東日本大震災津波を教訓として、災害時における避難・救援活動等のための緊急輸送道路及び復興支援道路等の確実な通行の確保に努めていく必要があります。
- 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所になるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、東日本大震災津波により被災した学校施設の復旧整備をはじめ、早期の耐震化による安全・安心な教育環境の整備が求められています。
- 沿岸 12 市町村の病院、診療所、歯科診療所合計 240 の医療機関のうち、53% に当たる 127 の医療機関が津波により大きな被害を受けており、被災地域の医療提供体制の再構築と医療機関の災害対応機能の強化が課題となっています。
- 通学路における歩道整備率は、平成 26 年度末では 74.9% となっているほか、全国的に通学中の児童が交通事故に遭う事例が多発していることから、児童を交通事故から守るため、歩道整備を一層進めていく必要があります。
- 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率は、58.8% となっており、道路網の安全性・信頼性を確保するためには、早期の対策完了が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により、甚大な被害を受けた沿岸地域における今後の津波対策については、湾口防波堤や海岸保全施設の復旧・整備などのハード対策と、安全な避難体制の構築などのソフト施策を進め、「多重防災型まちづくり」により「安全の確保」を図っていくとともに、今後復旧・整備が進む水門等については、自動閉鎖システムの整備等の取組を進めます。

地震や豪雨などによる自然災害から県民の暮らしを守るため、学校施設、庁舎及び災害拠点病院等の耐震化と住宅等の耐震改修の促進、治水施設や土砂災害対策施設の整備、洪水浸水想定区域の公表や土砂災害のおそれのある区域の調査を推進します。

また、緊急輸送道路における橋梁耐震補強や高速道路が通行止めになった場合の代替機能の確保のための道路整備などにより、災害時における確実な通行や円滑な救急搬送等の地域医療を支援する道路ネットワークの整備を進めます。

さらに、子供から高齢者まで各世代の人々が、安全で安心に暮らせる社会を実現させるため、歩行者に配慮した安全な通学路の確保や道路除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備に取り組みます。

主な取組内容

① 多重防災型まちづくりの推進 ☆ **安心**

- ・ 湾口防波堤や海岸保全施設等の早期の復旧・整備に取り組むとともに、水門等については、自動閉鎖システムの整備等を進め、おおむね数十年から百数十年に一度の頻度で起こり得る津波に対応できる津波防災施設の整備を推進します。
- ・ ハード整備と併せて、安全な避難体制の構築等ソフト施策を効果的に進め、津波防災地域づくりを総合的に推進します。

② 地震・洪水・土砂災害対策の推進 ☆

- ・ 耐震改修促進計画に基づき、防災拠点建築物である庁舎や住宅等の耐震診断や改修の促進に向けた取組を推進します。
- ・ 河川改修やダム建設を進め、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
- ・ 洪水浸水想定区域の公表などのソフト施策をハード整備と効果的に組み合わせて実施します。
- ・ 岩手山火山噴火対応などの砂防施設を整備するほか、急傾斜地崩壊対策施設等の整備を進めるなど、土砂災害対策を推進します。
- ・ 土砂災害のおそれのある区域の基礎調査結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域の指定を進めます。
- ・ 被災した学校施設等の復旧整備を進めるとともに、学校施設における耐震性の向上を図るため、耐震診断結果に基づき計画的に耐震補強・耐震改築等を実施します。
- ・ 新たなまちづくりと連動した医療機関の復興整備を支援するほか、災害拠点病院等の機能強化を進めます。

③ 日常生活を支える安全な道づくりの推進

- ・ 冬期間の安全で円滑な道路通行の確保を図るため、道路除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備等を進めます。
- ・ 通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を進めます。
- ・ 地域医療を支援するため、円滑な救急搬送を支える道路ネットワークの構築を図るとともに、細やかな維持管理を行います。

④ 信頼性の高い道路ネットワークの確立 ☆

- ・ 地震発生後の救助・救援活動や緊急物資輸送などに必要な道路を確実に確保できるよう、復興道路、復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線に指定されている路線における橋梁の耐震化等を推進します。
- ・ 道路防災施設等の整備を進めるとともに、道路除雪の状況など道路利用者が必要とする道路情報を適切に提供するなど、信頼性の高い安全な交通の確保を図ります。
- ・ 暴風雪等による高速道路の通行止め時の代替機能を確保するため、高速道路に並行する道路の整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備については、県や国、市町村の相互連携により、ハード整備・ソフト施策の両面から総合的な取組を進めます。

特に、「多重防災型まちづくり」の考え方に基づく津波避難対策として、ハード整備の水準を超える規模の津波の発生を想定し、住民や行政などあらゆる主体が連携して、情報伝達や安全な

避難路の確保等ソフト施策を推進していきます。

また、災害発生時においては、応急復旧や被災状況調査の支援協定を締結している社団法人やボランティア団体等は、行政と一体となって被災地での活動等を行います。

<p style="text-align: center;">県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくり計画と整合した社会資本の復旧・整備 ・ 津波防災に関する啓発活動の実施 ・ 震災で被災した沿岸及び内陸市町村への技術的支援 ・ 洪水、土砂災害対策等の施設の整備 ・ 住宅の耐震改修等を促進する市町村の取組への支援 ・ 土砂災害のおそれのある区域の公表 ・ 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定、防災情報の提供 ・ がけ崩れによる被害のおそれがある住宅の移転促進 ・ 道路や河川の維持管理及び情報の提供 ・ 信頼性の高い道路ネットワーク整備 ・ 日常生活を支える安全な道づくり ・ 県立学校施設等の復旧整備及び耐震化の推進 ・ 市町村立学校施設等の復旧整備及び耐震化の取組支援 ・ 庁舎の耐震化の取組 ・ 医療機関の復旧及び災害拠点病院等の耐震化の取組支援 	
<p style="text-align: center;">県以外 の主体</p>	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湾口防波堤等、国が管理する防災施設の復旧・整備 ・ 東日本大震災津波で被災した市町村への技術的支援 ・ 国が管理する国道、一級河川の維持管理及び情報の提供 ・ 災害時における技術支援 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくり計画に基づく社会資本整備 ・ 住民生活に直結した社会資本整備 ・ 住宅の耐震改修等への支援 ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動の実施 ・ ハザードマップの作成 ・ 市町村立学校施設等の復旧整備及び耐震化の推進 ・ 庁舎の耐震化の取組
	<p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、建築物の耐震化の取組 ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加 ・ 水防活動等への参加 	<p>(団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加 ・ 住宅、建築物の耐震改修等の普及啓発 ・ 災害時支援協定による応急対策 ・ 私立学校施設の復旧整備及び耐震化の推進

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																																														
<p>① 多重防災型まちづくりの推進</p> <p>目標</p> <p>◎海岸水門等の遠隔操作化箇所数（箇所）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>61</td><td>118</td></tr> </table> <p>・津波防災施設の整備延長（km）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25.2</td><td>36.4</td><td>55.4</td><td>69.2</td><td>77.0</td></tr> </table> <p>・津波浸水想定区域の設定市町村数（市町村）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	9	9	9	61	118	H26	H27	H28	H29	H30	25.2	36.4	55.4	69.2	77.0	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	0	0	12	<p>調査・設計</p> <p>海岸水門等の遠隔操作化の推進</p> <p>防潮堤等の整備の推進</p> <p>痕跡調査、解析等</p> <p>津波シミュレーションの実施</p> <p>浸水想定区域の設定</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																																															
9	9	9	61	118																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
25.2	36.4	55.4	69.2	77.0																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
0	0	0	0	12																																															
<p>② 地震・洪水・土砂災害対策の推進</p> <p>目標</p> <p>・防災拠点建築物（庁舎）における耐震診断実施施設数（施設）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>4</td><td>9</td><td>14</td><td>14</td></tr> </table> <p>・県立学校の耐震化率（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>97.8</td><td>97.8</td><td>98.2</td><td>98.2</td><td>98.2</td></tr> </table> <p>・災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化率（%）[再掲]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>66.0</td><td>66.7</td><td>69.2</td><td>69.8</td><td>71.7</td></tr> </table> <p>◎洪水浸水想定区域を指定した河川数（河川）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>23</td><td>25</td><td>28</td><td>31</td><td>34</td></tr> </table> <p>・岩手山火山噴火対応施設整備に着手した溪流数（溪流）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	4	9	14	14	H26	H27	H28	H29	H30	97.8	97.8	98.2	98.2	98.2	H26	H27	H28	H29	H30	66.0	66.7	69.2	69.8	71.7	H26	H27	H28	H29	H30	23	25	28	31	34	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	4	5	6	<p>防災拠点建築物（庁舎）の耐震診断の実施</p> <p>「岩手県耐震改修促進計画」に基づく防災拠点建築物（庁舎）の耐震化の推進</p> <p>県立学校施設の耐震化の推進</p> <p>県立学校施設等の復旧整備及び市町村立学校施設等の復旧整備への支援</p> <p>災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化整備支援</p> <p>治水対策、土砂災害対策の着実な推進</p> <p>洪水浸水想定区域を指定・公表し、市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援</p> <p>岩手山火山噴火対応施設の整備を着実に推進</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																															
0	4	9	14	14																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
97.8	97.8	98.2	98.2	98.2																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
66.0	66.7	69.2	69.8	71.7																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
23	25	28	31	34																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
3	3	4	5	6																																															
<p>③ 日常生活を支える安全な道づくりの推進</p> <p>目標</p> <p>◎救急搬送ルートにおける整備完了延長（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>0.3</td><td>8.7</td><td>10.8</td><td>15.7</td></tr> </table> <p>・必要堆雪幅を確保した道路整備延長（km）[H22以降累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>82.0</td><td>89.5</td><td>116.0</td><td>125.4</td><td>139.0</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	0.3	8.7	10.8	15.7	H26	H27	H28	H29	H30	82.0	89.5	116.0	125.4	139.0	<p>救急搬送ルートを改善する道路の整備</p> <p>必要堆雪幅を確保した道路の整備</p> <p>防雪柵やスノーシェルターの整備</p>																														
H26	H27	H28	H29	H30																																															
-	0.3	8.7	10.8	15.7																																															
H26	H27	H28	H29	H30																																															
82.0	89.5	116.0	125.4	139.0																																															

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>④ 信頼性の高い道路ネットワークの確立</p> <p>目標</p> <p>◎復興道路・復興支援道路のうち緊急輸送道路の第1次路線における耐震化橋梁の割合（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.0</td> <td>32.5</td> <td>55.0</td> <td>77.5</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・高速道路通行止め時の代替道路の整備完了延長（km）[H27以降累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>3.6</td> <td>10.7</td> <td>10.7</td> <td>10.7</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	15.0	32.5	55.0	77.5	100.0	H26	H27	H28	H29	H30	-	3.6	10.7	10.7	10.7	<p>橋脚の損傷や落橋などのおそれのある橋梁に対する耐震補強の着実な推進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
15.0	32.5	55.0	77.5	100.0																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	3.6	10.7	10.7	10.7																					
	<p>高速道路に並行する道路の整備</p>																								

関連する計画

- ・岩手の教育振興（計画期間 平成21年度～平成30年度）

豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した地域では、故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の新たな魅力あるまちづくりや、安心して暮らせる住まいが完成し、被災者の入居が進んでいます。

また、住民一人ひとりが、自分の住んでいる地域に誇りや愛着を持ち、いきいきと暮らしていくことができるよう、快適な生活環境や地域の魅力を高めるまちづくり、污水处理施設等の生活基盤の整備が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①水洗化人口割合	69.6%	72.4%	73.9%	75.4%	77.0%
②景観づくりに取り組む地区数（累計）	35 地区	37 地区	39 地区	41 地区	43 地区
③災害公営住宅（県及び市町村）の整備率（累計）	25.8%	58.0%	88.0%	93.0%	100.0%
【目標値の考え方】					
① 将来にわたる県内の污水处理施設の整備方針を定めた「いわて污水处理ビジョン 2010」における目標を達成するため、平成 30 年度末に 77.0% の水洗化人口割合を目指すもの。					
② 住民主体の美しいまちづくり活動を広げるため、景観づくりに取り組む地区数を、毎年 2 地区ずつ増やし、平成 30 年度 43 地区とすることを旨とするもの。					
③ 災害公営住宅（県営及び市町村営）の想定供給戸数約 6,000 戸について、平成 30 年度までに 100.0% の整備を目指すもの。					

現状

- 住宅や店舗等の郊外立地が進み市街地が拡散する一方で、急速な人口の減少、高齢化の進展が見込まれるなど、都市を取り巻く環境や都市的サービスの基盤が大きく変化しています。
- 岩手県景観計画による主体的な取組が行われており、地域の景観点検を行うなど景観づくりに取り組む地区数は、平成 26 年度 35 地区と着実に増えています。
- 世界遺産平泉等の観光振興を図るため、景観に配慮した道路環境の整備を進める必要があります。
- 「ひとにやさしいまちづくり条例」で定める特定公共的施設におけるバリアフリー化率は、平成 26 年度で 68.2%にとどまっており、整備促進に向けた取組が必要です。
- 県内の住宅着工戸数は、平成 26 年度には約 9,000 戸と大きく増加しているが、県内各地に古くから伝わる地域の特色ある住宅が減りつつあります。
- 本県においても空き家が増加しており、平成 25 年の住宅・土地統計調査では、県内の空き家件数は 76,300 戸（13.8%）となっており、今後も増加が見込まれます。また、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことから、空き家等の対策を推進する必要があります。
- 本県には活用されていない既存建築物が数多く存在しており、地域に残る優良な建築ストックを流通させるシステムの構築と、流通事業者の育成を支援する取組を進める必要があります。
- 県が管理する河川においては、「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、環境や親水性に配慮した「多自然川づくり」の取組が進められており、身近な水辺空間の環境保全等に主体的に取り組

む団体数は、平成 26 年度 81 団体と着実に増えています。

- 下水道などの汚水処理施設が整備され、実際に利用している水洗化人口割合は、平成 26 年度末は 69.6%であり、整備量を表す汚水処理人口普及率（平成 26 年度末 77.8%）に比べ 8.2 ポイント低く、整備効果を十分に発揮させるための取組と併せ、今後も施設整備を進めていく必要があります。
- 東日本大震災津波により被災した沿岸市町村では、新たな復興まちづくりが進んでおり、併せて、下水道などの汚水処理施設等の整備も進んでいます。
- 東日本大震災津波により被災した沿岸部では、住民主体の復興まちづくりが進められています。
- 平成 27 年 9 月末時点で、約 24,000 世帯の被災者が応急仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされており、災害公営住宅等の整備を進める必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した市町村における住民主体の復興まちづくりを促進し、被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう住宅確保対策を進めていきます。

また、岩手の豊かな自然環境と共生しながら、快適で心地よい暮らしを創造していくためには、これまでの拡大型の都市づくりから、環境負荷が小さく、持続可能でコンパクトな都市づくりへと転換を図っていく必要があります。

このため、都市計画により土地利用の適正な誘導を行いながら、道路等の都市基盤整備やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備、快適で豊かに暮らせる居住環境づくりや生活排水対策、良好な水辺空間の保全と整備などを進めていきます。

さらに、地域の魅力を高めながら、次の世代に岩手の美しいまち並みや景観を引き継ぐため、地域住民、NPO等と協働して美しく魅力あるまちづくりを推進していきます。

主な取組内容

① 復興まちづくり・住宅再建の促進 ☆ ◆

- ・ 被災市町村の復興まちづくり計画策定の技術的支援を行うなど、復興の進捗や状況に応じて必要な支援を行うとともに、東日本大震災津波により一部損なわれた景観の修復と創造に向け、景観と調和が図られる市町村の復興まちづくりを促進します。
- ・ 被災者が早期に安定した生活が営めるよう、安全で良質な災害公営住宅等の整備を推進するとともに、住宅再建に向けた各種支援制度の創設や充実を図りながら住宅再建・確保対策を推進します。
- ・ 東日本大震災津波の犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて示す復興の象徴として、高田松原津波復興祈念公園の整備を推進します。

② 快適で魅力あるまちづくりの推進 ☆ ◆

- ・ 持続可能な都市づくりを進めるため、都市の魅力や機能性を高めたコンパクトな都市形成を推進します。
- ・ バス、鉄道等の公共交通利用の支援や公共施設等へのアクセス性向上、県内の交差点における混雑多発箇所の解消・緩和に向けた道路整備を推進します。
- ・ 消費電力の少ない道路照明灯の採用や、市街地において移動しやすい歩行環境や自転車走行空間の改善に努めるなど、環境に優しい都市づくりを推進します。
- ・ 自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会、文化的豊かさを感じることができる生活環境及び個性的で活力ある地域社会を実現するために、岩手県景観計画に沿った取組を展開し、美しく魅力あるまちづくりを推進します。
- ・ 地域の住民団体やNPOとの協働により、地域の景観点検等を行い、住民主体の美しいまちづくり活動を促進します。
- ・ 小・中学生を対象に、地域の景観の魅力や個性を考える機会を創出し、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。
- ・ 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方が利用する公共的施設を新築

政策項目 No. 39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり

等する際の事前協議制度の充実等により、公共的施設がユニバーサルデザインの視点に基づいた施設となるよう、関係機関と連携しながら整備を促進します。

- ・ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた歩道整備や、市街地における幹線道路の無電柱化を推進します。
- ・ 生物の生息・生育環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進します。

③ 環境に配慮し快適で豊かに暮らせる居住環境づくりの推進 ◆

- ・ 岩手らしさに省エネ性能を加えた岩手型住宅のブランド化などにより、地域特性を生かした住まいづくりや住宅・建築物の省エネ化を推進します。
- ・ 多様な居住ニーズが適切に実現されるため、リフォームに関する相談対応の充実や、各種支援制度等の情報提供などにより、安心して住宅リフォームができる環境整備を推進します。
- ・ 空き家を活用して地域に残る魅力的な優良建築ストックを発掘、流通させるため、新しいビジネスモデルの構築の支援等、空き家活用を促進します。
- ・ 高齢者が安心して快適に居住できる高齢化対応の公営住宅の整備や民間のサービス付高齢者向け住宅^{※1}の普及を推進します。

④ 衛生的で快適な生活環境の確保 ☆

- ・ 東日本大震災津波で被害を受けた沿岸市町村の復興まちづくり事業と一体となった污水处理施設等の整備の取組を支援します。
- ・ 市町村の生活排水対策の支援、持続可能な污水处理経営を図るための経営改善に係る助言、浄化槽の普及拡大など污水处理に対する住民理解を深めるための啓発活動などにより、水洗化人口割合の向上を図ります。
- ・ 人口減少等の影響を考慮しながら、地域の実情に合った污水处理施設の整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

豊かで快適な環境を創造するための基盤づくりや被災市町村の復興まちづくりを進めるに当たっては、国や県、市町村、団体、県民等が適切な役割分担のもとに連携を図りながら取り組むことが必要です。

このため、県においては、市町村、団体、県民と連携しながら生活基盤の整備等を推進するとともに、団体等が行うまちづくりの取組を支援します。

市町村においては、団体、県民等のまちづくりへの主体的な参画を得ながら、生活環境の整備や地域の魅力を高める基盤づくりを推進します。

県以外 の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の整備や道路環境の改善、歩道の段差解消・拡幅 ・ 市街地の無秩序な拡散の抑制 ・ 県景観計画に基づく取組、市町村景観計画の策定 ・ 公共的施設のユニバーサルデザイン化 ・ 住宅リフォームへの支援、空き家対策 ・ 生活排水対策 ・ 復興まちづくり計画の策定、復興まちづくり ・ 災害復興公営住宅の整備、住宅再建への支援 	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくり計画策定の市町村への技術的支援 ・ まちづくりのための規制緩和や制度の拡充 ・ 県、市町村の社会資本整備等への支援
	<p>(団体・県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画や復興まちづくり計画への住民参加 ・ 美しいまちづくりに向けた主体的な取組 ・ ひとにやさしいまちづくりへの主体的な取組 ・ 良好な水辺空間の環境保全等への主体的な取組 ・ 環境負荷軽減の取組 	

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の整備や道路環境の改善、歩道の段差解消・拡幅 ・ 市街地の無秩序な拡散の抑制 ・ 県景観計画に基づく取組、景観教育等による次世代育成 ・ 公共的施設のユニバーサルデザイン化 ・ 岩手型住宅のブランド化、住宅リフォームへの支援、市町村の空き家対策への支援 ・ 多自然川づくりの推進 ・ 市町村の生活排水対策への支援 ・ 復興まちづくり計画策定の市町村への技術的支援 ・ 災害復興公営住宅の整備、住宅再建への支援
----------	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
① 復興まちづくり・住宅再建の促進 目標 ・ まちづくりアドバイザー派遣回数（回）[累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>7</td><td>10</td><td>12</td><td>13</td></tr> </table> ・ 復興土地区画整理事業の換地処分地区数（地区）[累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>11</td></tr> </table> ◎災害公営住宅整備率（県整備分）（%）[累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>20.4</td><td>57.0</td><td>88.0</td><td>91.0</td><td>100.0</td></tr> </table> ・ 災害復興住宅新築補助（バリアフリー対応）の交付件数（件）[累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>941</td><td>1,691</td><td>2,691</td><td>3,491</td><td>3,841</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	7	10	12	13	H26	H27	H28	H29	H30	0	1	2	4	11	H26	H27	H28	H29	H30	20.4	57.0	88.0	91.0	100.0	H26	H27	H28	H29	H30	941	1,691	2,691	3,491	3,841	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復興まちづくり計画策定に対する支援</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復興に関する市街地整備の推進</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">土地区画整理事業の実施</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">土地区画整理事業の換地処分の実施</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">津波復興祈念公園整備の推進</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">災害公営住宅整備の推進</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">住宅再建支援事業の実施</div>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
4	7	10	12	13																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
0	1	2	4	11																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
20.4	57.0	88.0	91.0	100.0																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
941	1,691	2,691	3,491	3,841																																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
② 快適で魅力あるまちづくりの推進 目標 ◎景観づくりに係る地域デザインコード ※ ² 策定数（団体）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	8	9	10	11	12	地域デザインコード策定団体への支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
8	9	10	11	12											
・景観学習実施学校数（校）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>16</td><td>21</td><td>26</td><td>31</td><td>36</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	16	21	26	31	36	景観学習の実施・支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
16	21	26	31	36											
◎不特定多数の者が利用する公共的施設のバリアフリー化率（％）															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>68.2</td><td>71.3</td><td>72.5</td><td>73.8</td><td>75.0</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	68.2	71.3	72.5	73.8	75.0	適合証プレートの交付によるひとにやさしいまちづくりの普及啓発				
H26	H27	H28	H29	H30											
68.2	71.3	72.5	73.8	75.0											
	公共的施設や住宅のユニバーサルデザイン化の普及促進														
	特定公共的施設新築等工事の事前協議における指導・助言														
	県有施設の先導的なユニバーサルデザイン化の推進														
・無電柱化延長（km）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>25.8</td><td>26.3</td><td>26.8</td><td>27.3</td><td>27.9</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25.8	26.3	26.8	27.3	27.9	市街地における無電柱化の着実な推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
25.8	26.3	26.8	27.3	27.9											
・身近な水辺空間の環境保全等に主体的に取り組む団体数（団体）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>81</td><td>83</td><td>85</td><td>87</td><td>89</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	81	83	85	87	89	多自然川づくりによる河川改修・維持管理の取組の推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
81	83	85	87	89											
	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体等への支援の推進														
③ 環境に配慮し快適で豊かに暮らせる居住環境づくりの推進 目標 ◎長期優良住宅の認定戸数（戸）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>796</td><td>1,025</td><td>1,575</td><td>2,150</td><td>2,750</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	796	1,025	1,575	2,150	2,750	長期優良住宅の普及・啓発				
H26	H27	H28	H29	H30											
796	1,025	1,575	2,150	2,750											
	住宅リフォームの相談・情報提供														
	住宅リフォームに対する支援制度の検討・実施														
・サービス付高齢者住宅戸数（戸）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,377</td><td>1,717</td><td>2,057</td><td>2,397</td><td>2,737</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,377	1,717	2,057	2,397	2,737	サービス付高齢者住宅の整備促進				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,377	1,717	2,057	2,397	2,737											
・空き家活用等モデル事業の実施地区数（地区）〔累計〕															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	1	2	3	空き家を活用モデル事業の実施				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	1	2	3											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
④ 衛生的で快適な生活環境の確保 目標 ◎10年概成アクションプラン※3の策定 市町村数（市町村）[累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>10</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	10	33	33	33					
H26	H27	H28	H29	H30											
0	10	33	33	33											
◎汚水処理経営勉強会の開催数 （回）[累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	14	16	18	20	22	汚水処理事業経営勉強会の開催				
H26	H27	H28	H29	H30											
14	16	18	20	22											
・浄化槽出前講座実施箇所数 （箇所）[累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	38	44	50	56	市町村の浄化槽整備事業への支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
32	38	44	50	56											
	浄化槽出前講座の実施														

関連する計画

- ・岩手県景観計画（計画期間 平成23年4月～）
- ・いわて汚水処理ビジョン2010（計画期間 平成23年度～平成30年度）

※1 サービス付高齢者向け住宅
安否確認や見守りなどの生活支援サービスの付いた高齢者向けの賃貸住宅。

2 地域デザインコード
地域における建築物や生垣等の配置、色、形及び素材の在り方、並びにその組み合わせ等に関する約束事を定めたもの。

3 10年概成アクションプラン
今後10年程度での汚水処理施設の概成を目指した整備に関する実行計画。
人口減少等を踏まえ、各種汚水処理施設（下水道、浄化槽など）の整備分担区域の適切な見直しを行った上で策定する。

社会資本の維持管理と担い手の育成・確保

1 みんなで目指す姿

これまで整備してきた道路や橋梁、東日本大震災津波からの復旧・復興に伴い整備した防潮堤や水門など、あらゆる社会資本が将来にわたって機能を発揮し続けるよう、技術と経営に優れた地域の建設企業が担い手となり、計画的な維持管理による施設の長寿命化や更新等が行われ、安全性や信頼性が確保されています。

また、道路や河川等の身近な社会資本については、草刈や清掃等が県民との協働により進められています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎① 予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率	53.2%	61.3%	69.6%	77.8%	86.0%
② 社会資本の維持管理を行う協働団体数	386 団体	388 団体	390 団体	392 団体	394 団体
③ 建設企業が県の支援制度を利用して新分野等に組み込む企業数	190 企業	194 企業	198 企業	202 企業	206 企業
【目標値の考え方】					
① 橋梁点検において、損傷が相当程度進行し「修繕が必要」と判定された橋梁について、早期に修繕を完了させるため、平成 30 年度に 86% とすることを目指すもの。					
② 河川の維持管理における協働団体数を毎年おおむね 2 団体程度増やすこと及び道路の維持管理における協働団体数を維持することを目指すもの。					
③ 県の支援制度を利用して新分野等に新たに組み込む企業の支援に取り組むもので、過年度の実績から毎年 4 企業の増を目指すもの。					

現状

- これまで整備してきた社会資本の高齢化の進展及び東日本大震災津波の復旧・復興に伴い、今後、維持管理が必要な施設が増加することから、計画的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を進める必要性が高まっています。
- 社会資本の高齢化の進展を見据え、平成 26 年度までに 10 分野で施設の長寿命化対策等を定めた維持管理計画を策定したほか、「道路（トンネル）」の分野において、維持管理計画の策定を進めています。
- 県では、インフラの維持管理・更新等を着実に推進することを目的とした「岩手県公共施設等総合管理計画^{※1}」を平成 27 年度に策定するため、検討を進めています。
- 道路や河川等の県民にとって身近な社会資本については、県民との協働により草刈や清掃等の維持管理を行っており、平成 26 年度の協働団体数は 386 団体と平成 22 年度の 326 団体から 60 団体増えています。
- 地域の建設業は、東日本大震災津波の発生直後から道路啓開等の応急対策を実施するなど、地域における重要な役割を果たしてきていますが、現在の東日本大震災津波の復興に関連する建設需要の一時的な増大と、その後の需要減を見据えた中長期的な建設企業経営、技術者の確保・育成等を進め、地域の社会資本の維持管理の担い手として、引き続き地域に貢献していくことが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

これまで整備してきた道路や橋梁などの社会資本の多くは、老朽化が進行しており、適切な維持管理・更新等を行い、安全性・信頼性の確保を図るとともに、東日本大震災津波の復旧・復興に伴い新設される防潮堤・水門等の社会資本が、将来一斉に更新時期を迎えることも踏まえ、将来の維持管理・更新費の増加をできるだけ抑制していく必要があります。

このため、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく、「個別施設計画^{※2}」の策定を進めるとともに、適切に点検を行い、損傷が深刻化する前に修繕を行う「予防保全型」維持管理への移行を進めます。また、河川情報設備や下水処理場電気設備等の適切な時期の更新にも取り組みます。

道路や河川などの県民にとって身近な社会資本の維持管理については、東日本大震災津波の被災地域への配慮や、地域コミュニティの動向などを踏まえた上での確に維持・推進します。

社会資本を良好に整備・維持していくためには、直接の担い手であり、地域を熟知し、災害時には迅速に対応できる建設企業の役割が重要であることから、企業の経営を安定させるための取組や技術者の確保・育成に向けた取組を支援するなど、技術と経営に優れた地域の建設企業が存続できる環境整備を進めます。

主な取組内容

① 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく適切な維持管理等の推進

- ・ これまでに整備してきた社会資本や復旧・復興に伴い整備される社会資本の効率的・効果的な維持管理を実現するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定を推進します。
- ・ 「個別施設計画」を策定した分野において、計画に基づく適切な維持管理等を着実に推進します。

② 住民との協働による維持管理の推進

- ・ 道路や河川・海岸等の身近な社会資本の草刈や清掃等の維持管理について、東日本大震災津波の影響も踏まえながら、住民団体等への委託やボランティア活動への支援等を行い、県民との協働を進めます。

③ 担い手としての建設企業の育成・確保

- ・ 県営建設工事の入札において、建設企業が持っている技術力も含めて評価し、落札者を決定する総合評価落札方式^{※3}の実施により、社会資本の整備の直接の担い手である地域の建設企業の技術力向上を支援します。また、地域の実情に応じた地域維持型契約方式^{※4}の導入・活用等により、地域における維持管理の担い手の確保を支援します。
- ・ 復興後は、建設投資額が東日本大震災津波発災前の水準程度まで減少していくことが想定されることから、県内建設業の総合対策として、県が策定した「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、技術と経営に優れた地域の建設企業が存続できるよう、経営革新講座の開催や経営支援コーディネーター^{※5}による指導・助言、経営革新アドバイザー^{※6}による経営診断等により、建設企業の経営革新や経営の根幹である建設事業の強化、農林業等の新事業等への取組を支援します。
- ・ 建設企業が担う社会資本の整備や維持管理、災害復旧対応などの迅速化を図るため、建設企業と地域とのパートナーシップの確立を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

道路や河川などの社会資本を良好な状態に維持していくためには、国、県、市町村などの社会資本の管理主体が適切な役割分担と連携のもとで、それぞれが計画的に主体性を持って維持管理を進めていくことが重要です。その際、県においては市町村に対して技術支援を行うなど、適切な連携に努めます。

県民等においては、行政との協働により、道路や河川等の県民にとって身近な社会資本の草刈や清掃・美化活動等を進めます。

地域の建設企業においては、経営基盤の強化と技術力の向上を図り、行政と連携して社会資本の維持修繕工事や災害発生時における応急対策等を行います。

県	<ul style="list-style-type: none"> 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定と計画に基づく効率的・効果的な維持管理の実施 市町村の適切な維持管理への支援 住民協働による道路の維持管理の推進 「いわての川と海岸ボランティア活動等」支援制度等を活用した住民協働による河川、海岸の維持管理の推進 建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保 		
県以外の主体	<p>(市町村・国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的な維持管理の実施 道路や公園などの維持管理における住民協働の推進 建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保 	<p>(県民・団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の草刈等における県等との協働 道路や河川、公園等の暮らしに身近な社会資本に愛着を持ち、利用しながら、次の世代へ引き継ぐ取組 	<p>(建設企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化や持続的な技術力の向上 人材の確保・育成 国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理の実施 災害時における国、県、市町村と連携した社会資本の迅速な応急対策の実施

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>① 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく適切な維持管理等の推進</p> <p>目標</p> <p>◎ 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」策定数（計画）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> </table> <p>・ 県営住宅の長寿命化型改善及び建替戸数（戸）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>280</td> <td>328</td> <td>352</td> <td>400</td> <td>450</td> </tr> </table> <p>・ スtockマネジメントに取り組んでいる県有建築施設数（棟）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>30</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	5	9	11	H26	H27	H28	H29	H30	280	328	352	400	450	H26	H27	H28	H29	H30	1	2	6	18	30	<p>「岩手県公共施設等総合管理計画」の策定</p> <p>個別施設計画の検討</p> <p>個別施設計画策定の推進</p> <p>個別施設計画(長寿命化計画)に基づく適切な維持管理の推進</p> <p>長寿命化計画に基づく適切な維持管理の推進</p> <p>施設別計画書の策定</p> <p>本格運用開始</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
0	0	5	9	11																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
280	328	352	400	450																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
1	2	6	18	30																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
② 住民との協働による維持管理の推進 目標 ◎道路の維持管理における協働団体数（団体） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>304</td> <td>304</td> <td>304</td> <td>304</td> <td>304</td> </tr> </tbody> </table> ・河川・海岸の維持管理における協働団体数（団体） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82</td> <td>84</td> <td>86</td> <td>88</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	304	304	304	304	304	H26	H27	H28	H29	H30	82	84	86	88	90					
H26	H27	H28	H29	H30																					
304	304	304	304	304																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
82	84	86	88	90																					
③ 担い手としての建設企業の育成・確保 目標 ・経営力強化等をテーマとする講習会受講者数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>587</td> <td>600</td> <td>620</td> <td>640</td> <td>660</td> </tr> </tbody> </table> ◎経営革新アドバイザー派遣企業数（企業） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>53</td> <td>56</td> <td>59</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	587	600	620	640	660	H26	H27	H28	H29	H30	50	53	56	59	62					
H26	H27	H28	H29	H30																					
587	600	620	640	660																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
50	53	56	59	62																					

- ※1 公共施設等総合管理計画
 公共施設や公用施設、その他地方公共団体が所有する建築物、工作物等について、その現況や将来の見通しを踏まえ、総合的かつ計画的な管理するための基本方針を定めたもの。
- 2 個別施設計画
 公共施設等総合管理計画で定める個別施設毎の長寿命化計画。
- 3 総合評価落札方式
 工事の入札において、価格だけではなく、あらかじめ定めた技術評価項目（過去の工事实績、性能、機能の向上に関する個別の対応等に対する提案）を評価し、入札価格と技術力が総合的に最も優れた者を落札者として決定する入札方式。
- 4 地域維持型契約方式
 地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、複数の種類や工区の地域維持事業の集約や、地域維持事業の実施を目的に構成される共同企業体等を実施主体とするなどの契約方式。
- 5 経営支援コーディネーター
 県の助成により、（一社）岩手県建設業協会が設置している経営支援センターに配置されているコーディネーター。
- 6 経営革新アドバイザー
 経営支援センターが派遣する建設企業の要請目的に沿うアドバイザー。

公共交通の維持・確保と利用促進

1 みんなで目指す姿

県内の広域のかつ幹線的なバス・鉄道路線が維持されているほか、市町村では、地域の実情に応じたコミュニティバス等の交通体系が構築され、県民の日常生活に必要な、使いやすい安定した公共交通サービスが持続的に提供されています。

また、被災地域ではJR線の復旧が進んでいるほか、地域のニーズに応じたバス交通が確保されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数	18.3回	18.5回	18.8回	19.0回	19.3回
【目標値の考え方】 東日本大震災津波により利用者が大幅に減少していることに伴い低下している1人当たり年間利用回数を震災前の状況に戻すことを目指すもの。 注) 三セク鉄道（三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道）及び一般乗合バスの利用者数÷岩手県人口					

現状

- JR山田線は、平成27年3月に復旧工事に着手し、三陸鉄道に移管の上、開業する予定です。また、JR大船渡線は、平成27年12月にBRTによる本格復旧が決定したことから、JRによるBRTの利便性向上や地域交通の活性化等の取組に関し、沿線市の意向が反映されるよう支援していく必要があります。
- 人口減少やモータリゼーションの進行等により、交通事業者は厳しい経営環境におかれており、公共交通は、国、県及び市町村による財政支援によって支えられている状況です。
- 路線バスと行政目的バスの重複運行や交通空白地が生じてきており、また、沿岸市町村では、災害公営住宅の整備など、まちづくりの進展に対応した生活交通を確保するため、地域の实情に応じた効率的な交通体系を構築していくことが必要です。
- 三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道は、沿線地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、それ自体が地域を代表する観光等の資源として、話題性や独自の魅力を有しており、その効用を更に活用し、利用促進や利用価値の向上につなげていく取組が重要となっています。また、路線バスについても、使いやすく便利なサービス提供や利用促進の取組が重要な課題です。さらに、高齢者や障がい者など、誰もが使いやすい環境を整備するため、鉄道駅やバス車両のバリアフリー化を推進していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

JR山田線の早期運行再開に向けた取組や代替輸送確保の取組を支援します。

また、市町村の枠を超える広域的な交通基盤である三セク鉄道や路線バスの維持確保を図るとともに、市町村域内における交通体系について、地域の实情に応じた効率的な再編など、その構築を支援します。

あわせて、市町村と協力しながら、交通事業者の経営改善等の取組の支援や公共交通の利用促進、利用環境の整備やサービス向上により、利用の拡大を図るなど、財政支援以外の取組にも努めていきます。

主な取組内容

① JR山田線の早期運行再開支援等 ☆ ◆

- ・ JR山田線の早期運行再開へ向けた取組や運行再開までの間における代替輸送確保の取組を支援します。また、JR大船渡線BRTの利便性向上等について、沿線市の意向が反映されるよう支援します。

② 広域的な交通基盤の維持・確保 ◆

- ・ 国の補助制度を活用しながら、県と市町村が協力して、交通事業者のサービス向上や経営改善などの取組を支援し、広域的なバス路線^{*1}、三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道の維持・確保を図ります。

③ 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援 ☆ ◆ **安心**

- ・ 人口減少・少子高齢化社会に対応し、路線の改善・再編等の支援を通じ、市町村におけるコミュニティバスの運行等、持続的な交通体系の構築を促します。
- ・ 沿岸市町村における災害公営住宅の整備など、まちづくりの進展に合わせた交通体系構築の取組を支援し、ニーズに応じた生活交通の確保を促します。

④ 公共交通の利用促進・商品力の向上 ◆

- ・ モビリティ・マネジメント^{*2}の活用により県民一人ひとりの意識の変化を促しながら、市町村やNPO等と連携の上、公共交通の利用促進を図るとともに、観光面での活用や公共交通のバリアフリー化、使いやすく便利なダイヤ、乗車サービス等により商品力の向上に努めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

交通事業者は、経営改善の取組を行いながら、安全で安定した輸送サービスの提供に努めます。県民一人ひとり、公共交通の積極的な利用に努めます。

市町村は、地域の実情に応じた交通体系の構築に関して、主体的な役割を担います。

県は、地域の生活を支える公共交通を維持・確保するため、市町村と連携しながら、広域的な交通基盤の維持・確保に努めます。

県以外 の主体	（企業等）	（県民）	（市町村）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR山田線の復旧 ・ JR大船渡線BRTの利便性向上等 ・ 被災地の状況等に応じた輸送サービスの提供 ・ 安全で、安定した輸送サービスの提供 ・ サービスの向上や経営改善の取組 ・ 利用促進策の展開による利用の拡大 ・ バリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスや鉄道などの公共交通の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR山田線の復旧に向けた支援 ・ JR大船渡線BRTの利便性向上等に関する意向の調整と要望 ・ 災害公営住宅の状況等に応じた交通確保 ・ 県と連携した三陸鉄道、IGRいわて銀河鉄道への支援 ・ 市町村内のバス路線の維持・確保 ・ コミュニティバス等の地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築 ・ 公共交通の利用促進 ・ 公共交通のバリアフリー化の支援

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR山田線の復旧に向けた支援 ・ JR大船渡線の利便性向上等に関する沿線市の意向反映への支援 ・ 沿岸地域の災害公営住宅の状況等に応じた交通確保の支援 ・ 広域的なバス路線、三陸鉄道及びIGRいわて銀河鉄道の維持・確保に係る支援 ・ バス事業者、三陸鉄道及びIGRいわて銀河鉄道の経営改善やサービス向上の取組への支援 ・ 地域の実情に応じた市町村内の交通体系構築の支援 ・ 公共交通の利用促進 ・ 公共交通のバリアフリー化の支援
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① JR山田線の早期運行再開支援等															
② 広域的な交通基盤の維持・確保 目標 ◎広域的なバス1路線当たりの平均乗車密度*3（人）															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>3.8</td><td>3.8</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>4.0</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3.8	3.8	3.9	3.9	4.0					
H26	H27	H28	H29	H30											
3.8	3.8	3.9	3.9	4.0											
◎IGRいわて銀河鉄道の運行本数(本)															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>69</td><td>69</td><td>69</td><td>69</td><td>69</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	69	69	69	69	69					
H26	H27	H28	H29	H30											
69	69	69	69	69											
◎三陸鉄道の運行本数（本）															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>43</td><td>43</td><td>43</td><td>43</td><td>43</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	43	43	43	43	43					
H26	H27	H28	H29	H30											
43	43	43	43	43											
③ 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援 目標 ◎公共交通活性化支援チーム*4による支援団体数（団体）															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	16	16	16	16	16					
H26	H27	H28	H29	H30											
16	16	16	16	16											
・バス路線維持のための改善検討路線数（路線）															
<table border="1"> <thead> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>9</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	9	10	10	10	10					
H26	H27	H28	H29	H30											
9	10	10	10	10											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
④ 公共交通の利用促進・商品力の向上 目標 ◎「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク※ ⁵ 参加者数（千人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.0</td> <td>30.0</td> <td>32.0</td> <td>34.0</td> <td>36.0</td> </tr> </tbody> </table> ◎三陸鉄道年間乗車数（千人） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>691</td> <td>620</td> <td>620</td> <td>620</td> <td>620</td> </tr> </tbody> </table> ・乗合バスにおける低床バスの導入率（％） <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊤27.0</td> <td>32.4</td> <td>35.1</td> <td>37.8</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	18.0	30.0	32.0	34.0	36.0	H26	H27	H28	H29	H30	691	620	620	620	620	H26	H27	H28	H29	H30	㊤27.0	32.4	35.1	37.8	40.5	<p>The diagram shows implementation periods for three main measures:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークの取組: From H26 to H30. 官民の協議会等による利用促進【三陸鉄道】: From H26 to H30. 山田線移管を見据えた利用促進: From H29 to H30. 低床バスの導入支援: From H26 to H30.
H26	H27	H28	H29	H30																											
18.0	30.0	32.0	34.0	36.0																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
691	620	620	620	620																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
㊤27.0	32.4	35.1	37.8	40.5																											

- ※1 広域的なバス路線
 国庫補助路線（複数市町村にまたがり、一日当たりの輸送量が15人以上の路線）及び県単独補助路線（複数市町村にまたがり、平均乗車密度が4人以上の路線）。
- 2 モビリティ・マネジメント
 直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策。
- 3 平均乗車密度
 バス1便当たりにおいて、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数。
- 4 公共交通活性化支援チーム
 公共交通に関する個別の地域課題の解決支援を行う有識者などからなるチーム。
- 5 「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク
 公共交通の利用促進及びCO2排出抑制を図るため、日常の生活行動に合わせて、「ムリなく」、「できる範囲」で、自動車と鉄道やバス、自転車などの賢い使い分けにチャレンジする取組。

情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進

1 みんなで目指す姿

情報通信基盤(携帯電話、ブロードバンド^{*1})が充実し、多くの県民が生活の様々な場面において、情報通信技術(ICT)を利活用しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①インターネット利用率	73.1%	74.1%	75.1%	76.1%	77.1%
②携帯電話等の人口普及率	84.7%	86.6%	88.6%	90.5%	92.4%
【目標値の考え方】					
① 本県の、1年間にインターネットを1回以上利用する人の割合を、平成26年度の北海道・東北平均(約77.1%)まで伸ばすことを目指し、インターネット利用率を、毎年度約1ポイントずつ引き上げることを目標とするもの。					
② 場所や時間を選ばずにインターネットを利用できるスマートフォン等の携帯電話等の人口普及率を、平成26年度の北海道・東北平均(約92.4%)まで伸ばすことを目指し、毎年度約2ポイントずつ引き上げることを目標とするもの。					

現状

- 東日本大震災津波の被災地の情報通信基盤の整備や高台移転に伴う地上デジタル放送の受信対策等を促進する必要があります。
- 本県の携帯電話の通話エリアは、年々拡大していますが、インターネット等のICT利活用がスマートフォンなど携帯できる機器に移行し、また、市町村の整備要望箇所も多数あることから、引き続き携帯電話不感地域の解消を促進する必要があります。
- 増加する外国人観光客による需要が高いことやスマートフォンやタブレット等の普及が進んでいることから、光ファイバー等の超高速ブロードバンドや公衆無線LAN^{*2}のエリア拡大等が求められています。
- 県民のインターネット利用率は伸びているものの、いまだ低い状況にあることから、多くの県民がスマートフォンに対応するなど、利用しやすいサービスを拡大していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

県と市町村とが連携し、通信事業者や国への働きかけを行いながら、被災地域をはじめとした光ファイバー等の超高速ブロードバンド基盤の整備や中山間地域の携帯電話不感地域の解消等を進めます。

また、県民が利用しやすいサービスの充実を図るため、医療・福祉、産業等様々な分野における更なるICT利活用を促進します。

主な取組内容

① 情報通信基盤の整備 ☆ ◆

- ・ 国の支援制度の活用や関係者間の調整を図ることにより、被災地域をはじめとした超高速ブ

ロードバンド基盤の整備や高台移転に伴う地上デジタル放送の受信対策等に向けた市町村の取組を支援します。

② 携帯電話不感地域の解消 ◆

- ・ インターネットの利用がスマートフォン等に移行しつつあることから、携帯電話不感地域のサービスエリア化に向けた課題及び条件を把握し、関係者間で共有し調整を図ることにより、不感地域解消を促進するとともに、基地局整備が進まない地域においては、フェムトセル^{※3}等の簡易な手法によるエリア化について市町村と連携し研究します。

③ ICT利活用による地域活性化 ◆

- ・ 学識経験者やサービス提供事業者の知見を活用し、地域課題への対応やICT利活用の提案により利活用を促進します。
- ・ 先進的なICT利活用の取組を行う市町村を積極的に支援し、その成果を普及します。
- ・ 市町村や通信事業者等と連携し、観光地や防災拠点等の公衆無線LANの整備に取り組みます。
- ・ 利用可能なサービスについて、セミナーの開催等により県民への普及啓発を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

情報通信基盤整備は、通信事業者が主体的に行うべきものですが、採算面から通信事業者による整備が進まない地域においては、市町村が公設民営方式^{※4}により整備を行う必要があることから、県は、国や通信事業者との調整を図りながら、市町村による、情報通信基盤や携帯電話エリア整備等の取組を支援します。

ICTの利活用は、県民・NPO、事業者及び行政等の各主体が、通信技術の高速化やスマートフォン等の情報通信機器の進歩に対応し、常に見直していくことが必要です。

このため、県においては、スマートフォンやタブレットの普及等の情報機器の変化に柔軟に対応し、利用しやすい県民サービスを拡大するとともに、市町村の先進的な取組の支援や普及に取り組めます。

	(事業者)	(市町村)	(国)	(県民・NPO)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者単独及び補助事業による情報通信基盤の整備 ・ 県及び市町村への助言 ・ ICTを利活用したサービスの提供 ・ 住民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者への働きかけ ・ 公設民営方式による情報通信基盤の復旧・整備 ・ 国への支援制度拡充の提言 ・ ICTを利活用した住民サービスの提供 ・ 地域のICT利活用支援態勢の構築 ・ 住民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度の拡充 ・ 通信事業者及び放送事業者の指導 ・ 住民への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット等を活用して情報収集や情報発信等を行うための知識や技能の向上 ・ ICTを利活用したサービスの活用
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への支援制度拡充の提言 ・ 通信事業者への働きかけ ・ 市町村への人的・財政的支援 ・ ICTを利活用した県民サービスの提供 ・ 地域のICT利活用支援態勢構築支援 ・ 県民への普及啓発 			

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	~H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 情報通信基盤の整備</p> <p>目標</p> <p>◎超高速ブロードバンド基盤整備支援数（実施市町村）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	4	1	-	-	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業導入に係る関係機関との調整</div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業支援(超高速ブロードバンド)</div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px;">事業支援(共聴施設)</div> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
1	4	1	-	-											
<p>② 携帯電話不感地域の解消</p> <p>目標</p> <p>◎携帯電話通話エリア外人口（人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,980</td> <td style="text-align: center;">3,774</td> <td style="text-align: center;">3,732</td> <td style="text-align: center;">3,443</td> <td style="text-align: center;">3,256</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3,980	3,774	3,732	3,443	3,256	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">国庫補助事業による支援</div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業化に向けた条件検討・調整</div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">通信事業者への要望活動の支援</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;">フェムトセル等の利活用研究</div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;">導入検証</div> </div> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
3,980	3,774	3,732	3,443	3,256											
<p>③ ICT利活用による地域活性化</p> <p>目標</p> <p>◎市町村ICT利活用サービス開始数〔累計〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> <th style="text-align: center;">H28</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">98</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">106</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	98	100	102	104	106	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村ICT利活用に係る取組計画更新</div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村の取組への支援</div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">市町村への普及啓発（ICTフェア、セミナーの開催）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;">ICT利活用戦略会議設置</div> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;">地域課題解決のためのICT利活用の提案</div> </div> <div style="width: 100%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">県サービスのモバイル化対応</div> </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
98	100	102	104	106											

- ※1 ブロードバンド
高速・大容量通信のこと。
- 2 公衆無線LAN
無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス。
- 3 フェムトセル
範囲の狭い携帯電話用の超小型基地局で、一般家庭や小規模オフィスでの使用を想定した通信機器。
- 4 公設民営方式
行政が整備し、民間が運営する方式。

資料編

- 資料 1 目指す姿指標一覧表
- 資料 2 復興関連施策一覧表
- 資料 3 ふるさと振興関連施策一覧表
- 資料 4 「岩手の未来を切り拓く6つの構想」
関連施策一覧表

【資料1】 目指す姿指標一覧表

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)		
					(H27)	(H28)	(H29)			
I 産業・雇用	1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	1	ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	⑤15,362	⑥15,440	⑦15,650	⑧15,980	⑨16,300
	2	食産業の振興	2	食料品製造出荷額	億円	⑤3,208	⑥3,280	⑦3,353	⑧3,428	⑨3,505
			3	水産加工品製造出荷額	億円	⑤567	⑥598	⑦629	⑧660	⑨691
	3	観光産業の振興	4	観光入込客数(延べ人数)	万人回	2,886.1	2,888.0	2,889.9	2,891.8	2,893.7
			5	観光宿泊客数(延べ人数) (従業員数10人以上かつ観光目的の宿泊者が50%以上の施設)	万人泊	249.8	252.4	256.1	256.7	258.8
			6	外国人宿泊者数(延べ人数) (従業員数10人以上の施設)	万人泊	7.3	7.5	7.7	7.9	8.1
	4	地場産業の振興	7	伝統産業に係る製造品出荷額	億円	⑤27.6	⑥27.9	⑦28.2	⑧28.5	⑨28.8
	5	次代につながる新たな産業の育成	8	製造業の従業員一人当たり付加価値額	万円	⑤758	⑥789	⑦821	⑧853	⑨885
	5 2	科学技術によるイノベーションの創出	9	大学等共同研究数	件	296	220	225	230	234
	6	商業・サービス業の振興	10	卸売・小売業における就業者一人当たりの県内総生産	千円	⑤4,626	⑥4,672	⑦4,718	⑧4,764	⑨4,810
			11	沿岸部の市町村における営業再開した商業・サービス業者の本設移行率	%	55.6	56.0	57.0	61.0	70.0
	6 2	中小企業の経営力の向上	12	産業分野(農林水産業を除く。)における就業者一人当たりの県内総生産	千円	⑤7,282	⑥7,355	⑦7,428	⑧7,501	⑨7,574
	7	海外市場への展開	13	東アジア地域への県産品輸出額	億円	22.5	24.8	27.3	30.0	33.0
			14	外国人宿泊者数(延べ人数) (従業員数10人以上の施設)【再掲】	万人泊	7.3	7.5	7.7	7.9	8.1
	8	雇用・労働環境の整備	15	高卒者の県内就職率	%	63.4	65.0	65.5	66.0	66.5
			16	離職者等の職業訓練受講者の就職率	%	⑤73.8	⑥75.0	⑦75.0	⑧75.0	⑨75.0
II 農林水産業	9	農林水産業の未来を拓く経営体の育成	17	認定農業者等への農地集積面積	ha	82,026	84,000	87,600	91,200	95,000
			18	森林経営計画策定面積	ha	163,492	195,000	209,000	223,000	237,000
			19	中核的漁業経営体数	経営体	283	335	390	445	500
	10	消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	20	農業産出額	億円	⑤2,433	⑥2,300	⑦2,380	⑧2,420	⑨2,440
			21	林業産出額	億円	⑤212	⑥218	⑦219	⑧219	⑨220
			22	漁業生産額	億円	⑤314	⑥320	⑦330	⑧350	⑨370
	11	農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	23	6次産業化による販売額	億円	⑤239	⑥251	⑦263	⑧275	⑨287
			24	農林水産物の輸出額	億円	19	21	23	25	27
			25	水産加工品製造出荷額	億円	⑤567	⑥598	⑦629	⑧660	⑨691
	12	いわての魅力あふれる農山漁村の確立	26	農山漁村の環境保全活動への参加人数	人	106,543	109,000	111,000	112,000	114,000
			27	グリーン・ツーリズム交流人口	千人回	1,112	1,123	1,134	1,145	1,157
	13	環境保全対策と環境ビジネスの推進	28	自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農地面積	ha	2,428	3,500	4,000	4,500	5,000
			29	産業分野の木質バイオマス導入事業者数	事業者	28	30	32	34	36

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値(H26)	年度目標値			計画目標値(H30)		
					(H27)	(H28)	(H29)			
Ⅲ 医療・子育て・福祉	14 地域の保健医療体制の確立	30	病院勤務医師数(人口10万人当たり)	人	127.3	—	132.8	—	138.3	
		31	二次救急医療機関の年間時間外患者数に占める当日帰宅患者の割合	%	㉕82.6	㉖81.8	㉗81.0	㉘80.2	㉙79.4	
		32	就業看護職員数(常勤換算)	人	16,378	16,510	16,640	16,770	16,900	
		33	がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する男性の数(人口10万人当たり)	人	㉕331.0	㉖325.8	㉗320.5	㉘315.3	㉙310.1	
		34	がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する女性の数(人口10万人当たり)	人	㉕165.0	㉖161.5	㉗158.1	㉘154.6	㉙151.2	
	15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	35	保育を必要とする子どもに係る利用定員	人	26,425	29,800	30,379	31,138	31,404	
		36	結婚サポートセンターの会員成婚数	組	—	5	20	30	40	
		37	「いわて子育て応援の店」の延べ協賛店舗数(累計)	店舗	1,450	1,520	1,590	1,660	1,730	
	16 福祉コミュニティの確立	38	地域福祉計画を策定し、施策に取り組んでいる市町村数(累計)	市町村	21	24	27	30	33	
		39	元気な高齢者の割合	—	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	
		40	地域密着型サービス拠点数(累計)	箇所	350	380	421	446	478	
		41	障がい者のグループホーム利用者数	人	1,673	1,792	1,895	2,006	2,117	
		42	自殺死亡率(人口10万人当たり)	—	26.6	25.7	25.0	24.4	23.7	
	Ⅳ 安全・安心	17 地域防災力の強化	43	自主防災組織の組織率	%	83.8	85.0	86.2	87.4	88.6
		18 安全・安心なまちづくりの推進	44	人口10万人当たりの刑法犯認知件数	件以下	395.0	390.0	385.0	380.0	375.0
45			年間交通事故死者数	人以下	64	50	50	50	50	
19 食の安全・安心の確保		46	営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入割合	%	50	50	50	50	50	
20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化		47	県外からの移住・定住者数	人	1,107	1,150	1,200	1,250	1,300	
21 多様な市民活動の促進		48	NPO法人数(累計)	法人	468	481	494	507	520	
22 青少年の健全育成と若者の活躍支援		49	いわて希望塾参加者数(累計)	人	792	910	1,030	1,150	1,270	
		50	青少年活動交流センター利用者数(累計)	人	16,966	33,200	49,400	65,600	81,800	
		51	いわて若者交流ポータルサイト登録団体数(累計)	団体	18	30	40	50	60	
23 男女共同参画の推進と女性の活躍支援		52	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合	%	60.3	63.5	66.8	70.1	73.4	
	53	女性活躍のための経営者研修出席者数(累計)	人	50	100	150	200	250		
Ⅴ 教育・文化	24 児童生徒の学力向上	54	学習定着度状況調査(小学校5年生・中学校2年生)及び基礎力確認調査(高校2年生)において、「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合	%	69	70	71	72	73	
		55	学校の学びを基に授業時間以外の学習に自立的に取り組む児童生徒の割合(小学校5年生・中学校2年生・高校2年生)(2時間以上)	%	18	18	19	20	21	
		56	学校の学びを基に授業時間以外の学習に自立的に取り組む児童生徒の割合(小学校5年生・中学校2年生・高校2年生)(1時間未満)	%	39	39	38	37	36	
	25 豊かな心を育む教育の推進	57	人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている児童生徒の割合	%	75.0	76.0	77.0	78.0	79.0	
		58	自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合	%	65.0	65.5	66.0	66.5	67.0	
	26 健やかな体を育む教育の推進	59	体力・運動能力調査の総合評価(5段階:A~E)のA・B・C段階の児童生徒の割合(小学校5年生・中学校2年生)	%	79.7	79.7	79.7	80.0	80.0	
		60	「定期健康診断」の肥満度が正常の範囲内の児童生徒の割合(小学校5年生・中学校2年生)	%	85.9	85.9	86.1	86.3	86.5	

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値(H26)	年度目標値			計画目標値(H30)
					(H27)	(H28)	(H29)	
V 教育・文化	27 特別支援教育の充実	61 特別な支援を必要とする児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	%	81	85	89	93	100
		62 特別支援学校における交流学习等により地域の学校との交流を行っている児童生徒数(延べ人数)	人	491	750	1,000	1,250	1,500
	28 家庭・地域との協働による学校経営の推進	63 学校評価結果等を踏まえて学校運営方針や重点項目等を見直し、組織的に学校経営の改善に取り組んでいる学校の割合	%	-	70	80	90	100
		64 教育計画の中に様々な自然災害等に「そなえる」教育活動(防災教育)を具体的に取り入れて再構築した学校の割合	%	-	70	80	90	100
	29 生涯を通じた学びの環境づくり	65 生涯学習リーダー登録者数(累計)	人	730	750	770	790	810
		66 生涯学習に関する研修会等への参加者数	人	6,194	6,400	6,600	6,800	7,000
	30 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	67 県内学卒者の県内就職率	%	45	47	49	51	53
		68 県内市町村が高等教育機関と連携して行っている取組の件数(累計)	件	73	76	79	82	85
	31 文化芸術の振興	69 県内の公立文化施設における催事数	件	1,182	1,210	1,240	1,270	1,300
		70 民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	400	402	404	406	408
	32 多様な文化の理解と国際交流	71 国際交流センター施設利用者数(利用者数/年)	人	11,278	11,600	11,600	11,600	11,600
	33 豊かなスポーツライフの振興	72 スポーツ実施率(週1回以上のスポーツ実施率)	%	52.8	53.0	54.0	55.0	56.0
		73 国民体育大会天皇杯得点順位	位	37位	10位台	8位以内	10位台	20位台
	VI 環境	34 地球温暖化対策の推進	74 再生可能エネルギーによる電力自給率	%	18.9	19.0	20.0	22.0
35 循環型地域社会の形成		75 県民一人1日当たりごみ排出量	g	㉕945	㉕911	㉗911	㉘911	㉙911
		76 産業廃棄物の再生利用率	%	㉕68.5	㉖68.5	㉗68.5	㉘68.5	㉙68.5
		77 産業廃棄物の適正処理率	%	99.2	99.4	99.4	99.4	99.4
36 多様で豊かな環境の保全		78 大気の大気汚染物質等環境基準達成率	%	100	100	100	100	100
	79 公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	99.1(速報値)	96.5	96.5	96.5	96.5	
	80 県内に生息するイヌワシのつがい数	ペア	28	28	28	28	28	
VII 社会資本・公共交通・情報基盤	37 産業を支える社会資本の整備	81 内陸部と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間(内陸部～沿岸部(7ルート))	分	94	93	93	93	89
		82 内陸部と沿岸部を結ぶルートなどにおける都市間平均所要時間(沿岸部の都市間(3ルート))	分	76	74	74	67	62
		83 高規格幹線道路等のインターチェンジに30分以内で到達可能な人口の割合	%	65.3	72.1	72.1	76.5	79.3
		84 港湾取扱貨物量	万トン	544	560	560	560	580
		85 いわて花巻空港の航空機利用者数	千人	396	397	403	423	431
	38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	86 新しい津波防災の考え方に基づいた津波防災施設の整備率	%	32.3	46.7	71.0	88.7	98.7
		87 河川整備率	%	48.6	48.7	48.8	48.9	49.0
		88 土砂災害のおそれのある区域を公表した箇所数(累計)	箇所	4,898	7,593	9,212	10,535	11,864
		89 通学路(小学校)における歩道設置率	%	74.9	75.0	75.1	75.2	75.3
		90 緊急輸送道路・復興道路・復興支援道路・復興関連道路における道路防災対策必要箇所解消率	%	58.8	69.0	82.0	93.0	100.0

基本政策	政策項目	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
					(H27)	(H28)	(H29)	
VII 社会資本・公共交通・情報基盤	39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	91 水洗化人口割合	%	69.6	72.4	73.9	75.4	77.0
		92 景観づくりに取り組む地区数(累計)	地区	35	37	39	41	43
		93 災害公営住宅(県及び市町村)の整備率(累計)	%	25.8	58.0	88.0	93.0	100.0
	40 社会資本の維持管理と担い手の育成・確保	94 予防保全型の修繕が必要な橋梁の修繕率	%	53.2	61.3	69.6	77.8	86.0
		95 社会資本の維持管理を行う協働団体数	団体	386	388	390	392	394
		96 建設企業が県の支援制度を利用して新分野等に取り組む企業数	企業	190	194	198	202	206
	41 公共交通の維持・確保と利用促進	97 三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数	回	18.3	18.5	18.8	19.0	19.3
	42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進	98 インターネット利用率	%	73.1	74.1	75.1	76.1	77.1
		99 携帯電話等の人口普及率	%	84.7	86.6	88.6	90.5	92.4

【資料2】復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(政策編)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(政策編)	
3つの原則	取組項目	政策項目	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	12 いわたの魅力あふれる農山漁村の確立	③ 農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の推進
		13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	② 環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促進
		17 地域防災力の強化	① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成(自助)
			② 地域の安全を地域が守る体制の整備(共助)
			③ 実効的な防災体制の整備(公助)
		18 安全・安心なまちづくりの推進	② 地域における防犯活動の促進
		23 男女共同参画の推進と女性の活躍支援	⑦ 治安基盤の強化
			① 東日本大震災からの復興と防災における男女共同参画の推進
		29 生涯を通じた学びの環境づくり	① 学習活動を支援する環境の充実
		30 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	② 地域課題解決に向けた取組
		33 豊かなスポーツライフの振興	① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進
			② 再生可能エネルギーの導入促進
		34 地球温暖化対策の推進	③ 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進
			⑧ 放射性物質に対する取組の推進等
	36 多様で豊かな環境の保全	③ 港湾の復旧・整備と利活用の促進	
	37 産業を支える社会資本の整備	① 多重防災型まちづくりの推進	
	38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	① 復興まちづくり・住宅再建の促進	
	39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	① 復興まちづくり・住宅再建の促進	
	41 公共交通の維持・確保と利用促進	① JR山田線の早期運行再開支援等	
	42 情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用促進	① 情報通信基盤の整備	
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり
			17 地域防災力の強化
		39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	① 復興まちづくり・住宅再建の促進
	② 快適で魅力あるまちづくりの推進		
3 災害に強い交通ネットワークの構築	37 産業を支える社会資本の整備	④ 衛生的で快適な生活環境の確保	
		① 復興道路等の整備推進	
	38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	③ 港湾の復旧・整備と利活用の促進	
「暮らし」の再建	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	④ 信頼性の高い道路ネットワークの確立	
		41 公共交通の維持・確保と利用促進	① JR山田線の早期運行再開支援等
	5 雇用維持・創出と就業支援	39 豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	① 復興まちづくり・住宅再建の促進
			41 公共交通の維持・確保と利用促進
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	8 雇用・労働環境の整備	① 安定雇用の拡充
			② 女性・離職者等への就業支援
		14 地域の保健医療体制の確立	① 医療を担うひとづくり
			② 質の高い医療が受けられる体制の整備
		15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを生育てられる環境の整備	③ 子育て家庭への支援
			④ 子どもの健全育成の支援
	16 福祉コミュニティの確立	② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築	
		③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築	

復興基本計画		アクションプラン(政策編)	
3つの原則	取組項目	政策項目	主な取組内容
「暮らし」の再建	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	14 地域の保健医療体制の確立	④ 生活習慣病予防等の推進
		15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを 生み育てられる環境の整備	③ 子育て家庭への支援 ④ 子どもの健全育成の支援
		16 福祉コミュニティの確立	⑥ こころのケア活動の推進
		33 豊かなスポーツライフの振興	③ スポーツ医・科学サポートの推進
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを 生み育てられる環境の整備	④ 子どもの健全育成の支援
		25 豊かな心を育む教育の推進	④ 幼児児童生徒の心のサポートの充実
		28 家庭・地域との協働による学校経営の推進	③ 実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進
		29 生涯を通じた学びの環境づくり	① 学習活動を支援する環境の充実
		38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備	② 地震・洪水・土砂災害対策の推進
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	31 文化芸術の振興	③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援
	10 社会教育・生涯学習環境の整備	29 生涯を通じた学びの環境づくり	① 学習活動を支援する環境の充実
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備	26 健やかな体を育む教育の推進	① 体力向上や運動に親しむ環境づくり
		33 豊かなスポーツライフの振興	① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進
			③ スポーツ医・科学サポートの推進
			④ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた県民参加の促進
			⑤ スポーツの振興による地域活性化の促進
	12 地域コミュニティの再生・活性化	16 福祉コミュニティの確立	③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活 ができる環境の構築 ④ 安全・安心のセーフティネットづくり
		18 安全・安心なまちづくりの推進	② 地域における防犯活動の促進
		20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	① 住民主体の自律的コミュニティ活動の支援
② 地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成			
21 多様な市民活動の促進		① 「多様な主体の連携・協働の取組」の拡大と定着に向けた普及啓発・仕組みづくり ② 「多様な主体の連携・協働の取組」を担うNPOへの支援機能の充実	
22 青少年の健全育成と若者の活躍支援		④ 若者の活躍への支援	
31 文化芸術の振興		③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援	
13 行政機能の回復	(改革編 基本方針4(1))	(被災市町村の行政機能回復に向けた支援等)	
「なりわい」の再生	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成	③ 地域の漁業の再生を担う経営体の育成
		10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進
			③ 生産性・市場性の高い産地づくりのための生産基盤整備の推進 ⑤ 高度な技術の開発と普及
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	2 食産業の振興	③ 水産加工業の復興支援
		4 地場産業の振興	① 県産品の販売拡大に向けた支援
		10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	① 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成 ⑤ 高度な技術の開発と普及
		11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	① 県産農林水産物の高付加価値化の推進 ② 県産農林水産物のブランド化等の推進
	16 漁港等の整備	9 農林水産業の未来を拓く経営体の育成	③ 地域の漁業の再生を担う経営体の育成
		10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	③ 生産性・市場性の高い産地づくりのための生産基盤整備の推進
		12 いわての魅力あふれる農山漁村の確立	③ 農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の推進

復興基本計画		アクションプラン(政策編)		
3つの原則	取組項目	政策項目	主な取組内容	
「なりわい」の再生	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	① 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成 ② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進 ③ 生産性・市場性の高い産地づくりのための生産基盤整備の推進	
		11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	① 県産農林水産物の高付加価値化の推進 ② 県産農林水産物のブランド化等の推進	
		12 いわての魅力あふれる農山漁村の確立	③ 農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の推進	
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進 ③ 農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の推進	
		12 いわての魅力あふれる農山漁村の確立	③ 農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の推進	
		13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	① 環境と調和した農林水産業の推進	
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	2 食産業の振興	③ 水産加工業の復興支援	
		4 地場産業の振興	① 県産品の販売拡大に向けた支援	
		6 商業、サービス業の振興	① 経営力向上の取組や人材育成の支援 ② 商店街活性化やまちづくりの支援 ③ 市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築	
		6-2 中小企業の経営力の向上	⑥ 被災事業者の再建支援	
	20 ものづくり産業の新生	1 国際競争力の高いものづくり産業の振興	① 自動車・半導体関連産業の集積促進 ⑤ ものづくり産業人材の育成 ⑥ 企業誘致の推進	
			5 次代につながる新たな産業の育成	① 研究シーズの創出と育成 ② 新たな産業の「芽」の育成 ③ 次世代産業創出プロジェクトの推進 ④ 研究基盤の整備 ⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成
				5-2 科学技術によるイノベーションの創出
		21 観光資源の再生と新たな魅力の創造	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ③ 効果的な情報発信と誘客活動 ④ 国際観光の振興
			7 海外市場への展開	③ 外国人観光客の誘客の推進
	36 多様で豊かな環境の保全		② 自然とのふれあいの促進	
	22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ③ 効果的な情報発信と誘客活動 ④ 国際観光の振興	
			7 海外市場への展開	③ 外国人観光客の誘客の推進
			20 多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	③ 岩手ファンの拡大と交流人口の増加 ④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進
		32 多様な文化の理解と国際交流	② 海外とのネットワークの形成	

【資料3】ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(政策編)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(政策編)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	政策項目		主な取組内容
岩手で働く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1 競争力の高いものづくり産業の振興	1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	① 自動車・半導体関連産業の集積促進 ② 地域クラスターの形成促進 ③ 新産業の創出 ④ 「ものづくり革新」への対応 ⑤ ものづくり産業人材の育成 ⑥ 企業誘致の推進
		2 食産業の振興	2	食産業の振興	① FCP等による総合協働体制の構築 ② 新たな事業活動に取り組む事業者等の支援
		3 地場産業の振興	4	地場産業の振興	① 県産品の販売拡大に向けた支援 ② 地場産業事業者の新規需要開拓への支援 ③ 新商品の企画・開発等に対する支援
		4 商業・サービス業の振興	6	商業、サービス業の振興	① 経営力向上の取組や人材育成の支援 ② 商店街活性化やまちづくりの支援 ③ 市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築
		5 中小企業の経営力の向上	6-2	中小企業の経営力の向上	① 新たな事業活動等の経営革新の取組に対する支援 ② 人材の育成支援、事業の円滑な承継支援 ④ 資金の円滑な供給 ⑤ 産業支援機関による伴走型支援の推進
		6 被災事業者の再建支援	2 6-2	食産業の振興 中小企業の経営力の向上	③ 水産加工業の復興支援 ⑥ 被災事業者の再建支援
		7 観光産業の振興	3 7 37	観光産業の振興 海外市場への展開 産業を支える社会資本の整備	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ③ 効果的な情報発信と誘客活動 ④ 国際観光の振興 ③ 外国人観光客の誘客の推進 ④ いわて花巻空港の利用の促進
		8 県産品や事業者の海外市場への展開	7 11	海外市場への展開 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	① 事業者の海外ビジネス展開への支援 ② いわてからの輸出の拡大 ③ 県産農林水産物の輸出促進
		9 次世代につながる新たな産業の育成	5 5-2	次代につながる新たな産業の育成 科学技術によるイノベーションの創出	① 研究シーズの創出と育成 ② 新たな産業の「芽」の育成 ③ 次世代産業創出プロジェクトの推進 ④ 研究基盤の整備 ⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成 ① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出
		10 若者や女性などの創業支援の充実・強化	6-2	中小企業の経営力の向上	③ 創業の支援 ④ 資金の円滑な供給 ⑤ 産業支援機関による伴走型支援の推進

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(政策編)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	政策項目		主な取組内容	
岩手で動く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	11 経営人材の育成と円滑な事業承継支援	6-2	中小企業の経営力の向上	② 人材の育成支援、事業の円滑な承継支援 ⑤ 産業支援機関による伴走型支援の推進	
		12 ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	⑤ ものづくり産業人材の育成	
		13 雇用・労働環境の整備	8	雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発	
			8	雇用・労働環境の整備	① 安定雇用の拡充 ② 女性・離職者等への就業支援 ③ 人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発 ④ 企業における雇用・労働環境整備の促進	
			8	雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発	
			40	社会資本の維持管理と担い手の育成・確保	③ 担い手としての建設企業の育成・確保	
		16 優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援	39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	③ 環境に配慮し快適で豊かに暮らせる居住環境づくりの推進	
		17 復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討	37	産業を支える社会資本の整備	③ 港湾の復旧・整備と利活用の促進	
	2 農林水産業振興プロジェクト	18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	5-2	科学技術によるイノベーションの創出	② 地域資源を活用した新たな価値創造	
			10	消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	① 全国トップレベルの「安全・安心産地」の形成 ② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進 ⑤ 高度な技術の開発と普及	
			11	農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	① 県産農林水産物の高付加価値化の推進 ② 県産農林水産物のブランド化等の推進 ③ 県産農林水産物の輸出促進 ④ 生産者と消費者の結びつきを深めた地産地消の推進	
		19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	9	農林水産業の未来を拓く経営体の育成	① 地域農業の核となる経営体の育成 ② 地域の森林経営を担う経営体の育成 ③ 地域の漁業の再生を担う経営体の育成	
		20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	10	消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	③ 生産性・市場性の高い産地づくりのための生産基盤整備の推進	
		21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進	12	いわての魅力あふれる農山漁村の確立	① 地域協働による地域資源の維持・継承と生産活動の継続 ② 農山漁村ビジネスの振興と交流人口の拡大	
		22 地域協働による農山漁村の環境保全	10	消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	④ 鳥獣被害防止対策の推進	
			12	いわての魅力あふれる農山漁村の確立	① 地域協働による地域資源の維持・継承と生産活動の継続	
		3 ふるさと移住・定住促進プロジェクト	23 全県的な推進体制の整備	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進
			24 岩手ファン拡大と移住情報の発信強化等	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	③ 岩手ファンの拡大と交流人口の増加
	25 相談窓口体制の強化		20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進	
	26 移住者のフォローの充実		20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進	
	27 移住・交流体験の推進		20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	④ 移住・定住者が活躍できる環境の整備と移住促進	
	4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産、産まると支援プロジェクト	28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	8	雇用・労働環境の整備	④ 企業における雇用・労働環境整備の促進	
			15	家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	① 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備	
		29 出会い・結婚支援の強化	15	家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	① 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備	
		30 妊娠・出産に対する支援	14	地域の保健医療体制の確立	② 質の高い医療が受けられる体制の整備	
	15		家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを産み育てられる環境の整備	② 安全・安心な出産環境など親子の健康づくりの充実		

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(政策編)					
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	政策項目		主な取組内容			
岩手で育てる	5	子育て支援プロジェクト	31	子育てにやさしい環境づくり	15	家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを 生み育てられる環境の整備	③	子育て家庭への支援
			32	保育サービス等の充実	15	家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを 生み育てられる環境の整備	③	子育て家庭への支援
			33	子どもに対する医療の充実と子育て 家庭への支援	15	家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを 生み育てられる環境の整備	④	子どもの健全育成の支援
岩手で暮らす	6	魅力あるふるさとづくりプロジェクト	34	美しく魅力あるまちづくりの推進	39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	②	快適で魅力あるまちづくりの推進
			35	ひとにやさしいまちづくりの推進	16	福祉コミュニティの確立	①	生活支援の仕組みづくり
			36	被災した沿岸地域のにぎわいのある まちづくりの推進	39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	②	快適で魅力あるまちづくりの推進
					6	商業、サービス業の振興	③	市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築
			37	情報基盤の整備と情報通信技術の 利用促進	39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	①	復興まちづくり・住宅再建の促進
					42	情報通信基盤の整備と情報通信技術の利活用 促進	①	情報通信基盤の整備
			38	ILC実現に向けた取組	5-2	科学技術によるイノベーションの創出	②	携帯電話不感地域解消
							③	ICTの利活用による地域活性化
			39	地域コミュニティ活動に関する意識の 普及啓発	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活 性化	③	国際ニアコライダー(ILC)の実現によるイノベーショ ンの創出
							④	科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成
			40	地域づくりの担い手の育成・新たな 担い手の確保	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活 性化	①	住民主体の自律的コミュニティ活動の支援
							②	地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成
			41	地域の安全を地域が守る消防団 や自主防災組織等の育成・強化	12	いわての魅力あふれる農山漁村の確立	③	農山漁村の快適な生活環境の整備と防災・減災対策の 推進
					17	地域防災力の強化	②	地域の安全を地域が守る体制の整備(共助)
			42	生活交通の確保	41	公共交通の維持・確保と利用促進	①	JR山田線の早期運行再開支援等
							②	広域的な交通基盤の維持・確保
			43	公共交通の利用促進	41	公共交通の維持・確保と利用促進	③	地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援
							④	公共交通の利用促進・商品力の向上
			44	三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の 集客力の向上	41	公共交通の維持・確保と利用促進	④	公共交通の利用促進・商品力の向上
							④	公共交通の利用促進・商品力の向上
			45	良好な大気・水環境の保全	36	多様で豊かな環境の保全	③	良好な大気・水環境の保全
							④	水と緑を守る取組の推進
			46	水と緑を守る取組の推進	36	多様で豊かな環境の保全	④	水と緑を守る取組の推進
							④	水と緑を守る取組の推進
			47	環境学習の推進と県民等との連 携・協働の取組の促進	36	多様で豊かな環境の保全	⑦	環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進
							⑦	環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進
			48	自然とのふれあいの促進	36	多様で豊かな環境の保全	②	自然とのふれあいの促進
②	自然とのふれあいの促進							
49	多様な野生動物植物との共生	36	多様で豊かな環境の保全	①	豊かな自然との共生			
				①	豊かな自然との共生			
50	再生可能エネルギーの導入促進	13	環境保全対策と環境ビジネスの推進	②	環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促 進			
		34	地球温暖化対策の推進	②	再生可能エネルギーの導入促進			
51	地域特性や環境に配慮した住宅 の普及促進	11	農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	②	県産農林水産物のブランド化等の推進			
		39	豊かで快適な環境を創造する基盤づくり	③	環境に配慮し快適で豊かに暮らせる居住環境づくりの推 進			
7	文化芸術・ スポーツ振興プロジェクト	52	県内外への情報発信力の強化	31	文化芸術の振興	①	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	
		53	若者文化・新しい文化芸術分野へ の支援	31	文化芸術の振興	②	文化芸術と県民との交流支援体制の整備	
		54	世界遺産の普及及び新規登録に 向けた取組	31	文化芸術の振興	⑤	世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	
		55	優れた文化芸術の鑑賞機会の充 実	31	文化芸術の振興	②	文化芸術と県民との交流支援体制の整備	
						③	豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援	
56	伝統文化・生活文化の次世代へ の確かな継承	31	文化芸術の振興	③	豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援			

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(政策編)				
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	政策項目		主な取組内容		
岩手で暮らす	7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	57 被災地における文化芸術活動の復旧支援	31	文化芸術の振興	③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援		
		58 文化芸術活動の活発化と支援体制の構築	31	文化芸術の振興	② 文化芸術と県民との交流支援体制の整備		
					③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援		
					④ 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成		
		59 言葉の壁の解消	32	多様な文化の理解と国際交流	① コミュニケーション及び生活支援の充実	④ 国際交流等の拠点の機能充実	
		60 安心できる暮らしの構築	32	多様な文化の理解と国際交流	① コミュニケーション及び生活支援の充実	④ 国際交流等の拠点の機能充実	
		61 多文化共生の地域づくり	32	多様な文化の理解と国際交流	② 海外とのネットワークの形成	③ 多文化共生理解支援の充実	④ 国際交流等の拠点の機能充実
					③ 多文化共生理解支援の充実		
		62 総合型地域スポーツクラブの育成支援	33	豊かなスポーツライフの振興	① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進		
		63 生涯スポーツ指導者の有効活用	33	豊かなスポーツライフの振興	① スポーツの環境づくりと地域に根ざしたスポーツ振興の推進		
		64 スポーツの振興による地域活性化の推進	33	豊かなスポーツライフの振興	⑤ スポーツの振興による地域活性化の促進		
		8 若者・女性の活躍支援プロジェクト	65 若者間のネットワーク構築の促進	22	青少年の健全育成と若者の活躍支援	④ 若者の活躍への支援	
			66 若者の活躍を支援する仕組みの充実	22	青少年の健全育成と若者の活躍支援	④ 若者の活躍への支援	
			67 男女共同参画の視点に立った意識啓発	23	男女共同参画の推進と女性の活躍支援	③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
	68 女性の活躍推進のための環境づくり		23	男女共同参画の推進と女性の活躍支援	② 女性の活躍支援		
	69 女性自身の意識啓発		23	男女共同参画の推進と女性の活躍支援	② 女性の活躍支援		
	70 地域における男女共同参画の推進		23	男女共同参画の推進と女性の活躍支援	③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		
	71 女性に対するあらゆる暴力の根絶		23	男女共同参画の推進と女性の活躍支援	④ 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援		
	9 保健・医療・福祉充実プロジェクト	72 人材の確保・定着・育成	14	地域の保健医療体制の確立	① 医療を担うひとづくり		
					16	福祉コミュニティの確立	① 生活支援の仕組みづくり ② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築
		73 潜在有資格者や多様な人材の参入	14	地域の保健医療体制の確立	① 医療を担うひとづくり		
					16	福祉コミュニティの確立	① 生活支援の仕組みづくり ② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築
		74 関係機関が連携した取組の推進	16	福祉コミュニティの確立	① 生活支援の仕組みづくり	② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築	
					② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築		
		75 地域包括ケアシステムの構築	14	地域の保健医療体制の確立	② 質の高い医療が受けられる体制の整備	② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築	
		76 安全・安心のセーフティネットづくり	16	福祉コミュニティの確立	④ 安全・安心のセーフティネットづくり		
		77 がん対策の推進	14	地域の保健医療体制の確立	④ 生活習慣病予防等の推進		
		78 脳卒中予防	14	地域の保健医療体制の確立	④ 生活習慣病予防等の推進		
	79 特定健診・特定保健指導	14	地域の保健医療体制の確立	④ 生活習慣病予防等の推進			
	80 自殺対策	16	福祉コミュニティの確立	⑤ 自殺対策の推進			

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(政策編)				
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	政策項目		主な取組内容		
岩手で暮らす	10	ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	81	実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進	17	地域防災力の強化	① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成(自助)
				28	家庭・地域との協働による学校経営の推進	③ 実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進	
			82	グローバル人材の育成	32	多様な文化の理解と国際交流	② 海外とのネットワークの形成
			83	少人数教育の推進	24	児童生徒の学力向上	② 授業改善の推進と家庭学習の充実
			84	高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持	24	児童生徒の学力向上	③ 特色ある教育課程の編成
					25	豊かな心を育む教育の推進	⑤ 私立学校の特色ある教育活動の推進
					28	家庭・地域との協働による学校経営の推進	② 家庭・地域との協働の充実 ⑥ 私立学校の特色ある教育活動の推進
			85	就学支援による学びの環境の確保	15	家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを 生み育てられる環境の整備	④ 子どもの健全育成の支援
					29	生涯を通じた学びの環境づくり	① 学習活動を支援する環境の充実
			86	学びを通じた地域コミュニティの再生支援	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	① 住民主体の自律的コミュニティ活動の支援
					29	生涯を通じた学びの環境づくり	① 学習活動を支援する環境の充実
			87	地域を担う「ひと」の確保・養成	30	高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	① 高等教育機関等との連携による若者定着の促進
			88	産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	6-2	中小企業の経営力の向上	③ 創業の支援
					30	高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	① 高等教育機関等との連携による若者定着の促進
			89	地域課題解決に向けた取組の促進	30	高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	② 地域課題解決に向けた取組
			90	地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進	30	高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	③ 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組
			91	「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践	24	児童生徒の学力向上	④ 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践
			92	本県経済の基盤となる産業振興を担う人材の育成	1	国際競争力の高いものづくり産業の振興	⑤ ものづくり産業人材の育成
					6-2	中小企業の経営力の向上	② 人材の育成支援、事業の円滑な承継支援
					9	農林水産業の未来を拓く経営体の育成	① 地域農業の核となる経営体の育成 ② 地域の森林経営を担う経営体の育成 ③ 地域の漁業の再生を担う経営体の育成
93	地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	20	多様な主体の連携による地域コミュニティの活性化	② 地域コミュニティ活動をけん引する人材の育成			
94	生涯を通じた学びの環境づくり	29	生涯を通じた学びの環境づくり	① 学習活動を支援する環境の充実			
				② 生涯にわたる学習機会の充実			

【資料4】「岩手の未来を切り拓く6つの構想」関連施策一覧表

※「アクションプラン(政策編)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

岩手の未来を切り拓く6つの構想		アクションプラン(政策編)	
構想名	展開の方向	政策項目	主な取組内容
1 海の産業創造 いわて構想 海	(1)新規ビジネス創出に向けた仕組みづくり		
		2 食産業の振興	③ 水産加工業の復興支援
	(2)三陸の「海」の多様な資源の利用拡大	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり
		10 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立	② 生産性・市場性の高い産地づくりの推進 ⑤ 高度な技術の開発と普及
		11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	① 県産農林水産物の高付加価値化の推進 ② 県産農林水産物のブランド化等の推進 ③ 県産農林水産物の輸出促進
	(3)新産業創出等に向けた海洋研究・資源開発の促進	5 次代につながる新たな産業の育成	① 研究シーズの創出と育成
			② 新たな産業の「芽」の育成
			③ 次世代産業創出プロジェクトの推進
	④ 研究基盤の整備		
	⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成		
5-2 科学技術によるイノベーションの創出	① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出		
	② 地域資源を活用した新たな価値創造		
	④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成		
(4)環境と調和した持続可能な産業基盤の形成	12 いわたての魅力あふれる農山漁村の確立	① 地域協働による地域資源の維持・継承と生産活動の継続	
2 次世代技術創造 いわて構想 次世代	(1)イノベーションパークの形成	1 国際競争力の高いものづくり産業の振興	① 自動車・半導体関連産業の集積促進
			③ 新産業の創出
		5 次代につながる新たな産業の育成	① 研究シーズの創出と育成
			② 新たな産業の「芽」の育成
	③ 次世代産業創出プロジェクトの推進		
	5-2 科学技術によるイノベーションの創出	④ 研究基盤の整備	
		⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成	
① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出			
(2)イノベーションパーク相互の連携	5 次代につながる新たな産業の育成	② 地域資源を活用した新たな価値創造	
		③ 国際リニアコライダー(ILC)の実現によるイノベーションの創出	
		④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成	
(3)国際学術支援エリアの形成	5 次代につながる新たな産業の育成	⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成	
3 環境共生いわて構想 環境	(1)持続可能な社会の構築に向けた低炭素社会への転換の推進	13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	① 環境と調和した農林水産業の推進
			② 環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促進
		34 地球温暖化対策の推進	① 県民運動の推進
	② 再生可能エネルギーの導入促進		
	(2)地域資源を生かした環境産業の展開	35 循環型地域社会の形成	③ 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進
			① 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの促進
		5 次代につながる新たな産業の育成	① 研究シーズの創出と育成
② 新たな産業の「芽」の育成			
5-2 科学技術によるイノベーションの創出	③ 次世代産業創出プロジェクトの推進		
	⑤ 海洋等の国際研究拠点の形成		
	① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出		
		② 地域資源を活用した新たな価値創造	
		③ 国際リニアコライダー(ILC)の実現によるイノベーションの創出	
		④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成	

岩手の未来を切り拓く6つの構想		アクションプラン(政策編)	
構想名	展開の方向	政策項目	主な取組内容
3 環境共生い わて構想 環境	(2)地域資源を生かした環境産業の展開	13 環境保全対策と環境ビジネスの推進	② 環境ビジネスの推進と再生可能エネルギーの利活用促進
		34 地球温暖化対策の推進	② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進
		35 循環型地域社会の形成	① 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rの促進
4 元気になれるい わて構想 元気	(1)研究開発面からの支援体制の整備	5-2 科学技術によるイノベーションの創出	③ 国際リニアコライダー(ILC)の実現によるイノベーションの創出
			④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成
	(2)地域資源を活用した代替療法(オルタナティブ・セラピー)や創薬、機能的食品等の開発	5 次代につながる新たな産業の育成	① 研究シーズの創出と育成
			② 新たな産業の「芽」の育成
			③ 次世代産業創出プロジェクトの推進
	(3)癒しや健康の視点に立った「いわての食」の展開	5-2 科学技術によるイノベーションの創出	① 科学を基軸とした地方からのイノベーション創出
			② 地域資源を活用した新たな価値創造
			③ 国際リニアコライダー(ILC)の実現によるイノベーションの創出
			④ 科学技術の理解増進と次代を担う人材の育成
	(4)癒しや健康、スローライフの視点に立った地域ツーリズムの展開	2 食産業の振興	① FCP等による総合協働体制の構築 ② 新たな事業活動に取り組む事業者等の支援
11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大		① 県産農林水産物の高付加価値化の推進 ④ 生産者と消費者の結びつきを深めた地産地消の推進	
(5)いわての癒し、健康、憩いの環境を生かした定住・交流の促進	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ③ 効果的な情報発信と誘客活動	
	12 いわての魅力あふれる農山漁村の確立	② 農山漁村ビジネスの振興と交流人口の拡大	
5 安心のネット ワークいわて構想 安心	(1)人と人のネットワークを育てる	15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを生み育てられる環境の整備	③ 子育て家庭への支援 ④ 子どもの健全育成の支援
		16 福祉コミュニティの確立	① 生活支援の仕組みづくり ② 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる環境の構築 ③ 障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活ができる環境の構築 ④ 安全・安心のセーフティネットづくり
			17 地域防災対策の強化
	(2)人と地域社会とのネットワークを育てる	14 地域の保健医療体制の確立	② 質の高い医療が受けられる体制の整備
		16 福祉コミュニティの確立	① 生活支援の仕組みづくり ⑤ 自殺対策の推進
			17 地域防災対策の強化
		18 安全・安心なまちづくりの推進	② 地域における防犯活動の促進
	(3)ネットワークを支える基盤を育てる	14 地域の保健医療体制の確立	② 質の高い医療が受けられる体制の整備
		15 家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを生み育てられる環境の整備	② 安全・安心な出産環境など親と子の健康づくりの充実
		16 福祉コミュニティの確立	① 生活支援の仕組みづくり
17 地域防災対策の強化		③ 実効的な防災体制の整備(公助)	
38 安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備		① 多重防災型まちづくりの推進	
41 公共交通の維持・確保と利用促進	③ 地域の実情に応じた効率的な交通体系の構築支援		

岩手の未来を切り拓く6つの構想		アクションプラン(政策編)	
構想名	展開の方向	政策項目	主な取組内容
6 ソフトパワーい わて構想 ソフト	(1)岩手の「ソフトパワー」を育てる	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり
	(2)「人」を育てる	1 国際競争力の高いものづくり産業の振興	⑤ ものづくり産業人材の育成
		3 観光産業の振興	② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ④ 国際観光の振興
		4 地場産業の振興	② 地場産業事業者の新規需要開拓への支援 ③ 新商品の企画・開発等に対する支援
		7 海外市場への展開	③ 外国人観光客の誘客の推進
		30 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	① 高等教育機関等との連携による若者定着の促進 ② 地域課題解決に向けた取組
		31 文化芸術の振興	① 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 ③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援
		32 多様な文化の理解と国際交流	② 海外とのネットワークの形成
		(3)「もの」を育てる	4 地場産業の振興
	7 海外市場への展開		① 事業者の海外ビジネス展開への支援
	11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大		② 県産農林水産物のブランド化等の推進 ③ 県産農林水産物の輸出促進
	31 文化芸術の振興		② 文化芸術と県民との交流支援体制の整備
	(4)「エリア」を育てる	3 観光産業の振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり
			② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備
			③ 効果的な情報発信と誘客活動
			④ 国際観光の振興
		7 海外市場への展開	② いわてからの輸出の拡大 ③ 外国人観光客の誘客の推進
		11 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大	② 県産農林水産物のブランド化等の推進
		30 高等教育機関の連携促進と地域貢献の推進	③ 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組
	31 文化芸術の振興	② 文化芸術と県民との交流支援体制の整備	
③ 豊かな創造性のかん養と文化芸術活動への支援			
④ 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成			
⑤ 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組			

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>